

令和3年度
茨城県包括外部監査報告書

「債権(県税に係るものを除く。)の管理に関する財務事務の執行について」

令和4年2月25日

茨城県包括外部監査人

坂本 和重

令和3年度
茨城県包括外部監査報告書

「債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について」

令和4年2月25日

茨城県包括外部監査人

坂本和重

目 次

I 包括外部監査の概要	1
第1 外部監査の種類	1
第2 選定した特定の事件（監査テーマ）及び監査対象期間	1
第3 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
第4 監査の主な要点	2
第5 監査の主な手続	3
第6 監査の対象機関	3
第7 監査の実施期間	3
第8 監査従事者	3
第9 利害関係	4
第10 その他	4
II 総括的事項	5
第1 茨城県の財政状況と債権管理の重要性	5
1 茨城県の財政状況と今後の財政収支の見通し	5
2 監査委員の決算に対する「審査の結果及び意見」	6
第2 債権管理の基礎的事項	8
1 債権管理の基本	8
（1）地方自治法	8
（2）地方自治法施行令	10
（3）茨城県財務規則	13
（4）個別法と条例	16
（5）茨城県における「債権管理の基本について」	17
第3 茨城県における税外収入未済額縮減に向けての取組について	20
1 税外収入未済額の縮減の重要性	20
2 税外未収債権の主な縮減対策	20
（1）未収債権対策連絡会議の開催（H19年～）	20
（2）未収債権回収強化検討会の開催	21
（3）「債権管理の基本について」の作成（H21年～）	21

(4) 債権回収会社・弁護士法人への回収業務委託	30
(5) 弁護士への法務相談等	30
(6) 支払督促制度等の法的措置の活用	30
(7) 「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」策定（平成 24 年度策定・令和 2 年度改正）	30
(8) 「税外未収債権縮減への取組みについて情報公開」（H28.4～）	32
(9) 未収債権対策チームの設置及び概要について	33
(10) 未収債権への対応方針について（通知）	34
(11) 税外未収債権縮減のための各課の主な取組	37
Ⅲ 監査の結果（総括）	38
第 1 「債権管理の基本について」の改定について	38
1 現在の「債権管理の基本について」	38
2 「債権管理の基本について」の不足部分	38
3 民法（債権関係）の改正	38
4 「債権管理の基本について」の改定の必要性	39
第 2 債権管理条例の必要性	40
1 国における債権管理	40
2 茨城県における債権管理	41
3 「債権管理に関する条例」制定の動向	41
4 茨城県における「債権管理に関する条例」制定の検討について	42
第 3 所管課における債権回収の限界	43
1 所管課における債権回収	43
2 弁護士法人への債権回収の委託	43
3 県による債権回収に対する債務者の考え	44
4 県における認識の見直し	44
第 4 遅延損害金及び違約金の取扱いについて	45
1 遅延損害金・違約金の規定	45
2 遅延損害金・違約金の取扱いの現状	45
3 遅延損害金・違約金の取扱い上の問題点	45
第 5 不納欠損処理総括	46

1	過去3年分の不納欠損処理の状況について.....	46
2	未収債権対策チームの不納欠損処理に対する関わりについて.....	46
	(1) 債権回収業務の場面での関わり	46
	(2) 権利放棄の場面での関わり	46
3	私債権に係る権利の放棄基準の見直し（新基準の策定）について.....	47
	(1) 旧基準.....	47
	(2) 見直しの経緯.....	47
	(3) 新しい私債権に係る権利の放棄基準.....	48
4	その他の変更点について.....	49
5	今後の課題.....	49
第6	未収債権対策チームについて	50
1	未収債権対策チームに対するヒアリング.....	50
	(1) 私債権に係る放棄基準の見直し（新基準の策定）について.....	50
	(2) 未収債権対策チームが関わっている担当課及び把握されている債権について.....	50
	(3) 債権回収業者に委託されている債権について.....	50
	(4) 一番町綜合法律事務所に委託する基準について.....	51
	(5) ニッテレ債権回収株式会社への債権回収委託について.....	51
	(6) 各担当課の権利放棄に関する未収債権対策チームの関わり方について.....	52
	(7) 権利放棄以外の各担当課による不納欠損処分に関する未収債権対策チームの関わり方について.....	52
	(8) 令和2年度とそれ以降のプロセスについて.....	53
	(9) 未収債権対策チーム主催の連絡会議・研修会等について.....	53
	(10) 私債権に係る権利の放棄の基準（新基準）に係る具体的な解釈基準について.....	54
2	未収債権対策チームの存在意義.....	54
第7	債権回収の専担部署について	55
1	茨城租税債権管理機構.....	55
	(1) 管理機構設立の趣旨.....	55
	(2) 管理機構の現在の取組.....	55
2	債権回収の専担部署の設置.....	55
第8	債権管理全般に共通する監査結果.....	56
1	債権管理期間が長期間になっている債権.....	56
2	債務者・連帯保証人関係.....	56
	(1) 債務者に対する督促手続の遅延.....	56

(2) 債務者に対する催告手続の遅延.....	56
(3) 債務者の状況捕捉.....	56
(4) 債務者が所在不明の場合.....	57
(5) 債務者が死亡した場合.....	57
(6) 連帯保証人に対する対応.....	58
(7) 分割納付について.....	58
IV 監査の結果（個別）.....	60
第1 監査対象とした債権の一覧.....	60
第2 県民生活環境部.....	66
1 廃棄物規制課.....	66
1-1-1 不法投棄等撤去代執行経費.....	67
1-1-2 放置廃棄物検査事務管理経費.....	81
第3 保健福祉部.....	85
1 厚生総務課.....	85
2-1-1 交通事故損害賠償金.....	86
2 福祉指導課.....	90
2-2-1 生活保護費返還金.....	93
2-2-2 民生建物使用料.....	109
2-2-3 介護福祉士修学資金等貸付金.....	114
3 障害福祉課.....	120
2-3-1 障害福祉費負担金・こども福祉医療センター費負担金.....	122
2-3-2 損害賠償金（自立支援対策特別措置費）.....	135
2-3-3 診療報酬返還金.....	139
2-3-4 サービス利用者使用料.....	142
4 医療人材課.....	145
2-4-1 看護師等修学資金.....	147
2-4-2 医師修学資金貸付金.....	156
5 青少年家庭課.....	163
2-5-1 児童措置費負担金.....	167
2-5-2 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返還金（元金）.....	180
2-5-3 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返還金（利子）.....	193
2-5-4 児童扶養手当過払返還金.....	204

6	県立医療大学付属病院	217
2-6-1	入院使用料等	220
第4	立地推進部	241
1	立地整備課	241
3-1-1	産業廃棄物処理費用に係る損害賠償金	242
2	宅地整備販売課	247
3-2-1	産業廃棄物処理費用に係る損害賠償金	248
3-2-2	契約解除に伴う違約金利息等	254
第5	産業戦略部	258
1	産業政策課	258
4-1-1	中小企業設備近代化資金貸付金（元金・違約金及び延滞利息）	262
4-1-2	中小企業事業継続応援貸付金	279
2	中小企業課	283
4-2-1	中小企業高度化資金貸付金（元金・利子）	285
第6	農林水産部	311
1	農業経営課	311
5-1-1	農業改良資金貸付金（元金・違約金）	313
2	林政課	325
5-2-1	林業・木材産業改善資金貸付金（元金・違約金）	328
5-2-2	森林整備加速化等基金返還金	339
3	農地局農地整備課	347
5-3-1	談合賠償金及び遅延利息	348
4	水産振興課	359
5-4-1	漁港指定施設使用料	360
第7	土木部	363
1	監理課	363
6-1-1	談合賠償金	364
2	河川課	368
6-2-1	土地使用料（河川敷使用料）	370
6-2-2	土地使用料（河川敷使用料）	373
6-2-3	生産物売払収入（砂利採取料）	376
6-2-4	契約解除に伴う違約金利息等	379

6-2-5	土地使用料（河川敷使用料）	383
6-2-6	土地使用料（河川敷使用料）	386
6-2-7	土地使用料（海岸）	391
6-2-8	土地使用料（河川敷使用料）	394
3	都市局住宅課	398
6-3-1	県営住宅使用料等	401
第 8	企業局	426
1	総務課	426
7-1-1	工業用水道事業会計未収金	428
2	業務課	434
7-1-2	工業用水道事業会計未収金（損失補償金）	435
7-1-3	工業用水道事業会計未収金（工業用水道契約解除に係る清算金）	442
第 9	病院局	446
1	経営管理課	446
8-1-1	個人医業未収金	452
第 10	警察本部	492
1	交通指導課	492
9-1-1	過料（現年度納付命令分・滞納繰越分）	493
第 11	教育委員会に対する令和 2 年度包括外部監査の措置状況について	503
1	茨城県地域改善対策進学奨励資金	504
2	茨城県地域改善対策進学奨励資金以外の奨学資金・奨励資金	512
3	授業料	516
V	監査の結果のまとめ	520
第 1	監査の結果の集計	520

I 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び「茨城県外部監査契約に基づく監査に関する条例」の規定に基づく包括外部監査である。

第2 選定した特定の事件（監査テーマ）及び監査対象期間

1 選定した特定の事件（監査テーマ）

「債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について」

2 監査対象期間

令和 2 年度（自令和 2 年 4 月 1 日 至令和 3 年 3 月 31 日）。ただし、必要な範囲で過年度及び令和 3 年度についても監査対象とした。

第3 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

税外未収債権の縮減に向けた取組は、制度の維持や公平性を確保するとともに、歳入確保の面からも極めて重要である。茨城県では、悪質な滞納者に対しては法的措置等を含めた回収方策を実施するとともに、回収が困難になった案件については不納欠損処理を実施している。

特記すべき事項は、令和 2 年度において、県の債権（県税に係るものを除く。）の管理、整理に係る指導及び支援に関する業務を担う専担の部署として総務部に未収債権対策チームを立ち上げたことである。このことは、茨城県として、税外未収債権管理の実効性を今まで以上に高めようとする施策であり、県民としてその取組を評価するものである。

さて、茨城県における税外未収債権の推移状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

年 度	区 分	金 額
平成 28 年度	年度末収入未済額	5,980,687
平成 29 年度	回 収 額	335,691
	不 納 欠 損 額	36,644
	当年度発生収入未済額	435,142
	年度末収入未済額	6,038,647
平成 30 年度	回 収 額	395,313
	不 納 欠 損 額	96,966

	当年度発生収入未済額	657,800
	年度末収入未済額	6,298,179
令和元年度	回収額	316,381
	不納欠損額	51,675
	当年度発生収入未済額	340,482
	年度末収入未済額	6,262,525
令和2年度	回収額	316,375
	不納欠損額	198,764
	当年度発生収入未済額	365,631
	年度末収入未済額	6,060,820

※上記の金額は、県税及び税に係る加算金を除いた一般会計、特別会計並びに企業会計で管理されている収入未済額の合計額である。

※「前年度末収入未済額－回収額－不納欠損額＋当年度発生収入未済額＝当年度末収入未済額」と計算上なるが、調定誤り等が発覚し、調定更正などを行っている場合には、回収額、不納欠損額、当該年度発生収入未済額にその数値が反映されないため、不一致となる。上記の表において、計算上の不一致は、調定更正等の発生によるものである。

令和2年度に総務部長から「未収債権への対応方針について（通知）」が発出されたことを受けて、時効期間を経過した債権に対する不納欠損処理が実施されたことから、令和2年度の不納欠損額が大幅に増加し、結果として年度末収入未済額が減少している。

しかしながら、滞納後に地方自治法施行令第171条の6に基づき履行期限の延長を行っている債権の中には、企業会計上では不良債権と判定される債権が含まれており、債権管理の重要性は高まっていると考える。

隠れた回収不能（懸念）債権の有無、回収等に際しての公平性・平等性確保の状況、滞納額に対する延滞金等の請求・回収状況など様々な観点から検討することは重要であることから、合规性の観点を中心に、有効性・経済性・効率性の観点も考慮して検討することが有意義であると判断し、特定の事件（監査テーマ）として選定した。

第4 監査の主な要点

- ① 債権管理体制が、関連法令及び規則等に従い適正に整備・運用されているか。
- ② 債権の調定及び回収事務が、関連法令及び規則等に従い適切に実施されているか。
- ③ 発生した債権が、網羅的に把握されているか。
- ④ 請求手続が、適切に実施されているか。
- ⑤ 回収した債権が、網羅的に把握されているか。
- ⑥ 収入未済額の状況把握と対策が、適切に実施されているか。

- ⑦ 債権の保全手続は、適切に実施されているか。
- ⑧ 相手先別の債権残高が、適切に把握・管理されているか。
- ⑨ 長期延滞債権に対して、適切に回収対応策を実施しているか。
- ⑩ 履行期限到来済債権に含まれる滞納債権と同一債務者に係る履行期限未到来債権が、適切に管理されているか。
- ⑪ 不納欠損処理が、適切に実施されているか。

第5 監査の主な手続

- ① 諸規程等の閲覧
- ② 監査対象とした債権管理に係る所管課に対する質問
- ③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧
- ④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容と関連資料との突合・精査
- ⑤ 他県の包括外部監査で指摘された諸事項の茨城県における現状調査
- ⑥ その他必要と認めた手続

第6 監査の対象機関

税外未収債権を有する所管課（企業局、病院局、警察本部及び教育委員会を含む。）

第7 監査の実施期間

令和3年7月13日から令和4年2月25日まで

第8 監査従事者

1 包括外部監査人

資格等	氏名
税理士・公認会計士	坂本 和重

2 包括外部監査補助者

資格等	氏名
弁護士	白石 裕
弁護士	田中 美和
税理士	水庭 清隆
税理士・公認会計士	坂本 祐輝
税理士	山口 烈

第9 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件（監査テーマ）につき、県と包括外部監査人及び包括外部監査補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第10 その他

1 指摘事項及び意見について

本報告書における指摘事項及び意見は、次の基準により区分している。

【指 摘】 財務に関する事務の執行等において、合规性（適法性と正当性）の観点から是正の必要があると判断した事項である。なお、違法ではないが、行政上実質的に妥当性を欠くこと及び適切でないことを含む。

【意 見】 指摘事項には該当しないが、経済性・効率性・有効性の観点から改善が望まれる事項である。なお、経済性・効率性・有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合は「指摘」としている。

2 端数処理について

本報告書の表示数値は、単位未満の端数処理の関係で、内訳数値の総数と合計数値が不一致の場合がある。

3 大文字・小文字の使い分けについて

「IV 監査の結果（個別）」において、英文字の大文字は法人の債務者、小文字は個人の債務者として使い分けをしている。

II 総括的事項

第1 茨城県の財政状況と債権管理の重要性

1 茨城県の財政状況と今後の財政収支の見通し

令和3年3月に茨城県総務部財政課から「茨城県の財政状況と今後の財政収支の見通し」が発表されている。

その概要は、次のとおりである。

◆義務的経費

社会保障関係費等が増加しているため、義務的な経費は増加傾向にあり、財政構造の硬直化が進んでいる。

◆県債発行額

本来地方交付税として交付されるべき額の一部を肩代わりして発行する臨時財政対策債など、国の制度による特例的県債の発行額が多額となっており、通常県債を上回る状況になっている。

◆県債残高

通常県債残高は平成18年度末の1兆4,288億円をピークに縮減している一方、特例的県債残高は令和3年度末の見込みで1兆248億円と、県債残高全体の約47%を占める規模に増加している。

◆通常県債残高の内訳

財政健全化のために、道路などのインフラ施設を中心に県債残高の縮減に取り組んできている。

◆実質税収（税収＋地方消費税清算金＋地方法人特別譲与税）

実質税収は景気動向により大きく左右されるものであるが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響等による企業収益の減などにより減少する見通しである。

◆プライマリーバランス

プライマリーバランスは、平成22年度以降、臨時財政対策債を地方交付税として算定した場合、黒字を維持している。

◆一般財源基金残高

景気変動による税収減や自然災害、今後の社会保障関係費の増加などに対応するため、一般財源基金への積立てを行い財源確保に努めている。

◆基金の状況

県の歳入は景気動向に大きく左右されるため、県民サービスを安定的に提供するために必要な金額を基金に積み立てている。

◆財政収支見通し

令和3年度当初予算を基礎として、今後の財政収支見通しを機械的に試算すると以下のとおりとなる（収支戻は20億円から30億円のマイナス）が、引き続き将来世代の受益に繋がる事業に大胆に取り組みながらも、事業の選択と集中やスクラップ・アンド・

ビルドなどを徹底し、財源の確保に努めるとしている。

2 監査委員の決算に対する「審査の結果及び意見」

また、令和3年12月に監査委員から公表された「審査の結果及び意見」によると、

主な財政指標については、次のとおりである。

- ・財政力指数は0.65584で、前年度と比べて0.00059ポイント上昇(改善)している。
- ・経常収支比率は94.3%で、前年度と比べて2.3ポイント低下(改善)している。これは、地方交付税や減収補填債の増などにより経常一般財源が増加したことによるものである。
- ・実質公債費比率は9.5%で、前年度と比べて0.1ポイント低下(改善)している。

プライマリーバランスについては、次のとおりである。

- ・令和2年度一般会計の歳入歳出決算におけるプライマリーバランスは338億円の黒字となり、前年度に比べて243億円減少した。
- ・これは、歳入について、新型コロナウイルス感染症の影響による県税の減収を補填するための県債発行が増加したことなどによるものである。

とし、意見については、次の観点から述べられている。

ア 健全な財政構造の確立について

イ 収入未済額の縮減及び不納欠損処分について

ウ 保有土地の処分推進について

エ 事務事業の適正な執行について

特に「イ 収入未済額の縮減及び不納欠損処分について」は、特定の事件（監査テーマ）に直結することから、その全文を掲載する。

イ 収入未済額の縮減及び不納欠損処分について

一般会計における収入未済額は、前年度に比べて5億43百万円増加し、61億69百万円となった。

収入未済額の主なものは、県税であるが、前年度に比べて5億84百万円増の49億11百万円となった。徴収率については、前年度より0.1ポイント低下し98.6%となった。

そのうち、個人県民税については、賦課徴収を行う市町村の徴税力強化支援などによって、前年度に比べて2億13百万円減少し、ピークであった平成22年度の103億47百万円に比べると73億67百万円減の29億80百万円となっている。しかし、それでもなお県税の収入未済額全体の60.7%を占めている現状にあることから、引き続き関係機関との連携を強化したうえで市町村への積極的な支援に努められたい。

法人事業税については、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として行われた徴収猶予の特例制度により、前年度に比べて7億34百万円増加し9億40百万円と

なった。この収入未済額については、今後、徴収の強化などにより適切な債権管理に努められたい。

自動車税については、納税機会の拡充を図るとともに、滞納整理強化月間による取組などさまざまな滞納対策を効果的かつ効率的に取り組んだ結果、前年度に比べて97百万円減少し3億77百万円となった。引き続き、滞納者の実態に応じた滞納整理の強化に努められたい。

今後とも、税負担の公平性と歳入確保の観点から、引き続き税目ごとの特性に応じたさまざまな徴税対策を行い、納期内納付の推進や滞納整理を通じて税の公平・公正性の確保を図ることにより、県税収入の確保に努められたい。

県税以外の収入未済額については、一般会計で12億58百万円であり、前年度に比べて41百万円減少した。主なものは県営住宅使用料や奨学資金貸付金等である。特別会計は46億59百万円であり、前年度に比べて88百万円減少した。主なものは中小企業事業資金の高度化資金貸付金である。これら収入未済額への対応については、未収債権対策チームを中心に、債権に係る権利の放棄の基準の全面的な見直しや弁護士法人への債権回収業務の委託などを行っているところであるが、担当課は未収債権対策チームと十分に協議を行い、新たに定められた未収債権への対応方針に沿った債権回収に努められたい。

不納欠損額については、一般会計で前年度に比べて21百万円減少し、5億76百万円となった。主なものは県税の4億88百万円である。また、特別会計では前年度に比べて7,721万9千円増加し、9,070万8千円となった。やむを得ず不納欠損処分を行う場合は、滞納者の資力調査等の徹底を図ったうえで、漫然と時効を迎えることのないよう負担の公平・公正性の確保に努められたい。

このように監査委員においても、収入未済額の適正な管理を要請しており、やむを得ず不納欠損処分を行う場合であっても、滞納者の資力調査等の徹底を図ったうえで、漫然と時効を迎えることのないよう負担の公平・公正性の確保に努めることを求めている。

このような考え方は、監査人が特定の事件（監査テーマ）の選定理由にもつながるものである。本報告書が、今後の監査委員監査、未収債権対策チームに役立つものとなるよう監査を実施するものである。

第2 債権管理の基礎的事項

1 債権管理の基本

債権管理を特定の事件(監査テーマ)にする場合には、税外収入未済額に係る法令、条例、規則、細則等においてどのように規定されているかを理解することが不可欠となる。

債権管理の監査に際して、共通的に関係する条文については、「(1) 地方自治法」、「(2) 地方自治法施行令」及び「(3) 茨城県財務規則」において、主なものを記載している。

また、法律に基づいて、茨城県において独自に条例を定めているものの一例を「(4) 個別法と条例」に記載し、これ以外については必要に応じて個別の監査報告の中で記載する。

税外収入未済額を有する所管課における債権管理について関係する「債権管理の基本について」は、「(5) 茨城県における「債権管理の基本について」」に記載している。

これらは、いずれも「合規性」の判断の基準となるものであり、その理解は重要である。

(1) 地方自治法

地方自治法における債権管理に係る主な規定は、次のとおりである。

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 6 第三項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例によりした処分についての審査請求については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条の四の規定を準用する。
- 7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 9 普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 10 第七項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 11 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
- 12 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

（財産の管理及び処分）

第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

- 2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。
- 3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で議会の議決によるとき又は同条第三項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。

（債権）

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
- 4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
 - 一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権

- 二 過料に係る債権
- 三 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）
- 四 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権
- 五 預金に係る債権
- 六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
- 七 寄附金に係る債権
- 八 基金に属する債権

（2）地方自治法施行令

地方自治法施行令における債権管理に係る主な規定は、次のとおりである。

（歳入の調定及び納入の通知）

第百五十四条 地方自治法第二百三十一条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。

3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によってこれを行うことができる。

（督促）

第百七十一条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（強制執行等）

第百七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければ

ならない。ただし、第一百七十一条の五の措置をとる場合又は第一百七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第一百七十一条の三 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第一百七十一条の六第一項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第一百七十一条の四 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第一百七十一条の五 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の用途に従つて第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第七十一条の七 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

(3) 茨城県財務規則

茨城県財務規則における債権管理に係る主な規定は、次のとおりである。

(債権の管理)

第 55 条 歳入徴収者は、調定済の債権については、収入済一覧表及び収入未済一覧表を作成して管理しなければならない。

(債権の異動通知等)

第 56 条 歳入徴収者は、毎月その所掌に属する債権について異動があったときは、債権(基金)異動通知書を作成し、翌月 10 日までに会計管理者に提出しなければならない。ただし、債権の発生若しくは帰属と同時に当該債権について調定するもの又は年度内に調定する見込みのものは除く。

2 会計管理者は、債権(前項ただし書に規定するものを除く。)に異動があったときは、債権(基金)整理カードに記載して整理しなければならない。

3 課長又は公所長は、貸付金に係る債権が発生したときは、貸付金整理カードに記載して整理しなければならない。

(督促)

第 57 条 歳入徴収者は、税外諸収入金を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後 20 日以内に督促伝票(督促状・領収証書、収入票及び収納済通知票をいう。以下同じ。)を発しなければならない。

2 督促伝票において指定すべき期限は、特別に定めのあるもののほか、当該督促伝票の発付の日から 15 日以内とする。

(担保の処分)

第 58 条 課長又は公所長は、令第 171 条の 2 第 1 号の規定により、担保の付されている債権で、その担保を処分し、又は競売その他の担保権の実行の手続を要するものがあるときは、速やかに年度、収入科目、金額、納期限、債務者の住所及び氏名、担保の種別並びにその理由を記載した書類を知事、教育委員会又は警察本部長に提出してその指揮を受けなければならない。

(保証人に対する履行の請求)

第 59 条 歳入徴収者は、令第 171 条の 2 第 1 号の規定により保証人に対し履行の請求を要するときは、保証人及び債務者の氏名、納付すべき金額、納入の事由、納期限、納入場所その他納入に関し必要な事項を記載した納付伝票を保証人に送付しなければならない。

(滞納処分)

第 60 条 課長又は公所長は、督促伝票で指定した期限までに滞納金を完納しない者があるときは、速やかに税外諸収入滞納処分執行調書を知事に提出してその指揮を受けなければならない。

2 歳入徴収者は、現金取扱員が配置されている本庁又は公所にあっては現金取扱員のうちから、現金取扱員が配置されていない本庁又は公所にあっては知事の補助機関である職員のうちから課長又は公所長が指定した者(以下「徴収職員」という。)に滞納処分を行わせることができる。この場合において、徴収職員に指定された者については、現金取扱員を命じられたものとみなす。

3 課長又は公所長は、滞納処分の執行停止を要するものがあるときは、速やかに年度、収入科目、金額、納期限、債務者の住所及び氏名並びにその理由を記載した書類を知事に提出してその指揮を受けなければならない。

(履行期限の繰上げの手続)

第 61 条 歳入徴収者は、令第 171 条の 3 の規定により、債務者に対し履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない事由が生じたときは、当該債権について、納入の通知をしていない場合にあつては特に履行期限を繰り上げる旨及びその理由を記載した納入伝票を、納入の通知をした後の場合にあつては履行期限を繰り上げる旨及びその理由を記載した納付伝票を債務者に送付しなければならない。

(債権の申出等)

第 62 条 歳入徴収者は、その所掌に属する債権について、次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、令第 171 条の 4 第 1 項の規定により速やかに配当の要求その他債権の申出の手続をしなければならない。

- (1) 債務者が強制執行を受けたこと。
- (2) 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
- (3) 債務者の総財産について競売の開始があったこと。
- (4) 債務者が破産の宣告を受けたこと。
- (5) 債務者である法人が解散したこと。
- (6) 債務者について相続の開始があった場合において相続人が限定承認をしたこと。
- (7) 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。

(徴収停止)

第 63 条 令第 171 条の 5 第 2 号に規定するこれに類するときとは、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用及び優先債権の金額の合計額を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権の金額の合計額を超えないと認められるとき。

2 歳入徴収者は、徴収停止の措置をとった場合であっても、債務者が自発的にその債務の履行をしてくるときは、その弁済を受けなければならない。

3 歳入徴収者は、徴収停止の措置をした後において、債務者の資産状況の好転に伴い、徴収停止の条件に該当しないこととなったときは、速やかに徴収停止の措置のとりやめの手続をしなければならない。

(履行延期の特約等の手続)

第 64 条 歳入徴収者は、令第 171 条の 6 の規定により履行延期の特約等をしようとするときは、債務者から履行延期申請書を徴して行わなければならない。

2 前項の延長に係る履行期限は、原則として当該年度を越えることができない。

3 歳入徴収者は、第 1 項の申請に基づき履行延期の承認をしたときは、履行延期承認通知書により債務者に通知しなければならない。

(延期の場合の担保)

第 65 条 第 139 条の規定は、履行期限の延長に伴い提供を受ける担保についてこれを準用する。

2 前項の担保の提供に代え保証人による保証による場合は、歳入徴収者が適当と認める連帯保証人を付けた債務保証書を提出させなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、同一債務者に対する債権金額の合計金額が少額である場合その他特別の事情がある場合には、担保の提供又は債務保証書の提出を免除することができる。

(延納利息)

第 66 条 歳入徴収者は、必要に応じ履行期限の延長に伴い利息を付することができる。

2 前項の利率は、一般金融市場における金利を勘案して定める。

(履行延期の特約をした債務の免除)

第 67 条 歳入徴収者は、令第 171 条の 7 の規定により債務の免除をしようとするときは、債務者から債務免除申請書を徴して行わなければならない。

2 歳入徴収者は、前項の申請に基づき債務の免除をしたときは、債務免除承認通知書により債務者に通知しなければならない。

(不納欠損処分)

第 68 条 歳入徴収者は、債権の放棄等による不納欠損処分をしようとするときは、年度、会計、収入科目コード、金額、納期限、債務者の住所及び氏名並びにその事由を記載した書類を知事に提出しなければならない。この場合において、公所長にあっては、事業主管課長を経由しなければならない。

2 知事、教育委員会又は警察本部長は、不納欠損処分の決定があったときは、不納欠損登録一覧表を作成し、速やかに会計管理者に回付し、又は公所長に送付しなければならない。

3 公所長は、前項の規定により不納欠損登録一覧表の送付を受けたときは、これを審査し地方出納員に回付しなければならない。

(相殺)

第 69 条 歳入徴収者は、法令等の規定により相殺するときは、相殺額について第 108 条の規定による振替をし、相殺した差額について収入又は支出の手続をしなければならない。

(4) 個別法と条例

債権管理における個別法と県条例との対応例は、次のとおりである。

《道路法》

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和三十二年法律第九号)第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(負担金等の強制徴収)

第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金、連結料又は停留料金(以

下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、道路管理者は、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 手数料及び延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しない場合においては、時効により消滅する。

《茨城県道路占用料徴収条例》

(占用料)

第2条 道路の占用(以下「占用」という。)をする者(以下「占用者」という。)は、別表の定めるところにより、占用料を納付しなければならない。

(5) 茨城県における「債権管理の基本について」

茨城県においては、法律、条例、規則等に準じて債権管理を実施しているが、担当者の便益に資するため、総務部行財政改革・地方分権推進室が平成21年3月に「債権管理の基本について」を策定し（平成25年3月、平成26年9月一部改定）、実務に供している。

「債権管理の基本について」の記載内容は、次のとおりである。

なお、詳細は、21頁「第3 2(3)「債権管理の基本について」の作成（H21年～）」を参照されたい。

1 債権管理適正化の取組

2 債権管理適正化の具体的取組方策

(1) 管理の徹底

- ①債権発生時の留意点
- ②記録の整備・管理
- ③債務者等の状況捕捉
- ④契約後の情勢変化への対応

(2) 回収の強化

- ①督促
- ②催告・交渉
 - 【分割納付】
- ③所在調査・財産調査
 - 【所在調査】
 - 【財産調査】
- ④強制徴収、強制執行等
 - 【強制徴収】
 - 【強制執行等】
 - 〈担保権の実行〉
 - 〈支払督促・訴訟手続〉
 - 〈強制執行〉
- ⑤債権回収業者の活用の検討

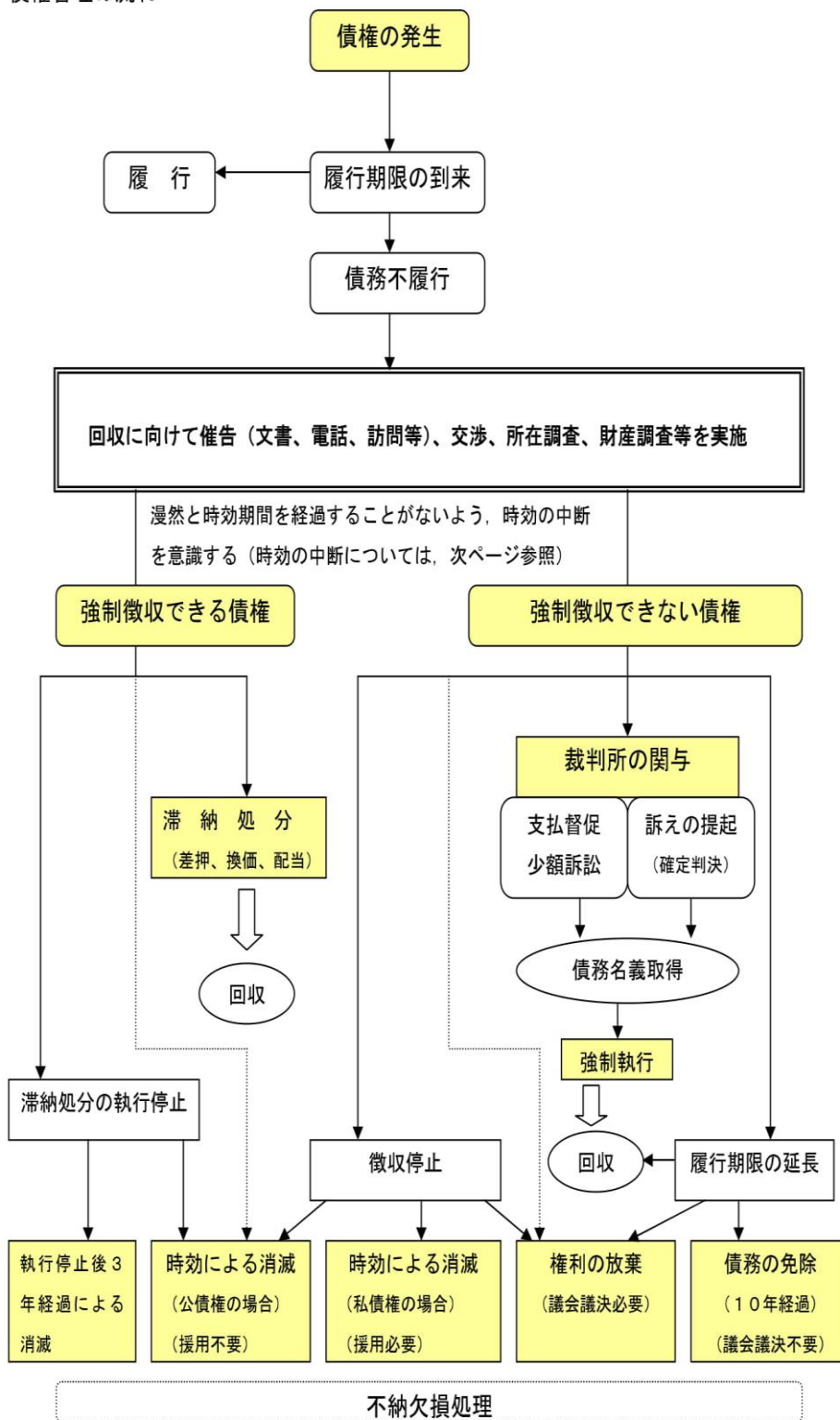
(3) 債権の整理

- ①徴収停止
- ②履行期限の延長の特約
- ③債務の免除
- ④権利の放棄
- ⑤時効による消滅
- ⑥不納欠損処分

(4) その他～間接貸付金について～

また、債権管理の流れは、次のとおりである。

債権管理の流れ



第3 茨城県における税外収入未済額縮減に向けての取組について

1 税外収入未済額の縮減の重要性

収入未済額の縮減に向けた取組は、制度の維持や公平性を確保するとともに、歳入確保の面からも極めて重要である。県では、悪質な滞納者には法的措置等を含めた回収方策を実施するとともに、回収が困難になった案件については不納欠損処分を実施するなどの取組を実施している。

2 税外未収債権の主な縮減対策

茨城県における税外未収債権に対する主な縮減対策は、次のとおりである。

(1) 未収債権対策連絡会議の開催（H19年～）

未収金の縮減等に向け、関係課間の連携を図り、全庁的な取組を推進することを目的として設置。毎年度、各課の未収債権の取組の現状と今後の対応について、意見交換を実施している。（構成課は税外収入未済額を有する課）

未収債権対策チーム設置後の連絡会議の開催状況は、次のとおりである。

●令和2年度 第1回未収債権対策連絡会議

○日時：令和2年7月22日（水）13:30～

○場所：県庁舎行政棟11階1106・1107会議室

○1 開会

2 未収債権対策チームの概要について

3 令和元年度決算における未収債権の状況等について

4 未収債権所管課への依頼事項について

5 滞納処分・法的措置について

6 質疑応答

7 閉会

●令和2年度 第2回未収債権対策連絡会議

○日時：令和2年10月8日（木）14:00～

○場所：県庁舎行政棟9階901会議室

○1 開会

2 時効期間満了が迫った債権に係る滞納処分、強制執行等（法的措置等）の実施について

3 私債権の権利の放棄に係る基準の見直し等について

4 債権管理システム（仮）の導入案について

- 5 その他
- 6 質疑応答
- 7 閉会

●令和3年度第1回未収債権対策連絡会議

○日時：令和3年4月15日（木）13:30～15:00

○場所：県庁舎行政棟9階講堂

○次第

- 1 開会
- 2 未収債権所管課への依頼事項について
- 3 支払督促及び訴訟の計画的な実施について
- 4 時効期間を経過した債権の取扱いについて
- 5 本年度の未収債権管理に係る進捗確認の進め方について
- 6 未収債権管理システムの導入について
- 7 質疑応答
- 8 閉会

(2) 未収債権回収強化検討会の開催

各所属の適正な債権管理のために、公金の債権回収業務に関する法令と実務研修等の研修会を開催している。講師は、弁護士・債権回収会社等が担当している。

未収債権対策チーム設置以降の研修会の開催状況は、次のとおりである。

弁護士を講師とした研修会を実施（例年5月頃開催、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止。）

参加者：債権担当課職員

●令和3年度 未収債権回収強化検討会

○日時：令和3年5月14日（金）13:00～

○場所：茨城県市町村会館 講堂

○次第

- 1 講義（13:00～16:30）
 - 公金の債権管理回収業務に関する法令と実務
 - 講師 須田 徹 弁護士（東京弁護士会所属）
- 2 質疑応答・個別相談（16:30～17:00）

(3) 「債権管理の基本について」の作成（H21年～）

債権管理全般に関する基本的事項を整理し、各課の債権管理やマニュアル等を整備する際

の基本となる手引きを作成（随時改定）している。また、各所属においても、マニュアル等を整備し、適切な債権管理・回収を実施している。

包括外部監査を実施するに際しては、法令、条例等の他に茨城県における「債権管理の基本について」を基準の一つとしていることから、本文部分を記載する。

なお、最終改正が平成 26 年 9 月であることから、改正民法への対応は未了であることに留意されたい。

「債権管理の基本について」（平成 21 年 3 月策定、平成 25 年 3 月、平成 26 年 9 月一部改定 総務部行財政改革・地方分権推進室）の内容は、次のとおりである。

1 債権管理適正化の取組

未曾有の危機的状況にある本県財政において、未収債権対策は歳入の確保を図るための重要な取組のひとつである。

本県の収入未済額は、平成 19 年度決算において一般会計、特別会計及び企業会計の合計で約 196 億円となっており、これを縮減するため全庁を挙げて取り組んでいるところである。

収入未済額の縮減には、債権の発生から回収まで、それぞれの段階ごとに適正な管理が必要であることから、この度、債権管理全般に関する基本的な事項をとりまとめた「債権管理の基本について」を作成した。各所管課においては、個々の債権の状況に応じた具体的な債権管理やマニュアル等を整備する際の参考として本書を活用していただきたい。

2 債権管理適正化の具体的取組方策

適正な債権管理のためには、扱う債権について公債権・私債権の区分、強制徴収・強制執行の区分、時効年数等、債権の区分を的確に把握したうえで、管理の徹底、回収の強化、債権の整理、を行うことが必要となる。

(1) 管理の徹底

①債権発生時の留意点

- ・債務者が債務を履行しない場合に対処するため、担保や保証人の設定の必要性を検討すること。
- ・貸付金等にかかる契約締結の際は、強制執行承諾条項を盛り込んだ公正証書の作成を検討すること。
- ・貸付金等の契約書・借用証書等に、債務者が履行期限の利益を喪失する事由として、返還を怠ったとき、銀行取引停止処分を受けたとき、または破産手続以外の倒産手続（会社更生、民事再生等）が開始されたときなどを規定すること。
- ・貸付等の審査にあたっては、税金の滞納がない旨の納税証明書や公共料金の支払い状況、保証人の所得・資産等を確認する書類の提出を求めるなど、債務者の資力の確認を行うこと。
- ・貸付金等については、貸付の審査時点において、提出書類による厳格なチェックを行う

とともに、債務者や保証人に対し、「債務不履行となった場合には、保証人に対しても請求するとともに、財産調査を実施し、強制執行等の手続に着手する」ことを書面において周知徹底すること。

- ・口座振替やコンビニ収納など、納付の利便性の向上による収納率のアップや滞納の未然防止が図れるような納付方法についても検討すること。

②記録の整備・管理

以下に示す記録の整備は、債権管理の最も基本的な事項であり、特に訴訟までを視野に入れた場合は必要不可欠になる。

- ・債権管理簿を整備し、債務者の氏名、債権金額の基本事項をはじめ、納付状況など債権管理に必要な事項を記載すること。

ただし、当該年度中に債権の総額を調定するものについては、債権管理簿の記載を省略できる。

- ・滞納債権については、督促等の処理内容を記録すること。
- ・金銭消費貸借契約書などの債権証書と各種変更届、保証書ならびに、保証意思確認書類について、いつでも最新の届出内容を確認できるよう整理しておくこと。

※ 地方自治法第 240 条、茨城県財務規則第 55 条、第 56 条

③債務者等の状況捕捉

- ・貸付金など、債権の発生から履行までに一定の期間がある債権については、経営情勢の影響などから、債務履行期限までに、債務者が破産等の状況に陥り、債務履行が危ぶまれることもあることから、債務者の状況を随時把握するよう努めること。

- ・特に、高額な債権については、償還の可能性を見極め、債権の安全性を確保するためにも、年に 1 回、登記簿謄本、財務諸表だけでなく、税務申告書の写し（付属明細書、勘定科目明細書を含む）等の提出を求めるなど、必要な情報収集を行うこと。

④契約後の情勢変化への対応

- ・債務発生から履行までの情勢変化に対応するため、必要に応じて、担保の増要求や保証人の入替等により、債権の保全に努めること。

- ・履行期限が到来するまでは、債務者に「期限の利益」があるため、債務の履行を請求することはできないが、民法の規定または契約上における期限の利益の喪失に該当する事由が発生した場合は、遅滞なく履行期限の繰上げの手続をとること。

- ・債務者が第三者による強制執行、又は破産手続開始決定を受けたこと等を知った場合において、法令により県が債務者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとり、債権の確保に努めること。

- ・会社が解散等の事由によって清算される場合は、官報に一定期間内に債権を申し出るべき旨の公告が掲載されるが、この期間内に申し出なければ清算から除斥され、手続に参

加できなくなるので注意すること。

※ 地方自治法施行令第 171 の 3, 第 171 の 4, 茨城県財務規則第 61 条, 第 62 条
会社法第 499 条, 第 503 条, 第 660 条, 第 665 条

(2) 回収の強化

① 督促

- ・ 履行期限（納期限）までに履行（納付）しない者があるときは、期日を指定して督促しなければならない。督促がなされない限り強制徴収・強制執行等の手続に入ることはできない。
- ・ 最初の督促には、時効中断の効力があり、その効力は民法第 97 条の規定により、督促状が相手方に到達した時から生じることとなる。このため、債務者が居所不明の場合等には、公示送達の方法により、督促すること。

※ 地方自治法第 231 条の 3, 第 236 条第 4 項, 地方自治法施行令第 171 条
茨城県財務規則第 57 条, 民法第 97 条, 第 98 条

② 催告・交渉

- ・ 督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に履行（納付）を促すため、速やかに文書・電話・訪問等による催告（口頭や請求書による裁判外の履行の請求）及び、交渉に着手すること。交渉は、文書だけでなく、電話・訪問等を併用し、債務者に対して意思が明確に伝わるよう、効果的な手法を選択して行うこと。
- ・ 債務者との交渉は、今までの経過を十分理解してあたる必要があると必要であり、確認項目をマニュアル等で整理しておくとともに、交渉経過を必ず記録し保存すること。
交渉は、債務者の履行意思を確認し、財産調査の結果と併せ、最終的に強制徴収・強制執行等に進むか、猶予や停止、免除するかの見極めをするためにも、極めて重要な手続きとなる。
- ・ 強制徴収できない債権は、回収の前提となる財産調査について法令上の制約が多いことから、交渉の初期段階において、住所、勤務先、取引金融機関や保有財産等を再確認するとともに、可能な範囲で、債務者から確定申告書の写し等を提出させるなど、情報収集に努めること。
- ・ 連帯保証人を設定している場合は、債務者への催告と同時に連帯保証人に対する請求を行うこと。

【分割納付】

- ・ 一括納付が困難、あるいは貸付金等で月々の返済額の納付が困難であるとの申出がある債務者に対しては、納税証明書や決算書類等を提出させ、債務者の生活状況や納付資力を調査し、回収の実効性を高める観点からやむを得ないと認められる場合には、分割納付の措置を検討すること。
- ・ 分割納付を認める際には、消滅時効の中断事由である民法第 147 条の「承認」を兼ねた

「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させることとし、その文面には、「分割納付が不履行となった場合は、当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を返済する」旨の期限の利益の喪失についての文言を挿入するなど、滞納額全額の回収ができるような措置を講じることが望ましい。

※ 民法第 147 条、第 153 条

③所在調査・財産調査

【所在調査】

- ・住所変更届出をしない滞納者もいることから、所在不明となり連絡をとれなくなることを防ぐため、催告交渉の早い段階で滞納者の住民票を入手するとともに、勤務先などの連絡先を把握しておくこと。
- ・債務者が法人の場合は、法人登記事項証明書を取得し、法人の所在地・代表者等の基礎情報を把握するなど、内容の変更や解散の有無等を適宜、確認すること。

【財産調査】

- ・強制徴収・強制執行等の手続に着手するのか徴収停止を行うのか等の判断を行うには、債務者の財産の状況を把握する必要がある。個々の債権の内容や債務者の状況に応じて異なるが、財産調査の時期は、滞納（債務不履行）から 6 ヶ月以内を目安に行うこと。
- ・強制徴収できる債権とそれ以外の債権とでは、財産調査のできる範囲・手法等に違いがある。

強制徴収できる債権の場合は、国税徴収法の滞納処分の規定が準用されることから、預貯金や敷金・保証金等その他債権に関し、金融機関や家主等に対し質問するなど財産調査を行う権限を有しているが、強制徴収できない債権の場合は、これらの財産調査を行う権限は有していない。

※ 国税徴収法第 141 条

④強制徴収，強制執行等

- ・徴収停止や履行期限の延長その他特別の事情がある場合を除き、再三の催告にも応じず、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、強制徴収・強制執行等の手続をとること。
- ・分割納付を約した者が分割納付を怠った場合についても、強制徴収・強制執行等の手続を検討すること。

【強制徴収】

- ・強制徴収できる債権については、滞納者に財産があるにもかかわらず自主的な納付が望めないときは、法令等に基づく財産の差押え、換価・配当の手続を行うこと。

【強制執行等】

- ・強制徴収できない債権については、以下の手続を行うこと。
- ・強制執行等の手続を円滑に行うため、対象選定の考え方や弁護士等による支援、執行の

手法等について検討を進める。

〈担保権の実行〉

- ・担保の付されている債権又は保証人の保証がある債権は、担保の処分、もしくは競売その他の担保権の実行、又は保証人に対して履行を請求すること。

〈支払督促・訴訟手続〉

- ・担保・保証人のない債権及び強制執行に必要な債務名義（裁判所の確定判決等、債権について強制執行できると国が認めたことを証明する文書）のない債権については、裁判所に対し、支払督促の申立等により債務者への履行を請求するとともに、納付なき場合は債務名義を取得し、強制執行の手続に着手すること。

支払督促の申立に際しては、債務者の所在を確実に把握するとともに、強制執行に至る場合を想定し、対象財産を把握しておくこと。

- ・なお、支払督促の申立は議会の議決を要しないが、支払督促の申立に対して、債務者から督促異議の申し立てがあった場合には、民事訴訟法の規定により訴えの提起があったとみなされ、議会の議決が必要となる。

〈強制執行〉

- ・上述の訴訟手続等で債務名義を取得した債権や、既に、強制執行認諾約款付公正証書など債務名義のある債権については、民事上の強制執行の手続を行うこと。

※地方自治法第 231 条の 3， 地方自治法施行令第 171 条の 2

茨城県財務規則第 58 条， 第 59 条， 第 60 条

民事訴訟法第 133 条， 第 368 条， 第 383 条， 第 391 条

⑤債権回収業者の活用の検討

- ・効果的、効率的な債権回収のため、債権回収会社への業務委託について検討を進める。

(3) 債権の整理

債務者が財産を有していない場合や、有していても、状況によっては、強制執行等の行使に見合う効果が期待できないものがある。また、債務者が所在不明等により、長期間にわたって処理できていないものもある。

誠実に債務を履行している県民との公平性の観点から、強制執行等の手続をすすめるなど、徴収強化の取組を原則とするが、状況によっては、債務者の資産状況、徴収や訴訟手続にかかるコスト等を慎重に考慮したうえで、債権の整理の手続を検討すること。

①徴収停止

- ・強制徴収により徴収できない債権で、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されない債権については、地方自治法施行令に規定する事由に該当し、かつ、その債権を履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後当該債権の保全及び取立てをしないことができる。
- ・徴収停止は債権の消滅ならず、債権を消滅させるには、権利の放棄の措置をとるか、

時効によらなければならない。また、徴収停止期間中も時効は進行していることから、債務者の所在や財産状況等を捕捉するなどし、一定期間状況を見て、徴収か整理かの見極めを行うこと。

- ・強制徴収により徴収できる債権は、滞納処分の執行停止により、一定期間経過後に消滅する。

※ 地方自治法施行令第 171 条の 5，地方税法第 15 条の 7，茨城県財務規則第 63 条

②履行期限の延長の特約

- ・強制徴収できない債権について、債務者が無資力又はこれに近い状況であるなど、地方自治法施行令に規定する場合に該当するときは、履行期限の延長をすることができる。
- ・その際、債務者が故意に財産を隠蔽した時、一定の場合には当該債権の期限の利益を失わしめる条件を附した公正証書を作成するなど、直ちに債務名義とすることができるようにしておくこと。
- ・強制徴収できる債権については、徴収猶予又は換価の猶予について検討すること。

※ 地方自治法施行令第 171 条の 6，地方税法第 15 条，第 15 条の 5

茨城県財務規則第 64 条

③債務の免除

- ・履行期限の延長の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ弁済の見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。
- ・第三者に対する貸付を目的とする貸付金に対する債権で、当該第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて履行延期の特約をしたものについても、同じように、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件にして、当該債権及びこれに係る損害賠償金を免除することができる。
- ・これらの免除については、議会の議決は要しない。

※ 地方自治法施行令第 171 条の 7，茨城県財務規則第 67 条

④権利の放棄

- ・地方自治法施行令に基づく「債務の免除」、滞納処分の執行停止に伴う納入義務の消滅、条例に規定した条件を満たした場合の貸付金返還義務の免除、時効による権利の消滅を除き、権利を消滅させるには、権利の放棄によらなければならない。
- ・権利を放棄することについては、議会の議決を要する。ただし、1 件の金額が 50 万円以下の権利の放棄については、知事が専決処分することができる。専決処分をしたときは、議会に報告しなければならない。
- ・債権管理については、法的処理を含めた回収の取組みを徹底することが基本であるが、

徴収停止等の措置をとってもなお債務者が将来においても資力の回復が困難と認められるとき、所在調査を行っても債務者や保証人が所在不明であるときなどについては、当該債権及び損害賠償金等の放棄について検討すること。

・特に、時効期間を経過した私債権については、回収不能な債権であるにもかかわらず、コストをかけて管理し続けている場合があるため、主たる債務者及びその保証人又は連帯保証人等全ての債務者について、その状況が次のいずれかに該当する債権については、原則として権利の放棄を行うこと。

- 債務者の所在が不明であること。
- 法人である債務者が存在しないこと。
- 債務者が無資力又はこれに近い状態であること。
- 債務者が死亡し、相続人がない又はその有無が明らかでないこと。
- 県の債権の金額が少額で取り立てに要する費用に満たないものであること。

※「所在不明」のポイント

次のいずれにも該当する場合

- ・ 郵送物が「転居先不明」又は「あて所に尋ねあたらず」で返戻になること
- ・ 現住所を調査するも、本人の居住が確認できないこと
- ・ 現住所の市町村に照会しても転居先が確認できないこと
- ・ 電話が使われていない、他人の電話であるなど、電話による連絡が取れないこと

※「法人が存在しない」のポイント

次のいずれかに該当する場合

- ・ 清算終了の登記が行われていること
- ・ 登記簿上の所在地に事務所がないか、事業を行っていないこと

※「無資力又はこれに近い状態」のポイント

次のいずれかに該当する場合

- ・ 生活保護の適用を受けていること
- ・ 世帯の収入が厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費に満たないこと

※ 地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号

⑤時効による消滅

- ・ 地方自治法の規定により、他の法律に定めがあるものを除くほか、債権不行使の状態が 5 年間継続する場合は、時効により消滅する。
- ・ その他一般の債権、商事債権によって、民法や商法等の時効が適用され、その消滅には時効の援用が必要である。

※ 地方自治法第 236 条、民法第 167 条～第 174 条の 2、商法第 522 条等

時効期間の例

	根拠法令	時効期間	対象債権	例示
援 用 必 要	民法第 167 条第 1 項	10 年	一般債権	貸付金
	民法第 169 条	5 年	定期給付の債権	県営住宅使用料
	民法第 170 条	3 年	短期消滅時効債権	病院診療費
	商法第 522 条	5 年	一般の商事債権	貸付金
援 用 不 要	地方税法第 18 条	5 年	地方税の徴収金にかか る債権	県税
	道路法第 73 条第 5 項	5 年	道路占用料	道路占用料
	海岸法第 35 条第 5 項	5 年	海岸占用料	海岸占用料
	地方自治法第 236 条 第 1 項	5 年	時効に関し他の法律 分担金・負担金、使用 料に定めのない債権	分担金・負担金、使用 料 ・手数料等(授業料な ど)

⑥不納欠損処分

- ・債務の免除、権利の放棄等、または時効による徴収権が消滅等した場合は、不納欠損処分を行うこと。
- ・不納欠損処分とは、収納がないにも関わらず徴収事務を終了せしめる決算上の処分であり、権利の放棄や時効等により債権そのものが消滅していることが前提となる。

※ 茨城県財務規則第 68 条

(4) その他 ～間接貸付金について～

- ・第三者に対する貸付を目的とする貸付金債権の場合、第三者の債務不履行によって、債務者から県への返済が危ぶまれる場合がある。
- ・債務者から県への確実な返済、債権保全のためにも、債務者における第三者への徴収強化の取組を促進すること。
- ・貸付要綱や金銭消費貸借契約書において、償還期限に関する定めを明確にすること。なお、返還の協議を行う規定となっているものについては、速やかに協議を行い、実効性のある償還計画を策定すること。
- ・第三者が無資力またはこれに近い状態にあることに基づいて履行延期の特約をしたものについては、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件にして、当該債権及びこれに係る損害賠償金を免除することは可能であるが、県の基準と整合性を図ることが必要である。

(4) 債権回収会社・弁護士法人への回収業務委託

債権回収会社（サービサー）・弁護士法人と連携して回収業務委託を促進している。

未収債権対策チーム発足前は、債権回収会社（サービサー）としてニッテレ債権回収株式会社に債権回収を委託しており、各担当課において必要に応じて債権回収会社（サービサー）と契約していた。

令和2年度は、新たに弁護士法人一番町綜合法律事務所に債権回収を委託している。

委託する基準は、次のとおりである。

- ・納期限から1年以上経過し、かつ1年以上入金がない債権のうち債権管理担当課が委託することが相当であると判断した債権。
- ・入金がない期間が1年未満の債権であっても、委託することにより効果的な回収が可能と債権管理担当課において判断した債権。

なお、地方公営企業は独立採算制が原則（地方公営企業法第17条の2）であるため、知事部局では病院局分の債権回収を一括して委託できない（病院局の債権回収の報酬を知事部局の一般会計から支払うことが適当ではない）ため、病院局において、診療報酬未収金の回収を弁護士法人館野法律事務所に独自に委託している。

(5) 弁護士への法務相談等

年に数回、県顧問弁護士等への法務相談等を実施している。

(6) 支払督促制度等の法的措置の活用

滞納事案について、状況に応じて、支払督促制度の活用や、訴えの提起、即決和解などを実施している。

(7) 「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」策定（平成24年度策定・令和2年度改正）

時効期間を経過した私債権について、議会で権利の放棄の議案を提案し、又は知事が専決処分により権利を放棄するための判断基準を策定している。

平成24年度に策定した権利の放棄の基準を運用してきたが、①時効以外に更に放棄の条件を付加していたが、時効期間経過債権は、相手から時効を援用された時点で債権が消滅するため資産性がなく、時効以外に更に放棄の条件を付加する合理性がないこと、②時効以外に更に放棄の条件を付加することにより、相続人が拡散しているような古い債権について放棄が進まず滞留していたこと、③時効期間経過債権のみを対象としており、時効経過前でも明らかに回収可能性がない債権（破産免責されている場合等）についての早期処理が進まないなどの課題が認められた。

上記の課題を解消するため、国の「債権管理事務取扱規則」にならって基準の見直しを実施している。

なお、本基準の改定を受けて令和2年度における権利の放棄の事案は、急増している。
改正後の基準は、次のとおりである。

県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準

県の債権（私債権）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定による権利の放棄を議会に提案し、又は同法第180条第1項の規定に基づき知事の専決処分により権利の放棄を行う基準は、次のとおりとする。

1 対象債権の範囲

地方自治法第236条第2項の規定により時効の援用を要さない債権を除く債権（私債権）

2 権利放棄を行う債権の基準

主たる債務者及びその保証人又は連帯保証人等全ての債務者について、その状況が次のいずれかに該当するもの。ただし、（1）については、主たる債務について消滅時効が完成した場合、保証債務又は連帯保証債務等について消滅時効が完成していないときであっても、保証人又は連帯保証人等全ての債務者が主債務の消滅時効を援用する見込があれば該当するものとする。

- （1）当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があること。
- （2）債務者である法人の清算が終了したこと（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について（1）から（4）までに掲げる事由がない場合を除く。）。
- （3）債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれること。
- （4）破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免かれたこと。
- （5）当該債権の存在につき法律上の争がある場合において、知事が勝訴の見込がないものと決定したこと。

(8) 「税外未収債権縮減への取組みについて情報公開」(H28.4～)

本県の税外収入未済額についての取組状況を未収債権対策チームのホームページで公開している。

ホームページのイメージは、次のとおりである。

未収債権対策チーム

県庁舎7階南側

新着情報

- ◆ [2021年4月20日令和3年度茨城県滞納債権回収業務の委託について](#)
- ◆ [2021年3月26日税外収入未済額の縮減に向けた取組について](#)

[新着情報一覧](#)

主な業務

- ◆ 県の債権（県税に係るものを除く。）の管理、整理に係る指導及び支援に関すること。

[税外収入未済額の縮減に向けた取組について](#)

[令和3年度茨城県滞納債権回収業務の委託について](#)

(9) 未収債権対策チームの設置及び概要について

未収債権対策は、各種制度の公平性や県の歳入を確保するうえで極めて重要であり、法令に則り最大限の回収及び整理の努力を行うことが求められている。しかしながら、これまで包括外部監査において未収債権の管理不備について指摘を受けており、漫然と消滅時効の期間を完成させて債権を失う事案が未だに散見される状況にあることから、所管課における債権管理を標準化し、サポートする部署として未収債権対策チームが設置された。

未収債権対策監として、令和2年度において弁護士を特定任期付職員として配置したこともあり、基準の見直しなどが急速に進展した。未収債権対策監は、残念ながら令和2年度末に退職したこともあり、令和3年度の専担職員は、チームリーダー及び担当の2名構成となっており、最低限の人員により運営されている。

未収債権対策チームの概要は、次のとおりである。

① 目的

税外未収債権の縮減及び所管課における適正かつ自立的な債権管理を目的として、令和2年度に新たに設置した組織である。

② 主な役割

- 回収が困難な案件について、所管課と協議しながら相手方との交渉方法や法的措置への移行の検討など、今後の対応策を検討しアドバイスを行うこと。
- 法的措置を実施する際、裁判所への提出書類作成等の事務手続について支援すること。
- 債権管理に関する研修会や法務相談等を実施し、所管課におけるノウハウ蓄積や担当者のスキルアップを図ること。

③ 組織構成

- チームリーダー 1名（庁内調整、議会对応等）
 - 担当 1名（未収債権に係る事務処理）
- ※令和2年度には、上記の2名の他に未収債権対策監（弁護士：特定任期付職員）1名が配置され、法的手続、職員研修、相談対応等に対応していたが、令和3年度での配置はない。

④ 主な業務内容等

チームが実施している主な業務は、次のとおりである。

ア 計画的な債権管理の推進

- ・所管課における債権管理の進捗状況及び今後の方針を把握
- ・優先的に法的措置を行う債権の基準を示し、法的措置の積極的な検討を促す。
- ・ピックアップした案件について、所管課とともに法的措置・滞納処分等を進めるうえでの障害要因を把握し、法的措置・滞納処分等の進め方を検討。

イ 債権管理・回収業務の外部委託の実施

催告・徴収・法的措置等の業務を弁護士等に一括委託することにより、業務効率化を通じた未収債権の縮減と委託金額の縮減を図る。

ウ 研修会等の実施

- ・債権管理に係る具体的かつ実践的な知識やノウハウの習得のための勉強会
- ・専門家による講演会等の実施

エ 債権管理に関する法務相談

- ・債権所管課における債権管理の円滑化を図るため、随時法律相談を受け付け
- ・相談時には法務相談票を活用

(10) 未収債権への対応方針について（通知）

未収債権についての回収及び整理を進めるために、令和2年10月13日に総務部長通知として「未収債権への対応方針について（通知）」を発出した。

令和2年度の未収債権への対応は、この総務部長通知を根拠として実施されている。その内容は、次のとおりである。

未債 第14号

令和2年10月13日

各部（局）長殿

教育長殿

警察本部長殿

企業局長殿

病院事業管理者殿

各行政委員会事務局長殿

総務部長

未収債権への対応方針について（通知）

本県の令和元年度決算における未収債権額（税外）は約63億円に上っており、縮減に向けた取組の強化が喫緊の課題となっている。

未収債権対策は各種制度の公平性や県の歳入を確保するうえで極めて重要であり、法令に則り最大限の回収及び整理の努力を行うことが求められているところである。

しかしながら、これまで包括外部監査において未収債権の管理不備について指摘を受けるとともに、漫然と消滅時効の期間を完成させて債権を失う事案が未だに散見される状況にある。

については、今般、未収債権について下記の方針により回収及び整理を進めていくこととしたので、適切に対応されたい。

記

第1 基本的な対応方針

- 1 法令に則った適正な債権管理に努めること。
- 2 特に、漫然と消滅時効の期間を経過させることを防止する観点からは、時効期間の経過までの期間に応じた取組を意識的に行うことが重要であることから、下表に基づき対応すること。

時効期間の経過までの期間	対応方針	特に行うべき取組		
		公債権		私債権
		強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
1年以上	徴収活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・保証人等も含めた定期的な交渉 ・所在調査及び財産調査の徹底 ・高額かつ納付や履行に誠実な意思を有しない債務者への滞納処分や強制執行等（法的措置等）の実施 		
1年未満	時効期間の漫然経過防止	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納処分 ・換価の猶予 ・滞納処分の執行停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・強制執行等（法的措置等） ・徴収停止 ・履行延期の特約等 ・その他特別の事情があると認める場合への認定 	
経過	早期の債権処理	<ul style="list-style-type: none"> ・不納欠損処理 		<ul style="list-style-type: none"> ・権利放棄のうえ不納欠損処理

第2 特に注意を要する債権への対応方針

1 時効期間の経過まで1年未満の債権

漫然と時効期間を経過させることがないように、債権の種類に応じ下表の①から⑦までのいずれかの措置等を選択し実施すること。

※ 時効期間の経過が迫り差押等や強制執行等の準備が間に合わないおそれがある場合は、予め特定記録郵便により催告状を送付すること。

また、この場合、併せてインターネット上で配達状況を確認し、配達日を印刷及び保存すること。（「催告」には時効の完成猶予の効力があり、催告の後6か月以内に、差押等の手段をとり、又は裁判上の請求など裁判所が関与する手続を行い権利が確定したときは、その終了時から確定的に時効更新の効力が生じる。ただし、催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、時効の完成猶予の効力を有しない。）

区分	措置等	措置の概要	適用すべき場合
強制徴収公債権	①滞納処分	・債務者が任意に納付しない場合にこれを強制的に実現する手続※ ※差押えに始まり換価を経て配当に至る手続、及び他の執行機関によって開始された執行手続きに参加して配当を受ける交付要求に大別。	・地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に該当する場合
	②換価の猶予	・滞納者について、その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続等を困難にするおそれがあるとき等に、その換価を猶予すること	・地方税法第 15 条の 5 第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する場合
	③滞納処分の停止	・滞納者につき、滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあると認められるとき等において、滞納処分の執行を停止すること	・地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合
強制徴収公債権以外	④強制執行等(法的措置等)	(担保権の処分又は実行) ・担保を処分し、又は競売その他の担保権の実行の手続をとること (強制執行) ・強制執行の手続をとること (訴訟手続等) ・訴訟手続等により履行を請求すること	・地方自治法施行令第 171 条の 2 第 1 項本文に該当する場合
	⑤徴収停止	・履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に納付されない債権について、その債権を履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときに、当該債権の保全及び取立てをしないこと	・地方自治法施行令第 171 条の 5 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合
	⑥履行延期の特約等	・契約又は行政処分によって既に定まっている履行期限を事後において延長すること	・地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する場合
	⑦その他特別の事情があると認める場合への認定	・地方自治法施行令第 171 条の 2 第 1 項ただし書により、強制執行等の措置をとらないこと	・放棄が見込まれる場合、その他請求することが相当でない場合(例:生活保護受給中の場合、放棄事由がある場合等)

2 時効期間を経過した債権

時効期間を経過した場合、公債権（強制徴収公債権及び非強制徴収公債権）については直ちに消滅するが、不納欠損処理が必要である。

また、私債権については債務者から時効の援用により消滅するなど資産性がないことから、権利を放棄したうえで不納欠損処理をすることが必要である。

(1) 強制徴収公債権及び非強制徴収公債権

- ・早急に不納欠損処理を行うこと。

(2) 私債権

- ・私債権の場合は時効期間を経過しても債務者による時効の援用がないと債権は消滅しないことから、不納欠損処理を行う前に権利の放棄が必要となる。
- ・今般、従来 of 基準を見直して新たに「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」を策定し「時効期間を経過し、債務者の時効援用が見込まれる場合」は

原則として権利を放棄することとしたので、速やかに対応すること。

- ・権利の放棄は地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決事件となる。
(1債務者当たり50万円以下の権利の放棄をする場合は、「知事の専決処分事項に関する件」(昭和39年10月6日)第7号の規定により、知事において専決処分することができる。)

以上

(11) 税外未収債権縮減のための各課の主な取組

所管課における未収債権縮減に係る主な取組の一例は、次のとおりである。

① 中小企業事業資金特別会計（高度化資金貸付金等）（中小企業課）

- ・回収増加を図るため、銀行OBを嘱託職員に雇用し、巡回指導を実施
- ・分納回収を行っている貸付先や連帯保証人に対して、毎年度1回以上の財務状況に応じた分納額の見直し
- ・経営改善を図るため、中小企業診断士等の外部専門家による経営指導

② 県営住宅使用料（住宅課）

- ・納期限内納入意識の向上を図るため、初期滞納者（3ヶ月未納者）に対し、電話催告及び滞納の原因を把握しての納入指導実施
- ・納入指導員の臨戸訪問による指導

③ 病院事業会計：診療費（病院局）

- ・クレジットカードでの支払い、救急センターにおける24時間会計の実施
- ・入院会計（又は、分納誓約）確認後の退院許可
- ・県外居住者へのコンビニ納付の実施

Ⅲ 監査の結果（総括）

第1 「債権管理の基本について」の改定について

1 現在の「債権管理の基本について」

「債権管理の基本について」は、平成21年に策定され、その後平成25年3月、平成26年9月に一部改定が実施されている。

債権管理の適正化のための具体的取組方策について基本的事項を記載したものであるが、債権管理の担当者に取り組むべき手続を網羅しており、その水準は一定のレベルを保っている。

2 「債権管理の基本について」の不足部分

債権管理の適正化のための具体的取組方策を主眼として作成されていることから、「債権管理の基本」の名称が付されているが、初歩的（基本的）事項の記載は必ずしも十分とは言えないものとなっている。

「債権管理の基本について」の作成趣旨とは異なるが、債権管理の初心者から複数部署で債権管理を担当した中堅担当者までをカバーする内容にすると利便性が高まると考える。

3 民法（債権関係）の改正

平成29年5月26日、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が成立（同年6月2日公布）し、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行されている。

民法のうち債権関係の規定（契約等）は、明治29年に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正がされていなかったが、今回の改正では、債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとされている。

主な改正事項は、次のとおりである。

民法（債権関係）の改正に関する説明資料－主な改正事項－ 法務省民事局 より抜粋
--

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 消滅時効に関する見直し2. 法定利率に関する見直し3. 保証に関する見直し4. 債権譲渡に関する見直し5. 約款（定型約款）に関する規定の新設6. 意思能力制度の明文化 |
|--|

7. 意思表示に関する見直し
8. 代理に関する見直し
9. 債務不履行による損害賠償の帰責事由の明確化
10. 契約解除の要件に関する見直し
11. 売主の瑕疵担保責任に関する見直し
12. 原始的不能の場合の損害賠償規定の新設
13. 債務者の責任財産の保全のための制度
14. 連帯債務に関する見直し
15. 債務引受に関する見直し
16. 相殺禁止に関する見直し
17. 弁済に関する見直し（第三者弁済）
18. 契約に関する基本原則の明記
19. 契約の成立に関する見直し
20. 危険負担に関する見直し
21. 消費貸借に関する見直し
22. 賃貸借に関する見直し
23. 請負に関する見直し
24. 寄託に関する見直し

特に債権管理における重要な改正事項は、「1. 消滅時効に関する見直し」、「2. 法定利率に関する見直し」、「3. 保証に関する見直し」及び「4. 債権譲渡に関する見直し」である。これらの改正事項は、現行の債権管理の見直しを求める内容を含んでいることから、適切な対応が必要である。

4 「債権管理の基本について」の改定の必要性

【意見】

現行の「債権管理の基本について」は、最終改定が平成26年9月であることから、民法の改正事項を織り込んだものではなく、記載事項の改定が必要である。また、債権管理の担当者にとって債権管理を体系的に理解できるように、基本的事項、必要な書式、具体的課題等を含んだ内容への見直しを検討されたい。（例えば、「債権管理必携」）

第2 債権管理条例の必要性

1 国における債権管理

国の債権管理に関しては、「国の債権の管理等に関する法律」が制定されているが、自治体の債権管理に関しては、独立した法律はない。

地方自治法第240条第1項で債権を定義し、第2項で督促・強制執行・保全・取立て、第3項で徴収停止・履行期限の延長・債務の免除について政令で定めるところによるとしている。

また、地方自治法施行令第171条から第171条の7において、督促、強制執行等、履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止、履行延期の特約等及び免除に関して規定されている。

国の債権の管理等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、国の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務の処理について必要な機関及び手続を整えるとともに、国の債権の内容の変更、免除等に関する一般的基準を設け、あわせて国の債権の発生の原因となる契約に関し、その内容とすべき基本的事項を定めるものとする。

地方自治法

(債権)

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権

二 過料に係る債権

三 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）

四 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権

五 預金に係る債権

六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権

七 寄附金に係る債権

八 基金に属する債権

地方自治法施行令

第三款 債権

(督促)	第一百七十一条
(強制執行等)	第一百七十一条の二
(履行期限の繰上げ)	第一百七十一条の三
(債権の申出等)	第一百七十一条の四
(徴収停止)	第一百七十一条の五
(履行延期の特約等)	第一百七十一条の六
(免除)	第一百七十一条の七

2 茨城県における債権管理

茨城県においても、「国の債権の管理等に関する法律」を参酌しつつ、地方自治法及び同施行令に準拠して、債権管理を行っている。また、総務部長通知、総務部未収債権対策チームリーダー通知等によって、債権処理の統一を図っている。

他方、全国的な最近の傾向としては、債権管理で異なる取扱い等に対して統一的な基準を定め、滞納者に対して適切な対応を行うことで、債権管理の適正化や、公平性の確保、また、安定した収入の確保といった効果を目的として条例の制定がされている。

3 「債権管理に関する条例」制定の動向

一般財団法人地方自治研究機構のホームページにおいて「債権管理に関する条例」（令和3年4月14日）に関する調査結果が公表されており、詳細な検討がなされている。

都道府県における債権管理に関する条例を定めているのは、15都道府県となっている。都道府県における条例の制定状況は、次のとおりである。

摘要	条例	施行日	対象債権の範囲
東京都	東京都債権管理条例	H20.7.1	私債権
神奈川県	神奈川県債権管理条例	H27.1.1	強制徴収公債権、非強制徴収公債権 私債権
埼玉県	埼玉県債権の適正な管理に関する条例	R3.4.1 改正施行	強制徴収公債権、非強制徴収債権、私債権
北海道	北海道債権管理条例	H30.4.1	非強制徴収債権
大阪府	大阪府債権の回収及び整理に関する条例	H22.11.4	債権の範囲の規定なし、債権の放棄で議決を求める債権
京都府	京都府債権の管理に関する条例	H23.7.29	消滅時効完成時に時効の援用を要しない債権以外の私債権

三重県	三重県公債権の徴収に関する条例	H26.4.1 改正施行	時効の援用を要しない公債権
	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例	H26.4.1	公債権以外の私債権
兵庫県	県が保有する債権の放棄に関する条例	H21.9.30	貸付金に係る債権の放棄
鳥取県	鳥取県債権回収計画等に関する条例	H25.4.1	県の債権の回収に関する目標を定めた計画の策定等、債権管理により収集した情報の利用等
岡山県	岡山県債権管理条例	H25.4.1	非強制徴収債権
山口県	山口県債権管理条例	H27.4.1	非強制徴収債権
高知県	高知県税外収入金の延滞金徴収条例	R3.1.1 改正施行	税外収入金の延滞金のみ
佐賀県	佐賀県債権の管理に関する条例	H30.4.1	公債権、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権、非強制徴収債権、間接貸付債権
岐阜県	岐阜県私債権の管理に関する条例	R2.12.22	私債権
沖縄県	沖縄県債権管理条例	R3.4.1	強制徴収債権、非強制徴収債権

以上のように、都道府県により条例の対象となる債権の範囲が異なっていたり、債権放棄に特化した条例もある。

茨城県では、基本的に、茨城県財務規則や総務部長等からの通知の発出により債権管理、債権処理の統一を図っているが、「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」を改正した「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」など重要な事項も含まれている。

4 茨城県における「債権管理に関する条例」制定の検討について

【意見】

債権管理で異なる取扱い等に対して統一的な基準を定め、滞納者に対して適切な対応を行うことで、債権管理の適正化や、公平性の確保、また、安定した歳入の確保といった効果を目的として条例の制定を検討されたい。

第3 所管課における債権回収の限界

1 所管課における債権回収

税外収入未済額を有する所管課においては、債権回収に向け、あるいは管理のために時間を費やしている。

いわゆる延滞債権の管理、回収に要する労力、時間は、茨城県全体としてみると膨大なものとなっている。

しかしながら、回収努力と債権回収額はなかなか比例関係になっていないのが、現状である。

2 弁護士法人への債権回収の委託

令和2年度から弁護士法人一番町綜合法律事務所に債権回収を委託している。弁護士法人の場合には、債権回収会社（サービサー）と異なり、法的措置への移行にも対応できる。債務者の立場からすると、県が弁護士法人に債権回収を委託し、受託した弁護士法人から電話、通知が届いただけでプレッシャーに感じることは想像に難くない。実際に、所管課において回収に難ある債権の約11ヶ月間の回収額は想像以上の実績となっている。

債権回収の実績は、次のとおりである。

（単位：円、％）

No.	委託債権	委託額				回収額		回収率	
		R2年度		R3年度		R2年度	R3年度	R2年度	R3年度
		人数	金額	人数	金額				
1	介護福祉士修学資金	1	100,000	1	100,000	15,000	85,000	15.0	85.0
2	看護師等修学資金	2	288,000	8	5,352,997	90,000	1,188,090	31.3	22.2
3	県奨学金	50	22,004,990	33	15,145,600	7,754,140	3,110,350	35.2	20.5
4	高等学校等奨学資金	145	22,395,758	160	11,559,868	6,651,496	2,009,718	29.7	17.4
5	育英奨学資金	113	27,171,157	160	13,778,050	13,086,784	2,360,325	48.2	17.1
6	定時制通信制奨学資金	2	422,200	89	422,200	0	0	0.0	0.0
7	県立医療大使用料等	0	0	5	883,057	0	467,757	0.0	53.0
8	農業改良資金	0	0	5	53,554,350	0	4,458,000	0.0	8.3

9	林業・木材改良資金	0	0	2	13,725,237	0	3,050,000	0.0	22.2
10	県営住宅使用料等	0	0	122	62,914,200	0	7,480,102	0.0	11.9
11	母子父子寡婦福祉資金	0	0	58	27,534,619	0	368,226	0.0	1.3
計		313	72,382,105	485	204,970,178	27,597,420	24,577,568	38.1	12.0

※令和2年度の実績は、令和2年10月から令和3年3月まで。令和3年度の実績は、令和3年4月から8月末まで。

※回収率は、単位未満四捨五入している。

インターネットで調べてみると、同弁護士法人から督促電話、督促状、通知書、ハガキ等が届いた場合の対処法等を解説するサイトも設けられていた。督促電話等を受けた債務者が、インターネットで同弁護士法人を調べた場合には、県の債権回収に対する本気度も理解され、法的措置への移行を回避する意味でも支払いに応じたものと思料される。

【意見】

時間の経過とともに債権回収の困難性は高まる傾向にあることから、費用対効果を検討の上、弁護士又は弁護士法人への債権回収の委託をより進められたい。

3 県による債権回収に対する債務者の考え

茨城県の債権全般について言えることではあるが、債務者の立場からすると県が法的措置に移行する可能性は低いと判断し、他の債務を優先的に返済した方が良いとの考えを持っていることは否定できない。事実、金融機関の住宅ローンについては、遅延なく返済を実施しているが、県の債務については支払いがなされていない事案もあった。一部の債務者によっては、県への債務の支払いは後回しにしても問題ないとの認識を有している可能性もあることも認識すべきである。

4 県における認識の見直し

【意見】

債務者が県への支払いをすることなく他の債権者への支払を優先している実態、弁護士法人が督促した場合の良好な回収状況等を勘案すると、所管課における延滞債権の回収可能性の判断には甘さがあり、債務者の実態を的確に把握できていない事案もあることがわかる。

所管課の債務者に対する支払い能力の判断は、必ずしも実態を反映していない場合もあるとの認識を持つことが重要であり、所管課は所定の回収手続を粛々と実施することが必要である。

第4 遅延損害金及び違約金の取扱いについて

1 遅延損害金・違約金の規定

茨城県における税外未収債権には、延滞金、延滞利息等の遅延損害金や違約金について規定されている債権がある。

私債権に係る遅延損害金については、民法第415条第1項、第419条第1項の規定に基づいて請求することが可能である。

(債務不履行による損害賠償)

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(金銭債務の特則)

第四百十九条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

2 遅延損害金・違約金の取扱いの現状

しかしながら、遅延損害金の調定については、元本の完済時において調定・請求する取扱いが多く見受けられた。

私債権に係る遅延損害金については、債務者が遅滞した時点において発生する債権であり、債務者に遅滞の事実が発生したにもかかわらず調定・請求しないことは大きな問題である。

また、発生する遅延損害金額をかなりの額下回る元金返還額とする条件での契約変更を繰り返し実施している事案もある。元本完済を最優先し、仮に債権額を上回る遅延損害金が発生しても最終的に免除すればよいとの取扱いが前提になっているのではないかとの疑念を抱かざるを得ない事案も存在する。

3 遅延損害金・違約金の取扱い上の問題点

【指 摘】

遅延損害金及び違約金については、適時的確に調定し、債務者に請求することが必要であり、所管課における弾力的運用は、適正に債務の履行をした債務者との公平性を欠く取扱いであることを認識すべきである。そのため、各所管課における個々の債権ごとに遅延損害金、違約金の有無、その取扱い等についての実態調査を実施の上、債権回収における元本回収優先のあり方や、債権の種類に応じた遅延損害金の法的発生時点の認識などの法的課題を検証して取扱いを明確化し、全庁的に統一された取扱いをすべきである。

第5 不納欠損処理総括

1 過去3年分の不納欠損処理の状況について

令和2年度における不納欠損処理件数は、多くの所管課において平成30年度及び令和元年度と比較して著しく増加している。

令和2年度に未収債権対策チームが設置され、全庁的な指導が実施された結果、各所管課において長年放置されてきた不良債権についての不納欠損処理が実施されたことに起因している。

2 未収債権対策チームの不納欠損処理に対する関わりについて

未収債権対策チームは、県税に係る債権以外の全ての債権に関わっている。また、不納欠損処理に至るまでの過程においては、主に次のとおり各担当課に働きかけをしているとのことである。

(1) 債権回収業務の場面での関わり

効率的・効果的な債権回収推進のため、納期限から1年以上経過し、かつ1年以上入金がない債権のうち所管課が委託することが相当であると判断した債権及び入金がない期間が1年未満の債権であっても、委託することにより効果的な回収が可能と債権管理担当課において判断した債権について、未収債権対策チームと協議して弁護士法人へ回収業務を委託している。

(2) 権利放棄の場面での関わり

【議会の議決が必要な案件】…1件につき50万円を超える案件

- ①各定例会開催前のおおむね3か月前に未収債権対策チームから各担当課へ放棄予定案件の照会を行う。
- ②担当課より放棄案件に係る経緯説明書の提出を受け、チームにおいて放棄基準への該当の有無について審査を行う。
- ③経緯について疑義や指摘があれば担当課へ質問を行う。
- ④各課においては、チームからの指摘内容について事実関係等を調査し、チームに報告を行う。
- ⑤疑義等が解消されれば案件の総括表に審査結果を付して各担当課及び議案を担当する財政課へ提供する（担当審査→チーム内決裁後、送付）。
- ⑥各担当課において議案を作成し、知事決裁の上、議会に提出する。

【知事の専決処分ですり案件】…1件につき50万円以下の案件

随時審査を受け付けており、審査及び議会への提出の手順については、上記②以下は同様の手順をとる。

3 私債権に係る権利の放棄基準の見直し（新基準の策定）について

私債権について不納欠損処理するためには、権利の放棄が必要となる場面があるが、当該権利の放棄についての基準について、未収債権対策チームが発足した後に、基準が見直された。

(1) 旧基準

時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準

県の債権のうち時効期間を経過している債権（私債権）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定による権利の放棄を議会に提案し、又は同法第180条第1項の規定に基づき知事の専決処分により権利の放棄を行う基準は、次のとおりとする。

1 対象債権の範囲

地方自治法第236条第2項の規定により時効の援用を要さない債権を除く債権（私債権）であって、時効期間を経過しているものの全部又は一部

2 権利放棄を行う債権の基準

地方自治法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）並びに茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）等に基づく督促等適正な債権管理を行っても、なお回収に至らずに時効期間が経過した債権であって、主たる債務者及びその保証人又は連帯保証人等全ての債務者について、その状況が次のいずれかに該当するもの

- (1) 債務者の所在が不明であること。
- (2) 法人である債務者が存在しないこと。
- (3) 債務者が無資力又はこれに近い状態であること。
- (4) 債務者が死亡し、相続人がない又はその有無が明らかでないこと。
- (5) 県の債権の金額が少額で取り立てに要する費用に満たないものであること
- (6) その他特に回収が困難な事由があること。

(2) 見直しの経緯

見直しの前には、私債権の放棄について次のような課題があった。

- ・ 旧基準では、時効期間の経過の要件以外に更に権利放棄の条件を付加していたが、時効期間経過債権は、相手から時効を援用された時点で債権が消滅するため資産性がなく、時効期間経過の要件以外に更に放棄の条件を付加する合理性がない。
- ・ 時効期間の経過の要件以外に更に放棄の条件を付加することにより、相続人が拡散しているような古い債権について放棄が進まず滞留していた。
- ・ また、旧基準は、時効期間経過債権のみを対象としており、時効経過前でも明らかに回収可能性がない債権（破産免責されている場合等）についての早期処理が進まない。

上記の課題を解決するため、国の「債権管理事務取扱規則」にならって基準の見直しを実施したとのことである。

(3) 新しい私債権に係る権利の放棄基準

令和2年10月12日から施行されている基準は、次のとおりである。

県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準

県の債権（私債権）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定による権利の放棄を議会に提案し、又は同法第180条第1項の規定に基づき知事の専決処分により権利の放棄を行う基準は、次のとおりとする。

1 対象債権の範囲

地方自治法第236条第2項の規定により時効の援用を要さない債権を除く債権（私債権）

2 権利放棄を行う債権の基準

主たる債務者及びその保証人又は連帯保証人等全ての債務者について、その状況が次のいずれかに該当するもの。ただし、(1)については、主たる債務について消滅時効が完成した場合、保証債務又は連帯保証債務等について消滅時効が完成していないときであっても、保証人又は連帯保証人等全ての債務者が主債務の消滅時効を援用する見込があれば該当するものとする。

(1) 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があること。

(2) 債務者である法人の清算が終了したこと（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について(1)から(4)までに掲げる事由がない場合を除く。）。

(3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があつた場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれること。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免かれたこと。

(5) 当該債権の存在につき法律上の争がある場合において、知事が勝訴の見込がないものと決定したこと。

※各債権における令和2年度の不納欠損処理の理由は、上記の基準に沿って記載している。

4 その他の変更点について

令和2年度までは、私債権の放棄の審査は毎年11月～12月にかけて集中して行い、翌年の第1回定例会へ議案・報告をまとめて提出する形式だったが、令和3年度より案件の審査は通年で行うこととしたとのことである。変更点をまとめると次のとおりである。

区分	令和3年からの対応	令和2年までの対応
議決案件 (1件につき50万円を超える債権)	①各定例会のおおむね4ヶ月前に案件の照会・審査(審査期間1か月程度) ②定例会へ議案の提出・議決 ③議決後不納欠損処理	①10月頃に対象案件の照会・審査 ②翌年の第1回定例会へ議案提出・議決 ③議決後不納欠損処理
専決処分案件 (1件につき50万円以下の債権)	①放棄のための整理が完了した案件について随時未収債権対策チームへ報告、審査 ②専決処分の決裁 ③不納欠損処理 ④1月～12月までに専決処分を行った案件について翌年の第1回定例会で報告	①10月頃に対象案件の照会、審査 ②12月中に専決処分の決裁 ③翌年の第1回定例会へ報告 ④不納欠損処理

5 今後の課題

未収債権対策チームの発足により、所管課における不納欠損処理のスピードは上がったといえる。これは、所管課における債権管理が十分に機能していなかったことの証左でもある。

各債権の種類に応じた適切な対応が求められているところであるが、出先機関ごとに異なる対応をしていたり、そもそも調定を行っていないなど、不適切な対応も見受けられた。

所管課においては、債権管理の各段階においてどのような手続を適時的確に実施していれば不納欠損処理に至らずに済んだのかを検討し、再発の防止に努めることがなによりも重要である。

また、所管課における債権管理に対する認識に差が見受けられたところである。所管課における債権管理担当者のレベルアップを図るためにも、研修内容の充実や連絡会の継続開催を期待するものである。

第6 未収債権対策チームについて

1 未収債権対策チームに対するヒアリング

未収債権対策チームに対するヒアリングの結果は、次のとおりである。

(1) 私債権に係る権利の放棄基準の見直し（新基準の策定）について

《質問》

私債権に係る権利の放棄基準の見直し（新基準の策定）について、その具体的な理由・背景をご教示ください。

《回答》

- ・旧基準では、時効以外に更に放棄の条件を付加していたが、時効期間経過債権は、相手から時効を援用された時点で債権が消滅するため資産性がなく、時効以外に更に放棄の条件を付加する合理性がない。
- ・時効以外に更に放棄の条件を付加することにより、相続人が拡散しているような古い債権について放棄が進まず滞留していた。
- ・また旧基準は、時効期間経過債権のみを対象としており、時効経過前でも明らかに回収可能性がない債権（破産免責されている場合等）についての早期処理が進まない。
- ・上記の課題を解消するため、いずれの方向をも満たす、国の「債権管理事務取扱規則」にならって基準の見直しを実施したものの。

※適切な対応と考える。

(2) 未収債権対策チームが関わっている担当課及び把握されている債権について

《質問》

未収債権対策チームが関わっている担当課及び把握されている債権についてご教示ください。

《回答》

税務課所管の税関係以外のものは全て。

(3) 債権回収業者に委託されている債権について

《質問》

現在、債権回収を一番町綜合法律事務所以外の債権回収業者に委託されている債権があれば具体的にご教示ください。また、委託の基準はあるのか、あるとしてどのような基準なのかご教示ください。

《回答》

- ・病院局において、診療報酬未収金の回収を館野法律事務所に委託していると把握してい

る。
※地方公営企業は独立採算制が原則（地方公営企業法第17条の2）であるため、知事部局では病院局分の債権回収を一括して委託できない（病院局の債権回収の報酬を知事部局の一般会計から支払うことが適当ではない）。なお、病院局の委託の基準は把握していない。

【意見】

地方公営企業法の制約はあるが、債権回収業者の実績等についての情報を共有するなど、連携して債権管理に努められたい。

(4) 一番町綜合法律事務所に委託する基準について

《質問》

令和2年度から一番町綜合法律事務所に債権回収を委託されていますが、委託する基準はあるのか、あるとしてどのような基準なのかご教示ください。

《回答》

以下の基準としている。

- ・納期限から1年以上経過し、かつ1年以上入金がない債権のうち債権管理担当課が委託することが相当であると判断した債権。
- ・入金がない期間が1年未満の債権であっても、委託することにより効果的な回収が可能と債権管理担当課において判断した債権。

【意見】

債権回収業者の実績から判断して、所管課が自ら回収を行うよりも外部へ委託した方が経済的合理性が高いと考えられる場合には、必要に応じて適宜委託基準を見直すなど弾力的運用を図られたい。

(5) ニッテレ債権回収株式会社への債権回収委託について

《質問》

未収債権対策チーム発足前のニッテレ債権回収株式会社への債権回収の委託について、基準が存在したのか、どのような基準だったのか、把握していればご教示ください。

《回答》

当チーム発足前は各担当課においてそれぞれ必要に応じて債権回収会社（サービサー）と契約していたため、それぞれの委託の基準は把握していない。

【意見】

弁護士又は弁護士法人に委託した場合、民間営利企業に委託した場合と委託する債権回収業者の違いによって、債権回収額、回収割合等に差異があるか、また、コストパフォーマンスを比較検証することは、今後の債権回収業者選定に役立つものであることから検討されたい。

(6) 各担当課の権利放棄に関する未収債権対策チームの関わり方について

《質問》

各担当課の権利放棄に関し、未収債権対策チームはどのように関わるのか、具体的にご教示ください。

例：議決事件で、

- ①各担当課による権利放棄の議案提出前に、未収債権対策チームが確認や指摘をするのか否か。
- ②確認・指摘をするとして、どのような方法で、どのような体制で、どのようにして行われるのか。
- ④確認・指摘した結果、各担当課はどのように対応するのか。
- ⑤各担当課の対応結果・報告はどのようになされ、最終的な権利放棄の議案提出となるのか。専決処分事件ではどうか。など

《回答》

以下の手順により実施。

- ①議決により放棄する案件については、各定例会開催前のおおむね3か月前に各担当課へ放棄予定案件の照会を行う。
 - ②担当課より放棄案件に係る経緯説明書の提出を受け、当チームで放棄基準への該当の有無について審査を行う。
 - ③経緯について疑義や指摘があれば担当課へ質問を行う。
 - ④各課においては、当チームからの指摘内容について事実関係等を調査し、チーム
 - ⑤疑義等が解消されれば案件の総括表に審査結果を付して各担当課及び議案を担当する財政課へ提供する（担当審査→チーム内決裁後、送付）。
 - ⑥各担当課において議案を作成、知事決裁の上、議会に提出する。
- なお、専決処分については随時審査を受け付けている。審査及び議会への提出の手順は②以下は同じ。

(7) 権利放棄以外の各担当課による不納欠損処分に関する未収債権対策チームの関わり方について

《質問》

権利放棄以外の各担当課による不納欠損処分に関し、未収債権対策チームはどのように関わるのか、具体的にご教示ください。

《回答》

- ・ 不納欠損処理は会計上の処理であるため、当チームでは関与していない。
- ・ 権利放棄を行った担当課については、放棄後に不納欠損処理を忘れずに行うようにメール等で注意喚起は行っている。

(8) 令和2年度とそれ以降のプロセスについて

《質問》

令和2年度とそれ以降で、上記(6)・(7)のプロセスに変更はあるのか、あるとすればどのような内容かご教示ください。

《回答》

令和2年度までは、放棄案件の審査は毎年11月～12月にかけて集中して行い、翌年の第1回定例会へ議案・報告をまとめて提出する形式だったが、令和3年度より案件の審査は通年で行うこととした。

(9) 未収債権対策チーム主催の連絡会議・研修会等について

《質問》

未収債権対策チーム設置以降、未収債権対策チーム主催の連絡会議・研修会等の内容についてご教示ください。

《回答》

研修会

- ・弁護士を講師とした債権管理の基本的知識についての研修会を実施(例年5月頃、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止。)
- ・参加者：債権担当課職員

連絡会議

- ・必要に応じて随時開催(令和2年度：7月及び10月、令和3年度：4月)
- ・債権管理の重要な方針などについての説明を実施
- ・参加者：債権担当課職員

【意見】

引き続き所管課における担当者のレベルアップのための研修会、各所管課における債権管理の情報共有を図るための連絡会議を定期的の実施されたい。

(10) 私債権に係る権利の放棄の基準（新基準）に係る具体的な解釈基準について

《質問》

私債権に係る権利の放棄の新基準について、具体的な解釈基準はあるか（例えば「援用する見込みがある」の解釈基準等）。ある場合は、各担当課にはどのように周知しているのか、ご提示ください。

《回答》

- ・解釈の基準については、国の基準に準拠している。
- ・「援用する見込みがある」の解釈基準については、令和2年10月の連絡会議において各課へ説明を行った。

2 未収債権対策チームの存在意義

未収債権対策チームは、令和2年度において総務部に設置された新しい組織である。その分掌事務は、県の債権（県税に係るものを除く。）の管理、整理に係る指導及び支援に関することとされている。

令和2年度は、弁護士1名を含む専担職員3名の構成であったが、弁護士が令和3年3月31日に退職したことから、令和3年度においては専担職員2名体制（別途、兼任者2名。）となっている。

令和2年度から統一的な債権管理台帳に移行したこともあり、所管課間での債権管理台帳の差は改善されてきている。また、令和2年度において「未収債権への対応方針について（通知）」が発出され、時効期間が経過した債権に要していた債権管理の事務負担の減少が見込まれるなど、その活動状況を評価するものである。

しかしながら、未収債権対策チームを新規に設置した目的を考えると、外部の弁護士等との連携を強化するなど業務態勢の充実強化が必要である。

【意見】

未収債権対策チームの設置目的をよりスムーズに実現できるように、必要に応じ弁護士との連携を図るなど業務態勢の充実を図られたい。

第7 債権回収の専担部署について

1 茨城租税債権管理機構

茨城租税債権管理機構（以下「管理機構」という。）のホームページによると、機構設立の趣旨、現在の取組は次のとおりである。

(1) 管理機構設立の趣旨

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が平成12年4月に施行され、地方自治体はより自主的・自立的な財政運営を行うことが求められた。

しかし、厳しい経済情勢を反映した税収の低迷など、地方財政の現状は極めて厳しい状況にあり、財政基盤の充実強化を図ることが喫緊の課題となった。

一方、近年の社会経済情勢の変化に伴い、地方税の滞納事案は年々広域化・複雑化し、処理困難事案が急増し、各市町村が対応に苦慮している状況にあった。こうした中で、市町村の収入未済額の縮減を図るためには、広域的かつ専門的で効率的な徴収体制を整備のうえ滞納整理を行うことが、より効果的であるとの考えから、平成13年4月、全国に先駆け、県内全市町村を構成団体として、市町村税の徴収業務を専門的に行うとともに、市町村税務徴収職員の研修を行う一部事務組合「茨城租税債権管理機構」が設立された。

(2) 管理機構の現在の取組

設立から20年が経過し、徴収額の累計が約265億円を超えている。財産調査による債権等の差押えや不動産公売等の取組が徐々に浸透し、自主納付などの効果も現れている。

また、機構業務のもう一つの柱として、市町村職員を対象に徴収に関する実務研修を、茨城県(市町村課)との共催により実施している。初任者から管理監督者までの全職層を対象とした体系的な研修を実施し、人材育成に努めている。

2 債権回収の専担部署の設置

現在の未収債権対策チームの役割は、県の債権（県税に係るものを除く。）の管理、整理に係る指導及び支援である。

未収債権の回収事務は、高度に専門的な側面を有しており、担当者になって研修会に参加すれば知識が身につくものではない。また、人事異動があるために、一度は担当者になったが、違う部署に異動したときには全く違う業務に従事することは珍しいことではない。その意味においては、エキスパートが作れない環境が存在しているのである。

【意見】

所管課に対する未収債権対策チームの指導のみでは債権回収状況が不十分と判断されたときには、茨城租税債権管理機構を参考として、外部から人材登用を含めたエキスパート部隊を編成し、債権回収のための専担部署の設置を検討することも必要である。

第8 債権管理全般に共通する監査結果

1 債権管理期間が長期間になっている債権

債権の管理期間が長期となるケースがある。この場合、原始証ひょう、関係資料等を統一的、一元的に保管・管理することが必要であるが、複数個所において保管されている事例があった。

【意見】

原始証ひょう、関係資料等は、債権管理簿と一体的に保管・管理することが適当である。

2 債務者・連帯保証人関係

(1) 債務者に対する督促手続の遅延

「債権管理の基本について」において、「履行期限（納期限）までに履行（納付）しない者があるときは、期日を指定して督促しなければならない。」とされているが、督促の手続が遅い事例がある。

督促がなされない限り強制徴収・強制執行等の手続に入ることにはできないことに留意することが必要である。また、最初の督促には、時効中断効力がある。

【指 摘】

履行期限（納期限）までに履行（納付）されなかった場合には、債務者に対して期日を指定して督促しなければならない。

(2) 債務者に対する催告手続の遅延

「債権管理の基本について」において、「督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に履行（納付）を促すため、速やかに文書・電話・訪問等による催告（口頭や請求書による裁判外の履行の請求）及び、交渉に着手すること。交渉は、文書だけでなく、電話・訪問等を併用し、債務者に対して意思が明確に伝わるよう、効果的な手法を選択して行うこと。」とされているが、催告の手続が遅い事例がある。

【指 摘】

督促指定期日までに納付されなかった場合には、債務者に対して適時的確に催告をしなければならない。

(3) 債務者の状況捕捉

「債権管理の基本について」において、「貸付金など、債権の発生から履行までに一定の期間がある債権については、経営情勢の影響などから、債務履行期限までに、債務者が破産

等の状況に陥り、債務履行が危ぶまれることもあることから、債務者の状況を随時把握するよう努めること。」とされている。

また、「特に、高額な債権については、償還の可能性を見極め、債権の安全性を確保するためにも、年に1回、登記簿謄本、財務諸表だけでなく、税務申告書の写し（付属明細書、勘定科目明細書を含む）等の提出を求めるなど、必要な情報収集を行うこと。」とされている。

近年、個人情報保護の観点から情報管理が厳しくなり、必要な情報が入手しにくい環境となっている。このため、必要な情報は、債務者本人の了解を得て収集する現状となっている。

【意見】

債務者に対して、債権管理上必要な情報提供を適時的確に求めることが必要である。

(4) 債務者が所在不明の場合

「債権管理の基本について」において、「住所変更届出をしない滞納者もいることから、所在不明となり連絡をとれなくなることを防ぐため、催告交渉の早い段階で滞納者の住民票を入手するとともに、勤務先などの連絡先を把握しておくこと。債務者が法人の場合は、法人登記事項証明書を取得し、法人の所在地・代表者等の基礎情報を把握するなど、内容の変更や解散の有無等を適宜、確認すること。」とされている。

債務者の現状捕捉は、所管課によって異なるが、年1回の確認になっている事例が比較的多い状況となっている。この場合、およそ1年後に債務者が所在不明となっていることが把握されることになる。

なお、最終的に所在確認ができた事例がほとんどであった。

【意見】

所管課にあっては債務者が所在不明となることがあり得るとの認識で、適時的確な債権管理を実施されたい。

(5) 債務者が死亡した場合

債務者が死亡した場合には、当該債権は法定相続割合に応じて相続人に引き継がれることになる。実際に、相続人が相続放棄をした事例が多く存在する。

実際には、債務者が死亡したことを県が把握するまでに時間を要するケースが多く、債務額が多額となっている債務者の相続人は、債権放棄の知識を有しているケースも多くなっていると推察される。

なお、相続人調査は行われているが、保管されている資料の中に相続関係図が含まれていることは、限定された監査範囲ではあるが確認できなかった。

【意見】

債務者が死亡した場合には、相続人関係図を作成し、相続人を正確に把握するとともに、相続放棄をした場合には、「相続放棄申述受理証明書」の提出を求められたい。

「相続放棄申述受理証明書」は、裁判所に相続放棄の申し出が受理されたことを証明する書面であるが、相続放棄が受理されたのちに自らが家庭裁判所へ申請して取得する書類である。

主に①債権者に相続放棄が認められたことを証明するとき、②相続登記の際に相続人ではないことを証明するとき、③金融機関の手続の際に相続人ではないことを証明するときなどに利用されている。

(6) 連帯保証人に対する対応

連帯保証人は通常の保証人と違い、検索の抗弁権と催告の抗弁権がないため、債務者と同等に支払いの義務を負っている。したがって、債務者本人からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人に対して請求することとなる。

連帯保証人が付されている債権についても、債務者本人から、連帯保証人に対する請求を拒絶したり、また、連帯保証人に対する請求をさせないために少額の分割納付を行っているケースも見受けられた。

【指摘】

連帯保証人が付された債権について、債務者本人が履行しない場合には、速やかに連帯保証人への請求をしなければならない。

また、上記(1)から(5)までについては、連帯保証人についても同様である。

(7) 分割納付について

「債権管理の基本について」においては、分割納付について「一括納付が困難、あるいは貸付金等で月々の返済額の納付が困難であるとの申出がある債務者に対しては、納税証明書や決算書類等を提出させ、債務者の生活状況や納付資力を調査し、回収の実効性を高める観点からやむを得ないと認められる場合には、分割納付の措置を検討すること。分割納付を認める際には、消滅時効の中断事由である民法第147条の「承認」を兼ねた「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させることとし、その文面には、「分割納付が不履行となった場合は、当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を返済する」旨の期限の利益の喪失についての文言を挿入するなど、滞納額全額の回収ができるような措置を講じることが望ましい。」としている。

納付誓約書による分割納付の容認については、法的根拠がないとされる取扱いであることに留意することが必要である。

平成 29 年 2 月 21 日に総務省が実施した「公金の債権回収業務に関する法務研修（水戸開催）」における研修会においても、納付誓約書による分割納付については、①法的根拠がないこと、②納付義務者が一方的に差し入れるものであり、法的効果は発生しないこと、③合意が成立しているとみることはできないこと、④債務承認として時効中断の効力があること、⑤納付誓約どおりに履行している間は強権発動（滞納処分、訴訟提起等の法的手続き）を差し控えるという事実上の効果はあること、⑥法的根拠を有しないことから安易に適用されやすいこと、⑦滞納初期の短期間に限って使うべきものであること、⑧不履行のときには、原則どおり法的措置を採るべきであることが講義されている。

【指 摘】

分割納付については、法的根拠がないことから、滞納初期の段階における短期間に限って利用するなど安易に適用しないようにしなければならない。

IV 監査の結果（個別）

第1 監査対象とした債権の一覧

原則として、少額の債権以外の債権については、監査の対象としている。

なお、不納欠損処理が平成 30 年度から令和 2 年度までの間に実施されている場合には、債権残高がない場合でも監査の対象としている。

（単位：千円）

番号	対象所属			収入未済額	報告書 No.	
一	総務部	管財課	建物使用料	83		
			契約解除違約金	101		
1	県民生活環境部	廃棄物規制課	不法投棄等撤去代執行経費	148,749	1-1-1	
			放置廃棄物検査事務管理経費	22,950	1-1-2	
一	防災・危機管理部	防災・危機管理課	災害見舞金戻入	60		
2	保健福祉部	厚生総務課	交通事故損害賠償金	233	2-1-1	
			福祉指導課	生活保護費返還金	134,802	2-2-1
		民生建物使用料		3,122	2-2-2	
		介護福祉士修学資金等貸付金		1,624	2-2-3	
		障害福祉課		障害福祉費負担金	11,527	2-3-1
			こども福祉医療センター費負担金	31		
			損害賠償金（自立支援対策特別措置費）	9,835	2-3-2	
			診療報酬返還金	31,368	2-3-3	
		医療人材課	サービス利用者使用料	12	2-3-4	
			看護師等修学資金	看護師等修学資金	7,064	2-4-1
				医師修学資金貸付金	0	2-4-2
		青少年家庭課	児童措置費負担金	児童措置費負担金	93,127	2-5-1
				母子・父子・寡婦福祉資金《特別会計》		
				母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返還金（元金）	85,234	2-5-2
				母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返還金（利子）	1,107	2-5-3
雑入	217					
児童扶養手当過払返還金	19,440	2-5-4				

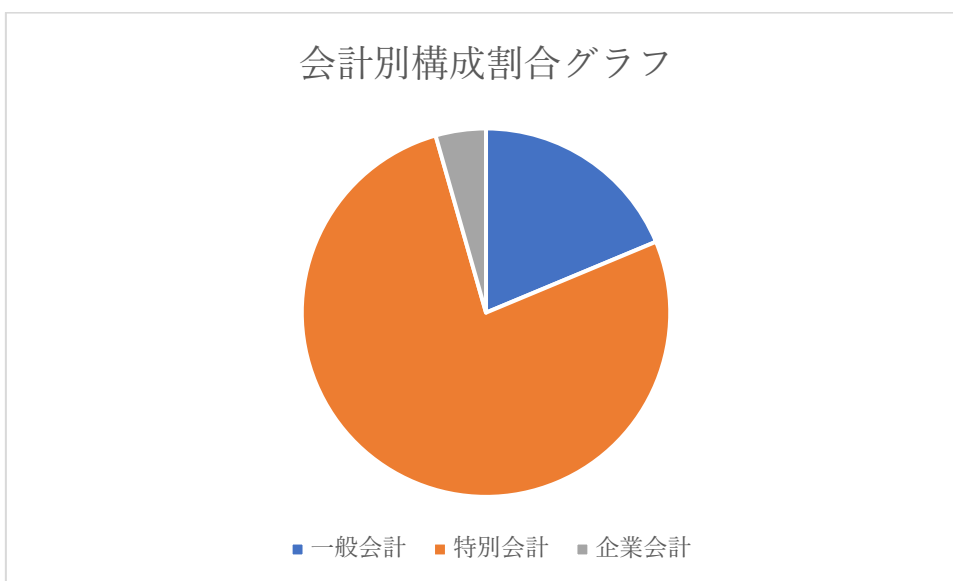
		県立医療大学付属病院	県立医療大学付属病院 《特別会計》 入院使用料 外来使用料 室料差額使用料 医療相談使用料 文書手数料 雑入	3,732 42 857 5 33 3	2-6-1
		少子化対策課	母子衛生費負担金	25	
		感染症対策課	感染症入院医療費負担金	5	
3	立地推進部	立地整備課	鹿島臨海工業地帯造成事業 《特別会計》 代執行費用賠償金	35,430	3-1-1
		宅地整備販売課	都市計画事業土地地区画整理事業 《特別会計》 産業廃棄物処理費用に係る損害賠償金 契約解除に伴う違約金利息等	188,114 29	3-2-1 3-2-2
4	産業戦略部	産業政策課	中小企業事業資金 《特別会計》 中小企業設備近代化資金貸付金（元金） 中小企業設備近代化資金貸付金（違約金及び延滞利息） 中小企業事業継続応援貸付金	35,934 4,741 1,529	4-1-1 4-1-2
		中小企業課	中小企業事業資金 《特別会計》 中小企業高度化資金貸付金（元金） 中小企業高度化資金貸付金（利子）	3,496,307 587,898	4-2-1
5	農林水産部	農業経営課	農業改良資金 《特別会計》 農業改良資金貸付金（元金） 違約金	116,079 40,270	5-1-1
		林政課	林業・木材産業改善資金 《特別会計》 林業・木材産業改善資金貸付金（元金） 林業・木材産業改善資金貸付金（違約金） 森林整備加速化等基金返還金	39,678 23,310 1,320	5-2-1 5-2-2

		農地局農地整備課	談合賠償金	38,624	5-3-1
			遅延利息	77	
		水産振興課	漁港指定施設使用料	0	5-4-1
		農業技術課	国庫補助金	200	
			契約解除違約金	8	
6	土木部	監理課	談合賠償金	30,011	6-1-1
		河川課	土地使用料（河川敷使用料）	511	6-2-1
			生産物売払収入（砂利採取料）	2,031	～
			契約解除に伴う違約金利息等	568	6-2-8
		都市局住宅課	県営住宅使用料	302,627	6-3-1
			県営住宅割増賃料	3,190	
			特別県営住宅使用料	2,865	
			県営住宅駐車場使用料	2,660	
			県営住宅弁償金	48,240	
		道路建設課	契約解除に伴う違約金利息等	910	
下水道課	契約解除に伴う違約金利息等	92			
7	企業局	総務課	工業用水道事業会計未収金《企業会計》	2,485	7-1-1
		業務課	工業用水道事業会計未収金《企業会計》	3,211	7-1-2
			工業用水道事業会計未収金（損失補償金）		
		工業用水道事業会計未収金（工業用水道契約解除に係る清算金）	0	7-1-3	
8	病院局	経営管理課 中央病院 こころの医療センター こども病院	病院事業会計（個人医業未収金）《企業会計》	261,920	8-1-1
9	警察本部	交通指導課	過料（現年納付命令分）	1,656	9-1-1
			過料（滞納繰越分）	1,329	
10	教育庁	総務課	進学奨励資金貸付金元金収入	27,101	独立して記載
			給与過払返還金	175	
		高校教育課	延滞金	551	
			奨学資金貸付金元金収入	76,778	
			高等学校等奨学資金貸付金元金収入	43,645	
			育英奨学資金貸付金元金収入	61,853	
			定時制通信制奨学資金等	1,268	

		財務課	授業料（教育使用料）	118	
			空調設備（教育使用料）	1	
			奨学給付金過払返還	88	
	合計			6,060,820	

◆会計区分別の税外収入未済額

区 分	金 額 (千円)	構成割合 (%)
一 般 会 計	1,134,184	18.71
特 別 会 計	4,659,020	76.87
企 業 会 計	267,616	4.42
合計	6,060,820	100

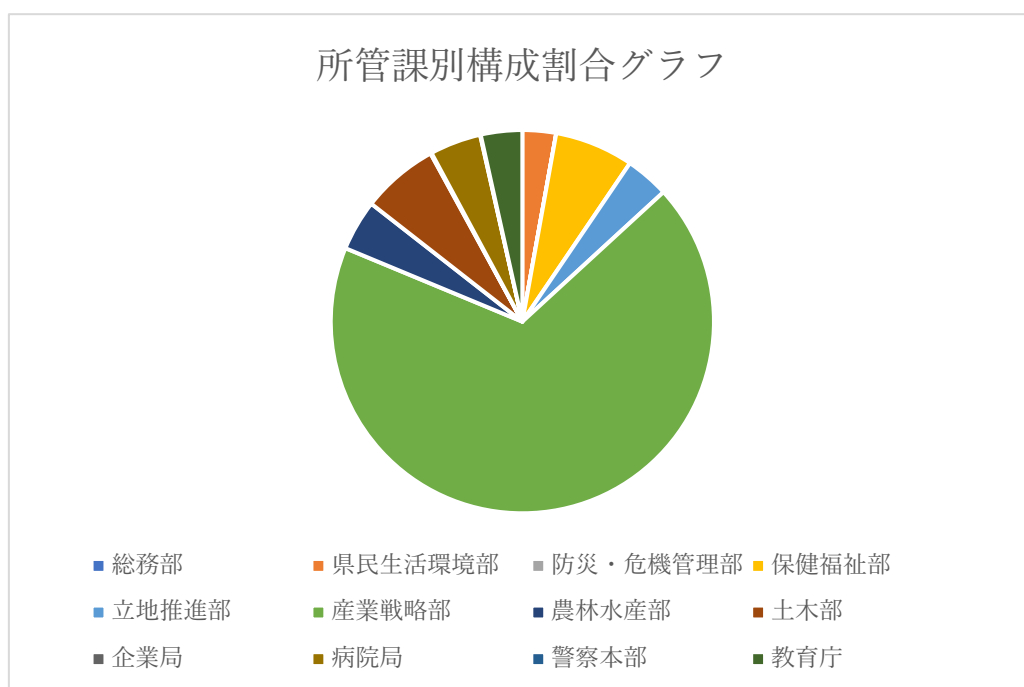


特別会計が税外未収債権額の76.87%を占めている。特別会計においては、経営状況・資金繰り状況等の要因により、分割納付を利用している債務者もいることから、債権管理は極めて重要である。

◆所管別税外収入未済額

所管課名	金額(千円)	構成割合(%)
総務部	184	0.00
県民生活環境部	171,699	2.83
防災・危機管理部	60	0.00
保健福祉部	403,445	6.66
立地推進部	223,573	3.69
産業戦略部	4,126,409	68.08
農林水産部	259,566	4.28
土木部	393,705	6.50
企業局	5,696	0.10
病院局	261,920	4.32
警察本部	2,985	0.05
教育庁	211,578	3.49
合計	6,060,820	100

所管課別構成割合グラフ



産業戦略部が税外未収債権額の 68.08%を占めている。これは、特別会計の中小企業事業資金 4,124,880 千円が延滞債権になっていることに起因するものである。

保健福祉部は、生活保護費返還金 134,802 千円、児童措置費負担金 93,127 千円、特別会計の母子・父子・寡婦福祉資金 86,558 千円等によるものである。

土木部は、都市局住宅課の県営住宅関係 359,582 千円、談合賠償金 30,011 千円等によるものである。

農林水産部は、特別会計の農業改良資金 156,349 千円、特別会計の林業・木材産業改善資金 62,988 千円、談合賠償金 38,624 千円等によるものである。

立地推進部は、特別会計の鹿島臨海工業地帯造成事業（代執行費用賠償金）35,430 千円、特別会計の都市計画事業土地区画整理事業（損害賠償金、違約金及び遅延利息）188,143 千円によるものである。

県民生活環境部は、不法投棄等撤去代執行経費 148,749 千円、放置廃棄物検査事務管理経費 22,950 千円によるものである。

病院局は、企業会計の病院事業会計における個人医業未収金 261,920 千円によるものである。

教育庁は、奨学資金貸付金 76,778 千円、育英奨学資金貸付金 61,853 千円、高等学校等奨学資金貸付金 43,645 千円、進学奨励資金貸付金 27,101 千円等によるものである。

会計区分別構成割合からもわかるように、特別会計を所管する部の税外未収債権額は高額となる傾向がある。

第2 県民生活環境部

監査対象課の主な業務内容は、次のとおりである。

1 廃棄物規制課
<p>廃棄物の処理に係る許可等及び指導に関すること(不法投棄対策室の所管に係るものを除く。)</p> <p>(不法投棄対策室)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の不法投棄対策に関すること。 2 産業廃棄物の収集、運搬又は処分に係る許可等及び指導に関すること。 3 土砂等による土地の埋立て等に係る許可等及び指導に関すること。

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
1-1-1	不法投棄等撤去代執行経費	148,749 千円
1-1-2	放置廃棄物検査事務管理経費	22,950 千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
1-1-1	<p>【意見】</p> <p>納付命令対象者の特定プロセスについて、その判断の経緯が第三者から見ても明らかになるような記録を残すべきである。</p>
	<p>【意見】</p> <p>現時点の「回収マニュアル」において記載を要するかどうか不明瞭なのであれば、マニュアルの見直しを実施し、明確化を図りたい。</p>
	<p>【意見】</p> <p>新たな事案が発生していない状況においても、専門的な知見の蓄積・継承が可能となるよう、過去の発生事案を総括し、反省点や工夫すべき点を整理し、新たな事案に備えておくことについて検討されたい。</p>
	<p>【意見】</p> <p>債務者と口頭での分納の約束ができていても、債務者から認印押印のある文書（債務承認書）を徴収すべきである。</p>
	<p>【意見】</p> <p>現在の民法・民事執行法等の法改正や事情変更に対応して、茨城県不法投棄事案行政代執行費用回収マニュアルを改正する必要がある。</p>
1-1-2	「指摘」・「意見」なし

1-1-1 不法投棄等撤去代執行経費

(1) 債権の概要

1	所管課名	県民生活環境部 廃棄物規制課		
2	債権の名称	不法投棄等撤去代執行経費		
3	債権の種類	<input type="checkbox"/> 私債権 <input checked="" type="checkbox"/> 公債権（強制徴収） <input type="checkbox"/> 公債権（非強制徴収） <input type="checkbox"/> （ ）		
4	債権の内容・発生原因	<p>（債権の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法第19条の8第2項の規定により、同条第1項に基づき、県が実施した生活環境保全上の支障の除去に係る措置（代執行）に要した費用について、当該不法投棄等の行為者に負担させるべく、請求するもの。 <p>（発生原因）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄された硫酸ピッチ（不正軽油を密造する際に、その精製工程で排出される。強酸性で、重金属類の有害物質が含まれる。）等について、生活環境保全上の支障が生じたため、県が代執行を実施したことによる。 ・なお、代執行の原資には、県内の団体や企業からの出えん金等からなる「茨城県有害廃棄物等撤去基金」を活用。 		
5	根拠法令等	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
6	債務者区分	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 法人		
7	消滅時効	公債権	5年	
		私債権	民法改正前	年
			民法改正後	年
8	債権発生・債権管理の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者の不法行為に起因する債権であるため、債務者の納付に対する意識は極めて低い。 ・このため、債務者の資力、財産を定期的に調査し、差押等の強制執行を行うこととしているが、預金等の有力な財産については、既に強制執行済であるか、又は存在していない。 ・しかしながら、不法投棄を「捨て得」とさせないためにも、債務者に対して、文書、電話及び臨戸による催告を行い、一部納付をさせている。 		
9	延滞に係る違約金	・茨城県税外収入金の延滞金徴収条例付則の規定により年8.75%の延滞金が発生する。		

(参考)

硫酸ピッチは、主に不正に軽油を製造する際に副次的に発生し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)では特別管理産業廃棄物に該当するものであるが、その処理には高額な費用を要するために不法投棄されてきた経緯がある。

具体的には、軽油引取税の脱税を目的として A 重油や灯油を混合し、不正に軽油を製造する場合、軽油識別剤であるクマリンの除去に硫酸が使用されることから、硫酸ピッチが生成されることになる。

硫酸ピッチに特化して条例を制定した例としては、千葉県があげられる。千葉県において、抜本的な対策として、不正な利益を図る目的による硫酸ピッチの生成そのものを禁止し、県民の生活環境や自然環境への悪影響を未然に防止するため、「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」を制定し、平成 19 年 9 月 1 日から施行している。

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	156,017,670	204,000	7,064,956	148,748,714	
		債務者数	29	7	2		
	小計	金額	156,017,670	204,000	7,064,956	148,748,714	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	161,330,755	266,539	5,046,546	156,017,670	
		債務者数	30	10	1		
	小計	金額	161,330,755	266,539	5,046,546	156,017,670	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	195,071,949	199,841	33,541,353	161,330,755	
		債務者数	35	6	5		
	小計	金額	195,071,949	199,841	33,541,353	161,330,755	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	個人 2 名	38,850,000	平成15年 7 月	3,995,319
2	個人 3 名	1,708,850	平成18年11月	15,768,615
3	個人 4 名	11,130,000	平成19年 3 月	7,079,334
4	個人 1 名	15,519,000	平成19年 3 月	5,046,547
5	個人 1 名	40,572,000	平成20年 7 月	40,559,870
6	個人 1 名 法人 1 社	14,385,000	平成22年 5 月	7,064,956
7	個人 1 名	40,682,250	平成24年 3 月	40,681,250
8	個人 3 名	23,867,077	平成25年 3 月	15,793,219
9	個人 1 名	513,000	平成25年 3 月	497,461
10	個人 2 名	383,940	平成25年 3 月	363,940
11	個人 2 名	432,426	平成25年 3 月	362,232
12	個人 1 名	514,500	平成25年 5 月	165,734
13	個人 1 名	4,567,500	平成25年 5 月	2,205,181
14	個人 3 名	13,900,425	平成25年12月	9,165,056
合計		207,025,968		148,748,714

(問題点)

不法投棄等撤去代執行経費の徴収における納付命令対象者の特定プロセスについて、どのように対象候補者を把握し、絞り込み、特定に至ったのかの経緯についての記録が十分に残されておらず不明確な部分がある。

最終的に納付命令対象者として特定された者については、特定するための根拠として「誓約書」や「供述調書」、面談内容を記録した「報告・連絡書」等の根拠資料が存在している。これらは、案件別の記録ファイルに保管されていた。ただし、根拠資料の記載からは、最終的に納付命令対象者として特定された者以外の者も登場してくる。ある案件の「報告・連絡書」では、不正軽油で得た利益を持ち逃げした者も登場するが、その者については納付命令対象者として特定されていない。

候補者の把握、納付命令対象者として特定するのか、あるいは断念するのか、その経緯・判断プロセスについては、記録が見当たらず、経緯が判然としなかった。

納付命令対象者の特定については、「茨城県不法投棄事案行政代執行費用回収マニュアル（以下、「回収マニュアル」という。）」（平成 22 年 9 月 茨城県生活環境部 廃棄物対策課）で、手順が定められている。該当部分を抜粋して示すと次のとおりである。

(マニュアルより、納付命令対象者の特定に関する部分を抜粋)

行政代執行費用徴収フロー図



なお、行政代執行に要した費用は、「処分者等」に負担させることができることとされている。（廃棄物処理法第 19 条の 8 第 2 項）

「処分者等」とは、廃棄物処理法第 19 条の 5 第 1 項に掲げる措置命令対象者をいい、具体的には次のとおりである。

ア 産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない処分を行った者
イ 委託基準違反又は再委託基準違反により当該処分が行われた場合の委託者
ウ マニフェストに係る義務違反（不交付・不送付・不回付、虚偽記載等）者
エ アからウに掲げる者に対して当該処分を要求し、依頼し、唆し、助けた者

また、納付命令対象者を特定するために係る作業は、次のとおりである。

- ① 県警との情報交換
- ② 判決文の入手
- ③ 処分者等への連絡、事実関係確認
- ④ 処分者等の居住地（所在地）の特定
- ⑤ 処分者等との面談

このように、納付命令対象者の候補をどのように把握し、廃棄物処理法第 19 条の 5 第 1 項に掲げる措置命令対象者に該当するかどうかをどのように検討したのか、最終的に根拠不十分で対象者として特定しなかったケースも含めて、そのプロセスが明示的に記録に残されなければ判断過程が適切なのかどうかを確かめることができないこととなる。

また、納付命令対象者の特定プロセスは、代執行経費を負担すべき者に適切に負担させるために重要なプロセスであり、その後の回収プロセスにも少なからず影響を及ぼすこととなる。「(1) 債権の概要」に記載されている「不法投棄を捨て得とさせない」という目標を実現するためにも重要なプロセスであり、経緯の記録は不可欠のものとする。

【意見】

納付命令対象者の特定プロセスについて、その判断の経緯が第三者から見ても明らかになるような記録を残すべきである。

【意見】

現時点の「回収マニュアル」において記載を要するかどうか不明瞭なのであれば、マニュアルの見直しを実施し、明確化を図りたい。

(問題点)

過去の発生事案を総括し、反省点や工夫すべき点を整理し、次に発生する事案への対応に活かせるよう専門的な知見を蓄積し、また、継承を促すための体制整備が不十分と思われる。

令和 2 年度末時点で、未回収の債権が残っている事案については、すべて平成 25 年度以前に債権が発生した事案である。ここ数年は、硫酸ピッチの不法投棄に関する発覚事案がなく、平成 26 年度以降新たに発生した債権はない。

所管課に対するヒアリングでは、対象の案件がすべて 8 年以上前の事案であることもあり、発生経緯を把握が困難な面もあった。例えば、発生経緯を記録・保存した資料ファイル等は別倉庫に保管されており、取り寄せにも時間を要した。また、担当者も当時の記憶を思い出しながらの回答となることもあった。

「回収マニュアル」の各プロセス別のヒアリング状況については、「督促後の債権管理」

プロセスについては、正に現在進行している業務であり、ヒアリングもスムーズであったが、「費用額の確定」、「納付命令対象者の特定」のプロセスを含む発生の際緯については、すでに「過去のもの」として認識されているように見受けられる面もあった。

確かに、環境省のホームページより入手した情報では、「硫酸ピッチの不適正処理」発覚件数は平成 19 年度を最後にない状況となっている。（参考資料 ①硫酸ピッチ不適正処理件数の状況」参照。）

そもそも、硫酸ピッチの不法投棄事案については、軽油取引税の脱税を目的とした不正軽油の製造・販売に関連して発生するものと認識されている（参考資料 ②硫酸ピッチ 不法投棄事案の概要」参照）。また、10 年以上、上述したとおり、硫酸ピッチの不法投棄事案は発生していない。

一方で、不正軽油の使用を防止し、課税の適正化を図るため、全国一斉の軽油の抜取調査が令和 3 年 10 月に実施されている。現在の経済環境を考慮すると、原油価格の高騰も話題になるなど、軽油取引税の脱税に関する誘因がなくなっているとは考えにくく、今後も硫酸ピッチの不法投棄事案が発生する可能性は残っていると思われる。

今後発生する事案に備えて、専門的な知見を蓄積し、継承していくことは、人事異動による担当者の変更が定期的に行われる体制であることを考慮すると、重要な取組になると思われる。しかし、「回収マニュアル」の中には、専門的な知見を蓄積・継承し、次の事案に活かすことを目的とした「振り返り」・「総括」を促す要求事項は見当たらない。

「債権管理台帳」の整備が要求されているが、その主な内容は、債権金額、納付状況等の記録が中心であり、「費用額の確定」・「納付命令者の特定」プロセスを記載対象とするようには明示されていない。また、本事案のように不法行為を原因とした法定債権については、契約に基づく当事者の合意を前提とした債権ではなく、そもそも債務者側の積極的な支払意思を期待し難いものである。こうした債権の回収に当たる実務は相当の困難性が想定される。実際に令和 2 年度当初、約 156 百万円あった債権残高（調定済額）に対して、令和 2 年度の収入済額は、約 204 千円余りと回収の進捗については、厳しい状況にある。

なお、「回収マニュアル」における該当部分を抜粋して示すと次のとおりとなっている。

「回収マニュアル」より抜粋

（４）債権管理上の注意

エ 債権管理台帳による管理

債権については、茨城県財務規則第 55 条に定める収入済一覧表及び収入未済一覧表によって管理する。また、債権管理台帳（別添様式）を作成して、債権金額、納付状況、督促等の処理状況等の必要事項を記録することとする。

発生した案件の分析や、反省点・工夫すべき点を整理する「振り返り」・「総括」を行うことは、厳しい状況下における本事案のようなケースにこそ重要になると思われるが、そのような活動を促すルールは整備されていない。

発生事案の「振り返り」・「総括」を行うことにより、例えば次の局面で効果が望められると思われる。

- ・真に代執行経費を負担すべき納付対象者の特定作業（警察、税務課との協力等）
- ・効果的な滞納処分の実施方法、それを実現するための要員体制やルール作りの工夫
- ・廃棄物の処分を業務委託するにあたり、費用の抑制が期待できるような業務仕様の考案
- ・速やかに住民の健康被害のおそれを除去するため、専門的知見をもった業者に、迅速に対応してもらうための入札や発注手続きの工夫
- ・初動時に、担当者が危険な状態で硫酸ピッチを片付けるといった状況に陥らないよう、防護措置等を盛り込んだマニュアルの整備
- ・硫酸ピッチ事案そのものの未然防止を期待できるような条例制定（参考資料 ③条例制定の事例）

【意見】

新たな事案が発生していない状況においても、専門的な知見の蓄積・継承が可能となるよう、過去の発生事案を総括し、反省点や工夫すべき点を整理し、新たな事案に備えておくことについて検討されたい。

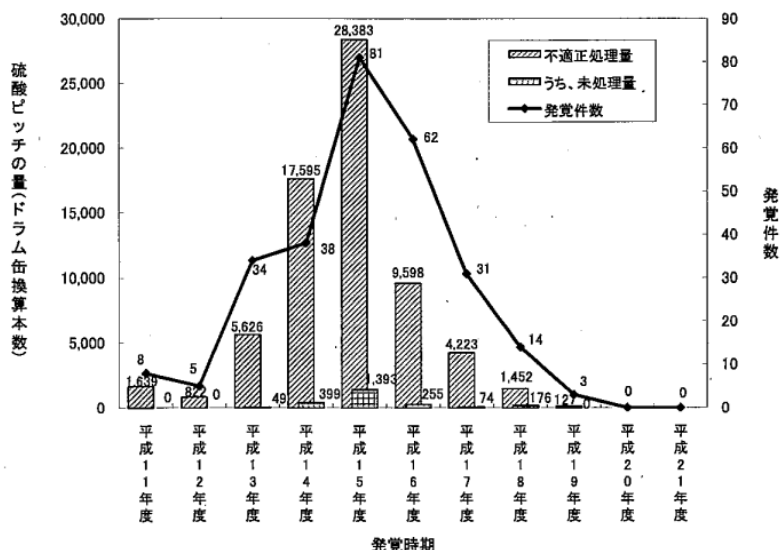
(参考資料)

①「硫酸ピッチ不適正処理」事案の発生状況

図表1. 硫酸ピッチの不適正処理件数及び不適正処理量

(量はドラム缶換算本数)

判明時期	不適正処理事案		処理済事案		未処理事案	
	件数	不適正処理量(本)	件数	処理済量(本)	件数	未処理量(本)
平成11年度	8	1,639	8	1,639	0	0
平成12年度	5	822	5	822	0	0
平成13年度	34	5,626	33	5,577	1	49
上半期	11	1,644	11	1,644	0	0
下半期	23	3,982	22	3,933	1	49
平成14年度	38	17,595	34	16,857	4	399
上半期	17	7,598	16	7,398	1	20
下半期	21	9,997	18	9,459	3	379
平成15年度	81	28,383	75	26,759	6	1,393
上半期	39	21,362	35	19,831	4	1,300
下半期	42	7,021	40	6,928	2	93
平成16年度	62	9,598	59	8,839	3	255
上半期	42	8,020	40	7,377	2	254
下半期	20	1,578	19	1,462	1	1
平成17年度	31	4,223	29	4,149	2	74
上半期	15	1,516	14	1,513	1	3
下半期	16	2,707	15	2,636	1	71
平成18年度	14	1,452	11	1,136	3	176
上半期	13	1,382	11	1,136	2	106
下半期	1	70	0	0	1	70
平成19年度	3	127	3	127	0	0
平成20年度	0	0	0	0	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0
合計	276	69,465	257	65,905	19	2,346

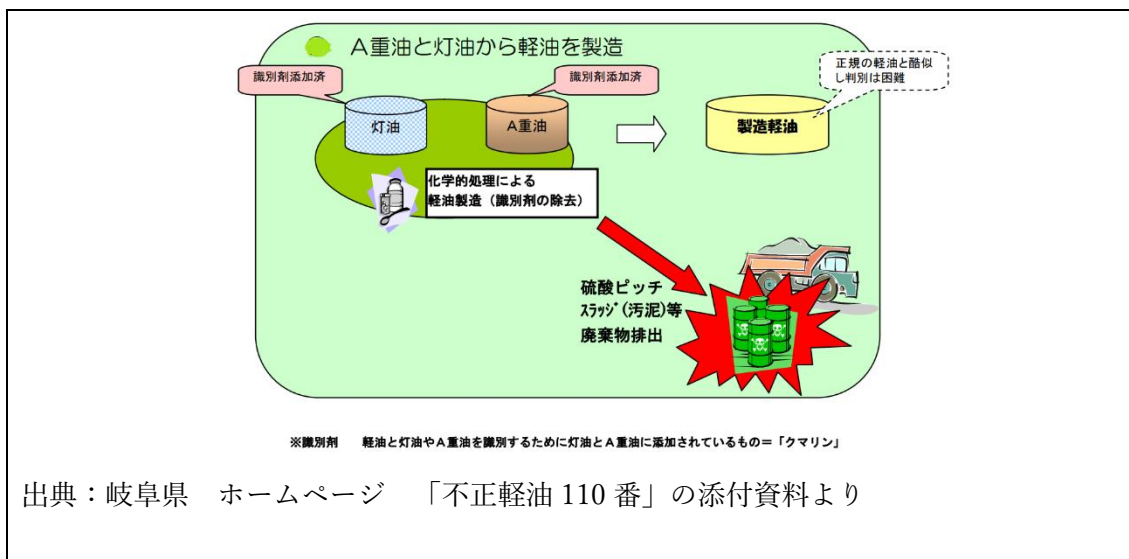


※量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

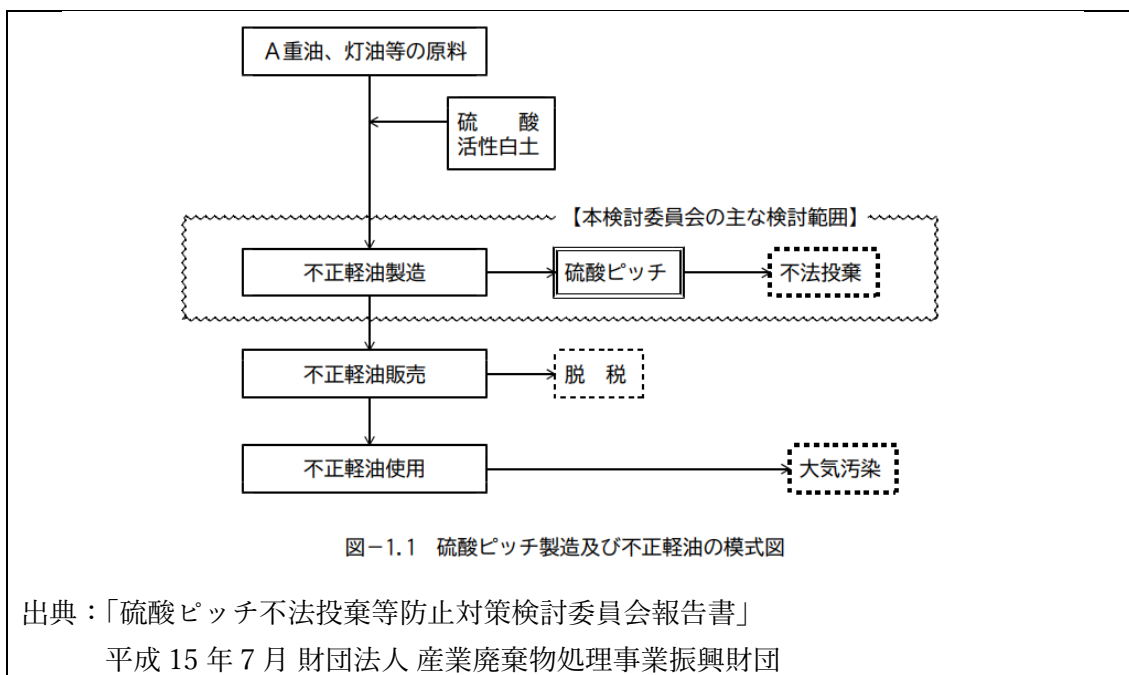
出典：環境省 ホームページ 「硫酸ピッチ問題」添付資料

②硫酸ピッチ 不法投棄事案の概要

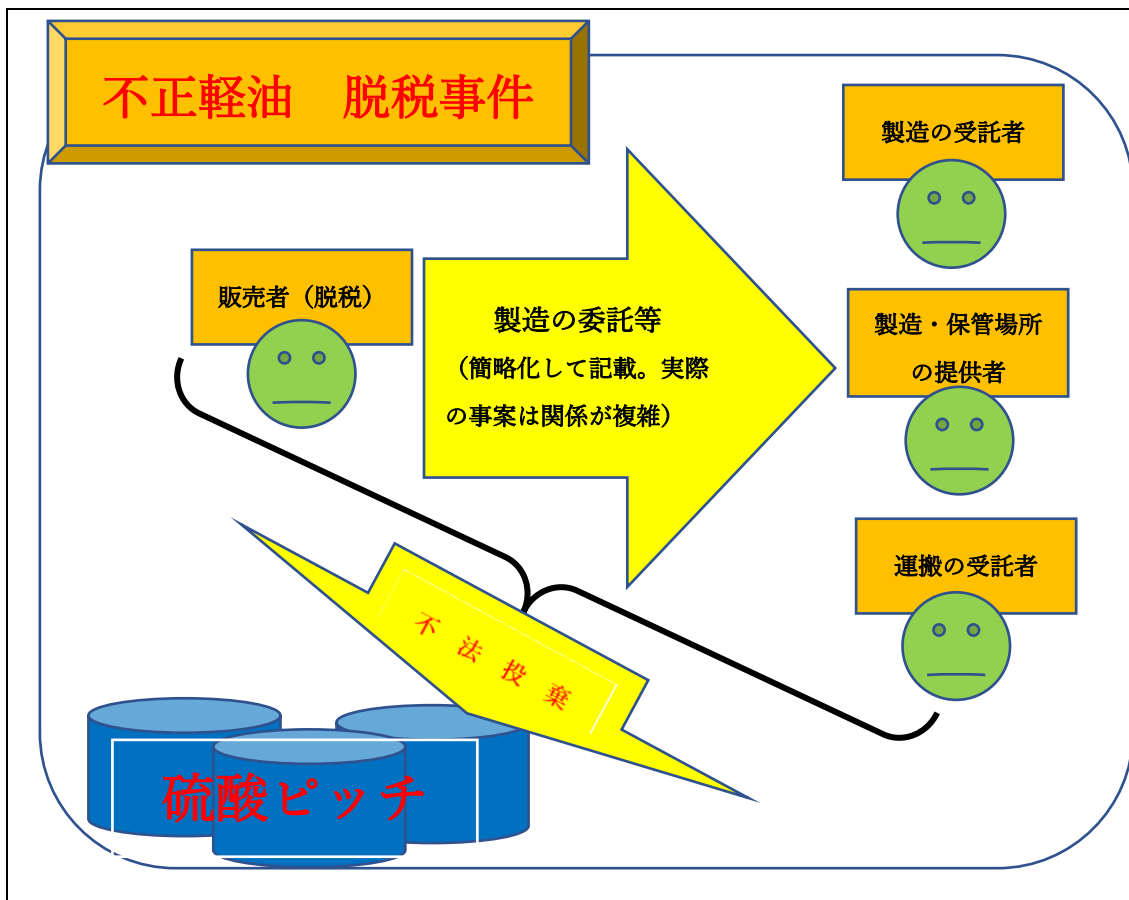
ア 硫酸ピッチが発生する経緯



イ 不正軽油製造販売・脱税事件との関係



ウ 登場人物の相関図



エ 代執行に至るまでの事案の進行経緯 (例示)

時系列	事案の進捗
X1年5月	不正軽油の製造 硫酸ピッチの製造・保管
X1年11月	保管場所等で問題顕在化
X2年1月	刑事事件化
X2年2月以降	県により面談、指導が繰り返される
X2年2月以降	代執行の検討 ・ 処分資金の予算確保 ・ 市町村との負担割合協議 ・ 基金からの資金支援協議 ・ 処分額の見積
X5年2月	措置命令、代執行
×5年3月	納付命令
×5年3月	市町村との負担協定

③条例制定の事例



ホーム > 環境・まちづくり > 環境 > ごみ・廃棄物・リサイクル > 産業廃棄物 > 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例

更新日：令和2(2020)年6月23日

ページ番号：15394

千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例

千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例について

硫酸ピッチは、主に不正に軽油を製造する際に、副次的に生成されます。

軽油引取税の脱税を目的として不正に軽油を製造する場合、軽油識別剤であるクマリンを除去するため、A重油や灯油を混合し、さらに硫酸を混合し、その際に硫酸ピッチが生成されます。

硫酸ピッチは、強い酸性を有し、人体に有害な亜硫酸ガスを発生させ、一旦生成されてしまうと、処理が困難であることから不法投棄につながっています。

そこで、抜本的な対策として、不正な利益を図る目的による硫酸ピッチの生成そのものを禁止し、県民の生活環境や自然環境への悪影響を未然に防止するため、本条例を制定しました。

出典：千葉県ホームページ 「産業廃棄物」 より

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	79,514,641	13	
平成23年度	40,681,250	1	
平成24年度	17,016,852	8	
平成25年度	11,535,971	5	
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	148,748,714		

(5) 不納欠損処理

①平成 30 年度

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1	a b	23,867,077	7,932,358	地方自治法第236条第1項による消滅時効成立	当初の債務者により相続人として債務を承継した後、文書、電話等による催告を繰り返したが納付が得られず、また、毎年実施している財産調査でも差押可能財産を発見できなかったため、平成31年3月27日に不納欠損処理を実施した。
2	a b	13,900,425	4,605,028	地方自治法第236条第1項による消滅時効成立	当初の債務者により相続人として債務を承継した後、文書、電話等による催告を繰り返したが納付が得られず、また、毎年実施している財産調査でも差押可能財産を発見できなかったため、平成31年3月27日に不納欠損処理を実施した。
3	A B	514,500	331,464	地方自治法第236条第1項による消滅時効成立	当該2法人は登記されているものの実体はない。法人代表者に対し催告を繰り返したが納付が得られなかった。1者については、差押可能財産が発見できず、残りの1者には所有不動産を発見できたものの、当該不動産は廃棄物がたい積しているほか、計4本の抵当権、根抵当権が登記されているため換価価値がないため平成31年3月27日に不納欠損処理を実施した。
4	A	4,567,500	2,207,181	地方自治法第236条第1項による消滅時効成立	当該法人は登記されているものの実体はない。法人代表者に対し催告を繰り返したが納付が得られなかった。毎年実施している財産調査においても差押可能財産を発見できなかったため平成31年3月27日に不納欠損処理を実施した。
5	C	21,000,000	18,465,322	地方自治法第236条第1項による消滅時効成立	当該債務者に対しては、催告を繰り返したが、納付が得られなかったため預金差押により時効を中断させたがその後の納付は得られず、新たな財産も発見できなかったため平成31年3月27日に不納欠損処理を実施した。
合計			33,541,353		

(問題点)

平成30年度番号1 a 及び b については、当初の債務者と面談し、分納の約束をしたことが経過表では確認できるにもかかわらず、その時点を債務承認による時効中断日とせず、それ以前の当初の債務者に対する督促（地方自治法第236条第4項）を時効中断日とし、地方自治法第236条第1項による消滅時効成立として不納欠損処理していた。

当初の債務者との分納の約束は経過表の記録にすぎず、分納誓約書等の証書がなく、当初の債務者も後日死亡しているため、時効中断と扱えなかったものと思料する。

なお、回収マニュアルにおいては、時効の中断について、次のように記載されている。

(回収マニュアル)

エ 時効の中断

民法第147条によると中断事由としては(ア)請求、(イ)差押え、仮差押え又は仮処分、(ウ)承認の3つがあり、債権管理の手法としては、(ウ)承認により時効の中断をさせることが望ましい。

.....

(ウ) 承認

債務者が債権者に対し、その権利の存在を知っている旨の表示をなすこと。例えば、債務者が債務の一部を履行したり、弁済の猶予を求める等の表示をすることが、承認となり時効は中断する。

承認については、法的には、口頭による承認であっても差し支えないが、その後、争いの基となりうるので、認印押印の上、文書(債務承認書)により債務者より徴収することとする。

所管課によれば、「債務者が口頭により分納を約束したのは平成26年11月であるところ、当時債務者は癌を患っており(平成27年2月死亡)、文書(債務承認書)を提出できる状態ではなかった」とのことである。

回収マニュアルからすれば、債務者との分納の約束ができている場合には、債務者から認印押印のある文書(債務承認書)を徴収すべきであるが、それができない場合でも、債務承認書を徴収できない事情を記録に明示の上、分納の約束をした時点を債務承認による時効中断日とすべきである。

【意見】

債務者と口頭での分納の約束ができている場合であっても、債務者から認印押印のある文書(債務承認書)を徴収すべきである。

②令和元年度

(単位:円)

番号	氏名	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1	D	15,519,000	5,046,546	地方自治法第236条第1項による消滅時効成立	当該債務者に対しては、催告を繰り返したが、納付が得られなかったため、預金差押により時効を中断させたが、その後の納付は得られず、新たな財産も発見できなかったため令和2年3月18日に不納欠損処理を実施した。
合計			5,046,546		

③令和2年度

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1	c d	14,385,000	7,064,956	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第236条第1項による消滅時効成立 国税徴収法第153条第4項の規定により、滞納処分が3年間継続し納付義務が消滅 	1者に対しては、催告を繰り返したが、納付が得られなかったため、預金差押により時効を中断させたが、その後の納付は得られず、新たな財産も発見できなかったため時効となった。残りの1者に対しても納付がなく2回目の預金差押えを実施したところ、本人から電話による不服の申し立てがあったため調査を実施したところ、本人が生活保護受給者であり、国税徴収法に定められている滞納処分の執行停止の要件に合致することが判明し、滞納処分の執行停止を実施した。
合計			7,064,956		

(問題点)

財産調査については、提供を受けた不納欠損起案資料の閲覧及び質問を実施した範囲では、回収マニュアルに沿って、預貯金・不動産調査を中心に財産調査が行われ、預金差押による回収や時効中断に至った案件もある。ただし、回収マニュアルにおいては、「マニュアルも適宜見直し、改正する必要がある。」とされているところ、民法改正や民事執行法改正等に対応したマニュアルとはなっていない。

【意見】

現在の民法・民事執行法等の改正や事情変更に対応して、茨城県不法投棄事案行政代執行費用回収マニュアルを改正する必要がある。

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度未残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	22,950,000			22,950,000	
		債務者数	10				
	小計	金額	22,950,000	0	0	22,950,000	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	10,476,000			10,476,000	
		債務者数	7				
	過年度分	金額	12,474,000			12,474,000	
		債務者数	3				
	小計	金額	22,950,000	0	0	22,950,000	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	12,474,000			12,474,000	
		債務者数	7				
	小計	金額	12,474,000	0	0	12,474,000	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A a B	4,185,355	平成24年 3 月	4,185,355
2	A a C b c d e	8,288,645	平成24年 3 月	8,288,645
3	c d e	10,476,000	令和元年 6 月	10,476,000
合計				22,950,000

行政代執行は、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条において「法律に基き行政庁により命ぜられた行為」（他人が代ってなすことのできる行為に限る。）について、「義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、か

つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。」とされている。

所管課においては、廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号）第 19 条の 5 により、「生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる」ときに行為者等に措置命令を発出し、命令が履行されない場合、同法第 19 条の 8 により、自ら支障の除去等の措置を行政代執行により行っている。

また、所管課が、事務管理により行っている調査は「生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあるか、不明なため」実施しているものであり、廃棄物処理法第 19 条の 8 の規定により実施することはできないものである。

そのため、私人間の行為として民法第 697 条に定める「事務管理」として実施し、費用を求償している。すなわち、行政代執行において発生する債権は公債権であり、事務管理において発生する債権は私債権となる。

両者には、公債権と私債権との違い、時効期間の相違など異なる管理ポイントはあるが、いずれの債権も回収可能性に問題が生ずるリスクが高い債権であることから、適切な債権管理を行っていくことが重要である。

なお、「(1) 債権の概要」の「8」に記載があるように、債務者のうち法人については、すでに実体がないものがほとんどであり、個人については、破産手続中や居所不明等が多く、財産も発見できない状況にあり、今後の対応に苦慮している状況にある。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前			
平成23年度	12,474,000	7	
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度	10,476,000	3	
令和2年度			
合計	22,950,000		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

該当なし

第3 保健福祉部

監査対象課の主な業務内容は、次のとおりである。

1 厚生総務課
1 保健福祉行政の総合調整に関すること。
2 社会福祉及び衛生に関する統計及び人口動態に関すること。
3 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関するもの（医療監視及び医療安全支援センターに係るものに限る。）。
4 地域保険の推進に関すること。
5 保健所、衛生研究所及び医療大学に関すること。

（監査対象債権）

報告書債権No.	債 権 名	金 額
2-1-1	交通事故損害賠償金	233 千円

（指摘・意見一覧）

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
2-1-1	【意見】 地方自治法施行令第171条の6（履行延期の特約等）は、厳格な手続が必要なことを鑑みると生活保護受給者の確認について債務者本人による証明書の交付申請を適時求めるべきであり、書面による対応が望ましい。

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	268,635	36,000	0	232,635	
		債務者数	1	1			
	過年度分	金額					
		債務者数					
	小計	金額	268,635	36,000	0	232,635	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	0	0	0	0	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	0	0	0	0	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	a	268,635	令和2年4月	232,635
合計				232,635

(債権の内容)

地方自治法施行令第171条の6(履行延期の特約等)を利用している。

令和2年6月より返済開始(月3,000円)。

地方自治法施行令(抜粋)

(履行延期の特約等)

第七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(問題点)

資力調査として、債務者と面談及び電話による聞き取りを実施し、生活保護受給者であることを確認している。

令和2年1月に念書提出の件で電話した際、夫は他界し、母子家庭で親と絶縁状態のため頼る人もおらず生活保護を受けていると聞いており、債務者による念書作成日は令和2年3月24日となっている。

交通事故発生日は、令和元年12月17日であり、交通事故報告書によると車両の名義は母親である。令和2年6月29日に作成された債務保証書の連帯保証人は父親が署名押印をしている。状況を踏まえると親と絶縁状態という説明には矛盾点があるように思われる。

生活保護受給について、債務者本人に電話で確認した際、市役所から書面等の交付は受けていないとの回答があり、市役所社会福祉課の生活保護担当に確認したところ、本人からの交付申請があれば証明書を本人宛に交付することは可能との回答を得たので、債務者に連絡し、定期的に訪問しているケースワーカーを介して申請するよう依頼したという経緯がある。

【意見】

地方自治法施行令第171条の6(履行延期の特約等)は、厳格な手続が必要なことを鑑みると生活保護受給者の確認について債務者本人による証明書の交付申請を適時求めるべきであり、書面による対応が望ましい。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度	232,635	1	
合計	232,635		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

該当なし

2 福祉指導課	
1	地域福祉の推進に関すること。
2	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の施行に関すること。（長寿福祉推進課、障害福祉課、子ども未来課及び青少年家庭課の所管に係るものを除く。）
3	社会福祉事業従事者の研修に関すること。
4	社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
5	民生委員に関すること。
6	生活保護に関すること。
7	行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
8	生活困窮者に関すること。
9	災害ボランティア活動の支援に関すること。
10	福祉相談センターに関すること。

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
2-2-1	生活保護費返還金	134,802 千円
2-2-2	民生建物使用料	3,122 千円
2-2-3	介護福祉士修学資金等貸付金	1,624 千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
2-2-1	<p>【意 見】 生活保護費返還金発生 of 未然防止のため、被保護者に対する指導監督を徹底すべきである。</p>
	<p>【意 見】 保護廃止となった者については、被保護者以上の債権管理に努めるべきである。また、令和元年度より実施している弁護士法人への債権管理業務委託等を活用して、各所での本来の生活保護業務に支障が出ないように一層配慮すべきである。</p>
	<p>【意 見】 生活保護法第 77 条の 2、第 78 条の 2 により、保護費との調整が可能である債務者に対しては、最低生活費に留意した上で、積極的に利用すべきである。</p>

	<p>【意見】 現在返還中の者に対して、延滞金が賦課されることを通知すべきである。</p> <p>【意見】 各所において、個別事情があることは理解できるが、取扱要領を周知した上で、詳細なマニュアル類の整備、研修会の実施等を行い、各所での事務の標準化を進めるべきである。</p> <p>【意見】 強制徴収公債権（地方自治法第 231 条の 3）及び非強制徴収公債権（地方自治法施行令第 171 条）は督促を行わなければならない、督促状は納期限後 20 日以内に発しなければならない（茨城県財務規則第 57 条第 1 項）。また、督促伝票で指定した期限までに滞納金を完納しない者があるときは、速やかに税外諸収入滞納処分執行調書を知事に提出してその指揮を受けなければならない（茨城県財務規則第 60 条第 1 項）。 特に、強制徴収公債権にとって督促は滞納処分の前提となるものであるから（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）、適切に処理できるよう管理すべきである。</p> <p>【意見】 債務者は、原則として生活保護法による被保護者であるか被保護者であった者であるため、返還事由が発生した場合でも、支給された保護費等を既に費消し資力を失っていることも多く、また、親族等の援助も困難であることから、その回収が困難となり不納欠損処理に至っているケースが多いことは理解できる。また、1 件の金額が少額で法的措置まで行うことが適切でない事案もあるものと考えられる。しかしながら、公平性の観点からは、時効中断は積極的に検討すべきである。 また、平成 30 年 10 月以降に発生した生活保護法による返還金はすべて強制徴収公債権であるから、これらの未収債権については督促を行い、滞納処分をすべきか滞納処分が不適切な場合には滞納処分の執行停止をすべきかを判断するため、所在調査、財産調査等の適切な調査を行うべきである。</p>
2-2-2	<p>【意見】 債務者は高齢でもあるため、定期的に接触し、分納の確実な履行と分納額の増額を依頼するべきである。</p> <p>【指 摘】 今後、使用料の支払いが滞っている場合には、次年度は使用許可すべきではない。状況によっては使用許可の取消しを行うべきである。</p>

	<p>【指 摘】 債務者の支払いが滞った場合、連帯保証人に対する回収手続をとらなければならない。</p>
	<p>【意 見】 分納誓約を見直し、可能な限り期間を短縮するべきである。</p>
2-2-3	<p>【指 摘】 返還計画調整中の者から、修学資金返還計画書又は修学資金返還計画変更届を早急に徴し、債権の調定を行うべきである。修学資金の貸与を受けた者が提出を行わない場合には、連帯保証人にも提出指導を依頼すべきである。茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例第 11 条によれば、各号に該当した事由の生じた日の属する月の翌月から返還しなければならないとされており、不適切である。また、現在の状況は債権としての権利行使のできる日及び債権の履行期限が不確定な状態とも考えられるため、消滅時効及び延滞金計算の起算日も不明確となる懸念がある。</p> <p>【指 摘】 修学資金返還計画書を提出済みで、修学資金返還計画変更届の提出もなく、納付がない者については、速やかに連帯保証人へ納付指導の依頼を行い、それでも納付がない場合には、連帯保証人に対して催告を行うべきである。</p> <p>【意 見】 当初の返還計画書の期限内に返済した者との公平性の観点から、延滞利息は適切に徴収すべきである。返済中の債務者へも現時点での延滞利息の金額を示すことが望ましい。</p> <p>【意 見】 督促を行った債権については、令和 3 年 7 月より運用を開始した茨城県未収債権管理システムを活用し、適切な債権管理に努めるべきである。</p> <p>【意 見】 上記の意見を踏まえ、現在、本制度の事業主体となっている茨城県社会福祉協議会に対する指導、監督に留意すべきある。</p>

(2) 債権推移表

生活保護の事務については、町村部のみ県が所管し、その事務については、県内の町村を地域別に区分し、福祉相談センター、県北県民センター、県南県民センター、県西県民センターの各所管部署で行っている。

なお、鹿行地区には、町村合併により町村が存在しないこととなったため、合併以前の債権について、本庁で徴収事務を引き継いでいる。

①本庁保健福祉部福祉指導課（旧鹿行地方総合事務所分）

（単位：円）

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度未残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	699,000	83,000	0	616,000	
		債務者数	2	2	0		
	小計	金額	699,000	83,000	0	616,000	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	717,000	18,000	0	699,000	
		債務者数	2	1	0		
	小計	金額	717,000	18,000	0	699,000	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	735,000	18,000	0	717,000	
		債務者数	2	1	0		
	小計	金額	735,000	18,000	0	717,000	
		債務者数					

②福祉相談センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	22,331,746	12,090,254	0	10,241,492	
		債務者数	176	145	0		
	過年度分	金額	74,821,374	4,150,843	2,408,853	68,261,678	
		債務者数	287	155	8		
	小計	金額	97,153,120	16,241,097	2,408,853	78,503,170	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	33,946,559	20,556,187	0	13,390,372	
		債務者数	125	98	0		
	過年度分	金額	65,500,871	3,326,649	743,220	61,431,002	
		債務者数	196	103	4		
	小計	金額	99,447,430	23,882,836	743,220	74,821,374	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	30,294,886	17,518,242	0	12,776,644	
		債務者数	144	115	0		
	過年度分	金額	55,675,850	2,897,666	53,957	52,724,227	
		債務者数	137	78	1		
	小計	金額	85,970,736	20,415,908	53,957	65,500,871	
		債務者数					

③県北県民センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	13,524,530	11,677,407	0	1,847,123	
		債務者数	32	25	0		
	過年度分	金額	2,614,093	868,948	0	1,745,145	
		債務者数	12	1	0		
	小計	金額	16,138,623	12,546,355	0	3,592,268	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	9,855,026	7,739,284	0	2,115,742	
		債務者数	26	19	0		
	過年度分	金額	924,146	425,795	0	498,351	
		債務者数	10	7	0		
	小計	金額	10,779,172	8,165,079	0	2,614,093	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	3,818,320	3,649,015	0	169,305	
		債務者数	34	27	0		
	過年度分	金額	997,001	242,160	0	754,841	
		債務者数	6	1	0		
	小計	金額	4,815,321	3,891,175	0	924,146	
		債務者数					

④ 県南県民センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	18,242,889	14,862,565	0	3,380,324	
		債務者数	49	42	0		
	過年度分	金額	41,689,787	2,424,435	4,109,841	35,155,511	
		債務者数	104	63	6		
	小計	金額	59,932,676	17,287,000	4,109,841	38,535,835	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	24,521,488	19,062,504	0	5,458,984	開示請求手数料 10円 決算と相違
		債務者数	55	46	0		
	過年度分	金額	39,383,054	2,359,957	792,294	36,230,803	
		債務者数	107	58	9		
	小計	金額	63,904,542	21,422,461	792,294	41,689,787	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	18,094,014	15,133,024	0	2,960,990	開示請求、公用車交通事故賠償金等 56,709円 決算と相違
		債務者数	78	71	0		
	過年度分	金額	47,899,845	2,210,995	9,266,786	36,422,064	
		債務者数	105	56	12		
	小計	金額	65,993,859	17,344,019	9,266,786	39,383,054	
		債務者数					

⑤ 県西県民センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	9,328,584	5,726,685	0	3,601,899	
		債務者数	36	29	0		
	過年度分	金額	11,006,997	973,694	80,000	9,953,303	
		債務者数	38	22	1		
	小計	金額	20,335,581	6,700,379	80,000	13,555,202	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	5,239,432	2,475,873	0	2,763,559	
		債務者数	25	20	0		
	過年度分	金額	9,377,099	739,801	393,860	8,243,438	
		債務者数	31	13	1		
	小計	金額	14,616,531	3,215,674	393,860	11,006,997	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	1,974,366	1,640,500	0	333,866	
		債務者数	21	17	0		
	過年度分	金額	10,330,970	610,697	677,040	9,043,233	
		債務者数	32	16	1		
	小計	金額	12,305,336	2,251,197	677,040	9,377,099	
		債務者数					

当該債権が発生するのは、生活保護法の被保護者が、同法第 63 条又は第 78 条に該当することとなった場合及び世帯員の死亡等、被保護者の減少等により保護費が過大に支給された場合に発生するものである。同法は平成 26 年に第 78 条及び第 78 条の 2 が改正されるとともに、平成 30 年には第 77 条の 2 が新設されたため、保護費の支給月により、債権の種類及び保護費等との調整の可否が異なる。

生活保護法（抜粋）

（費用返還義務）

第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

（費用等の徴収）

第七十七条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

第七十七条の二 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

- 3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。
- 4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。

第七十八条の二 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

- 2 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該就労自立給付金の額の全部又は一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。
- 3 前二項の規定により第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して当該保護金品（第一項の申出に係る部分に限る。）の交付又は当該就労自立給付金（前項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

支給月ごとの取扱いは、次のとおりである。

事由	区分	～平成 26 年 6 月	平成 26 年 7 月～ 平成 30 年 9 月	平成 30 年 10 月～
第 63 条 返還金	債権種類	非強制徴収公債権	非強制徴収公債権	強制徴収公債権
	保護費調整	不可	不可	可
第 78 条 返還金	債権種類	非強制徴収公債権	強制徴収公債権	強制徴収公債権
	保護費調整	不可	可	可

なお、県では返還金の徴収事務に関して、「生活保護法の規定に基づく返還金に係る取扱要領」（以下「取扱要領」という。）を平成 17 年 2 月 1 日に制定している。

債権の管理については、令和 2 年度までの各所でのエクセルによる管理に加え、令和 3 年

7月より運用を開始した「茨城県未収債権管理システム」を併用し、分納誓約や最終納入日等を加味した時効管理を行っている。

(問題点)

債務者は、原則として生活保護法による被保護者であるため、返還事由が発生した場合でも、支給された保護費等を既に費消し資力を失っていることも多く、また、親族等の援助も困難であることから、その回収は困難となる傾向がある。特に、過年度分の収入割合は非常に低調となっている。また、保護費との調整についても、生活保護費が最低生活費を保証するものであるため、僅かの金額しか徴収することができず、その返還には長期間を要することも多い。

【意見】

生活保護費返還金発生 of 未然防止のため、被保護者に対する指導監督を徹底すべきである。

(問題点)

債務者のうち、保護廃止となった者については、保護費との調整が行えず、ケースワーカーとの接触もなくなるため、より徴収が困難となる傾向がある。また、保護のケース記録が記載されないこととなるため、交渉の記録も不確実となっている。

【意見】

保護廃止となった者については、被保護者以上の債権管理に努めるべきである。また、令和元年度より実施している弁護士法人への債権管理業務委託等を活用して、各所での本来の生活保護業務に支障が出ないように一層配慮すべきである。

(問題点)

返還金の納入に際しては、指定金融機関の窓口でしか使用することができない納付書を使用している。金融機関の窓口は平日の午前9時から午後3時までであり、さらに県内の金融機関では窓口営業が縮小されているため、納付機会が非常に限られる状況となっている。

【意見】

生活保護法第77条の2、第78条の2により、保護費との調整が可能である債務者に対しては、最低生活費に留意した上で、積極的に利用すべきである。

(問題点)

当該債権については、茨城県税外収入金の延滞金徴収条例により、延滞金を徴収することとなっている。令和3年度においては、延滞金を賦課した上で、茨城県税外収入金の延滞金徴収条例第4条による減免を行っているが、現在返還中の者に対して、延滞金に関する通知

がなされていない。

【意見】

現在返還中の者に対して、延滞金が賦課されることを通知すべきである。

(問題点)

債権の管理、滞納金の整理記録、催告の方法・記録等、徴収事務について、出先機関ごとに異なる部分があり、事務の標準化がなされていない。

【意見】

各所において、個別事情があることは理解できるが、取扱要領を周知した上で、詳細なマニュアル類の整備、研修会の実施等を行い、各所での事務の標準化を進めるべきである。

(問題点)

督促や税外諸収入滞納処分執行調書の作成・知事への提出を行っていない案件が複数あった。

【意見】

強制徴収公債権（地方自治法第 231 条の 3）及び非強制徴収公債権（地方自治法施行令第 171 条）は督促を行わなければならない、督促状は納期限後 20 日以内に発しなければならない（茨城県財務規則第 57 条第 1 項）。また、督促伝票で指定した期限までに滞納金を完納しない者があるときは、速やかに税外諸収入滞納処分執行調書を知事に提出してその指揮を受けなければならない（茨城県財務規則第 60 条第 1 項）。

特に、強制徴収公債権にとって督促は滞納処分の前提となるものであるから（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）、適切に処理できるよう管理すべきである。

地方自治法

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐも

のとする。

- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 6 第三項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例によりした処分についての審査請求については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条の四の規定を準用する。
- 7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 9 普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 10 第七項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 11 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
- 12 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

地方自治法施行令

（督促）

第七十一条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（強制執行等）

第七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第七十一条の五の措置をとる場合又は第七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債

権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

茨城県財務規則

(督促)

第 57 条 歳入徴収者は、税外諸収入金を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後 20 日以内に督促伝票(督促状・領収証書, 収入票及び収納済通知票をいう。以下同じ。)を発しなければならない。

2 督促伝票において指定すべき期限は、特別に定めのあるもののほか、当該督促伝票の発付の日から 15 日以内とする。

(滞納処分)

第 60 条 課長又は公所長は、督促伝票で指定した期限までに滞納金を完納しない者があるときは、速やかに税外諸収入滞納処分執行調書を知事に提出してその指揮を受けなければならない。

2 歳入徴収者は、現金取扱員が配置されている本庁又は公所にあっては現金取扱員のうちから、現金取扱員が配置されていない本庁又は公所にあっては知事の補助機関である職員のうちから課長又は公所長が指定した者(以下「徴収職員」という。)に滞納処分を行わせることができる。この場合において、徴収職員に指定された者については、現金取扱員を命じられたものとみなす。

3 課長又は公所長は、滞納処分の執行停止を要するものがあるときは、速やかに年度、収入科目、金額、納期限、債務者の住所及び氏名並びにその理由を記載した書類を知事に提出してその指揮を受けなければならない。

(3) 債権明細

①本庁保健福祉部福祉指導課（旧鹿行地方総合事務所分）

人数又は件数	3	債権発生時期	H13/6~H15/10
当初債権額	928,857円	未収債権額	616,000円
未収債権額内訳	300万円以上	200万円以上	100万円以上
	—	—	—

②福祉相談センター

人数又は件数	311	債権発生時期	H19/3~R3/3
当初債権額	99,041,722円	未収債権額	78,503,170円
未収債権額内訳	300万円以上	200万円以上	100万円以上
	3	2	11

③県北県民センター

人数又は件数	20	債権発生時期	H25/8~R3/2
当初債権額	5,707,079円	未収債権額	3,592,268円
未収債権額内訳	300万円以上	200万円以上	100万円以上
	—	—	—

④県南県民センター

人数又は件数	127	債権発生時期	H16/3~R3/2
当初債権額	58,472,697円	未収債権額	38,535,835円
未収債権額内訳	300万円以上	200万円以上	100万円以上
	1	1	8

⑤県西県民センター

人数又は件数	50	債権発生時期	H14/3~R3/2
当初債権額	19,032,667円	未収債権額	13,555,202円
未収債権額内訳	300万円以上	200万円以上	100万円以上
	—	—	6

(4)発生年度別収入未済額

①本庁保健福祉部福祉指導課（旧鹿行地方総合事務所分）

（単位：円）

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	616,000	2	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	616,000		

②福祉相談センター

（単位：円）

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	6,838,944	6	
平成23年度	2,294,155	7	
平成24年度	4,723,619	8	
平成25年度	7,791,350	9	
平成26年度	4,186,694	8	
平成27年度	2,383,066	10	
平成28年度	4,516,372	17	
平成29年度	12,767,365	30	
平成30年度	12,058,113	63	
令和元年度	10,702,000	37	
令和2年度	10,241,492	56	
合計	78,503,170		

③ 県北県民センター

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度	17,189	1	
平成26年度			
平成27年度	275,649	2	
平成28年度	32,000	1	
平成29年度	37,013	1	
平成30年度			
令和元年度	1,383,294	7	
令和2年度	1,847,123	7	
合計	3,592,268		

④ 県南県民センター

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	10,779,046	10	
平成23年度	203,925	1	
平成24年度	2,401,594	7	
平成25年度	2,652,158	11	
平成26年度	6,290,526	10	
平成27年度	2,010,963	8	
平成28年度	2,399,812	6	
平成29年度	1,365,405	13	
平成30年度	1,855,209	21	
令和元年度	5,196,873	16	
令和2年度	3,380,324	12	
合計	38,535,835		

⑤県西県民センター

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	1,527,179	6	
平成23年度	2,158,758	2	
平成24年度	1,567,140	1	
平成25年度	501,735	3	
平成26年度	1,658,899	3	
平成27年度	29,190	1	
平成28年度	104,389	4	
平成29年度	45,284	1	
平成30年度	30,762	1	
令和元年度	2,329,967	10	
令和2年度	3,601,899	15	
合計	13,555,202		

(5) 不納欠損処理

①本庁保健福祉部福祉指導課(旧鹿行地方総合事務所分)

ア 平成30年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和2年度

該当なし

②福祉相談センター

ア 平成 30 年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
1 件	53,957 円	地方自治法第 236 条第 1 項による消滅時効の完成

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
4 件	743,220 円	地方自治法第 236 条第 1 項による消滅時効の完成

ウ 令和 2 年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
8 件	2,408,853 円	地方自治法第 236 条第 1 項による消滅時効の完成

③県北県民センター

ア 平成 30 年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和 2 年度

該当なし

④県南県民センター

ア 平成 30 年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
13 件	9,266,786 円	地方自治法第 236 条第 1 項による消滅時効の完成

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
10 件	792,294 円	地方自治法第 236 条第 1 項による消滅時効の完成

ウ 令和 2 年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
7 件	4,109,841 円	地方自治法第 236 条第 1 項による消滅時効の完成

⑤県西県民センター

ア 平成 30 年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
1 件	677,040 円	地方自治法第 236 条第 1 項による消滅時効の完成

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
1 件	393,860 円	地方自治法第 236 条第 1 項による消滅時効の完成

ウ 令和 2 年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
1 件	80,000 円	地方自治法第 236 条第 1 項による消滅時効の完成

(問題点)

1 年に 1 度か 2 度催告を行ったにすぎず、時効中断などの法的措置をとることなく時効完成に至っている事案が複数あった。

【意見】

債務者は、原則として生活保護法による被保護者であるか被保護者であった者であるため、返還事由が発生した場合でも、支給された保護費等を既に費消し資力を失っていることも多く、また、親族等の援助も困難であることから、その回収が困難となり不納欠損処理に至っているケースが多いことは理解できる。また、1 件の金額が少額で法的措置まで行うことが適切でない事案もあるものと考えられる。しかしながら、公平性の観点からは、時効中断は積極的に検討すべきである。

また、平成 30 年 10 月以降に発生した生活保護法による返還金はすべて強制徴収公債権であるから、これらの未収債権については督促を行い、滞納処分をすべきか滞納処分が不適切な場合には滞納処分の執行停止をすべきかを判断するため、所在調査、財産調査等の適切な調査を行うべきである。

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度未残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	191,778	0		191,778	
		債務者数	1	1			
	過年度分	金額	3,591,677	660,988		2,930,689	
		債務者数	2	2			
	小計	金額	3,783,455	660,988	0	3,122,467	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	1,192,686	21,950		1,170,736	
		債務者数	1	1			
	過年度分	金額	2,515,294	94,353		2,420,941	
		債務者数	3	3			
	小計	金額	3,707,980	116,303	0	3,591,677	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	1,248,721	0		1,248,721	
		債務者数	2	0			
	過年度分	金額	1,302,573	36,000		1,266,573	
		債務者数	2	2			
	小計	金額	2,551,294	36,000	0	2,515,294	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	a	830,455	平成18年4月(使用料)	346,573
2	b	1,111,437	平成29年4月(使用料)	905,000
3	b	1,099,917	平成30年4月(使用料)	546,000
4	b	1,067,217	平成31年4月(使用料)	1,067,217
5	b	84	令和元年10月(増税分差額)	84
6	b	13,358	令和元年8月(光熱水費)	13,358
7	b	9,015	令和元年11月(光熱水費)	9,015
8	b	11,731	令和元年12月(光熱水費)	11,731
9	b	9,061	令和2年1月(光熱水費)	9,061
10	b	13,519	令和2年2月(光熱水費)	13,519
11	b	9,131	令和2年3月(光熱水費)	9,131
12	b	179,984	令和2年4月(使用料)	179,984
13	b	6,568	令和2年4月(光熱水費)	6,568
14	b	3,385	令和2年5月(光熱水費)	3,385
15	b	1,841	令和2年6月(光熱水費) (5/20~31日分)	1,841
合計				3,122,467

(問題点)

aについては、月3,000円の分納となっているが、令和2年度については9,000円しか納入がない状況である。現在の債権額を完納するためには、分納の履行が確実に行われた場合でも10年近くの年月を要することとなる。

【意見】

債務者は高齢でもあるため、定期的に接触し、分納の確実な履行と分納額の増額を依頼すべきである。

(問題点)

bについては、平成29年ごろから使用料が全く支払われない状況であったにもかかわらず、毎年行政財産の使用許可をしていた。結果的に、3年度分超が債権として残った状態である。

行政財産使用許可書（茨城県公有財産事務取扱規則第25条第3項）には、使用許可の取消し条項、取消し時の現状回復費用の代執行条項が明示されているが、それらが検討された様子はない。最終的には短期の使用許可を通知し、その後自主的に退去した状況である。

行政財産使用許可書（抜粋）

第9 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

- (1) 使用者がこの条件に定める義務を履行しないとき。
- (2) 国、県又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するためこの財産を必要とするとき。

第10 使用期間が満了した場合又は前項第1号の規定により使用許可を取り消した場合においては、使用者の負担でこの財産を県の指定する期日までに原状に回復して県に返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、県は、直接又は他人をして使用者に代りこれを執行し、その費用は、すべて使用者から徴収することができる。

【指 摘】

今後、使用料の支払いが滞っている場合には、次年度は使用許可すべきではない。状況によっては使用許可の取消しを行うべきである。

(問題点)

bについては、公用財産借用申請書を提出する際に、連帯保証人を指定しているが、使用料の支払いが滞った場合も、分納誓約が履行されなかった際にも保証人に対しての納付指導依頼や催告等を行っていない。

【指 摘】

債務者の支払いが滞った場合、連帯保証人に対する回収手続をとらなければならない。

(問題点)

bに係る最新の債務承認及び分納誓約書は令和2年6月25日付けで徴しているが、全200回に及ぶものであり適切ではない。

【意 見】

分納誓約を見直し、可能な限り期間を短縮するべきである。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	346,573	1	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度	905,000	1	
平成30年度	546,000	1	
令和元年度	1,133,116	1	
令和2年度	191,778	1	
合計	3,122,467		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

該当なし

2-2-3 介護福祉士修学資金等貸付金

(1) 債権の概要

1	所 管 課 名	保健福祉部 福祉指導課 福祉人材確保室（本庁）		
2	債 権 の 名 称	介護福祉士修学資金等貸付金		
3	債 権 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> 公債権（強制徴収） <input type="checkbox"/> 公債権（非強制徴収） <input type="checkbox"/> （ ）		
4	債権の内容・発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・養成施設に修学し、将来社会福祉士及び介護福祉士として県内の介護施設に従事することを旨とする学生向けの貸付金である。（平成5年度～平成21年度） ・養成施設に在籍する学生を対象に年432千円貸与、1年ごとに契約を締結。 		
5	根 拠 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・民法（改正前民法） ・茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例 ・茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則 ・社会福祉士及び介護福祉士法 		
6	債 務 者 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人		
7	消 滅 時 効	公 債 権	年	
		私 債 権	民法改正前	10年
			民法改正後	10年
8	債権発生・債権管理の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者は養成施設を卒業して1年以内に社会福祉士及び介護福祉士の業務に従事し、継続して7年間働くことで貸付金の返還が免除される。 ・上記の業務に従事している期間は、返還猶予承認を受けることで貸付金の返還が猶予される。 ・指定された返還期限までに納入がない場合、財務規則に従って督促を行い、その後、催告活動（文書、訪問）などを実施。 ・債権管理に当たっては財務システム及び帳票により管理している。 		
9	延滞に係る違約金	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例第16条又は付則第2項規定により、年あたり「14.5」%又は「特例基準割合+7.25」%の延滞金が発生する。 		

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	87,000	82,000	0	5,000	
		債務者数	2	2	0		
	過年度分	金額	2,056,141	437,000	0	1,619,141	R元年度二重調定分123,428円を訂正したため
		債務者数	9	7	0		
	小計	金額	2,143,141	519,000	0	1,624,141	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	2,144,424	1,313,283	0	831,141	
		債務者数	11	11	0		
	過年度分	金額	1,478,428	130,000	0	1,348,428	
		債務者数	7	6	0		
	小計	金額	3,622,852	1,443,283	0	2,179,569	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	1,357,711	1,131,283	0	226,428	
		債務者数	10	10	0		
	過年度分	金額	1,318,000	66,000	0	1,252,000	
		債務者数	5	3	0		
	小計	金額	2,675,711	1,197,283	0	1,478,428	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	a	864,000	H19.4.1	342,285
2	b	864,000	H8.4.1	60,428
3	c	432,000	H12.4.1	249,000
4	d	864,000	H11.4.1	274,000
5	e	864,000	H12.4.1	487,000
6	f	864,000	H8.4.1	11,428
7	g	432,000	H19.4.1	100,000
8	h	864,000	H12.4.1	0
9	i	432,000	H16.4.1	100,000
合計				1,624,141

当該事業は、平成21年度以降は茨城県社会福祉協議会の事業となっているが、平成20年度に入学し、平成21年度に在学していた者には継続貸与していたため、当初債権発生時期

は、平成 21 年度までとなっている。修学資金の貸与金額は月額 36,000 円であり、上記明細において、債権の発生時期として記載されているのは、債務者が修学した時期であるが、返還猶予、返還免除の規定があるため、債権が顕在化するのには、茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例第 11 条各号に掲げる事由が発生し、又は同第 12 条、第 13 条の期間が満了したときである。

茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（抜粋）

（返還）

第 11 条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、修学資金の貸与を受けた期間(前条第 1 項又は第 3 項の規定により修学資金の貸与が停止された期間を除く。)に相当する期間(修学資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間)内に、月賦又は半年賦の均等払方式により、貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。ただし、繰上返還することを妨げない。

- (1) 第 8 条の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から 1 年以内に県内において社会福祉士等の業務に従事しなかったとき。
- (3) 県内において社会福祉士等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 死亡し、又は心身の故障により社会福祉士等の業務に従事できなくなったとき。

（返還債務の履行の当然猶予）

第 12 条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める期間、返還債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 第 8 条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き当該養成施設等に在学しているとき。その在学している期間
- (2) 養成施設を卒業後、他種の養成施設に在学しているとき。その在学している期間

（返還債務の履行の裁量猶予）

第 13 条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、それぞれ当該各号に定める期間、返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 養成施設を卒業した日から 1 年以内に県内において社会福祉士等の業務に従事することとなったとき。当該業務に従事している期間
- (2) 災害、疾病、負傷、育児休業その他特別の事由があるとき。その事由が継続する期間

茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例第 11 条各号に掲げる事由が発生したとき、又は同第 12 条、第 13 条の期間が満了した者については、茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則第 9 条第 1 項により、修学資金返還計画書を提出することになっている。また、同条第 2 項の修学資金返還計画変更届により、更に期限の延長を受けることが可能である。

茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則（抜粋）

（返還計画書等）

第9条 修学生は、条例第11条各号に掲げる事由が生じたとき(条例第12条又は第13条の規定により返還債務の履行の猶予を受けている場合は、当該猶予の期間が満了したとき。)は、遅滞なく、修学資金返還計画書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該事由が修学生の死亡によるものであるときは、当該計画書の提出は、当該修学生の相続人(相続人がないときは、当該修学生の連帯保証人。以下同じ。)が行うものとする。

2 前項の規定により修学資金返還計画書を提出した修学生は、当該返還計画を変更しようとするときは、修学資金返還計画変更届を知事に提出しなければならない。

（問題点）

債権の調定は、修学資金返還計画書又は修学資金返還計画変更届の提出により確定した返還金の納期の到来ごとに行っているため、修学資金返還計画書が未提出の者、当初の修学資金返還計画書で返還が困難となり修学資金返還計画変更届の提出指導中の者に係る債権は、債権明細には記載されていない。これらの茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例第11条各号に掲げる事由が発生したか、同第12条、第13条の期間が満了しているにも関わらず、修学資金返還計画書又は修学資金返還計画変更届の提出に至らない者（以下「返還計画調整中の者」という。）は令和3年3月31日時点で、全貸与者882名のうち115名。令和4年2月15日時点においては、66名となっている。

【指 摘】

返還計画調整中の者から、修学資金返還計画書又は修学資金返還計画変更届を早急に徴し、債権の調定を行うべきである。修学資金の貸与を受けた者が提出を行わない場合には、連帯保証人にも提出指導を依頼すべきである。茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例第11条によれば、各号に該当した事由の生じた日の属する月の翌月から返還しなければならないとされており、不適切である。また、現在の状況は債権としての権利行使のできる日及び債権の履行期限が不確定な状態とも考えられるため、消滅時効及び延滞金計算の起算日も不明確となる懸念がある。

(問題点)

当債権は、修学資金貸与時に2名の連帯保証人を立てることとなっているが、連帯保証人への納付指導依頼、催告等が極めて限定的である。

【指 摘】

修学資金返還計画書を提出済みで、修学資金返還計画変更届の提出もなく、納付がない者については、速やかに連帯保証人へ納付指導の依頼を行い、それでも納付がない場合には、連帯保証人に対して催告を行うべきである。

(問題点)

茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例第16条には延滞利息が規定されているが、延滞利息の徴収が行われていない。

茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（抜粋）

(延滞利息)

第16条 修学生は、正当な理由がなく履行期限までに修学資金を返還しなかったときは、当該履行期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

【意 見】

当初の返還計画書の期限内に返済した者との公平性の観点から、延滞利息は適切に徴収すべきである。返済中の債務者へも現時点での延滞利息の金額を示すことが望ましい。

【意 見】

督促を行った債権については、令和3年7月より運用を開始した茨城県未収債権管理システムを活用し、適切な債権管理に努めるべきである。

【意 見】

上記の意見を踏まえ、現在、本制度の事業主体となっている茨城県社会福祉協議会に対する指導、監督に留意すべきである。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	836,000	3	
平成23年度	10,000	1	
平成24年度	45,000	2	
平成25年度	75,000	2	
平成26年度	45,000	1	
平成27年度	30,000	1	
平成28年度	40,000	1	
平成29年度	35,000	1	
平成30年度	105,428	3	
令和元年度	397,713	4	
令和2年度	5,000	1	
合計	1,624,141		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

該当なし

3 障害福祉課	
1	身体障害児者福祉に関すること。
2	知的障害児者福祉に関すること。
3	発達障害児者福祉に関すること。
4	精神保健及び精神障害児者の福祉に関すること。
5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の施行に関すること。
6	特別児童扶養手当等に関すること。
7	心身障害者扶養共済に関すること。
8	社会福祉法の施行に関すること(障害者福祉に係るものに限る。)
9	社会福祉事業団の指導に関すること(福祉指導課及び少子化対策課の所管に係るものを除く。)
10	精神保健福祉センター, 障害児入所施設及び障害者支援施設に関すること。

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
2-3-1	障害福祉費負担金・こども福祉医療センター負担金	11,527 千円
2-3-2	損害賠償金(自立支援対策特別措置費)	9,835 千円
2-3-3	診療報酬返還金	31,368 千円
2-3-4	サービス利用者使用料	12 千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「一覧」
2-3-1	<p>※当該債権については、児童措置費負担金と根拠法令が同一であり、入所等を行う施設により所管課が異なっているものである。債権管理については、各所において児童措置費負担金と同一部署で行っている。</p> <p>このような事情により「指摘」・「意見」は、児童措置費負担金の報告書において記載するものとする。</p>
2-3-2	<p>【指 摘】 損害賠償金と補助金返還金では、債権種類や時効期間等の扱いが異なるため、表記を改めるべきである。</p> <p>【意 見】 納入の履行が行われない場合は、債務者 a 及び連帯保証人 b への強制執行も検討すべきである。</p>

2-3-3	<p>【意見】</p> <p>引き続き、収入調査や財産調査を行うとともに、他の自治体とも連携し、債権の回収及び保全に努めるべきである。</p>
2-3-4	「指摘」・「意見」なし

2-3-1 障害福祉費負担金・こども福祉医療センター費負担金

(1) 債権の概要

1	所 管 課 名	保健福祉部 障害福祉課（本庁） 中央児童相談所子ども相談企画課（出先機関） 日立児童相談所子ども相談支援課（出先機関） 銚田児童相談所子ども相談支援課（出先機関） 土浦児童相談所子ども地域支援課（出先機関） 筑西児童相談所子ども地域支援課（出先機関）		
2	債 権 の 名 称	障害福祉費負担金・こども福祉医療センター費負担金		
3	債 権 の 種 類	<input type="checkbox"/> 私債権 <input checked="" type="checkbox"/> 公債権（強制徴収） <input type="checkbox"/> 公債権（非強制徴収） <input type="checkbox"/> （ ）		
4	債権の内容・発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児入所施設に措置されている児童の扶養義務者に、入所中に要する費用を徴するもの。 ・扶養義務者の所得に応じ、月額で徴収額が決まる。 		
5	根 拠 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第 56 条第 2 項 ・茨城県児童福祉法施行細則第 25 条 		
6	債 務 者 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人		
7	消 滅 時 効	公 債 権	5 年	
		私 債 権	民法改正前	年
			民法改正後	年
8	債権発生・債権管理の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された納入期限までに納入がない場合、財務規則に従って督促を行い、その後、定期的な催告活動（文書）などを実施。 ・債権管理は出先機関で実施している（財務規則、事務委任規則による委任による）。 ・債権管理に当たっては福祉徴収システムにより管理している。 		
9	延滞に係る違約金	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県税外収入金の延滞金徴収条例 3 条の規定により年 8.75%（2.5%）の延滞金が発生する。 		

(2) 債権推移表

当債権については、県内を地域別に区分し、中央児童相談所、日立児童相談所、鉾田児童相談所、土浦児童相談所、筑西児童相談所の各所管部署で行っている。日立児童相談所及び鉾田児童相談所は令和2年の新設である。

なお、こども福祉医療センター費負担金については、平成25年度に当該施設が廃止される以前の債権である。

①中央児童相談所（こども福祉医療センター費負担金）

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	64,400		33,800	30,600	
		債務者数					
	小計	金額	64,400	0	33,800	30,600	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	145,400		81,000	64,400	
		債務者数					
	小計	金額	145,400	0	81,000	64,400	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	237,100	5,000	86,700	145,400	
		債務者数					
	小計	金額	237,100	5,000	86,700	145,400	
		債務者数					

②中央児童相談所（障害福祉費負担金）

（単位：円）

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	967,700	350,700		617,000	
		債務者数					
	過年度分	金額	3,890,180	38,800	746,300	3,105,080	中央児相から日立と鉾田が独立
		債務者数					
	小計	金額	4,857,880	389,500	746,300	3,722,080	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	1,815,460	498,750		1,316,710	
		債務者数					
	過年度分	金額	7,720,800	20,220	639,540	7,061,040	
		債務者数					
	小計	金額	9,536,260	518,970	639,540	8,377,750	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	1,996,240	731,500		1,264,740	
		債務者数					
	過年度分	金額	6,910,880	7,500	447,320	6,456,060	
		債務者数					
	小計	金額	8,907,120	739,000	447,320	7,720,800	
		債務者数					

③日立児童相談所（障害福祉費負担金）

（単位：円）

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	741,000	612,400	0	128,600	
		債務者数	4	4	0		収入額の債務者数は一部納付者を含む
	過年度分	金額	909,860	20,000	150,540	739,320	R2.4.1新設事務所のため
		債務者数	4	1	2		収入額の債務者数は一部納付者を含む
	小計	金額	1,650,860	632,400	150,540	867,920	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	0	0	0	0	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	0	0	0	0	
		債務者数					

④銚田児童相談所（障害福祉費負担金）

（単位：円）

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	1,494,900	253,550		1,241,350	
		債務者数	135	25			
	過年度分	金額	3,577,710	16,600	426,900	3,134,210	令和2年度新設所属のため
		債務者数	22	3	3		
	小計	金額	5,072,610	270,150	426,900	4,375,560	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	0	0	0	0	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	0	0	0	0	
		債務者数					

⑤土浦児童相談所（障害福祉費負担金、こども福祉医療センター費負担金）（単位：円）

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	2,276,700	1,908,100	0	368,600	
		債務者数	163	78	0		
	過年度分	金額	1,916,730	2,200	239,800	1,674,730	
		債務者数	41	1	7		
	小計	金額	4,193,430	1,910,300	239,800	2,043,330	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	3,628,095	2,542,945	0	1,085,150	
		債務者数	156	79	0		
	過年度分	金額	1,518,000	8,120	678,300	831,580	
		債務者数	44	2	12		
	小計	金額	5,146,095	2,551,065	678,300	1,916,730	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	5,293,405	5,047,665	0	245,740	
		債務者数	165	91	0		
	過年度分	金額	1,422,020	62,860	86,900	1,272,260	左記(ac)の内、こども福祉医療センター分 52,800円
		債務者数	45	6	4		
	小計	金額	6,715,425	5,110,525	86,900	1,518,000	
		債務者数					

⑥筑西児童相談所（こども福祉医療センター費負担金）

（単位：円）

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	0	0	0	0	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	26,400		26,400	0	
		債務者数	1	0	1		
	小計	金額	26,400	0	26,400	0	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	46,200	0	19,800	26,400	
		債務者数	2	0	1		
	小計	金額	46,200	0	19,800	26,400	
		債務者数					

⑦筑西児童相談所（障害福祉費負担金）

（単位：円）

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	525,060	157,300	0	367,760	
		債務者数	114	19	0		
	過年度分	金額	1,857,620	89,000	326,400	1,442,220	
		債務者数	36	3	7		
	小計	金額	2,382,680	246,300	326,400	1,809,980	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	435,020	307,700	0	127,320	
		債務者数	95	34	0		
	過年度分	金額	1,922,600	79,500	112,800	1,730,300	減額調定22,500円
		債務者数	40	4	2		
	小計	金額	2,357,620	387,200	112,800	1,857,620	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	359,700	197,400	0	162,300	
		債務者数	66	25	0		
	過年度分	金額	2,292,000	76,000	433,200	1,782,800	
		債務者数	36	4	6		
	小計	金額	2,651,700	273,400	433,200	1,945,100	
		債務者数					

※当該債権については、児童措置費負担金と根拠法令が同一であり、入所等を行う施設により所管課が異なっているものである。債権管理については、各所において児童措置費負担金と同一部署で行っている。

なお、このような事情により「指摘」・「意見」は、児童措置費負担金の報告書において記載するものとする。

(3) 債権明細

①中央児童相談所（こども福祉医療センター費負担金）

件数	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1名	30,600円	H20年度～H21年度	30,600円

②中央児童相談所（障害福祉費負担金）

件数	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
15名	－円	H5年度～R2年度	3,722,080円

③日立児童相談所（障害福祉費負担金）

件数	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
6名	897,020円	H17/10～R3/3	867,920円

④銚田児童相談所（障害福祉費負担金）

件数	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
8名	4,421,310円	H27/4～R3/3	4,375,560円

⑤土浦児童相談所（障害福祉費負担金、こども福祉医療センター費負担金）

件数	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
24名	3,543,030円	H22年度～R2年度	2,043,330円

⑥筑西児童相談所（こども福祉医療センター費負担金）

該当なし

⑦筑西児童相談所（障害福祉費負担金）

件数	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
13名	2,555,980円	H9年度～R2年度	1,809,980円

(4) 発生年度別収入未済額

①中央児童相談所（こども福祉医療センター費負担金）

（単位：円）

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	30,600	1	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	30,600		

②中央児童相談所（障害福祉費負担金）

（単位：円）

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	473,900	2	
平成23年度	62,400	1	
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度	11,000	1	
平成27年度	562,600	7	
平成28年度	466,900	5	
平成29年度	540,940	5	
平成30年度	457,400	5	
令和元年度	533,300	3	
令和2年度	510,000	3	
合計	3,618,440		

③日立児童相談所（障害福祉費負担金）

（単位：円）

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	68,800	1	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度	3,000	1	
平成26年度	500	3	
平成27年度	219,140	3	
平成28年度	275,840	3	
平成29年度	55,440	2	
平成30年度	52,800	2	
令和元年度	63,800	1	
令和2年度	128,600	3	
合計	867,920		

④銚田児童相談所（障害福祉費負担金）

（単位：円）

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度	3,046,900	3	
平成28年度	333,300	1	
平成29年度			
平成30年度	388,400	1	
令和元年度	71,510	1	
令和2年度	535,450	3	
合計	4,375,560		

⑤土浦児童相談所（障害福祉費負担金、こども福祉医療センター費負担金）（単位：円）

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度	12,500	1	
平成26年度			
平成27年度	180,620	5	
平成28年度	83,380	4	
平成29年度	69,540	5	
平成30年度	245,740	8	
令和元年度	1,082,950	11	
令和2年度	368,600	85	
合計	2,043,330		

⑥筑西児童相談所（こども福祉医療センター費負担金）（単位：円）

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	0		

⑦筑西児童相談所（障害福祉費負担金）

（単位：円）

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	354,100	4	
平成23年度			
平成24年度	34,000	1	
平成25年度	25,000	1	
平成26年度			
平成27年度	366,900	5	
平成28年度	234,000	4	
平成29年度	174,600	4	
平成30年度	126,300	4	
令和元年度	127,320	4	
令和2年度	367,760	8	
合計	1,809,980		

（5）不納欠損処理

①中央児童相談所（こども福祉医療センター費負担金）

ア 平成30年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
2件	86,700円	時効期間経過

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
1件	81,000円	時効期間経過

ウ 令和2年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
1件	33,800円	時効期間経過

②中央児童相談所（障害福祉費負担金）

ア 平成 30 年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
7 件	447,320 円	時効期間経過

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
9 件	639,540 円	時効期間経過

ウ 令和 2 年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
4 件	746,300 円	時効期間経過

③日立児童相談所（障害福祉費負担金）

ア 平成 30 年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和 2 年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
2 件	150,540 円	時効期間経過

④銚田児童相談所（障害福祉費負担金）

ア 平成 30 年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和 2 年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
3 件	426,900 円	時効期間経過

⑤土浦児童相談所

ア 平成30年度

(こども福祉医療センター費負担金)

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
3件	52,800円	時効期間経過

(障害福祉費負担金)

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
1件	34,100円	時効期間経過

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
12件	678,300円	時効期間経過

ウ 令和2年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
7件	239,800円	時効期間経過

⑥筑西児童相談所 (こども福祉医療センター費負担金)

ア 平成30年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
1件	19,800円	時効期間経過

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
1件	26,400円	時効期間経過

ウ 令和2年度

該当なし

⑦筑西児童相談所（障害福祉費負担金）

ア 平成30年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
6件	433,200円	時効期間経過

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
2件	112,800円	時効期間経過

ウ 令和2年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
7件	326,400円	時効期間経過

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	9,835,947	0	0	9,835,947	
		債務者数	1	0	0		
	小計	金額	9,835,947	0	0	9,835,947	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	9,835,947	0	0	9,835,947	
		債務者数	1	0	0		
	小計	金額	9,835,947	0	0	9,835,947	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	9,835,947	0	0	9,835,947	
		債務者数	1	0	0		
	小計	金額	9,835,947	0	0	9,835,947	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	a	35,844,850	H29.6.22	6,000,000
2	a	3,835,947	H29.8.28	3,835,947
合計				9,835,947

当該債権は、aが平成22年度及び平成23年度の茨城県障害者自立支援臨時特例交付金特別対策事業費補助金について、自らが業務を統括するA及び、代理人を務めるB、C、Dに係る申請の際に虚偽の書類を作成し交付を受け、その後交付決定取消しとなったことにより発生したものである。事業主体であるA、B、C、Dに対する補助金返還命令ではなく、aの不法行為に対する損害賠償金として請求したため、債務者はaとなっている。番号1については賠償金、番号2については、B、C、Dの賠償金に係る遅延損害金である（A以外の賠償金は納入済のため調定を行ったもの）。

県は、平成 28 年 3 月 24 日に **a** を詐欺罪で告訴、その後有罪が確定し **a** は服役しており、その間の収入額は 29,844,850 円である。服役終了後令和 3 年 4 月 16 日に保護観察終了となった。

なお、番号 1 の賠償金については、平成 29 年 9 月に連帯保証人 **b** より債務保証書を徴しているが、現在までに保証債務の履行は行われていない。

(問題点)

債権については、**a** に対する損害賠償金とされているが、債務保証書、催告書、督促状、債務承認書等においては、「補助金返還金」となっている。

【指 摘】

損害賠償金と補助金返還金では、債権種類や時効期間等の扱いが異なるため、表記を改めるべきである。

(問題点)

債務者 **a** と定期的に接触し、速やかな分割納付計画書の作成及び早期の納付を促している。また、連帯保証人である **b** に対しても定期的に督促を行っている。

なお、債務者 **a** に対する番号 1 及び 2 の両債権については、債務者 **a** より令和 3 年 5 月 17 日付けで債務承認を受けているが、強制執行は行われていない。

【意 見】

納入の履行が行われない場合は、債務者 **a** 及び連帯保証人 **b** への強制執行も検討すべきである。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度	9,835,947	1	
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	9,835,947		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

該当なし

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	31,611,060	243,667	0	31,367,393	
		債務者数	1	1	0		
	小計	金額	31,611,060	243,667	0	31,367,393	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	31,611,060	0	0	31,611,060	
		債務者数	1	0	0		
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	31,611,060	0	0	31,611,060	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	0	0	0	0	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	a	3,160,000	令和元年12月	2,916,333
2	a	28,451,060	令和2年2月	28,451,060
合計				31,367,393

当該債権は、aが平成24年12月から平成26年3月に自らのクリニック（平成26年7月廃業）で行った診療に係る診療報酬請求について不適切と認定し、その返還を求めたものである。

aは返還額の全部について承認し、平成30年8月に返還同意書、令和元年6月に分納計画書を提出したことから、第1回目の分納額につき納付を求めたが、その期日において履行されなかった。aはその後の催告にも応じなかったため、第1回目の分納額以外は分納承認を行わず、令和2年2月に債権の全額について納入通知書を送付し調定を行ったが納付はなかった。県は、令和2年9月より法的措置に移行し、債務名義を取得、令和3年3月に預金差押を行っている。令和2年度の収入額は当該差押額である。令和3年6月に管轄裁判所に財産開示手続の申立てを行っているが、監査日現在、その決定はなされていない。

なお、aは本県以外の5自治体からも診療報酬の返還を求められているが、いずれも納付のない状況とのことである。

【意見】

引き続き、収入調査や財産調査を行うとともに、他の自治体とも連携し、債権の回収及び保全に努めるべきである。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度	31,367,393	1	
令和2年度			
合計	31,367,393		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

該当なし

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	20,000	8,000		12,000	
		債務者数	1	1			
	小計	金額	20,000	8,000	0	12,000	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	27,000	7,000		20,000	
		債務者数	1	1			
	小計	金額	27,000	7,000	0	20,000	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	32,150	5,150		27,000	
		債務者数	1	1			
	小計	金額	32,150	5,150	0	27,000	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	a	57,150	平成20年3月	12,000
合計				12,000

平成20年3月から少額の分割納付であったことから、完済まで非常に長期な対応を要することとなっていたが、令和3年度に12,000円の納入があり、令和3年11月30日現在の残高は0円となっている。

なお、当債権に係る県立リハビリテーションセンターは、平成30年3月に廃止となっており、今後、新規の債権は発生しない。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	12,000	1	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	12,000		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

該当なし

4 医療人材課	
1	医師確保対策の企画，調整及び推進に関すること。
2	医師及び歯科医師に関すること。
3	自治医科大学の卒業生の指導に関すること。
4	死体の解剖保存に関すること。
5	保健師，助産師，看護師及び准看護師に関すること。
6	あんまマッサージ指圧師，はり師，きゆう師，柔道整復師等に関すること。
7	診療放射線技師，診療エックス線技師，臨床検査技師，衛生検査技師，視能訓練士及び言語聴覚士に関すること。
8	理学療法士及び作業療法士に関すること。
9	歯科衛生士及び歯科技工士に関すること。
10	看護教育財団の指導に関すること。
11	看護専門学校に関すること。

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
2-4-1	看護師等修学資金	7,064 千円
2-4-2	医師修学資金貸付金	0 千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
2-4-1	<p>【意 見】</p> <p>現在の条例では、修学資金返還事由発生届の提出及び返還協議に期限が設けられていないため、結果として返還開始までに長期間を要することとなっている現状に鑑み、返還事由が発生した場合の発生届の提出及び協議に期限を設定し、期限内に提出及び協議が整わない場合については、強制的に返還方法を指定し、返還開始できるようにするべきである。</p>
	<p>【意 見】</p> <p>貸与を受けた者に定期的に接触を行い、従事意思等を確認し、債権の確認に努めるべきである。修学資金返還債務履行猶予申請書の提出期限も設定し、その提出がない場合には修学資金の返還を求めるべきである。</p>

	<p>【意見】 当初の返還計画書の期限内に返済した者との公平性の観点から、延滞利息は適切に徴収すべきである。返済中の債務者に対しても現時点での延滞利息の金額を示すべきである。</p> <p>【意見】 債権管理を徹底し、担当者が変わっても状況が把握できるようにしておく必要がある。</p> <p>【指摘】 県の有する債権は県の財産であるから、漫然と時効期間を徒過することは許されない。したがって、文書による催告等で効果がなければ、時効中断のためにも速やかに法的措置の検討をすべきである。</p> <p>【指摘】 連帯保証人は、主債務者に催告をしなかったとしても、また、主債務者に支払能力があったとしても、請求を拒めない立場にあるから（民法第452条乃至第454条）、少なくとも、主債務者の支払いが滞った際には、連帯保証人への請求を早急に検討すべきである。</p>
2-4-2	<p>【意見】 償還期間が長期になるため、確実な履行に留意し、債権の保全に留意すべきである。履行延期申請書及び履行延期承認通知書には、履行期限の繰上げに対する記載がないが、自主的な履行延期の繰上げも定期的に打診すべきである。</p> <p>【意見】 実質的には延滞債権としての性格を有する債権であることにかわりはないことから、債権回収、保全には十分に留意されたい。また、他にも同様な債権が正常債権に含まれることから、同様に注意されたい。</p>

2-4-1 看護師等修学資金

(1) 債権の概要

1	所 管 課 名	保健福祉部 医療局医療人材課		
2	債 権 の 名 称	看護師等修学資金		
3	債 権 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> 公債権（強制徴収） <input type="checkbox"/> 公債権（非強制徴収） <input type="checkbox"/> （ ）		
4	債権の内容・発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師等学校養成所の学生向け貸付金（昭和 37 年度～）。 ・看護師等学校養成所へ貸与希望調査を行い、予算の範囲内で貸与決定し、原則年 4 回に分けて支払 ・貸付上限 3.6 万円／月 ※私立看護師等学校養成所の場合 ・卒業後、県内の看護職員不足地域にある医療機関等で 5 年間就業した場合に、修学資金の返還を免除 ・退学、卒業後 1 年以内に免許を未取得、看護職員として未就業、県外又は看護職員不足地域以外にある医療機関等で就業等の場合は返還が必要 ・上記返還事由が生じた場合は、貸与を受けた期間に相当する期間内に月賦や半年賦等の方法により返還 		
5	根 拠 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例 ・茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則 		
6	債 務 者 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人		
7	消 滅 時 効	公 債 権	年	
		私 債 権	民法改正前	10 年
			民法改正後	5 年
8	債権発生・債権管理の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された償還期限までに償還がない場合、財務規則に従って督促を行い、その後、定期的な催告を実施。 ・6ヶ月以上納付がないものについては総務部が委託する弁護士法人への回収を依頼。 ・債権管理に当たっては修学資金管理システム及び未収債権管理補助簿（Excel）により管理。 		
9	延滞に係る違約金	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第 9 条の規定により年 14.5%（※）の延滞金が発生する。 （※）同条例付則により、当分の間、各年の特例基準割合が年 7.25%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該基準割合に年 7.25%の割合を加算した割合 		

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	21,467,863	19,035,963	0	2,431,900	
		債務者数	61	61	0		
	過年度分	金額	5,544,961	913,064	949,000	3,682,897	・本人死亡により貸与条に基づき返還債務を免除(19.8万円) ・卒業後返還義務が生じたが、その後指定施設で就業開始したため、貸与条に基づき返還債務の履行を猶予 (2名：122万円・230万円)
		債務者数	17	10	5		
	小計	金額	27,012,824	19,949,027	949,000	6,114,797	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	21,252,124	19,167,324	0	2,084,800	
		債務者数	45	45	0		
	過年度分	金額	8,131,161	953,000	0	7,178,161	
		債務者数	16	9	0		
	小計	金額	29,383,285	20,120,324	0	9,262,961	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	20,768,865	16,167,968		4,600,897	
		債務者数					
	過年度分	金額	5,255,764	1,725,500	0	3,530,264	
		債務者数	25	18	0		
	小計	金額	26,024,629	17,893,468	0	8,131,161	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	a	1,473,055	平成30年3月	40,900
2	b	1,182,759	令和2年1月	990,000
3	c	1,472,079	平成31年3月	1,380,000
4	d	189,586	平成29年11月	21,000
5	e	252,000	平成19年3月	162,000
6	f	920,188	平成29年3月	580,000
7	g	1,470,897	平成28年3月	1,310,897
8	h	937,702	平成29年3月	210,000
9	i	1,472,109	平成25年3月	1,420,000
合計				6,114,797

当該債権は、茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例により貸与を受けた者が、同条例第6条に該当する事由が発生した場合、又は第7条の期間が満了した際に、第8条に該当しない場合に発生する。

茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（抜粋）

(修学資金の返還)

第6条 修学資金は、修学生が養成施設を卒業し、又は修士課程を修了した日(前条第1項の規定により貸与契約が解除された場合にあつては、当該解除の日)の属する月の翌月から起算して、養成施設に在学して修学資金の貸与を受けた者(以下「養成施設修学生」という。)にあつては貸与を受けた期間に相当する期間内に、修士課程に在学して修学資金の貸与を受けた者(以下「修士課程修学生」という。)にあつては10年以内に月賦、半年賦その他規則で定める方法により、修学資金に第3条第3項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。この場合において、返還すべき期間に、前条第2項の規定により修学資金が貸与されなかつた期間があるときは当該期間を除き、次条第1号、第2号又は第5号に掲げる事由に該当したことにより返還の債務の履行が猶予された期間があるときは当該期間を加えるものとする。

(返還債務の履行の猶予)

第7条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する間、履行期の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第5条第1項の規定により貸与契約が解除された後、引き続き当該養成施設又は当該修士課程に在学しているとき。

- (2) 当該養成施設を卒業後更に他種の養成施設において修学し、又は当該修士課程を修了後更に博士課程において修学しているとき。
- (3) 養成施設修学生が、看護職員不足地域に存する医療機関等において看護職員の業務に従事しているとき。
- (4) 修士課程修学生が、当該修士課程を修了後、看護職員不足地域に存する医療機関等において看護職員の業務に従事し、引き続き当該業務に従事しているとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により、修学資金の返還の債務の履行を猶予する必要があると認めるとき。

(返還債務の免除)

第8条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成施設修学生が、当該養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに看護職員不足地域に存する医療機関等において看護職員の業務に従事した場合で、引き続き当該業務に従事した期間が5年に達したとき。
 - (2) 修士課程修学生が、当該修士課程を修了した日から1年以内に看護職員不足地域に存する医療機関等において看護職員の業務に従事した場合で、引き続き当該業務に従事した期間が5年に達したとき。
 - (3) 前条第3号若しくは第4号に規定する業務従事期間中又は同条第5号に掲げる事由により業務に従事することができなかつた期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。
- 2 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、規則で定めるところにより、貸与した修学資金の返還の債務のうち履行期が到来していない部分の全部又は一部を免除することができる。
- (1) 養成施設修学生が看護職員不足地域に存する医療機関等において看護職員の業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき。
 - (2) 死亡、規則で定める程度以上の災害又は疾病その他やむを得ない事由により、修学資金を返還することができなくなつたとき。

茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第6条に該当する事由が発生した者のうち同条例第7条の各号に該当する者は、茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則第10条に定める修学資金返還債務履行猶予申請書を提出することで返還の猶予を受けることが可能である。それ以外の者は、同規則第9条に定める修学資金返還事由発生届を提出し、修学資金の返還方法を知事と協議して決定することとなっている（同規則第8条）。

また、茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第7条の期間が満了した際に、同条例第8条に該当しない者も、修学資金返還事由発生届を提出し、修学資金の返還方法について、知事と協議して決定することとなる。

茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則（抜粋）

（返還方法）

第8条 条例第6条の規定による修学資金の返還の方法は、次に掲げるとおりとし、そのいずれによるかは、知事が修学生と協議の上、定めるものとする。

- (1) 年賦返還 毎年3月末までに均等償還するもの
- (2) 半年賦返還 毎年度上期及び下期に均等償還するもの
- (3) 月賦返還 毎月月末までに均等償還するもの
- (4) 一時返還 返還の事由が発生してから2月以内に全額を一時に償還するもの

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までの方法により償還している場合においては、残りの債務を繰り上げて償還することができる。

（返還事由発生届）

第9条 修学生は、条例第7条各号のいずれにも該当しないとき又は該当しなくなつたときは、遅滞なく、修学資金返還事由発生届を知事に提出しなければならない。この場合において、同条各号のいずれにも該当しない事由又は該当しなくなつた事由が、修学生の死亡(条例第8条第1項第3号に該当する死亡を除く。)によるものであるときは、修学資金返還事由発生届の提出は、当該修学生の相続人(相続人がいないときは当該修学生の保証人。以下同じ。)が行うものとする。

なお、債権明細の債務者から茨城県財務規則第64条に規定する履行延期申請書の提出を受けているが、履行されないものもある。半年以上納入が行われていないe及びiについては、監査日現在で債権の回収を外部委託している。

茨城県財務規則（抜粋）

（履行延期の特約等の手続）

第64条 歳入徴収者は、令第171条の6の規定により履行延期の特約等をしようとするときは、債務者から履行延期申請書を徴して行わなければならない。

- 2 前項の延長に係る履行期限は、原則として当該年度を越えることができない。
- 3 歳入徴収者は、第1項の申請に基づき履行延期の承認をしたときは、履行延期承認通知書により債務者に通知しなければならない。

（問題点）

債権の調定は、修学生から修学資金返還事由発生届の提出を受け、返還方法の協議が行われて確定した返還金の納期の到来ごとに行っている。所管課によると、修学生が養成施設等を卒業又は退学した際には、修学資金返還債務履行猶予申請書又は修学資金返還事由発生届の提出を求めているとしており、また、修学資金返還債務履行猶予申請書の提出者のうち茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第8条各号に該当しないため返還債務の免除に至らず返還事由が発生した時にも修学資金返還事由発生届の提出を求めているとしているが、令和2年度に返還開始した修学生の中には、修学資金返還事由発生届の提出までに期間を要している状況が確認された。そのため、債権の調定が大幅に遅れることと

なっている。

なお、令和2年度末時点で、茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第6条に該当する事由が発生した者、又は第7条の期間が満了した際に第8条に該当しない者等の返還事由が発生した場合で返還協議が成立せず、債権の調定が行われていないものは存在しないとのことであった。

しかしながら、茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第6条によれば、修学生が養成施設を卒業し、又は修士課程を修了した日の属する月の翌月から返還しなければならないとされているが、現在の条例では、修学資金返還事由発生届の提出及び返還協議に期限が設けられていないため、返還開始までに長期間を要することとなっている。

【意見】

現在の条例では、修学資金返還事由発生届の提出及び返還協議に期限が設けられていないため、結果として返還開始までに長期間を要することとなっている現状に鑑み、返還事由が発生した場合の発生届の提出及び協議に期限を設定し、期限内に提出及び協議が整わない場合については、強制的に返還方法を指定し、返還開始できるようにするべきである。

(問題点)

茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第7条第5号には期限がないため、顕在化しない債権が一定数あるものと思われる。

【意見】

貸与を受けた者に定期的に接触を行い、従事意思等を確認し、債権の確認に努めるべきである。修学資金返還債務履行猶予申請書の提出期限も設定し、その提出がない場合には修学資金の返還を求めべきである。

(問題点)

茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第9条には延滞利息が規定されているが、延滞利息の徴収が行われていない。

茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（抜粋）

(延滞利息)

第9条 修学生は、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を払わなければならない。ただし、知事は、やむを得ない事由があると認めるときは遅延利息を減免することができる。

【意見】

当初の返還計画書の期限内に返済した者との公平性の観点から、延滞利息は適切に徴収すべきである。返済中の債務者に対しても現時点での延滞利息の金額を示すべきである。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	162,000	1	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度	1,890,897	2	
令和元年度	1,630,000	2	
令和2年度	2,431,900	4	
合計	6,114,797		

(5)不納欠損処理

①平成 30 年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和 2 年度

件数	不納欠損処理額	不納欠損処理の根拠
5 件	949,000 円	県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準（1）に該当のため、権利の放棄を実施 主債務者及び保証人の免責決定により県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準（4）に該当のため、権利の放棄を実施

(問題点)

時効期間満了日から 10 年以上経っている事案も複数あり、不納欠損処理までの債務者との連絡や状況等について把握できていなかった。

【意見】

債権管理を徹底し、担当者が変わっても状況が把握できるようにしておくことが必要である。

地方自治法施行令（抜粋）

(督促)

第七十一条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした

後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第七十一条の五の措置をとる場合又は第七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- 三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

（問題点）

一部の債権については、平成 22 年度から債権回収業者に債権回収の委託を行っており、電話や文書による催告を行っているが、法的措置は行われないうちとなっていた。

【指 摘】

県の有する債権は県の財産であるから、漫然と時効期間を徒過することは許されない。したがって、文書による催告等で効果がなければ、時効中断のためにも速やかに法的措置の検討をすべきである。

（問題点）

連帯保証人への接触がほとんどないか、債務者の納付がないまま長期間連帯保証人への催告が行われていない事案が複数あり、連帯保証人の存在に対する意識の低さが見られた。

【指 摘】

連帯保証人は、主債務者に催告をしなかったとしても、また、主債務者に支払能力があったとしても、請求を拒めない立場にあるから（民法第452条乃至第454条）、少なくとも、主債務者の支払いが滞った際には、連帯保証人への請求を早急に検討すべきである。

9	延滞に係る違約金	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県医師修学資金貸与条例第 16 条の規定により年 14.5% (※) の延滞金が発生する。 (※) 同条例付則により、当分の間、各年の特例基準割合が年 7.25%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該基準割合に年 7.25%の割合を加算した割合
---	----------	---

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	60,014,179	60,014,179	0	0	
		債務者数	10	10	0		
	過年度分	金額	0	0	0	0	債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であることから、法令の規定に基づき履行期限の延期を承認し、過年度分調定を取り消し新たな返還計画により現年度分で調定した。
		債務者数	0	0	0		
	小計	金額	60,014,179	60,014,179	0	0	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	59,795,011	58,175,011	0	1,620,000	
		債務者数	9	8	0		
	過年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	小計	金額	59,795,011	58,175,011	0	1,620,000	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	71,157,166	71,157,166	0	0	
		債務者数	12	12	0		
	過年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	小計	金額	71,157,166	71,157,166	0	0	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	a	9,681,286	平成22年5月	0
合計				0

当該債権は、aが平成22年から平成30年に貸与を受けた医師修学資金に関して、令和元年9月に茨城県医師修学資金貸与条例第11条第1項第2号に該当することとなったため、発生した貸与金の返還額と同第4条第2項に規定する利息の合計額である。

茨城県医師修学資金貸与条例（抜粋）

(返還)

第11条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第4条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 第8条の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- (2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に医師の免許を得なかったとき。
- (3) 医師の免許を受けた後、直ちに県内の医療機関において臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。)
- (4) 県内の医療機関又は県外の医学を履修する課程を置く大学に付属する病院(以下「県外大学病院」という。)において臨床研修を修了しなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。)
- (5) 県内の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を修了した後、引き続き県内の医師が不足する地域としてあらかじめ知事が定める地域(以下「特定地域」という。)内の医療機関等であって、臨床研修の修了及び第13条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了(同条第1号に該当する場合を除く。)に当たり知事が特定地域内における医師の育成及び確保の状況等に応じ修学生ごとに指定するもの(当該指定後に知事が特定地域内における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関等を変更する必要があると認めた場合にあつては、当該変更後の医療機関等として知事が修学生ごとに指定するもの)(以下「指定従事医療機関等」という。)において医師の業務に従事しなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。)
- (6) 指定従事医療機関等において医師の業務に従事しなくなったとき(次項の規定により知事が指定した場合並びに第14条第1項第1号及び第2号に該当する場合を除く。)
- (7) 次項の規定により知事が指定した場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。
ア 医師の免許を受けた後直ちに県内の医療機関又は配偶者(第14条第1項第3号

- アの規定による合算した期間又は同号イの業務に従事した期間が終了するまでの間に婚姻が解消され、又は取り消された場合にあっては、配偶者であった者が他県修学資金(本県及び県内の市町村以外の地方公共団体の長が大学の医学を履修する課程に在学する者に対して貸与する修学のための資金であって、医師の免許を取得した後当該地方公共団体の区域内に所在する医療機関(以下「他県医療機関」という。)又は介護老人保健施設で当該地方公共団体の長が指定するもの又は当該地方公共団体の長が指定する地域内のもの(以下「他県指定医療機関等」という。)において一定期間医師の業務に従事することによりその返還が免除される特約が付されたもの(知事が指定するものに限る。)をいう。以下同じ。)の貸与を受けた場合にあっては、他県医療機関において臨床研修を受けなかったとき。
- イ 県内の医療機関、県外大学病院又は他県医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。
- ウ 県内の医療機関、県外大学病院又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事しなかったとき。
- エ 指定従事医療機関等において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関等において医師の業務に従事する場合にあっては、指定従事医療機関等において次項の規定により知事が指定した期間(第4項の規定により当該期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間)(以下「指定期間」という。)医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第14条第1項第3号に該当する場合を除く。)
- オ 他県指定医療機関等において医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事する場合にあっては、他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第14条第1項第3号に該当する場合を除く。)
- (8) 医師の免許を受けた後、死亡又は心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第14条第1項第4号及び第15条に該当する場合を除く。)
- 2 知事は、修学生から他県医療機関において臨床研修を受け、又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事する前に申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該修学生が指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等においてそれぞれ医師の業務に従事すべき期間を指定するものとする。
- (1) 修学生が、他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻したとき。

(2) 修学生及びその配偶者が、指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する意思を有すると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特定地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のために必要な基準として知事が別に定める基準に適合するとき。

3 前項の場合において、知事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間と修学生が修学資金の貸与を受けた期間(当該期間が3年に満たない場合にあっては、3年)とが等しくなるよう、前項の修学生が指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等においてそれぞれ医師の業務に従事すべき期間を指定するものとする。

(1) 修学生が特定地域内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受ける場合当該臨床研修の修了に要する期間(当該期間が2年を超える場合にあっては、2年)と指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する期間とを合算した期間

(2) 修学生が特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受ける場合指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する期間

4 知事は、第2項の規定により期間を指定した場合であって、修学生と他県修学資金の貸与を受けている者との婚姻が解消され、又は取り消されたときその他特に必要があると認めるときは、修学生の申請により、同項の規定により指定した期間を変更することができる。

(貸与金額等)

第4条 修学資金の貸与金額は、月額150,000円とする。

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金の額につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が大学を卒業する日(第8条の規定により貸与契約が解除された場合にあっては、当該解除の日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

a から令和元年10月に3年間の半年払いでの修学資金返還計画書の提出を受け、承認を行ったが、第1回目の履行期限である令和2年3月において、その納入がなかった。その後催告及び納付指導を行ったのち、令和3年2月に茨城県財務規則第64条に規定する履行延期申請書の提出を受け、令和10年までの返還計画を承認したものである。

茨城県財務規則(抜粋)

(履行延期の特約等の手続)

第64条 歳入徴収者は、令第171条の6の規定により履行延期の特約等をしようとするときは、債務者から履行延期申請書を徴して行わなければならない。

2 前項の延長に係る履行期限は、原則として当該年度を越えることができない。

3 歳入徴収者は、第1項の申請に基づき履行延期の承認をしたときは、履行延期承認通知書により債務者に通知しなければならない。

なお、茨城県医師修学資金貸与条例第 16 条に規定する延滞利息については、返還計画の最終回に納付する計画となっている。

茨城県医師修学資金貸与条例（抜粋）

（延滞利息）

第 16 条 修学生は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

【意見】

償還期間が長期になるため、確実な履行に留意し、債権の保全に留意すべきである。履行延期申請書及び履行延期承認通知書には、履行期限の繰上げに対する記載がないが、自主的な履行延期の繰上げも定期的に打診すべきである。

（問題点）

債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であることから、法令の規定に基づき履行期限の延期を承認し、過年度分調定を取り消し新たな返還計画により現年度分で調定したため、区分上では延滞債権であったものが正常債権となったため、収入未済額として計上されていない。

【意見】

実質的には延滞債権としての性格を有する債権であることにかわりはないことから、債権回収、保全には十分に留意されたい。また、他にも同様な債権が正常債権に含まれることから、同様に注意されたい。

(4)発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	0	0	
平成23年度	0	0	
平成24年度	0	0	
平成25年度	0	0	
平成26年度	0	0	
平成27年度	0	0	
平成28年度	0	0	
平成29年度	0	0	
平成30年度	0	0	
令和元年度	0	0	
令和2年度	0	0	
合計	0		

(5)不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

該当なし

5 青少年家庭課	
1	青少年施策の企画，調整及び推進に関すること。
2	青少年の健全育成及び若者の活動支援に関すること。
3	児童福祉に関すること(身体障害児，知的障害児，発達障害児及び精神障害児福祉に係るものを除く。)
4	母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。
5	児童扶養手当に関すること。
6	社会福祉法の施行に関すること(児童福祉に係るものに限り，少子化対策課及び子ども未来課の所管に係るものを除く。)
7	売春防止に関すること。
8	配偶者からの暴力を受けた者の保護及び支援に関すること。
9	婦人相談所，婦人保護施設，児童相談所及び児童自立支援施設に関すること。
10	子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)の施行に関すること。
11	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成 28 年法律第 110 号)の施行に関すること。

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
2-5-1	児童措置費負担金	93,127 千円
2-5-2	母子・父子・寡婦福祉資金《特別会計》 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返還金(元金)	85,234 千円
2-5-3	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返還金(利子) 雑入	1,107 千円 217 千円
2-5-4	児童扶養手当過払返還金	19,440 千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
2-5-1	<p>【意見】</p> <p>債権管理マニュアルの内容を確実に周知するとともに、さらに実務に即した形式の事務要領等を作成し、各所での債権管理を容易に行えるようにすべきである。</p>
	<p>【意見】</p> <p>納入誓約書の記載方法を見直し、適切な記入に努めるべきである。なお、当該債権は毎月発生債権であるため、滞納分の債権の時効管理に、納入誓約書は有効であるため、積極的に活用すべきである。</p>

	<p>【意見】 催告の状況が確認できるよう、電話催告、文書催告等の結果は記録するべきである。</p>
	<p>【意見】 履行期限どおり納入した者との公平性の観点から、延滞金を徴収すべきである。なお、現に返還中の者に対しても、延滞金が賦課されることを認識させ、早期の履行を促すためにも現時点での延滞金の金額を示すことが望ましい。</p>
	<p>【意見】 令和3年7月より運用を開始した茨城県未収債権管理システム等を活用して情報共有を図り、債権の保全を図るべきである。また、未収債権管理システムがその運用になじまない場合には、現行の費用徴収システムの改修を検討すべきである。</p>
	<p>【意見】 催告に応じない者については、児童及び扶養義務者との関係に留意しながら、財産調査等を行い、適切な法的措置を実施すべきである。</p>
	<p>【意見】 本債権は強制徴収公債権であるから、債務者と連絡が取れなくなった場合には、滞納処分的前提となる所在調査を速やかに行うべきである。</p>
	<p>【意見】 各所において、個別事情があることは理解できるが、児童福祉施設等費用徴収事務取扱要領を周知した上で、詳細なマニュアル類の整備、研修会の実施等を行い、各所での事務の標準化を進めるべきである。</p>
	<p>【意見】 児童虐待に関する問題が増大する昨今、それに伴い児童相談所の職員の負担が増大していることが想像できる。そのような中で、当該債権については、扶養義務者に対し、児童虐待事案に対応している児童相談所の職員が費用を徴収していると聞いている。児童虐待と費用の問題は別の問題とはいえ、同じ親権者に対し、同じく児童虐待事案に対応している児童相談所の職員が費用を徴収することで、児童虐待の問題と絡まって感情的になることや、家庭再統合を目指すうえで徴収が困難なケースが多いと想像する。催告や納入誓約をさせること等により、粘り強く請求することも大事であるが、悪質なケースは滞納処分を積極的に検討することも、職員の負担軽減になるのではないかと考えられる。</p>
2-5-2	<p>【意見】 催告の状況が確認できるよう、電話催告、文書催告等の結果は記録するべきである。</p>

	<p>【意見】 債務者間で不公平とならないよう、違約金についても、催告や徴収方法に関して統一した管理を行うべきである。違約金の未収金についても、元金と同様に債権管理されることが望ましい。</p>
	<p>【意見】 各所において、個別事情があることは理解できるが、マニュアルの整備、研修会の実施等を行い、各所での事務の標準化を進めるべきである。</p>
	<p>【意見】 督促状や催告は、時効を管理する上で重要な情報であり、時間が経過しても、誰が見ても分かるよう債権管理を徹底すべきである。</p>
	<p>【指摘】 連帯保証人は、主債務者に催告をしなかったとしても、また、主債務者に支払能力があったとしても、請求を拒めない立場にあるから（民法第452条乃至第454条）、少なくとも、主債務者の支払いが滞った際には、連帯保証人への請求を早急に検討すべきである。</p>
	<p>【指摘】 法的措置をとらないまま時間が経過すると、債務者や連帯債務者の資産状況や健康状態にも変化が生じやすく、自己破産や死亡するケースも複数見受けられる。公平性の観点からも、悪質な債務者に対しては、早期に法的措置を検討すべきである。</p>
2-5-3	<p>※本債権は、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返還金（元金）」の利子であることから、問題点及びそれに対する「指摘」・「意見」は、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返還金（元金）」に係る報告書に記載する。</p>
2-5-4	<p>【意見】 可能な限り納入期間を短縮するよう指導すべきである。なお、返還の発生 of 未然防止のため、受給者に対する指導監督に一層留意すべきである。</p>
	<p>【意見】 悪質な債務者に対しては、法的措置を検討すべきである。</p>
	<p>【意見】 催告の状況が確認できるよう、電話催告、文書催告等の結果は記録するべきである。</p>
	<p>【意見】 令和3年7月より運用を開始した茨城県未収債権管理システム等を活用して情報共有を図り、債権の保全を図るべきである。</p>

	<p>【意見】 各所において、個別事情があることは理解できるが、マニュアルの整備、研修会の実施等を行い、各所での事務の標準化を進めるべきである。</p>
	<p>【意見】 不納欠損処理すべき債権を放置すれば管理すべき未収債権が増大していくことになるから、速やかに不納欠損処理すべきである。</p>

(2) 債権推移表

当該債権については、県内を地域別に区分し、中央児童相談所、日立児童相談所、鉾田児童相談所、土浦児童相談所、筑西児童相談所の各所管課で行っている。

なお、日立市児童相談所及び鉾田児童相談所は令和2年度の新設である。

①中央児童相談所

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	12,322,217	5,380,367		6,941,850	
		債務者数					
	過年度分	金額	28,571,500	1,229,020	4,909,188	22,433,292	中央児相から日立と鉾田が独立
		債務者数					
	小計	金額	40,893,717	6,609,387	4,909,188	29,375,142	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	19,745,480	8,925,440		10,820,040	
		債務者数					
	過年度分	金額	50,562,455	708,864	4,110,115	45,743,476	
		債務者数					
	小計	金額	70,307,935	9,634,304	4,110,115	56,563,516	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	18,823,889	9,092,169		9,731,720	
		債務者数					
	過年度分	金額	45,835,270	919,860	4,084,675	40,830,735	
		債務者数					
	小計	金額	64,659,159	10,012,029	4,084,675	50,562,455	
		債務者数					

②日立児童相談所

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	3,614,740	1,144,500	0	2,470,240	
		債務者数	26	12	0		収入額の債務者数は一部納付者を含む
	過年度分	金額	10,439,756	175,140	1,819,400	8,445,216	R2.4.1新設事務所のため
		債務者数	45	11	15		収入額の債務者数は一部納付者を含む
	小計	金額	14,054,496	1,319,640	1,819,400	10,915,456	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	0	0	0	0	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	0	0	0	0	
		債務者数					

③銚田児童相談所

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	4,409,093	1,761,620		2,647,473	
		債務者数	577	222			
	過年度分	金額	17,552,260	275,400	3,422,740	13,854,120	令和2年度新設所属のため
		債務者数	220	9	29		
	小計	金額	21,961,353	2,037,020	3,422,740	16,501,593	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	0	0	0	0	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	0	0	0	0	
		債務者数					

④土浦児童相談所

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	17,706,573	11,583,273	0	6,123,300	
		債務者数	1,521	848	0		
	過年度分	金額	17,479,704	1,427,970	2,156,060	13,895,674	中央にケース移管あり。過年度分239,900円を減額調
		債務者数	287	43	33		
	小計	金額	35,186,277	13,011,243	2,156,060	20,018,974	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	16,765,034	10,689,040	0	6,075,994	
		債務者数	1,525	823	0		
	過年度分	金額	19,365,268	845,120	6,876,538	11,643,610	
		債務者数	351	39	130		
	小計	金額	36,130,302	11,534,160	6,876,538	17,719,604	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	11,255,397	7,705,697	0	3,549,700	
		債務者数	1,091	489	0		
	過年度分	金額	21,042,553	1,514,295	3,712,690	15,815,568	
		債務者数	360	19	63		
	小計	金額	32,297,950	9,219,992	3,712,690	19,365,268	
		債務者数					

⑤筑西児童相談所

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	7,909,030	5,118,710		2,790,320	
		債務者数	926	475			
	過年度分	金額	20,103,040	401,420	6,166,530	13,535,090	他児相へ移管したため (71,000円)
		債務者数	238	20	41		
	小計	金額	28,012,070	5,520,130	6,166,530	16,325,410	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	8,053,899	4,203,649		3,850,250	
		債務者数	889	375			
	過年度分	金額	19,244,081	622,000	2,298,291	16,323,790	
		債務者数	233	17	34		
	小計	金額	27,297,980	4,825,649	2,298,291	20,174,040	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	6,515,410	3,621,960	0	2,893,450	
		債務者数	730	335			
	過年度分	金額	20,146,981	1,340,990	2,455,360	16,350,631	
		債務者数	233	26	28		
	小計	金額	26,662,391	4,962,950	2,455,360	19,244,081	
		債務者数					

当該債権は、県が児童福祉法に基づく各種措置を行った場合において、児童福祉法第 56 条第 2 項により、本人又はその扶養義務者から徴収するものである。

児童福祉法（抜粋）

（費用の徴収及び支払命令）

第五十六条 第四十九条の二に規定する費用を国庫が支弁した場合には、厚生労働大臣は、本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 第五十条第五号、第六号、第六号の三及び第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第一号及び第二号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

3 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第三号若しくは第四号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

4 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

5 第二十一条の五に規定する医療の給付を行う場合においては、当該措置に要する費用を支弁すべき都道府県の知事は、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を同条に規定する医療の給付を行う医療機関（次項において「医療機関」という。）に支払うべき旨を命ずることができる。

6 本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を医療機関に支払ったときは、当該医療機関の都道府県に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

7 第五項に規定する措置が行われた場合において、本人又はその扶養義務者が、これらの規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかつたため、都道府県においてその費用を支弁したときは、都道府県知事は、本人又はその扶養義務者からその支払わなかつた額を徴収することができる。

8 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第五項の規定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

9 第一項から第三項まで又は第七項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に囑託することができる。

10 第一項から第三項まで又は第七項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項、第三項又は第七項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

徴収する費用については、その負担能力に応じて算定されることとなっており、その金額については、茨城県児童福祉法施行細則に規定されている。

近年、措置が必要なケースが増加しており、特に、児童虐待等の発生により、扶養義務者の意に反して措置を行う比率が高いため、費用徴収に同意が得られないケースも多く、その徴収は困難となる傾向がある。措置中は毎月発生する債権ということもあり、過年度分の徴収率は非常に低いものとなっている。また、ケースの増加に伴い、措置業務に係る負荷も増しているため、徴収事務の強化が困難となっている面もある。

なお、県では、令和3年2月に「児童福祉法に係る措置費負担金債権管理マニュアル」（以下「債権管理マニュアル」という。）を作成し、債権管理の強化を行っている。

（問題点）

債権管理マニュアルに基づいた債権管理が不徹底となっている。

【意見】

債権管理マニュアルの内容を確実に周知するとともに、さらに実務に即した形式の事務要領等を作成し、各所での債権管理を容易に行えるようにすべきである。

（問題点）

債務者から、納入誓約書を徴しているが、その記入方法が各所において、統一されておらず、対象となる債権が特定されていないなど、その効力に疑問があるものが見受けられる。

【意見】

納入誓約書の記載方法を見直し、適切な記入に努めるべきである。なお、当該債権は毎月発生債権であるため、滞納分の債権の時効管理に、納入誓約書は有効であるため、積極的に活用すべきである。

(問題点)

各所において、年に1回程度の徴収強化月間を設定し、電話催告等を行っているが、その顛末が記録されていないケースがあった。

【意見】

催告の状況が確認できるよう、電話催告、文書催告等の結果は記録すべきである。

(問題点)

当該債権については、茨城県税外収入金の延滞金徴収条例により、延滞金を徴収することとなっているが、徴収が行われていない。

【意見】

履行期限どおり納入した者との公平性の観点から、延滞金を徴収すべきである。なお、現に返還中の者に対しても、延滞金が賦課されることを認識させ、早期の履行を促すためにも現時点での延滞金の金額を示すことが望ましい。

(問題点)

当該債権は、毎月発生債権のため、管理が非常に煩雑となる。各所でエクセルを利用しているが、分納誓約や最終納入日等を加味した時効管理の点では、一覧性に欠けて不相当である。

【意見】

令和3年7月より運用を開始した茨城県未収債権管理システム等を活用して情報共有を図り、債権の保全を図るべきである。また、未収債権管理システムがその運用になじまない場合には、現行の費用徴収システムの改修を検討すべきである。

(3) 債権明細

①中央児童相談所

件数	未収債権額
174 件	29,375,142 円

②日立児童相談所

件数	未収債権額
881 件	10,915,456 円

③銚田児童相談所

件数	未収債権額
95 件	16,501,593 円

④土浦児童相談所

件数	未収債権額
897 件	20,018,974 円

⑤筑西児童相談所

件数	未収債権額
96 件	16,325,410 円

※各児童相談所により件数のカウント方法が異なるため、数に違いが生じている。

(4) 発生年度別収入未済額

①中央児童相談所

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成 22 年度 以前	1,196,000	7	
平成 23 年度	507,550	5	
平成 24 年度	443,646	4	
平成 25 年度	237,900	5	
平成 26 年度	438,900	11	
平成 27 年度	2,904,676	57	
平成 28 年度	3,665,240	60	
平成 29 年度	3,967,140	55	
平成 30 年度	3,963,230	56	
令和 元 年度	5,285,910	62	
令和 2 年度	6,764,950	66	
合計	29,375,142		

②日立児童相談所

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	36,000	1	
平成23年度	27,000	1	
平成24年度	26,000	1	
平成25年度	62,250	3	
平成26年度	190,750	5	
平成27年度	789,400	12	
平成28年度	948,300	13	
平成29年度	1,425,400	17	
平成30年度	2,294,916	15	
令和元年度	2,645,200	18	
令和2年度	2,470,240	21	
合計	10,915,456		

③銚田児童相談所

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	2,095,200	3	
平成23年度	82,500	1	
平成24年度	0	0	
平成25年度	0	0	
平成26年度	54,840	2	
平成27年度	8,228,680	29	
平成28年度	1,111,800	9	
平成29年度	2,324,120	9	
平成30年度	577,660	11	
令和元年度	730,220	11	
令和2年度	1,296,573	20	
合計	16,501,593		

④土浦児童相談所

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	57,000	1	
平成23年度	55,000	1	
平成24年度	0	0	
平成25年度	0	0	
平成26年度	79,000	1	
平成27年度	1,642,090	33	
平成28年度	2,123,240	33	
平成29年度	2,092,900	40	
平成30年度	2,281,940	43	
令和元年度	5,564,504	72	
令和2年度	6,123,300	673	
合計	20,018,974		

④筑西児童相談所

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	79,500	1	
平成23年度	0	0	
平成24年度	216,000	1	
平成25年度	0	0	
平成26年度	66,800	2	
平成27年度	2,106,130	32	
平成28年度	2,470,370	29	
平成29年度	2,419,710	36	
平成30年度	2,668,150	38	
令和元年度	3,508,430	40	
令和2年度	2,790,320	41	
合計	16,325,410		

(5) 不納欠損処理

①中央児童相談所

ア 平成 30 年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
68 件	4,084,675 円	時効期間経過

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
79 件	4,110,115 円	時効期間経過

ウ 令和 2 年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
62 件	4,909,188 円	時効期間経過

②日立児童相談所

ア 平成 30 年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和 2 年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
15 件	1,819,400 円	時効期間経過

③銚田児童相談所

ア 平成 30 年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和2年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
29件	3,422,740円	時効期間経過

④土浦児童相談所

ア 平成30年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
63件	3,712,690円	時効期間経過

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
130件	6,876,538円	時効期間経過

ウ 令和2年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
33件	2,156,060円	時効期間経過

⑤筑西児童相談所

ア 平成30年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
28件	2,455,360円	時効期間経過

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
34件	2,298,291円	時効期間経過

ウ 令和2年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
41件	6,166,530円	時効期間経過

(問題点)

1年に1度催告書を送付したり、電話連絡をするのみで、滞納処分は行われず、消滅時効の完成により不納欠損処理を行っている。

【意見】

催告に応じない者については、児童及び扶養義務者との関係に留意しながら、財産調査等を行い、適切な法的措置を実施すべきである。

(問題点)

債務者と連絡が取れなくなっても所在調査をすることなく、消滅時効の完成により不納欠損処理を行っている。

【意見】

本債権は強制徴収公債権であるから、債務者と連絡が取れなくなった場合には、滞納処分の前提となる所在調査を速やかに行うべきである。

(問題点)

滞納金の整理記録、催告の方法・記録等、徴収事務について、児童相談所ごとに異なる部分があり、事務の標準化がなされていない。

【意見】

各所において、個別事情があることは理解できるが、児童福祉施設等費用徴収事務取扱要領を周知した上で、詳細なマニュアル類の整備、研修会の実施等を行い、各所での事務の標準化を進めるべきである。

(問題点)

既に指摘しているとおり、当該債権は、児童虐待等の発生により、扶養義務者の意に反して措置を行う比率が高いため、費用徴収に同意が得られないケースも多く、その徴収の困難性がうかがえる事案が多い。

【意見】

児童虐待に関する問題が増大する昨今、それに伴い児童相談所の職員の負担が増大していることが想像できる。そのような中で、当該債権については、扶養義務者に対し、児童虐待事案に対応している児童相談所の職員が費用を徴収していると聞いている。児童虐待と費用の問題は別の問題とはいえ、同じ親権者に対し、同じく児童虐待事案に対応している児童相談所の職員が費用を徴収することで、児童虐待の問題と絡まって感情的になることや、家庭再統合を目指すうえで徴収が困難なケースが多いと想像する。催告や納入誓約をさせること等により、粘り強く請求することも大事であるが、悪質なケースは滞納処分を積極的に検討することも、職員の負担軽減になるのではないかと考えられる。

当該債権については、県内を地域別に区分し、福祉相談センター、県北県民センター、鹿行県民センター、県南県民センター及び県西県民センターの各所管部署で事務を行っている。

なお、令和2年4月に水戸市が中核市に移行したため、当事務について事務移譲している。

また、過去に本庁で事務を行っていた分に係る債権については、引き続き本庁で債権管理を行っている。

①本庁

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額					
		債務者数					
	過年度分	金額	2,089,708	132,000	0	1,957,708	
		債務者数	20	2	0		
	小計	金額	2,089,708	132,000	0	1,957,708	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額					
		債務者数					
	過年度分	金額	2,111,708	22,000	0	2,089,708	
		債務者数	20	1	0		
	小計	金額	2,111,708	22,000	0	2,089,708	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額					
		債務者数					
	過年度分	金額	2,137,708	26,000	0	2,111,708	
		債務者数	20	1	0		
	小計	金額	2,137,708	26,000	0	2,111,708	
		債務者数					

②福祉相談センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	6,495,842	6,459,924	0	35,918	
		債務者数	64				
	過年度分	金額	36,761,923	1,167,814	3,106,946	32,487,163	水戸市分の誤納を調定減△10,000円
		債務者数	101				
	小計	金額	43,257,765	7,627,738	3,106,946	32,523,081	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	20,135,967	18,832,080	0	1,303,887	
		債務者数	163	153			
	過年度分	金額	38,519,444	2,894,843	166,565	35,458,036	過年度未調定 (H29) 64,840円 〃 (H30) 37,337円 歳入更正減 (違約金) △ 3,000円 合計 99,177円増
		債務者数	89				
	小計	金額	58,655,411	21,726,923	166,565	36,761,923	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	18,263,801	17,041,224	0	1,222,577	
		債務者数	159	156			
	過年度分	金額	43,023,229	5,825,539	0	37,197,690	
		債務者数	86				
	小計	金額	61,287,030	22,866,763	0	38,420,267	
		債務者数					

③県北県民センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	22,373,646	21,427,829	0	945,817	
		債務者数	221	195	0		
	過年度分	金額	19,799,609	2,471,454	1,032,538	16,295,617	水戸市へ移管分△236,000、調定減
		債務者数	96	16	7		
	小計	金額	42,173,255	23,899,283	1,032,538	17,241,434	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	22,554,548	21,593,449	0	961,099	
		債務者数	225	198	0		
	過年度分	金額	21,719,733	2,645,223	0	19,074,510	
		債務者数	102	14	0		
	小計	金額	44,274,281	24,238,672	0	20,035,609	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	21,327,001	20,423,462	0	903,539	
		債務者数	215	189	0		
	過年度分	金額	23,412,341	2,596,147	0	20,816,194	
		債務者数	107	20	0		
	小計	金額	44,739,342	23,019,609	0	21,719,733	
		債務者数					

④鹿行県民センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	5,969,834	5,844,517	0	125,317	
		債務者数	34	33	0		
	過年度分	金額	6,033,588	1,200,759	152,000	4,680,829	
		債務者数	17	15	1		
	小計	金額	12,003,422	7,045,276	152,000	4,806,146	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	5,831,075	5,519,357	0	311,718	
		債務者数	38	37	0		
	過年度分	金額	7,276,167	1,084,766	469,531	5,721,870	
		債務者数	16	13	1		
	小計	金額	13,107,242	6,604,123	469,531	6,033,588	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	9,791,593	9,459,669	0	331,924	
		債務者数	45	43	0		
	過年度分	金額	7,909,657	965,414	0	6,944,243	
		債務者数	21	19	0		
	小計	金額	17,701,250	10,425,083	0	7,276,167	
		債務者数					

⑤県南県民センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	41,826,407	39,889,391	0	1,937,016	
		債務者数	415	363	0		
	過年度分	金額	19,661,130	3,305,451	715,068	15,640,611	
		債務者数	155	23	5		
	小計	金額	61,487,537	43,194,842	715,068	17,577,627	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	36,553,965	34,333,091	0	2,220,874	
		債務者数	399	342	0		
	過年度分	金額	21,474,719	4,034,463	0	17,440,256	
		債務者数	179	24	0		
	小計	金額	58,028,684	38,367,554	0	19,661,130	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	36,238,380	33,579,422	0	2,658,958	
		債務者数	389	317	0		
	過年度分	金額	22,363,894	3,548,133	0	18,815,761	
		債務者数	187	8	0		
	小計	金額	58,602,274	37,127,555	0	21,474,719	
		債務者数					

⑥県西県民センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	18,769,996	18,483,592	0	286,404	
		債務者数	173	170	0		
	過年度分	金額	13,027,443	2,120,884	20,200	10,886,359	
		債務者数	46	17	1		
	小計	金額	31,797,439	20,604,476	20,200	11,172,763	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	16,327,831	16,021,671	0	306,160	
		債務者数	167	160	0		
	過年度分	金額	14,876,664	2,155,381	0	12,721,283	
		債務者数	75	36	0		
	小計	金額	31,204,495	18,177,052	0	13,027,443	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	17,730,748	17,231,753	0	498,995	
		債務者数	155	142	0		
	過年度分	金額	15,686,988	1,309,319	0	14,377,669	
		債務者数	84	8	0		
	小計	金額	33,417,736	18,541,072	0	14,876,664	
		債務者数					

(債権管理の現状)

当該債権は母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定により、一定の児童を扶養するひとり親家庭の親並びに児童又は一定の寡婦等に資金を貸付けたことにより発生する債権である。

貸付資金の種類は母子及び父子並びに寡婦福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令に規定されており、修学資金、就学支度資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、事業開始資金、事業継続資金などである。近年は民間及び他の公的融資の充実や高等学校教育の無償化等の影響で新規の貸付は減少傾向である。収入状況については、現年度分は比較的良好であるが、過年度分は非常に低調となっている。

なお、貸付の時期及び資金種類により、連帯保証人の有無が異なる。修学資金及び修学支度資金等については、修学児童が連帯債務者となっている。

県では、専用の債権管理システムにより債権管理を行っており、システムにより違約金も算出可能となっている。

(問題点)

各所において、定期的に電話催告等を行っているとしているが、その顛末が記録されていないケースがあった。

【意見】

催告の状況が確認できるよう、電話催告、文書催告等の結果は記録するべきである。

(問題点)

債権管理で使用しているシステムで、違約金の計算まで行えるため、元金が完済となった債務者に対して確定した違約金の通知を行っているが、その後の催告等が適切にされていないケースがある。違約金については、歳入都度調定を行っているため、債権管理が適切に行われていない状況となっている。

【意見】

債務者間で不公平とならないよう、違約金についても、催告や徴収方法に関して統一した管理を行うべきである。違約金の未収金についても、元金と同様に債権管理されることが望ましい。

(問題点)

催告書の形式、債務残高及び延滞金の通知、催告の整理記録などの徴収事務について、各所で異なる部分があり、事務の標準化がなされていない。

【意見】

各所において、個別事情があることは理解できるが、マニュアルの整備、研修会の実施等を行い、各所での事務の標準化を進めるべきである。

(3) 債権明細

①本庁

人数又は件数	20	債権発生時期	S41/6~S61/4
当初債権額	3,873,000円	未収債権額	1,957,708円
未収債権額内訳	300万円以上	200万円以上	100万円以上
	—	—	—

②福祉相談センター

人数又は件数	101	債権発生時期	S57/5~R3/2
当初債権額	72,569,800円	未収債権額	32,523,081円
未収債権額内訳	300万円以上	200万円以上	100万円以上
	—	2	6

③県北県民センター

人数又は件数	81	債権発生時期	S54/4~H29/11
当初債権額	51,060,476円	未収債権額	17,241,434円
未収債権額内訳	300万円以上	200万円以上	100万円以上
	—	1	—

④鹿行県民センター

人数又は件数	12	債権発生時期	H6/1~H30/4
当初債権額	17,038,000円	未収債権額	4,806,146円
未収債権額内訳	300万円以上	200万円以上	100万円以上
	—	—	2

⑤県南県民センター

人数又は件数	100	債権発生時期	S59/5~H29/6
当初債権額	82,470,400円	未収債権額	17,577,627円
未収債権額内訳	300万円以上	200万円以上	100万円以上
	—	—	1

⑥県西県民センター

人数又は件数	49	債権発生時期	S58/11~H28/3
当初債権額	36,581,700円	未収債権額	11,172,763円
未収債権額内訳	300万円以上	200万円以上	100万円以上
	—	—	1

(4) 発生年度別収入未済額

①本庁

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	1,957,708	20	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	1,957,708		

②福祉相談センター

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	26,201,223	64	
平成23年度	732,481	3	
平成24年度	814,680	1	
平成25年度	1,169,487	1	
平成26年度	632,080	2	
平成27年度	1,385,236	4	
平成28年度	1,105,970	11	
平成29年度	0	0	
平成30年度	161,121	3	
令和元年度	314,330	10	
令和2年度	6,473	2	
合計	32,523,081		

③ 県北県民センター

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	8,646,192	36	
平成23年度	1,223,110	22	
平成24年度	1,027,696	16	
平成25年度	671,897	12	
平成26年度	828,703	7	
平成27年度	963,708	11	
平成28年度	983,769	12	
平成29年度	647,406	15	
平成30年度	610,650	14	
令和元年度	692,486	20	
令和2年度	945,817	26	
合計	17,241,434		

④ 鹿行県民センター

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	2,922,648	6	
平成23年度	309,384	2	
平成24年度	317,044	3	
平成25年度	262,686	2	
平成26年度	153,512	2	
平成27年度	151,192	3	
平成28年度	230,588	3	
平成29年度	194,500	3	
平成30年度	92,707	2	
令和元年度	46,568	2	
令和2年度	125,317	2	
合計	4,806,146		

⑤ 県南県民センター

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	6,771,122	26	
平成23年度	713,123	15	
平成24年度	678,107	14	
平成25年度	645,562	15	
平成26年度	473,951	13	
平成27年度	663,092	16	
平成28年度	821,833	20	
平成29年度	1,277,913	36	
平成30年度	1,829,852	40	
令和元年度	1,766,056	40	
令和2年度	1,937,016	52	
合計	17,577,627		

⑥ 県西県民センター

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	8,716,111	37	
平成23年度	717,033	13	
平成24年度	326,568	10	
平成25年度	216,615	9	
平成26年度	0	0	
平成27年度	0	0	
平成28年度	31,776	1	
平成29年度	207,552	4	
平成30年度	378,078	8	
令和元年度	292,626	7	
令和2年度	286,404	3	
合計	11,172,763		

(5) 不納欠損処理

①本庁

ア 平成 30 年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和 2 年度

該当なし

②福祉相談センター

ア 平成 30 年度

該当なし

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理
1 件	166,565 円	主債務者の消滅時効援用により債権が消滅

ウ 令和 2 年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理
9 件	3,106,946 円	権利の放棄の基準（1）該当のため、権利の放棄を実施

③県北県民センター

ア 平成 30 年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和 2 年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理
7 件	1,032,538 円	権利の放棄の基準（1）該当のため、権利の放棄を実施

④鹿行県民センター

ア 平成30年度

該当なし

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理
1件	469,531円	主債務者の時効援用により時効消滅

ウ 令和2年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理
1件	152,000円	権利の放棄の基準（1）該当のため、権利の放棄を実施

⑤県南県民センター

ア 平成30年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和2年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理
5件	715,068円	権利の放棄の基準（1）該当のため、権利の放棄を実施

⑥県西県民センター

ア 平成30年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和2年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理
1件	20,200円	権利の放棄の基準（1）該当のため、権利の放棄を実施

(問題点)

督促状の送付日が分からなくなっている事案が多くみられた。

【意見】

督促状や催告は、時効を管理する上で重要な情報であり、時間が経過しても、誰が見ても分かるよう債権管理を徹底すべきである。

(問題点)

連帯保証人への接触がほとんどないか、債務者の納付がないまま長期間連帯保証人への催告が行われていない事案が複数あった。また、債権管理上も書類に連帯保証人の名前や状況が書かれていないなど、連帯保証人の存在に対する意識の低さが見られた。

【指摘】

連帯保証人は、主債務者に催告をしなかったとしても、また、主債務者に支払能力があったとしても、請求を拒めない立場にあるから（民法第 452 条乃至第 454 条）、少なくとも、主債務者の支払いが滞った際には、連帯保証人への請求を早急に検討すべきである。

(問題点)

当初の納付期限が 30 年以上も前の債権もあり、債権管理が長期間に渡っている。その間、不納欠損処理に至るまで、法的措置が一切取られていないまま時効期間が経過している。

【指摘】

法的措置をとらないまま時間が経過すると、債務者や連帯債務者の資産状況や健康状態にも変化が生じやすく、自己破産や死亡するケースも複数見受けられる。公平性の観点からも、悪質な債務者に対しては、早期に法的措置を検討すべきである。

2-5-3 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返還金（利子）

(1) 債権の概要

1	所管課名	保健福祉部 青少年家庭課（本庁） 福祉相談センター地域福祉課 県南県民センター県民福祉課地域福祉室 県西県民センター県民福祉課地域福祉室 県北県民センター県民福祉課地域福祉室 鹿行県民センター県民福祉課		
2	債権の名称	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返還金（利子）		
3	債権の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> 公債権（強制徴収） <input type="checkbox"/> 公債権（非強制徴収） <input type="checkbox"/> （ ）		
4	債権の内容・発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等の経済的自立の支援と生活意欲の向上を図り、併せて扶養している児童の福祉の増進を図るため、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、無利子あるいは低利の貸し付けを行った元金に対する利子に返還を求めるもの。 ・主な資金（有利子）の種類は、技能習得資金、生活資金 ・据置期間最長6ヶ月、償還期限最長20年 		
5	根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・母子及び父子並びに寡婦福祉法 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 ・茨城県財務規則 		
6	債務者区分	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人		
7	消滅時効	公債権	年	
		私債権	民法改正前	10年
			民法改正後	年
8	債権発生・債権管理の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された納期限までに納入がない場合、財務規則に従い督促を行い、その後、定期的な催告活動（文書、訪問等）を実施。 ・催告活動に応じず返済の姿勢のない債務者については、法的措置を実施。 ・未収債権の効率的な回収を目的として、専門的な知識を有する弁護士法人へ徴収業務の一部を委託。 		
9	延滞に係る違約金	—		

(2) 債権推移表

当該債権については、県内を地域別に区分し、福祉相談センター、県北県民センター、鹿行県民センター、県南県民センター、県西県民センターの各所管部署で事務を行っている。

なお、令和2年4月に水戸市が中核市に移行したため、当事務について事務移譲している。

また、過去に本庁で事務を行っていた分に係る債権については、引き続き本庁で債権管理を行っている。

①本庁

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額					
		債務者数					
	過年度分	金額	31,011	0	0	31,011	
		債務者数	3	0	0		
	小計	金額	31,011	0		31,011	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額					
		債務者数					
	過年度分	金額	31,011	0	0	31,011	
		債務者数	3	0	0		
	小計	金額	31,011	0		31,011	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額					
		債務者数					
	過年度分	金額	31,011	0	0	31,011	
		債務者数	3	0	0		
	小計	金額	31,011	0		31,011	
		債務者数					

②福祉相談センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	1,944	1,944	0	0	
		債務者数	1	1	0		
	過年度分	金額	698,311	3,760	89,133	605,418	
		債務者数	15				
	小計	金額	700,255	5,704	89,133	605,418	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	85,364	85,364	0	0	
		債務者数	12	12	0		
	過年度分	金額	715,234	13,148	3,775	698,311	
		債務者数	15				
	小計	金額	800,598	98,512	3,775	698,311	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	99,975	99,975	0	0	
		債務者数	12	12	0		
	過年度分	金額	824,440	109,206	0	715,234	
		債務者数	15				
	小計	金額	924,415	209,181	0	715,234	
		債務者数					

③県北県民センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	25,949	25,949	0	0	
		債務者数	4	4	0		
	過年度分	金額	34,398	2,582	2,891	28,925	
		債務者数	8	2	1		
	小計	金額	60,347	28,531	2,891	28,925	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	19,196	19,196	0	0	
		債務者数	4	4	0		
	過年度分	金額	53,917	19,519	0	34,398	
		債務者数	8	2	0		
	小計	金額	73,113	38,715	0	34,398	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	23,178	23,127	0	51	
		債務者数	6	6	0		
	過年度分	金額	55,809	1,943	0	53,866	
		債務者数	10	5	0		
	小計	金額	78,987	25,070	0	53,917	
		債務者数					

④鹿行県民センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	12,161	12,161	0	0	
		債務者数	1	1	0		
	過年度分	金額	126,422	569	0	125,853	
		債務者数	4	1	0		
	小計	金額	138,583	12,730	0	125,853	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	15,059	15,059	0	0	
		債務者数	1	1	0		
	過年度分	金額	148,427	0	22,005	126,422	
		債務者数	5	0	1		
	小計	金額	163,486	15,059	22,005	126,422	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	20,395	20,330	0	65	
		債務者数	4	3	0		
	過年度分	金額	150,617	2,255	0	148,362	
		債務者数	5	1	0		
	小計	金額	171,012	22,585	0	148,427	
		債務者数					

⑤県南県民センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	138,472	137,884	0	588	
		債務者数	9	8	0		1
	過年度分	金額	274,423	32,124	13,971	228,328	
		債務者数	18	8	2		
	小計	金額	412,895	170,008	13,971	228,916	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	159,136	157,581	0	1,555	
		債務者数	11	8	0		
	過年度分	金額	275,840	2,972	0	272,868	
		債務者数	13	3	0		
	小計	金額	434,976	160,553	0	274,423	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	127,673	123,972	0	3,701	
		債務者数	9	7	0		
	過年度分	金額	307,164	35,025	0	272,139	
		債務者数	13	2	0		
	小計	金額	434,837	158,997	0	275,840	
		債務者数					

⑥ 県西県民センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	39,678	39,678	0	0	
		債務者数	4	4	0		
	過年度分	金額	130,301	12,278	0	118,023	
		債務者数	6	2	0		
	小計	金額	169,979	51,956	0	118,023	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	21,246	21,166	0	80	
		債務者数	4	3	0		
	過年度分	金額	130,497	276	0	130,221	
		債務者数	6	1	0		
	小計	金額	151,743	21,442	0	130,301	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	5,603	5,327	0	276	
		債務者数	3	2	0		
	過年度分	金額	131,879	1,658	0	130,221	
		債務者数	7	2	0		
	小計	金額	137,482	6,985	0	130,497	
		債務者数					

(3) 債権明細

① 本庁

件数	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
3件	800,000円	S54/3~S61/2	31,011円

② 福祉相談センター

件数	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
101件	72,569,800円	S57/5~R3/2	605,418円

③ 県北県民センター

件数	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
7件	204,020円	H4/12~H26/4	28,925円

④鹿行県民センター

件数	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
3件	519,360円	H6/1～H24/6	125,853円

⑤県南県民センター

件数	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
6件	753,195円	S58/11～H2/11	228,916円

⑥県西県民センター

件数	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
4件	6,000,000円	S58/11～H3/10	118,023円

当該債権は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定により、一定の児童を扶養するひとり親家庭の親並びに児童又は一定の寡婦等に資金を貸付けたことにより発生する債権である。

貸付資金の種類は母子及び父子並びに寡婦福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令に規定されており、修学資金、就学支度資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、事業開始資金、事業継続資金などである。近年は民間及び他の公的融資の充実や高等学校教育の無償化等の影響で新規の貸付は減少傾向である。現年度分の収入状況は、比較的良好であるが、過年度分は非常に低調となっている。

なお、貸付の時期及び資金種類により、利子及び連帯保証人の有無が異なる。修学資金及び修学支度資金等については、修学児童が連帯債務者となっている。

県では、専用の債権管理システムにより債権管理を行っており、システムにより違約金も算出可能となっている。

(4) 発生年度別収入未済額

①本庁

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	31,011	3	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	31,011		

②福祉相談センター

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	602,088	9	
平成23年度	2,490	1	
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度	126	1	
平成28年度	714	4	
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	605,418		

③ 県北県民センター

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	22,306	4	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度	2,200	1	
平成27年度	2,766	2	
平成28年度	1,385	2	
平成29年度	217	1	
平成30年度	51	1	
令和元年度			
令和2年度			
合計	28,925		

④ 鹿行県民センター

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	114,273	2	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度	2,832	1	
平成26年度	3,516	1	
平成27年度	2,629	1	
平成28年度	1,726	1	
平成29年度	812	1	
平成30年度	65	1	
令和元年度			
令和2年度			
合計	125,853		

⑤ 県南県民センター

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	226,233	4	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度	1,148	1	
平成27年度	929	1	
平成28年度	18	1	
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度	588	1	
合計	228,916		

⑥ 県西県民センター

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	118,023	4	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	118,023		

(5) 不納欠損処理

①本庁

ア 平成30年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和2年度

該当なし

②福祉相談センター

ア 平成30年度

該当なし

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
1件	3,775円	主債務者の消滅時効援用により債権が消滅

ウ 令和2年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
9件	89,133円	権利の放棄の基準(1) 該当のため、権利の放棄を実施 主債務者の消滅時効援用により債権が消滅

③県北県民センター

ア 平成30年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和2年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
1件	2,819円	権利の放棄の基準(1) 該当のため、権利の放棄を実施

④鹿行県民センター

ア 平成30年度

該当なし

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
1件	22,005円	主債務者の消滅時効援用により債権が消滅

ウ 令和2年度

該当なし

⑤県南県民センター

ア 平成30年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和2年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
2件	13,971円	権利の放棄の基準（1）該当のため、権利の放棄を実施

⑥県西県民センター

ア 平成30年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和2年度

該当なし

※本債権は、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返還金（元金）」の利子であることから、問題点及びそれに対する「指摘」・「意見」は、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返還金（元金）」に係る報告書に記載する。

(2) 債権推移表

児童扶養手当事務については、町村部のみが県の事業となっており、県内を地域別に区分し、福祉相談センター、県北県民センター、鹿行県民センター、県南県民センター、県西県民センターの各所管部署で事務を行っている。鹿行地域には町村が存在しないため、過去債権のみの取扱いである。

なお、過去に本庁で事務を行っていた分に係る債権については、引き続き本庁で債権管理を行っている。

①本庁

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	369,000	369,000	0	0	
		債務者数	2	2	0		
	過年度分	金額	2,348,428	39,638	0	2,308,790	
		債務者数	4	2	0		
	小計	金額	2,717,428	408,638	0	2,308,790	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	399,638	396,000	0	3,638	
		債務者数	3	2	0		
	過年度分	金額	2,696,980	94,190	258,000	2,344,790	
		債務者数	8	4	5		
	小計	金額	3,096,618	490,190	258,000	2,348,428	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	2,196,500	111,000	0	2,085,500	
		債務者数	2	2	0		
	過年度分	金額	651,480	40,000	0	611,480	
		債務者数	8	2	0		
	小計	金額	2,847,980	151,000	0	2,696,980	
		債務者数					

②福祉相談センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	257,460	0	0	257,460	
		債務者数	1				
	過年度分	金額	12,099,580	475,730	0	11,623,850	
		債務者数	19				
	小計	金額	12,357,040	475,730	0	11,881,310	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0				
	過年度分	金額	12,630,580	531,000	0	12,099,580	
		債務者数	20				
	小計	金額	12,630,580	531,000	0	12,099,580	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	521,090	113,880	0	407,210	
		債務者数	3				
	過年度分	金額	12,771,370	548,000	0	12,223,370	
		債務者数	17				
	小計	金額	13,292,460	661,880	0	12,630,580	
		債務者数					

③県北県民センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	1,310,420	309,000	0	1,001,420	
		債務者数	5	5	0		
	小計	金額	1,310,420	309,000	0	1,001,420	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	808,410	262,000	0	546,410	
		債務者数	2	2	0		
	過年度分	金額	848,010	84,000	0	764,010	
		債務者数	3	3	0		
	小計	金額	1,656,420	346,000	0	1,310,420	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	932,010	84,000	0	848,010	
		債務者数	3	3	0		
	小計	金額	932,010	84,000	0	848,010	
		債務者数					

④鹿行県民センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	1,993,230	225,000	0	1,768,230	
		債務者数	5	5	0		
	小計	金額	1,993,230	225,000	0	1,768,230	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	2,384,630	258,000	133,400	1,993,230	
		債務者数	6	5	1		
	小計	金額	2,384,630	258,000	133,400	1,993,230	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	2,456,630	72,000	0	2,384,630	
		債務者数	6	5	0		
	小計	金額	2,456,630	72,000	0	2,384,630	
		債務者数					

⑤県南県民センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	50,000	10,000	0	40,000	
		債務者数	2	1	0		
	過年度分	金額	1,134,750	56,000	0	1,078,750	
		債務者数	5	3	0		
	小計	金額	1,184,750	66,000	0	1,118,750	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	335,228	39,578	0	295,650	
		債務者数	2	2	0		
	過年度分	金額	861,022	21,922	0	839,100	
		債務者数	4	2	0		
	小計	金額	1,196,250	61,500	0	1,134,750	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	662,812	648,890	0	13,922	
		債務者数	3	3	0		
	過年度分	金額	1,146,160	299,060	0	847,100	
		債務者数	4	3	0		
	小計	金額	1,808,972	947,950	0	861,022	
		債務者数					

⑥ 県西県民センター

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度未残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	1,408,130	56,000	0	1,352,130	
		債務者数	3	3	0		
	小計	金額	1,408,130	56,000	0	1,352,130	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	1,408,130	0	0	1,408,130	
		債務者数	3	0	0		
	小計	金額	1,408,130	0	0	1,408,130	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	1,408,130	0	0	1,408,130	
		債務者数	3	0	0		
	小計	金額	1,408,130	0	0	1,408,130	
		債務者数					

当該債権は、児童扶養手当法により、児童扶養手当を受給している者が、子を監護しなくなったことや事実婚の判明等により受給資格が喪失していた場合及び所得の増加等により支給要件が変更となった場合に返還を求めるものである。

児童扶養手当の返還義務は事後的に判明するため、返還金額は多額となる傾向がある。また、債権額が確定した時点で債務承認書を徴するとともに履行延期申請書により分納を承認している。ただし、受給者は元々が生活困窮世帯であり、支給された児童扶養手当を生活費等に費消していることも多いため、その回収は困難となる傾向がある。

(問題点)

債務者から、納入誓約書を徴しているが、分納額が非常に少なく、完済までに非常に長期間を要するものが見受けられる。

【意見】

可能な限り納入期間を短縮するよう指導すべきである。なお、返還の発生の未然防止のため、受給者に対する指導監督に一層留意すべきである。

(問題点)

長期間納入がなく、また、催告等にも応じない者に対する法的措置が実施されていない。

【意見】

悪質な債務者に対しては、法的措置を検討すべきである。

(問題点)

各所において、定期的に電話催告等を行っているとしているが、その顛末が記録されていないケースがあった。

【意見】

催告の状況が確認できるよう、電話催告、文書催告等の結果は記録すべきである。

(問題点)

債権管理台帳で債権の管理を行っているが、分納誓約や最終納入日等を加味した時効管理の点では、一覧性に欠けて不適當である。

【意見】

令和3年7月より運用を開始した茨城県未収債権管理システム等を活用して情報共有を図り、債権の保全を図るべきである。

(問題点)

催告書の形式、債務残高の通知、催告の整理記録などの徴収事務について、各所で異なる部分があり、事務の標準化がなされていない。

【意見】

各所において、個別事情があることは理解できるが、マニュアルの整備、研修会の実施等を行い、各所での事務の標準化を進めるべきである。

(3) 債権明細

①本庁

人数又は件数	4	債権発生時期	H2/5~H11/1
当初債権額	3,049,960円	未収債権額	2,308,790円
未収債権額内訳	300万円以上	200万円以上	100万円以上
	—	1	—

②福祉相談センター

人数又は件数	20	債権発生時期	H15/3~R2/6
当初債権額	16,387,060円	未収債権額	11,881,310円
未収債権額内訳	300万円以上	200万円以上	100万円以上
	—	1	5

③県北県民センター

人数又は件数	4	債権発生時期	H13/10~H31/4
当初債権額	2,191,420円	未収債権額	1,001,420円
未収債権額内訳	300万円以上	200万円以上	100万円以上
	—	—	—

④鹿行県民センター

人数又は件数	4	債権発生時期	H13~H18/8
当初債権額	2,396,870円	未収債権額	1,768,230円
未収債権額内訳	300万円以上	200万円以上	100万円以上
	—	—	1

⑤県南県民センター

人数又は件数	7	債権発生時期	H21/6~R3/3
当初債権額	2,396,870円	未収債権額	1,118,750円
未収債権額内訳	300万円以上	200万円以上	100万円以上
	—	—	—

⑥県西県民センター

人数又は件数	3	債権発生時期	H25/9~H26/7
当初債権額	1,731,130円	未収債権額	1,352,130円
未収債権額内訳	300万円以上	200万円以上	100万円以上
	—	—	—

(4) 発生年度別収入未済額

①本庁

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	2,308,790	4	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	2,308,790		

②福祉相談センター

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	1,772,480	6	
平成23年度	3,521,060	4	
平成24年度	1,619,780	2	
平成25年度			
平成26年度	1,871,850	2	
平成27年度	2,313,600	2	
平成28年度	525,080	2	
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度	257,460	1	
合計	11,881,310		

③県北県民センター

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	615,010	2	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度	386,410	2	
令和2年度			
合計	1,001,420		

④鹿行県民センター

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	1,419,430	3	
平成23年度			
平成24年度	15,000	1	
平成25年度	30,000	1	
平成26年度			
平成27年度	303,800	1	
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	1,768,230		

⑤県南県民センター

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	409,180	1	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度	421,920	2	
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度	247,650	2	
令和元年度			
令和2年度	40,000	2	
合計	1,118,750		

⑥ 県西県民センター

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度	599,390	1	
平成26年度	752,740	2	
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	1,352,130		

(5) 不納欠損処理

① 本庁

ア 平成30年度

該当なし

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
5件	258,000円	地方自治法第236条「債権の消滅時効に」該当

ウ 令和2年度

該当なし

②福祉相談センター

ア 平成 30 年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和 2 年度

該当なし

③県北県民センター

ア 平成 30 年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和 2 年度

該当なし

④鹿行県民センター

ア 平成 30 年度

該当なし

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
1 件	133,400 円	地方自治法第 236 条「債権の消滅時効に」該当

ウ 令和 2 年度

該当なし

⑤県南県民センター

ア 平成 30 年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和2年度

該当なし

⑥県西県民センター

ア 平成30年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和2年度

該当なし

(問題点)

不納欠損処理に至る原因が生じてから不納欠損処理に至るまで10年以上経過している事案があった。

【意見】

不納欠損処理すべき債権を放置すれば管理すべき未収債権が増大していくことになるから、速やかに不納欠損処理すべきである。

6 県立医療大学付属病院

看護学科・理学療法学科・作業療法学科・放射線技術科学科からなる県立医療大学の付属病院

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
2-6-1	県立医療大学付属病院 《特別会計》	
	入院使用料	3,732 千円
	外来使用料	42 千円
	室料差額使用料	857 千円
	医療相談使用料	5 千円
	文書手数料	33 千円
	雑入	3 千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
2-6-1	<p>【指 摘】 滞納整理事項は未収金に関する経緯についての情報源となる。現在は、医事システムを中心にシステム内で電子的に記録をする等、折衝状況の記載の徹底が図られており、関係書類の保管についての管理体制も構築されているが、担当者を変更した場合や債務者から問い合わせ確認がある場合等も考慮して、適時に情報を更新した上で折衝状況の記載徹底が必要である。</p> <p>【意 見】 未収債権額回収について、回収率向上のために支払い手段の多様化を検討すべきである。近年のデジタル化への環境変化に対する対策は必要であり、積極的に具体的な取組に向けての体制を構築すべきである。</p> <p>【指 摘】 未収債権については一般的に回収期間が長くなれば徐々に回収率等が低下するため、滞納時の初動は極めて重要である。当初債権発生時期が古い債権について、最初の督促等は時効の起算点等、時効中断についての判断に関わるという要素もあるため、茨城県立医療大学付属病院診療費等徴収事務取扱要領等に準じた適正な初動体制の実施が求められる。</p> <p>【意 見】 債務者が生活困窮等、無資力又はそれに近い状態で、回収の可能性が極めて低い場合等は、履行延期の特約等を経ての段階的な措置等について客観的な検討が必要である。</p>

	<p>【意見】</p> <p>分割納付誓約は、履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではないため、債務者の資力等の状況を客観的に精査して分割納付選択の妥当性が担保されなければならない。退院後に外来で通院して分納を実施しているケースに対して、過去の債権を積極的に放棄することは、外来診療費の未収の可能性を高めるといった懸念があることや診療費を納付している患者との公平性の観点から適当ではなく、費用対効果等の回収コストを考慮した効率的で杓子定規な対応を単純に実施すべきではないと思料するが、履行まで数十年以上必要な分割計画等については慎重な判断が求められる。</p>
	<p>【指摘】</p> <p>茨城県立医療大学附属病院診療費等徴収事務取扱要領によると、督促状の送付は納期限から 20 日以内に発行しなければならず、納期限を経過した債務者に対しては例外なく速やかに督促状の送付を実施する必要がある。</p>
	<p>【指摘】</p> <p>主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要がある。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要があるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。</p>
	<p>【意見】</p> <p>外国人に対する面談や督促状等の文書作成については、患者の国籍等も多様なため全ての言語に対応することが現実的に困難であり、事務負担の観点からも容易ではないと思料するが、多様化する社会を見据えた滞納対策の選択肢のひとつとして、日本語以外の言語での対応について検討することが望ましい。</p>
	<p>【意見】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響や費用対効果の検証、債務者の諸事情等の状況にもよるが、債権管理の方針決定の一環として臨戸訪問の実施が必要なケースもある。臨戸訪問実施の判断について、より具体的に客観的な一貫性のある基準等を再検討することが望ましい。</p>
	<p>【意見】</p> <p>債務者と全く連絡がとれないというケースが稀なこともあり、資力等の経済状況を鑑みるとためらいがあるという背景は理解できるところであるが、消滅時効の完成を防止するという観点から、消滅時効完成が間近な債権等の管理については安易に消滅時効を完成させないように支払督促制度等の適用について、妥当性を検証し適切に対処すべきである。</p>

	<p>【指 摘】</p> <p>法的措置の実施に際しては十分な資力調査を含めた事務コスト等の費用対効果の検討も必要であるが、支払能力があるが支払意思がない債務者に対しては、積極的な法的措置の実施が求められる。</p>
	<p>【指 摘】</p> <p>限られた人員と予算を回収可能性の低い債権の管理に費やすことは浪費であり、債権管理事務の効率化と自治体財政の健全化のために、時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準に該当する債権は、早期に権利放棄すべきであった。</p>
	<p>【指 摘】</p> <p>滞納（債務不履行）から6カ月以内を目安に、所得状況調査や財産調査の実施をすべきであった。</p>
	<p>【指 摘】</p> <p>徴収停止や履行期限の延長その他特別の事情がある場合を除き、高額かつ不誠実な債務者に対しては、時効期間経過前に法的措置等の実施をすべきである。</p>
	<p>【指 摘】</p> <p>令和2年度以降、権利の放棄基準が緩和されたからといって、主たる債務者の時効期間経過したことだけをもって安易に権利放棄とすることがないように、個別事情を勘案し判断すべきである。</p>
	<p>【指 摘】</p> <p>連帯保証人を設定している場合には、債務者への催告と同時に連帯保証人に対する請求を行うべきである。</p>

②外来使用料

1	所 管 課 名	県立医療大学付属病院		
2	債 権 の 名 称	外来使用料		
3	債 権 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権	<input type="checkbox"/> 公債権（強制徴収）	
		<input type="checkbox"/> 公債権（非強制徴収）	<input type="checkbox"/> （	）
4	債権の内容・発生原因	・病院を利用し、医療その他の役務の提供を受ける者から徴収する使用料		
5	根 拠 法 令 等	・茨城県財務規則 ・茨城県立医療大学付属病院診療費等徴収事務取扱要領 ・茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例		
6	債 務 者 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 法人	
7	消 滅 時 効	公 債 権	年	
		私 債 権	民法改正前	3年
			民法改正後	5年
8	債権発生・債権管理の特徴	・指定された納付期限までに納付がない場合、財務規則に従って督促を行い、その後、定期的な催告活動（文書、電話等）を実施。 ・分割納付のための分納誓約を励行。 ・債権は医事会計システムにより管理している。		
9	延滞に係る違約金	—		

⑥雑入

1	所 管 課 名	県立医療大学付属病院		
2	債 権 の 名 称	雑入		
3	債 権 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> 公債権（強制徴収） <input type="checkbox"/> 公債権（非強制徴収） <input type="checkbox"/> （ ）		
4	債権の内容・発生原因	・衛生材料やフィルム代金、選択食の代金		
5	根 拠 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県財務規則 ・茨城県立医療大学付属病院診療費等徴収事務取扱要領 ・茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例 		
6	債 務 者 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人		
7	消 滅 時 効	公 債 権	年	
		私 債 権	民法改正前	10年
			民法改正後	5年
8	債権発生・債権管理の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された納付期限までに納付がない場合、財務規則に従って督促を行い、その後、定期的な催告活動（文書、電話等）を実施。 ・分割納付のための分納誓約を励行。 ・債権は医事会計システムにより管理している。 		
9	延滞に係る違約金	—		

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度未残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	1,527,131,686	1,526,930,484	0	201,202	
		債務者数	802		0		
	過年度分	金額	10,288,486	769,127	5,048,651	4,470,708	
		債務者数	31		6		
	小計	金額	1,537,420,172	1,527,699,611	5,048,651	4,671,910	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	1,580,424,538	1,578,888,912	0	1,535,626	
		債務者数	551		0		
	過年度分	金額	9,991,537	1,238,677	0	8,752,860	平成30年度(過年度)の調定額を平成31年度に減額したため。 理由：平成31年2・3月に受診した患者さんが自立支援受給者証の手続き中であったため、3割にて事前調定をした。 その後、受給者証の提示があったため、1割負担に修正した。(2,920円の減額)
		債務者数	36		0		
	小計	金額	1,590,416,075	1,580,127,589	0	10,288,486	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	1,539,961,773	1,538,968,755	0	993,018	
		債務者数	522		0		
	過年度分	金額	11,560,047	2,552,988	5,620	9,001,439	
		債務者数	39		1		
	小計	金額	1,551,521,820	1,541,521,743	5,620	9,994,457	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	a	464,900	平成14年4月	241,900
2	b	623,732	平成15年1月	20,000
3	c	964,053	平成15年3月	769,053
4	d	498,300	平成16年6月	175,300
5	e	1,137,200	平成17年9月	1,129,200
6	f	1,040,430	平成17年9月	705,310
7	g	159,857	平成20年5月	19,857
8	h	770,665	平成20年9月	605
9	i	496,747	平成26年4月	43,780
10	j	710,285	平成27年1月	2,555
11	k	117,787	平成29年2月	15,000
12	l	976,550	平成31年2月	886,550
13	m	55,598	令和元年5月	35,598
14	n	446,000	令和元年7月	426,000
15	o	20,200	令和2年12月	20,200
16	p	2,877	令和3年3月	2,877
17	q	176,875	令和3年3月	176,875
18	r	1,250	令和3年3月	1,250
合計				4,671,910

①個々の債権の概要

個々の債権の概要は、次のとおりである。

番号	氏名	国籍	入院外来等区分	状況
1	a	日本	入院	分納・委託・完納(R3. 7月)
2	b	日本	入院	分納・委託
3	c	日本	入院・文書手数料	分納
4	d	日本	入院	分納・委託
5	e	日本	入院・外来・医療相談使用料	分納・死亡
6	f	日本	入院	分納
7	g	日本	入院	分納・委託・死亡・完納(R3. 6月)
8	h	日本	雑入	死亡・徴収停止
9	i	日本	入院	分納
10	j	日本	雑入	徴収停止
11	k	日本	入院	分納・完納(R3. 7月)
12	l	日本	室料差額使用料・文書手数料	分納
13	m	日本	入院・文書手数料	分納
14	n	日本	入院	分納・委託
15	o	日本	外来・文書手数料	保険・完納(R3. 10月)
16	p	日本	入院・雑入	完納(R3. 5月)
17	q	日本	入院・雑入	分納
18	r	日本	外来	完納(R3. 6月)

【追加説明】

a：不履行。

診療費等支払誓約書及び支払計画書締結。

不定期に分割納入あり。

弁護士委託。(令和3年5月28日)

臨戸訪問を実施。

完納。(令和3年7月30日)

b：不履行。

滞納者管理個票に診療費等支払誓約書及び支払計画書到着と記載があるが、書面の確認ができなかった。

不定期に分割納入あり。

弁護士委託。(令和3年5月28日)

臨戸訪問を実施。

c：不履行。

診療費等支払計画書締結。

分割履行催告書締結。

定期的に分割納入あり。

臨戸訪問を実施。

d：不履行。

滞納者管理個票に分割履行催告書送付と記載があるが、書面の確認ができなかった。

不定期に分割納入あり。

弁護士委託。(令和3年5月28日)

臨戸訪問を実施。

e：不履行。

診療費等支払誓約書及び支払計画書締結。

死亡。(平成29年5月2日)

不定期に分割納入あり。

臨戸訪問を実施。

f：不履行。

診療費等支払計画書締結。

滞納者管理個票に診療費等支払誓約書及び支払計画書到着と記載があるが、書面の確認ができなかった。

定期的に分割納付あり。

臨戸訪問を実施。

g：分納。

診療費等支払誓約書及び支払計画書締結なし。

死亡。(平成 22 年 1 月 16 日)

不定期に分割納入あり。

弁護士委託。(令和 3 年 5 月 28 日)

臨戸訪問を実施。

完納。(令和 3 年 6 月 16 日)

h : 徴収停止。

死亡。(平成 22 年 4 月 25 日)

臨戸訪問を実施。

時効期間経過をもって権利放棄し、不納欠損処理。

i : 不履行。

診療費等支払誓約書及び支払計画書締結。

不定期に分割納入あり。

臨戸訪問を実施。

j : 徴収停止。

臨戸訪問を実施。

時効期間経過をもって権利放棄し、不納欠損処理。

k : 分納。

診療費等支払誓約書及び支払計画書締結。

定期的に分割納入あり。

完納。(令和 3 年 7 月 7 日)

l : 不履行。

診療費等支払誓約書及び支払計画書締結。

定期的に分割納入あり。

m : 不履行。

診療費等支払誓約書及び支払計画書締結。

不定期に分割納入あり。

親族との面談実施について、面談はソーシャルワーカー等状況のわかる人物が担当。

n : 不履行。

診療費等支払誓約書及び支払計画書締結。

不定期に分割納入あり。

弁護士委託。(令和 3 年 5 月 28 日)

o : 保険。

自賠診療費一括請求申し込み兼治療費支払確約書あり。

保険会社より入金手続。(令和 3 年 8 月 26 日)

完納。(令和 3 年 10 月 14 日)

p : 完納。

督促状送付。(令和3年5月18日)

完納。(令和3年5月28日)

q：不履行。

診療費等支払誓約書及び支払計画書締結。

定期的に分割納入あり。

r：完納。

督促状送付。(令和3年5月18日)

完納。(令和3年6月9日)

(問題点)

債務者との折衝状況を記録する滞納者管理個票を確認した。未収金発生後の状況についての記載はあるが、当初債権発生時期が古い債権については、電話・督促・催告に対する実施状況についての書面等の整備が不完全な状態でその経緯を確認することが難しい傾向にある。

【指 摘】

滞納整理事項は未収金に関する経緯についての情報源となる。現在は、医事システムを中心にシステム内で電子的に記録をする等、折衝状況の記載の徹底が図られており、関係書類の保管についての管理体制も構築されているが、担当者を変更した場合や債務者から問い合わせ確認がある場合等も考慮して、適時に情報を更新した上で折衝状況の記載徹底が必要である。

②債権の管理について

ア 茨城県立医療大学附属病院診療費等徴収事務取扱要領により管理している。

イ 電子カルテから医事システムへ連動する仕組みとなっている。

摘 要	ベンダー名	システム名	稼働日
医事システム	NECソリューションイノベータ	MegaOakIBARS II /LT	平成30年3月1日
電子カルテシステム	シーエスアイ	MegaOak-MIRAIs/PX	平成30年3月1日

ウ 「入院申込書」について、令和3年1月24日から令和3年1月30日までの退院患者リストより25名についてサンプル抽出による突合を実施した。適切な管理状況である。

エ 入院保証金は採用していない。

③債権回収の実施状況

担当者が茨城県立医療大学附属病院診療費等徴収事務取扱要領に準じて実施している。

債権回収については自宅訪問等を含め、積極的に取り組んでいる。

リハビリテーションについては、収入未済額が多額にならない傾向にあり、障害者については、公費対象者が多い点や診療期間が長いこと等の特徴がある。

病院の個人医業未収金という性質上、悪質な滞納というよりは資力等の問題があり未収という場合が多く、杓子定規に進めることも躊躇してしまう背景がある。

(問題点)

オンライン決済があるとよいが、患者の高齢化等もあり難しい状況である。

【意見】

未収債権額回収について、回収率向上のために支払い手段の多様化を検討すべきである。近年のデジタル化への環境変化に対する対策は必要であり、積極的で具体的な取組に向けての体制を構築すべきである。

(問題点)

債権について、現状は茨城県立医療大学附属病院診療費等徴収事務取扱要領による管理の徹底が図られているが、滞納債権の中で回収に問題のある債権の多くは平成の時期という傾向がある。その中でも当初債権発生時期が古い債権については茨城県立医療大学附属病院診療費等徴収事務取扱要領等に準じた適正な初動体制の実施がなされていたか検証の余地がある。

【指 摘】

未収債権については一般的に回収期間が長くなれば徐々に回収率等が低下するため、滞納時の初動は極めて重要である。当初債権発生時期が古い債権について、最初の督促等は時効の起算点等、時効中断についての判断に関わるという要素もあるため、茨城県立医療大学附属病院診療費等徴収事務取扱要領等に準じた適正な初動体制の実施が求められる。

(問題点)

最初の履行時期から相当期間経過しているにも関わらず、回収が僅少又は見込めない債務者に対して、同様の手段で定期的に電話・督促・催告等を実施することについて、費用対効果の観点からも取組の再検討を試みる必要がある。

【意見】

債務者が生活困窮等、無資力又はそれに近い状態で、回収の可能性が極めて低い場合等は、履行延期の特約等を経ての段階的な措置等について客観的な検討が必要である。

(問題点)

未収債権の中には、督促や滞納処分等の回収事務において、極めて長期間の分割納付契約を締結する等で、結果的に全額を回収することが困難な状況になっている債権が散見されている。

【意見】

分割納付誓約は、履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではないため、債務者の資力等の状況を客観的に精査して分割納付選択の妥当性が担保されなければならない。退院後に外来で通院して分納を実施しているケースに対して、過去の債権を積極的に放棄することは、外来診療費の未収の可能性を高めるという懸念があることや診療費を納付している患者との公平性の観点から適当ではなく、費用対効果等の回収コストを考慮した効率的で杓子定規な対応を単純に実施すべきではないと思料するが、履行まで数十年以上必要な分割計画等については慎重な判断が求められる。

④催告活動等について

(問題点)

a から r までの債権の初動対応としての督促状(書)起案等について、書面が残っていないため不明なケース・入院中のため口頭督促をしていたケース・支払いの意思があるため発送していないケース等、作成・送付に対する統一性がない状況である。

○茨城県立医療大学付属病院診療費等徴収事務取扱要領(抜粋)

(3)文書による督促

ア「督促状」の送付

「茨城県立医療大学付属病院の診療に関する規則第 8 条」に規定する納期限を経過しても入金を確認できない患者に対しては、同納期限から 20 日以内に「督促状」を発行しなければならない(財務規則第 57 条第 1 項)。

【指 摘】

茨城県立医療大学付属病院診療費等徴収事務取扱要領によると、督促状の送付は納期限から 20 日以内に発行しなければならないが、納期限を経過した債務者に対しては例外なく速やかに督促状の送付を実施する必要がある。

(問題点)

保証人に対する履行の請求は行われていないのが現状である。理由としては、主債務者より継続的に少額の分割納付が実施されている場合や主債務者が保証人に対する請求を拒んでいる場合等が想定される。

【指 摘】

主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要がある。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要があるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。

(問題点)

外国人に対する面談や督促状等の文書作成について、日本語の理解が不十分な債務者も想定されるため、本来解消されるべき債権を滞納してしまう可能性も否めない。

【意見】

外国人に対する面談や督促状等の文書作成については、患者の国籍等も多様なため全ての言語に対応することが現実的に困難であり、事務負担の観点からも容易ではないと思料するが、多様化する社会を見据えた滞納対策の選択肢のひとつとして、日本語以外の言語での対応について検討することが望ましい。

⑤消滅時効について

記載すべき事項なし

⑥財産・資力調査について

資力調査については、臨戸訪問時の状況確認と納税状況の確認程度で積極的な実施はしていない。

(問題点)

支払能力の把握や法的措置等実施要件の検討という観点からも、債務者の資力調査についての手段として臨戸訪問を実施するケースについて、臨戸訪問を実施しているケースと実施していないケースの判断基準に一貫性がない状況である。

【意見】

新型コロナウイルス感染症の影響や費用対効果の検証、債務者の諸事情等の状況にもよるが、債権管理の方針決定の一環として臨戸訪問の実施が必要なケースもある。臨戸訪問実施の判断について、より具体的で客観的な一貫性のある基準等を再検討することが望ましい。

⑦延滞に係る違約金について

分割納付の場合も含めて遅延損害金・延滞金を徴収したことはない。未収となる患者の多くは、資力に余裕がない状態であることから、遅延損害金・延滞金を加算することで債権回収がより困難になるためである。

⑧法的措置の実施

(問題点)

消滅時効の完成が間近な債権等について、支払督促制度等を活用することで時効の中断を実現できるが、実施された形跡がない。

【意見】

債務者と全く連絡がとれないというケースが稀なこともあり、資力等の経済状況を鑑みるとためらいがあるという背景は理解できるところであるが、消滅時効の完成を防止するという観点から、消滅時効完成が間近な債権等の管理については安易に消滅時効を完成させないように支払督促制度等の適用について、妥当性を検証し適切に対処すべきである。

(問題点)

支払能力があるが支払意思がない債務者に対して法的措置を実施しないことは、長期間滞納の一因になり得るだけでなく、支払いをしている患者との間で公平性を担保することができない。

【指 摘】

法的措置の実施に際しては十分な資力調査を含めた事務コスト等の費用対効果の検討も必要であるが、支払能力があるが支払意思がない債務者に対しては、積極的な法的措置の実施が求められる。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備 考
平成22年度以前	3,061,225	8	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度	46,335	2	
平成27年度			
平成28年度	15,000	1	
平成29年度			
平成30年度	886,550	1	
令和元年度	461,598	2	
令和2年度	201,202	4	
合計	4,671,910		

(5) 不納欠損処理

①平成 30 年度

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1	s	5,620	5,620	権利の放棄の基準（5）該当のため、権利の放棄を実施	平成21年11月12日の電話を最後に連絡が取れない。 その後、消滅時効期間を経過したため、平成30年12月28日に知事専決処分により権利の放棄を実施し、不納欠損処理を行った。
合計			5,620		

②令和元年度

該当なし

③令和 2 年度

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1	t	2,896,120	2,815,120	権利の放棄の基準（1）該当のため、権利の放棄を実施	平成29年4月14日を最後に納付がない。 催告状の送付や電話催告を行うも、消滅時効期間を経過したため、令和3年3月3日に議会の議決により権利の放棄を実施し、不納欠損処理を行った。
2	h	770,665	770,060	権利の放棄の基準（1）該当のため、権利の放棄を実施	本人死亡により保証人に請求するも支払いがなく、電話も不通となっている。 その後、消滅時効期間を経過したため、令和3年3月3日に議会の議決により権利の放棄を実施し、不納欠損処理を行った。
3	j	710,285	704,730	権利の放棄の基準（1）該当のため、権利の放棄を実施	平成29年8月22日を最後に納付がない。 本人死亡により保証人に請求するも連絡が取れない。 その後、消滅時効期間を経過したため、令和3年3月3日に議会の議決により権利の放棄を実施し、不納欠損処理を行った。
4	u	306,200	304,000	権利の放棄の基準（1）該当のため、権利の放棄を実施	平成28年6月28日を最後に納付がない。 本人死亡により保証人に請求するも連絡が取れない。 その後、消滅時効期間を経過したため、令和2年12月28日に知事専決処分により権利の放棄を実施し、不納欠損処理を行った。
5	v	478,721	410,081	権利の放棄の基準（1）該当のため、権利の放棄を実施	本人死亡により保証人に請求するも支払いがなく、電話も不通となっている。 その後、消滅時効期間を経過したため、令和2年12月28日に知事専決処分により権利の放棄を実施し、不納欠損処理を行った。
6	w	44,660	44,660	権利の放棄の基準（1）該当のため、権利の放棄を実施	本人死亡により保証人に請求するも支払いがなく、電話も不通となっている。 その後、消滅時効期間を経過したため、令和2年12月28日に知事専決処分により権利の放棄を実施し、不納欠損処理を行った。
合計			5,048,651		

ア 平成 30 年度 s の案件について

履行期限 平成 19 年 2 月 21 日

放棄理由 債権の金額が少額で取立てに要する費用に満たないため

時効期間満了日 平成 22 年 2 月 21 日が時効満了日

経過 平成 21 年 11 月 12 日の電話を最後に連絡がとれない。

それ以降も 14 回の催告状を送付。住民票請求も 3 度実施。

県が平成 24 年度に策定した「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」によれば、次のとおりである。

「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」

2 権利放棄を行う債権の基準

地方自治法及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）並びに茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）等に基づく督促等適正な債権管理を行っても、なお回収に至らずに時効期間が経過した債権であって、主たる債務者及びその保証人又は連帯保証人等全ての債務者について、その状況が次のいずれかに該当するもの。

(1) . . .

. . .

(5) 県の債権の金額が少額で取り立てに要する費用に満たないものであること。

(問題点)

本件は、債権額 5,620 円と少額であり、平成 22 年 2 月に時効期間が経過していた。本件は、令和 2 年度以前に策定された「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」の 2 の (5) 「県の債権の金額が少額で取り立てに要する費用に満たないものであること」に該当することは明らかであったから、早期の権利放棄をすべきであった。

【指 摘】

限られた人員と予算を回収可能性の低い債権の管理に費やすことは浪費であり、債権管理事務の効率化と自治体財政の健全化のために、時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準に該当する債権は、早期に権利放棄すべきであった。

イ 令和 2 年度の案件（共通）について

令和 2 年度の案件は、すべて令和 2 年度に改正した権利の放棄の基準(1)に該当のため、権利の放棄が実施されている。

(問題点)

県が平成 21 年 3 月策定した「債権管理の基本について」では、次のとおりの規定されている。

(債権管理の基本)

【財産調査】

・強制徴収・強制執行等の手続に着手するのかが徴収停止を行うのか等の判断を行うには、債務者の財産の状況を把握する必要がある。個々の債権の内容や債務者の状況に応じて異なるが、財産調査の時期は、滞納（債務不履行）から6カ月以内を目安に行うこと。

令和2年度の案件では、催告活動は頻繁に行っていることが窺えるが、所得状況調査や財産保有状況調査は全ての案件で未実施であった。

【指 摘】

滞納（債務不履行）から6カ月以内を目安に、所得状況調査や財産調査の実施をすべきであった。

(問題点)

地方自治法施行令第171条の2各号によれば、督促後、「相当の期間」を経過してもなお履行がされない場合は、法的措置をとらなければならない。

なお、「相当の期間」は、債権の性質等を考慮して定めるべきものであるが、『逐条地方自治法』によれば「おおむね1年を限度とすべき」とされている。

地方自治法施行令

(強制執行等)

第一百七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第一百七十一条の五の措置をとる場合又は第一百七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

また、県が平成21年3月策定した「債権管理の基本について」では、次のとおりの規定されている。

「債権管理の基本について」

④強制徴収、強制執行等

- ・徴収停止や履行期限の延長その他特別の事情がある場合を除き、再三の催告にも応じず、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、強制徴収・強制執行等の手続をとること。

【強制執行等】

- ・強制徴収できない債権については、以下の手続を行うこと。
- ・強制執行等の手続を円滑に行うため、対象選定の考え方や弁護士等による支援、執行の手法等について検討を進める。

〈支払督促・訴訟手続〉

- ・担保・保証人のない債権及び強制執行に必要な債務名義（裁判所の確定判決等、債権について強制執行できると国が認めたことを証明する文書）のない債権については、裁判所に対し、支払督促の申立等により債務者への履行を請求するとともに、納付なき場合は債務名義を取得し、強制執行の手続に着手すること。

令和2年度の案件では、催告活動は頻繁に行っていることが窺える一方、債権額が多額であり、債務者や保証人は再三の督促にも応じていないが、支払督促や訴訟手続は行われなかった。

【指 摘】

徴収停止や履行期限の延長その他特別の事情がある場合を除き、高額かつ不誠実な債務者に対しては、時効期間経過前に法的措置等の実施をすべきである。

ウ 令和2年度の案件（個別）について

・ 令和2年度 f の案件について

主債務者の時効期間満了日 平成19年6月21日

経過 連帯保証人から平成29年4月14日入金あり。それ以前から分納での入金があった。令和元年8月28日には保証人から連絡があり、訪問、分納額の減額となり、分納誓約書の提出があったが、その後は納付がなかった。

(問題点)

令和2年度に改正した「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」では、次のとおり規定されている。

「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」

2 権利放棄を行う債権の基準

主たる債務者及びその保証人又は連帯保証人等全ての債務者について、その状況が次のいずれかに該当するもの。ただし、(1)については、主たる債務について消滅時効が完成した場合、保証債務又は連帯保証債務等について消滅時効が完成していないときであっ

ても、保証人又は連帯保証人等全ての債務者が主債務の消滅時効を援用する見込があれば該当するものとする。

(1) 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があること。

また、「援用する見込み」の解釈基準については、未収債権対策チームより次のとおり示されている。

「援用する見込み」

- ・ 一般通常人の合理的意思を基準として判断
- ・ 債務者の時効の援用の意思の有無を確認することができない債権であっても、履行が遅滞している債権の大部分の債務者は時効を援用するものと推認される。
- ・ 推認を覆すような特段の事情（敢えて債務の履行を選択しようという事情）がないか、債務者の弁済意欲、従前の弁済状況、債務者の資力状況等を総合的に評価して判断する。

本件では、連帯保証人が支払及び分納誓約書を提出しているため、「連帯保証債務について消滅時効が完成していないとき」に該当するため、「保証人又は連帯保証人等全ての債務者が主債務の消滅時効を援用する見込」がなければ権利放棄できない。

本件は、令和元年8月28日には保証人から連絡があり、訪問、分納額の減額となり、分納誓約書の提出があった事例であり、令和元年8月28日以降の経過記録もないものであり、保証人が主たる債務の「援用する見込」があるとして、令和2年度に権利放棄するには、いささか早計であった。

【指 摘】

令和2年度以降、権利の放棄基準が緩和されたからといって、主たる債務者の時効期間経過したことだけをもって安易に権利放棄とすることがないように、個別事情を勘案し判断すべきである。

・ 令和2年度hの案件について

履行期限 平成21年1月23日（最終）

時効期間満了日 令和2年6月30日（平成29年6月30日を債務承認と設定）

経過 平成23年12月本人死亡

当初は次男へ催告、その後次男と連絡がとれなくなり、平成27年頃から四男（連帯保証人）へ催告書を送付するようになり、平成30年になって三男へ連絡をするようになった。

（問題点）

県が平成21年3月策定した「債権管理の基本について」では、次のとおり規定されている。

「債権管理の基本について」

【催告・交渉】

・連帯保証人を設定している場合には、債務者への催告と同時に連帯保証人に対する請求を行うこと。

本件では、当初、本人及び次男への催告を継続しており、連帯保証人である四男へ催告を開始したのは、本人が死亡し、次男と連絡がとれなくなった後の平成 27 年頃からであり、連帯保証人に対する速やかな請求が行われていなかった。

【指 摘】

連帯保証人を設定している場合には、債務者への催告と同時に連帯保証人に対する請求を行うべきである。

第4 立地推進部

監査対象課の主な業務内容は、次のとおりである。

1 立地整備課
1 鹿島臨海工業地帯造成事業に関する事。
2 工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)の施行に関する事。
3 工業団地造成事業等の施行に関する事(土木部の所管に係るものを除く。)。
4 開発公社の指導に関する事。
(プロジェクト推進室)
産業基盤等の立地計画及び立地調整に関する事。

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
3-1-1	鹿島臨海工業地帯造成事業 《特別会計》 代執行費用賠償金	35,430 千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
3-1-1	<p>【意 見】</p> <p>不法占拠開始された昭和 51 年から県が無断使用を認識するに至った昭和 60 年までに約 9 年間を要している。当時は代替地の管理が不十分であり、県は代替地の管理を徹底することが必要であった。</p> <p>【意 見】</p> <p>不法行為に基づき発生した債権は、不良債権化する可能性が高いことから、その発生を未然に防止することが重要である。現状は家庭用ごみ等の不法投棄であるが、「ゴミがゴミを呼ぶ」こともあることから、引き続き不法投棄の未然防止と不法投棄者の取締りに努められたい。</p>

3-1-1 産業廃棄物処理費用に係る損害賠償金

(1) 債権の概要

①代表者個人

1	所 管 課 名	立地推進部 立地整備課		
2	債 権 の 名 称	産業廃棄物処理費用に係る損害賠償金		
3	債 権 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> 公債権（強制徴収） <input type="checkbox"/> 公債権（徴収） <input type="checkbox"/> （ ）		
4	債権の内容・発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・S51年より、a（法人Aの代表者）及びAによる県有地の不法占拠開始。県が提訴し、H7.9に県が勝訴。債務者が判決の履行に応じないため、H12.8に県が代執行実施。H17.6に執行費用が確定。 ・法人代表者個人aに対する代執行費用賠償金 		
5	根 拠 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・民事執行法第22条第1項第4号に基づく債務名義 ・地方自治法施行令第171条の2第2項に基づく債権管理 		
6	債 務 者 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人		
7	消 滅 時 効	公 債 権	年	
		私 債 権	民法改正前	10年
			民法改正後	10年
8	債権発生・債権管理の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・強制代執行のため、連帯保証制度が無く、個人と法人で別々に債権管理及び徴収が必要。 ・H18～19に現金で分納あり。 ・H20.5にaが廃棄物処理法違反で逮捕・拘留（実刑・懲役2年4カ月） ・H27.10.2に預金差押実施。時効はR7.10.2に延長。 ・債権は債権管理システムで管理中。 ・電話交渉に応じないため、1年に1回、複数人で直接出向き、文書（督促状）を手交。 ・R3.6～7に実施した現在預金調査により、預金が存在する個人の口座が判明したため、水戸地裁に債権差押命令申立を行い、全額（959,187円）回収。 		
9	延滞に係る違約金	・違約金は発生せず		

②法人

1	所 管 課 名	立地推進部 立地整備課		
2	債 権 の 名 称	代執行費用賠償金		
3	債 権 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> 公債権（強制徴収） <input type="checkbox"/> 公債権（徴収） <input type="checkbox"/> （ ）		
4	債権の内容・発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・ S51 年より、a（法人Aの代表者）及びAによる県有地の不法占拠開始。県が提訴し、H7.9 に県が勝訴。債務者が判決の履行に応じないため、H12.8 に県が代執行実施。H17.6 に執行費用が確定。 ・ 法人 A に対する代執行費用賠償金 		
5	根 拠 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民事執行法第 22 条第 1 項第 4 号に基づく債務名義 ・ 地方自治法施行令第 171 条の 2 第 2 項に基づく債権管理 		
6	債 務 者 区 分	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 法人		
7	消 滅 時 効	公 債 権	年	
		私 債 権	民法改正前	10 年
			民法改正後	10 年
8	債権発生・債権管理の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強制代執行のため、連帯保証制度が無く、個人と法人で別々に債権管理及び徴収が必要。 ・ H18～19 に現金で分納あり。 ・ H20.5 に a が廃棄物処理法違反で逮捕・拘留（実刑・懲役 2 年 4 カ月） ・ H27.10.2 に預金差押実施。時効は R7.10.2 に延長。 ・ 債権は債権管理システムで管理中。 ・ 電話交渉に応じないため、1 年に 1 回、複数人で直接出向き、文書（督促状）を手交。 ・ 現在預金調査及び不動産調査を R3.6～7 に実施したが、取り立てるべき法人名義の資産は確認できなかった。 		
9	延滞に係る違約金	・ 違約金は発生せず		

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	35,429,730	0	0	35,429,730	
		債務者数	2	0	0		
	小計	金額	35,429,730	0	0	35,429,730	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	35,429,730	0	0	35,429,730	
		債務者数	2	0	0		
	小計	金額	35,429,730	0	0	35,429,730	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	35,429,730	0	0	35,429,730	
		債務者数	2	0	0		
	小計	金額	35,429,730	0	0	35,429,730	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	a	1,041,170	平成17年6月	959,187
2	A	34,480,545	平成17年6月	34,470,543
合計				35,429,730

(現状及び今後の見通し)

- ・ a に対する債権については、令和 3 年 9 月 10 日に第三債務者から銀行預金を差押えすることにより、全額 (959,187 円) を回収済みである。
- ・ A については、調査の結果、保有資産がなく、法人の活動実態が確認できないことから、徴収停止とする予定である。

(問題点)

県有地は鹿島開発の代替地であり、a により昭和 51 年頃からプレハブ住宅、産業廃棄物(廃車、プラスチック等)による不法占拠が開始された。昭和 60 年 5 月に住民から管轄する土木事務所に投書がなされ、無断使用が判明した。さらに昭和 63 年 5 月に住民から町、消防署、保健所に苦情が寄せられ、県は平成 2 年 11 月 8 日に a を被告として水戸地方裁判所麻生支部に提訴、続いて平成 4 年 10 月 13 日に法人 A を被告として水戸地方裁判所麻生支部に不法占拠の提訴を行った。平成 7 年 9 月 19 日の最高裁判決(上告棄却)により、県の勝訴が確定した。

なお、a は平成 10 年 12 月 25 日に廃棄物処理法違反で逮捕され、実刑(懲役 2 年)により平成 11 年 6 月 1 日から収監された。さらに、a は再び廃棄物処理法違反(本事案とは別件)で逮捕され、実刑(懲役 2 年 6 月)により平成 16 年 11 月 10 日から収監(平成 18 年 11 月出所)された。

県は、平成 12 年 8 月 10 日から 27 日まで強制執行を行い、平成 13 年 1 月 11 日に執行費用確定処分を水戸地方裁判所麻生支部に申立、a が収監中である平成 17 年 6 月 8 日に執行費用額確定処分 35,521,715 円が確定し、同年 9 月 7 日に債務者に対する確定額の請求がなされた。

【意見】

不法占拠開始された昭和 51 年から県が無断使用を認識するに至った昭和 60 年までに約 9 年間に要している。当時は代替地の管理が不十分であり、県は代替地の管理を徹底することが必要であった。

(問題点)

本事案に関連して他の鹿島開発の代替地の管理状況を点検した。県の出資団体に管理を委託し、毎月報告書の提出を受けているが、代替地の一部に家庭ごみ等の不法投棄があるとの報告となっている。

【意見】

不法行為に基づき発生した債権は、不良債権化する可能性が高いことから、その発生を未然に防止することが重要である。現状は家庭用ごみ等の不法投棄であるが、「ゴミがゴミを呼ぶ」こともあることから、引き続き不法投棄の未然防止と不法投棄者の取締りに努められたい。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	35,429,730	2	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	35,429,730		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

該当なし

2 宅地整備販売課

つくばエクスプレス沿線地域等の整備に係る企画調整及び経営管理に関すること。
(整備調整室)

つくばエクスプレス沿線地域等の整備に係る土地区画整理事業の施行及び関連公共事業の調整に関すること。

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
3-2-1	都市計画事業土地区画整理事業 《特別会計》 産業廃棄物処理費用に係る損害賠償金 契約解除に伴う違約金利息等	188,114 千円
3-2-2		29 千円

(指摘・意見一覧)

報告書 債権No.	「指摘」・「意見」
3-2-1	【意 見】 取得から残土の盛土を確認するまでには、およそ5年弱の期間が経過している。親切心から前所有者の耕作を認め、その後の状況を適切に管理しておらず、その間に、大量の産業廃棄物が埋設されていることから、当時の県有地の管理が不適切であったと言わざるを得ない。
	【指 摘】 所管課の対応は、少額でも回収することを優先してのものであるが、現状の返済が続くと回収期間が極めて長期的となるので、あらゆる方策を講じ回収期間の短縮を図らなければならない。
	【意 見】 所管課では、遅延損害金に対する認識が薄いものとなっている。毎年度末において、遅延損害金金額を調定すべきである。
3-2-2	「指摘」・「指摘」なし

3-2-1 産業廃棄物処理費用に係る損害賠償金

(1) 債権の概要

1	所 管 課 名	立地推進部 宅地整備販売課		
2	債 権 の 名 称	産業廃棄物処理費用に係る損害賠償金		
3	債 権 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> 公債権（強制徴収） <input type="checkbox"/> 公債権（非強制徴収） <input type="checkbox"/> （ ）		
4	債権の内容・発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇丘陵部地区における産業廃棄物処理費用の損害賠償請求訴訟の勝訴確定による賠償金の債権 ・賠償金 195,073,935 円 		
5	根 拠 法 令 等	・東京高等裁判所平成 14 年（ネ）第〇〇号の判決主文第 2 項		
6	債 務 者 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人		
7	消 滅 時 効	公 債 権	年	
		私 債 権	民法改正前	10 年
			民法改正後	5 年
8	債権発生・債権管理の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・弁済計画に基づき債務者 2 名から 1 万円/月ずつ弁済中。 ・毎月末が納期限となっており、遅延があった場合は状況確認と指導。 ・2 回/年の増額要求と現在の生活状況等の確認。 ・債権管理に当たっては、未収債権管理システムとエクセルファイルにより管理。 		
9	延滞に係る違約金	・判決主文により年 5 %の遅延損害金が発生する。		

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	188,353,935	240,000	0	188,113,935	
		債務者数	2	2	0		
	小計	金額	188,353,935	240,000	0	188,113,935	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	188,593,935	240,000	0	188,353,935	
		債務者数	2	2	0		
	小計	金額	188,593,935	240,000	0	188,353,935	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	188,833,935	240,000	0	188,593,935	
		債務者数	2	2	0		
	小計	金額	188,833,935	240,000	0	188,593,935	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	a	195,073,935	平成15年5月29日	188,113,935
2	b			
合計				188,113,935

(債権の説明)

①経緯

- ・S63.6.1 県から茨城県開発公社へ用地取得業務を委託（取得は県、公社が代金を立替え）

期 間：S63～H9 年度

限度額：135 億円並びに事務費及び利子の合計額

※〇〇丘陵部地区の区画整理事業施行地区 274.9ha のうち約 88ha を先買い

- ・H 元～2 本件土地を県が買収

本件土地を買収した際は、畑として耕作中

- ・ H 5 . 5 ○○丘陵部地区の土地区画整理事業計画の認可
- ・ H 6 . 5 . 26 県南都市建設事務所職員が本件土地に土砂の堆積を確認
 - 8 . 12 法人Aに残土の撤去を求める。(その後、再三にわたり撤去を要請)
- ・ H 7 . 4 . 10 法人Aが大量の残土の盛土を残したまま退去
- ・ H 8 . 9 . 4 ~地区内のボーリング調査を実施
- ・ H 8 . 10 廃棄物の埋設されていることが判明
- ・ H11 . 9 . 13 水戸地方裁判所に訴えを提起
- ・ H12 . 9 . 13~H13 . 7 . 30 埋設廃棄物撤去工事
 - 隣接地と一体で処理費総額 293,937 千円
 - うち面積按分で 195,073,935 円を損害賠償請求
- ・ H14 . 8 . 6 一審判決 (県の請求を棄却)
 - 「本件廃棄物が法人Aによって投棄、埋設されたと断ずることはできない」(他者による埋設を否定できない)
- ・ H14 . 8 . 19 東京高等裁判所に控訴を提起
- ・ H15 . 5 . 29 二審判決 (県の請求を全面的に認める)
 - 6 . 10 相手方が上告
 - 10 . 23 最高裁が相手方上告を棄却 (県側の勝訴確定)
- ・ H16 . 11 . 10 x 及び a から連名の返済計画書の提出 (H17 . 1 末から月 5 万円返済)
- ・ H25 . 9 . 26 x が死亡 (相続人全員が相続放棄)
- ・ H26 . 10 . 7 a 及び b から連名の返済計画書の提出 (H26 . 10 末から月 2 万円返済)

②埋設物概要

- ・ 大量の金属屑、コンクリート片、ビニール等の廃棄物 24,323 m³
- ・ 埋設物が埋められた時期 (航空写真の記録等による)
 - H 5 . 10 以前 大量の廃棄物の投棄・埋設なし
 - H 5 . 11~H 7 . 4 . 10 隣接地と一体的に土砂・建設残土置場等として大規模に利用
 - ※隣接地は、○○氏所有地 (法人Aが借地)
 - H 7 . 4 . 10 以降 県がロープを張り管理

③確定判決の概要

- ・ 廃棄物の処理費用 195,073,935 円と年 5 % の割合の遅延損害金を法人A等が県に支払う
- ・ 訴えの相手方：法人A 及びその役員 3 名
 - 法人A ※H14 . 12 . 3 解散
 - 代表取締役 x ※H25 . 9 . 26 死亡
 - 取 締 役 a x の長男
 - 取 締 役 b x の次男

④現状

- ・2名の債務者に対し、臨戸訪問により残債務の弁済について交渉(平成26年8～9月)、平成26年9月30日の面談時に、債務者それぞれから、「平成26年10月から月1万円/人(計月2万円)ずつ弁済する」との申し出があり、平成26年10月8日に、その旨が記載された弁済計画書(連名)が提出された。
- ・債務者の現在の生計状況を踏まえ、平成26年10月から、弁済計画書とおり毎年2万円を回収しつつ、早期弁済に向けて、相手の資産状況を把握し、返済額増額を交渉している。

(問題点)

本件土地を県が取得(平成元年8月21日契約、平成2年2月22日契約、契約相手は同一)した際は、前所有者が畑として耕作しており、県はそれを容認していた。県南都市建設事務所の職員が本件土地に残土の盛土を確認したのは、平成6年5月26日であった。

最初に法人Aの代表取締役であるxに対して撤去を求めたのが同年8月12日である。法人Aは、平成7年4月10日に大量の残土の盛土を残したまま退去した。

平成8年10月にボーリング調査の結果、廃棄物が埋設されていることが判明したことから、県は平成11年9月13日に水戸地方裁判所に訴えを提起した。

一審判決では、県の請求が棄却されていることを考えても、訴えを提起するまでに時間を要する案件であることは理解するが、その間に二重に収益(良質土の売却、産業廃棄物処理料)を上げて得た資金は、法人及び個人のもとで費消されたことは容易に想像できる。

【意見】

取得から残土の盛土を確認するまでには、およそ5年弱の期間が経過している。親切心から前所有者の耕作を認め、その後の状況を適切に管理しておらず、その間に、大量の産業廃棄物が埋設されていることから、当時の県有地の管理が不適切であったと言わざるを得ない。

(参考事項)

前所有者との土地売買に関する契約書には、2通ともに引渡期限の記載が漏れている誤りが確認された。この件については、平成22年度包括外部監査「茨城県における都市計画事業土地区画整理事業(特別会計)に係る財務事務及び事務の執行について」の「土地先行取得事務の監査」において、次の記載(監査報告書P136)がなされていることから本包括外部監査においては「指摘」・「意見」の記載を省略する。

(抜粋)

ただ、閲覧した契約書の中に、第2条(土地の引渡し期限等)に引渡しの期限が記入されていないものがあった。しかし、売買によって所有権移転が契約締結日においてなされており、単なるケアレス・ミスによる記載漏れであったと推測できる。

【意見】

「土地売買契約」のような重要性の高い取引の契約書においては、特に単純なケアレス・ミス等が無いように注意されたい。

なお、当時の包括外部監査報告書を読む限りにおいては、監査目的の違いもあり、産業廃棄物が不法に投棄された土地であるとの認識はなかったと思われる。

(問題点)

当該債権は、法人Aが、不当に県所有地の良質な土を売却し、できた穴に産業廃棄物を有料で受け入れ、県の指導を受けても産業廃棄物の撤去を実施しなかった結果、県が産業廃棄物処理費用を負担したことに起因して発生したものである。すなわち、債務者は、収益を二重に享受しており、極めて悪質な事案である。

所管課の債務者に対する対応は、債務者の状況を考慮したものではあるが、本来は法的措置に移行する状況であるにもかかわらず、少額での回収を許容している。

債務者2名からの返済額は、直近3年では、毎年合計で240,000円である。債権残高は、令和3年3月31日現在で188,113,935円であることから、今後も毎年240,000円の回収を行っていくと、全額回収するまでに約784年間を要することになる。

【指 摘】

所管課の対応は、少額でも回収することを優先してのものであるが、現状の返済が続くと回収期間が極めて長期的となるので、あらゆる方策を講じ回収期間の短縮を図らなければならない。

(問題点)

判決主文により年5%の遅延損害金が発生することになっている。令和3年3月31日現在の残高188,113,935円、年間240,000円の返済があった場合に、令和3年度において発生する遅延損害金は9,399,696円である。過去の遅延損害金の累計では、1億7,000万円超の多額となる状態である。

【意 見】

所管課では、遅延損害金に対する認識が薄いものとなっている。毎年度末において、遅延損害金金額を調定すべきである。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	188,113,935	2	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	188,113,935		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

該当なし

3-2-2 契約解除に伴う違約金利息等

(1) 債権の概要

1	所 管 課 名	立地推進部 宅地整備販売課（本庁） 土浦土木事務所契約課（出先機関）																
2	債 権 の 名 称	契約解除に伴う違約金利息等																
3	債 権 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> 公債権（強制徴収） <input type="checkbox"/> 公債権（非強制徴収） <input type="checkbox"/> （ ）																
4	債権の内容・発生原因	<p>・建設工事請負契約に基づく工事について、受注者であるAより履行不能申立書の提出を受け、契約解除となった。これに伴い、①違約金及び②前払額と出来高相当額との差額の返還が発生。いずれも契約保証請負先から支払いを受けたものの、入金日までの期間に利息が発生。これら利息は契約保証対象外であるため債務者に対し請求したが、主務者（代表者）が死亡、法人としての活動継続意思がなく後任代表者の選任も行われなことから、法人副代表に任意弁済を求める形となり、未収債権となった。</p> <p>①建設工事請負契約に基づく契約解除違約金に係る利息</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 契約金額</td> <td style="text-align: right;">8,186,400 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 違約金額(請負代金額の 1/10)</td> <td style="text-align: right;">818,640 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 違約金利息(利率:2.7% 期間:42 日間)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,543 円</td> </tr> </table> <p>②建設工事請負契約に基づく前払金の戻入に係る利息</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 契約金額</td> <td style="text-align: right;">8,186,400 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 前払金額</td> <td style="text-align: right;">3,280,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 出来高相当額</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 前払金戻入額</td> <td style="text-align: right;">3,280,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 前払金戻入に係る利息(利率:2.7% 期間：110 日間)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">26,689 円</td> </tr> </table>	・ 契約金額	8,186,400 円	・ 違約金額(請負代金額の 1/10)	818,640 円	・ 違約金利息(利率:2.7% 期間:42 日間)	2,543 円	・ 契約金額	8,186,400 円	・ 前払金額	3,280,000 円	・ 出来高相当額	0 円	・ 前払金戻入額	3,280,000 円	・ 前払金戻入に係る利息(利率:2.7% 期間：110 日間)	26,689 円
・ 契約金額	8,186,400 円																	
・ 違約金額(請負代金額の 1/10)	818,640 円																	
・ 違約金利息(利率:2.7% 期間:42 日間)	2,543 円																	
・ 契約金額	8,186,400 円																	
・ 前払金額	3,280,000 円																	
・ 出来高相当額	0 円																	
・ 前払金戻入額	3,280,000 円																	
・ 前払金戻入に係る利息(利率:2.7% 期間：110 日間)	26,689 円																	
5	根 拠 法 令 等	建設工事請負契約書 ・ 違約金 ： 第 46 条の 2 第 1 項第 2 号 ・ 前払金戻入： 第 49 条第 3 項 ・ 利息 ： 第 51 条第 1 項																
6	債 務 者 区 分	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 法人																
7	消 滅 時 効	公 債 権 年																

		私 債 権	民法改正前	10 年
			民法改正後	年
8	債権発生・債権管理の特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理は主に関係の出先機関で実施している（財務規則第3条による委任による）。 ・令和3年7月に徴収停止決定（道路建設課起案、宅地整備販売課等合議） ・債権管理にあたっては土浦土木事務所が管理している。 	
9	延滞に係る違約金	—		

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	29,232	0	0	29,232	
		債務者数	1				
	小計	金額	29,232	0	0	29,232	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	29,232	0	0	29,232	
		債務者数	1				
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	29,232	0	0	29,232	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	0	0	0	0	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	29,232	令和元年9月	29,232
合計				29,232

【補足説明】

①契約解除から徴収停止までの経緯

- ・ 県は、平成 31 年 3 月 28 日に A と建設工事請負契約（全 4 工事）を締結（一般競争入札総合評価方式）、同 3 月 29 日に工期延長のための変更契約を締結した。
- ・ 令和元年 6 月 10 日に A は履行不能の申立書を提出し、同 6 月 11 日に契約解除が成立。
- ・ 同年 6 月 13 日に 4 工事の出来高検査を実施し、前払金と出来高の差額返還（清算金）に係る納入通知を発送したが、A は納付不能の申立書を提出。令和元年 8 月 13 日までに、東日本建設業保証(株)から違約金、清算金の収納完了。
- ・ 令和元年 10 月 8 日に A の代表者死亡、令和 2 年 1 月 9 日に県総務課法制担当と相談し、平役員に支払いを強制できないことを確認し、任意弁済を求めることとなった。
- ・ 令和 3 年 3 月 4 日に平役員 3 名に対して催告状を送付。
- ・ 令和 3 年 6 月 17 日に事業再開予定はない旨の申立書を受領。
- ・ 令和 3 年 7 月 19 日に違約金利息及び前払金利息の徴収停止を決定。

②対応方針等

- ・ 当該債権は、関係する所管課は、道路建設課、河川課、下水道課及び宅地整備販売課の 4 課となっており、総額では 1,393,177 円である。
- ・ 直接、間接に関係する所管課を集めて、今後の対応方針に関する協議を実施していることを確認した。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度	29,232	1	
令和2年度			
合計	29,232		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

該当なし

第5 産業戦略部

監査対象課の主な業務内容は、次のとおりである。

1 産業政策課	
1	商工行政その他の産業行政に係る総合対策の計画調整に関すること(他課の所管に係るものを除く。)
2	小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)の施行に関すること。
3	中小企業の金融対策に関すること(立地推進課の所管に係るものを除く。)
4	信用保証協会に関すること。
5	貸金業に関すること。
6	計量法(平成4年法律第51号)の施行に関すること。
7	いばらき中小企業グローバル推進機構の指導に関すること。

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
4-1-1	中小企業事業資金 《特別会計》 中小企業設備近代化資金貸付金(元金)	35,934 千円
	中小企業設備近代化資金貸付金(違約金及び延滞利息)	4,741 千円
4-1-2	中小企業事業継続応援貸付金	1,529 千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
4-1-1	【指 摘】 回収期限が超長期となる分割納付を安易に認めるべきではなく、必要な法的措置や債権の整理に移行すべきである。
	【指 摘】・《債務者A》 「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていない状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。
	【指 摘】・《債務者B》 「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていない状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。

<p>【指 摘】・《債務者C》</p> <p>「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていないと判断される状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。</p>
<p>【指 摘】・《債務者C》</p> <p>連帯保証人死亡時の対応、所在不明の場合の対応など適時的確に実施しなければならない。</p>
<p>【指 摘】・《債務者D》</p> <p>「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていないと判断される状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。</p>
<p>【指 摘】・《債務者E》</p> <p>「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていないと判断される状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。</p>
<p>【指 摘】・《債務者a》</p> <p>連帯保証人が死亡した場合に適時的確に連帯保証人の引継ぎを実施すべきである。</p>
<p>【指 摘】・《債務者F》</p> <p>「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていないと判断される状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。</p>
<p>【意 見】</p> <p>違約金の調定ができない場合であっても、債務者に対しては元金返済の調定時における違約金未調定額を明示し、元金の返済が遅延すれば同時に違約金が発生していることを認識させるべきである。また、所管課においては、違約金未調定額を認識して債権管理を実施すべきである。</p> <p>なお、支払期日までに支払われなかった場合には、支払期日の翌日から延滞金は発生しているため、時効の起算点の管理には注意すべきである。</p>
<p>【意 見】</p> <p>所管課においては、県の出資団体である公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構への委託の見直しを検討すべきである。所管課において「中小企業事業継続応援貸付金」の債権管理業務と一括して、設備近代化資金貸付金の債権管理を行うこととするとしていることから、確実かつ適切に実施されたい。</p>

	<p>【意見】</p> <p>貸付時に、経営状況や担保物件の価値についての調査が不足していた可能性がある。もっとも、貸付時期が50年以上前など、かなり古い案件が多いため、当時の調査の詳細については把握できない。本制度に基づく貸付は終了しているが、将来の同類の貸付金についての適切な調査を担保するため、資料の一元化など、債権管理を適切にすべきである。</p>
	<p>【意見】</p> <p>債務者としては、元金の完済で全て終了したと考えていたのにも関わらず、多額の違約金があることが示されれば弁済意欲が削がれることは十分予想される場所である。</p> <p>すでに指摘しているところではあるが、違約金の調定ができない場合であっても、債務者に対しては元金返済の調定時における違約金未調定額を明示し、元金の返済が遅延すれば同時に違約金が発生していることを認識させるべきである。また、所管課においては、違約金未調定額を認識して債権管理を実施すべきである。</p>
	<p>【指摘】</p> <p>連帯保証人は、主債務者に催告をしなかったとしても、また、主債務者に支払能力があったとしても、請求を拒めない立場にあるから（民法第452条乃至第454条）、少なくとも、主債務者の支払いが滞った際には、連帯保証人への請求を早急に検討すべきである。連帯保証人への請求が遅れたために、連帯保証人が高齢となり、支払い能力が低下したり、死亡したりして、回収できなかったとみられる事案も複数あった。</p>
	<p>【指摘】</p> <p>本債権は、1件の債権額も比較的大きいため、県の重要な財産である以上、可能な限り回収を試みるべきである。そのためには、時効管理を適切に行い、時効中断すべき事案については法的措置を行うべきである。</p>
	<p>【意見】</p> <p>時効期間満了日は、主債務者と連帯保証人それぞれにおける時効中断事由の有無によって異なることはあり得ることである。もっとも、連帯保証人は主債務者の時効を援用することができるため（大審院昭和8年10月13日判決）、連帯保証人の時効満了日を延長させたとしても、主債務自体の時効中断を行わなければ、時効による消滅の可能性が残る。したがって、債権管理としては、主債務の時効管理に特に目を向けるべきである。</p>
	<p>【意見】</p> <p>適切な債権管理をするほど時間や手間がかかるのであるから、権利を放棄すべき事案については、適切な時期に権利の放棄を行い、不納欠損処理をすべきである。</p>

<p>4-1-2</p>	<p>【意見】</p> <p>中小企業事業継続応援貸付金は、不良債権化する危険性が高い債権であることを認識し、債務者との連絡を定期的かつ短い間隔で実施し、経営状況、資金繰り状況、財務状況等の報告を求めるとともに、市町村の協力を得て関係書類の提出指導、臨戸指導等を実施する必要がある。併せて、債権者ごとに可能な対応策（償還期限の延長、償還期間及び償還方法の変更など）の指導など、より緻密な債権管理を実施することが重要である。</p>
	<p>【意見】</p> <p>不納欠損処理事案の発生を防止するためには、より細やかな債権管理が求められる債権であることに留意され、慎重に対応されたい。</p>

4-1-1 中小企業設備近代化資金貸付金（元金・違約金及び延滞利息）

(1) 債権の概要

1	所 管 課 名	産業戦略部 産業政策課（本庁）		
2	債 権 の 名 称	中小企業設備近代化資金貸付金（元金、違約金及び延滞利息）		
3	債 権 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> 公債権（強制徴収） <input type="checkbox"/> 公債権（非強制徴収） <input type="checkbox"/> （ ）		
4	債権の内容・発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者を対象として設備資金の 1/2 以内を無利子で、県が直接貸付けを行っていたもの（昭和 31 年度～平成 11 年度まで実施）。 ・限度額：4,000 万円 ・利率等：無利子 ・貸付期間：5 年 ・財 源：国 1/2・県 1/2 		
5	根 拠 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業振興資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）（昭和 41 年「中小企業近代化資金等助成法」に改正） ・茨城県中小企業近代化資金貸付規則 		
6	債 務 者 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 法人		
7	消 滅 時 効	公 債 権	年	
		私 債 権	民法改正前	5 年
			民法改正後	5 年
			※商行為を行っている者に貸し付けた債権のため、商事時効 5 年が適用される。（商法 522 条）	
8	債権発生・債権管理の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・未収債権の殆どは経営不振等により償還が滞り未収となったもの。督促・催告・臨戸訪問等により納付交渉を行ってきた。 ・時効期間が経過した未収債権については、権利放棄基準への適合性を調査するため、主債務者や連帯保証人、それらの相続人も含めて登記簿や住民票、戸籍謄本等による所在の確認、家庭裁判所での相続状況の確認、現地調査（関係者からの直接聴取）などを行ってきた。 ・未収債権管理システムにより、未収債権及び債務者との交渉記録を管理している。 		
9	延滞に係る違約金	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県中小企業近代化資金貸付規則により、遅延損害金は支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ延滞した額につき年 10.75 パーセントの割合で計算する。 		

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度未残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	27,115,439	25,000	22,760,028	4,330,411	
		債務者数	15	1	14		
	過年度分	金額	79,568,630	340,000	42,884,816	36,343,814	
		債務者数	29	6	22		
	小計	金額	106,684,069	365,000	65,644,844	40,674,225	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	30,000	30,000	0	0	
		債務者数	1	1	0		
	過年度分	金額	80,162,630	594,000	0	79,568,630	
		債務者数	29	6	0		
	小計	金額	80,192,630	624,000	0	79,568,630	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	30,000	30,000	0	0	
		債務者数	1	1	0		
	過年度分	金額	94,979,630	6,609,000	8,208,000	80,162,630	
		債務者数	31	7	1		
	小計	金額	95,009,630	6,639,000	8,208,000	80,162,630	
		債務者数					

(問題点)

過去数万円を返済額とする分割納付を認めているが、その都度多額の違約金未調定額が発生していること、数万円の元金返済額では未収債権の回収期間が超長期となることへの認識が薄いものとなっている。

中小企業設備近代化資金貸付金の未収債権の債務者あるいは連帯債務者の資産状況が悪化している事実は認められるが、僅少な金額の返済額を設定することによって通常では考えられない超長期の返済期間となっている。

返済額を少額に設定し履行期間を延長した未収債権については、それ以前と比較しても債務者又は連帯保証人の資産状況は改善されておらず、かえって高齢化、死亡などにより回収不能な状況は継続、あるいはより悪化している。

債務者の現状を配慮してのものであるが、他方において約定どおりに返済した債務者、返済が遅延したが最終的に違約金を含め完済した債務者との公平性を欠いている。

【指 摘】

回収期限が超長期となる分割納付を安易に認めるべきではなく、必要な法的措置や債権の整理に移行すべきである。

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	3,988,000	昭和46年	1,333,348
2	B	4,324,000	昭和46年	1,912,000
3	C	21,504,000	平成3年	9,267,000
4	D	23,616,000	平成5年	15,762,000
5	E	39,996,000	平成7年	7,670,000
6	a	984,466	昭和60年	399,466
7	F	7,089,819	平成17年	4,330,411
合計				40,674,225

【未収債権額の内訳】

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	元金	違約金	未収債権額
1	A	3,998,848	1,322,500	10,848	1,333,348
2	B	4,324,000	1,912,000	0	1,912,000
3	C	21,504,000	9,267,000	0	9,267,000
4	D	23,616,000	15,762,000	0	15,762,000
5	E	39,996,000	7,670,000	0	7,670,000
6	a	984,466	0	399,466	399,466
7	F	7,089,819	0	4,330,411	4,330,411
合計		101,513,133	35,933,500	4,740,725	40,674,225

①個別債権の検討

ア 所管課に対する質問

所管課に対する監査人の質問事項は、次のとおりである。

- 1 今後の債務者別対応方針
※過去からの主な経緯及び今後どのように回収を図るのか。
- 2 死亡した連帯債務者への対応状況（保証人死亡がある債務者）
- 3 高齢、行方不明、病氣高齢の連帯保証人への対応状況
- 4 分納者の平成30年度から直近までの分納額及びその分納額が継続した場合に予想される償還年度及び年数
- 5 公正証書による契約書の写し
- 6 倒産した債務者につき受入れた配当金額
- 7 茨城県中小企業設備近代化資金貸付規則の遵守状況について
 - ①第13条（貸付金の一時償還）に該当する状況が発生したときに、貸付金の全部又は一部を償還させることができるとされているが、実施した事例はあるか。
 - ②第14条（違約金）に基づく違約金は適正に計上されているか。
 - ③第15条（貸付対象資産等の譲渡等の禁止）貸付対象資産等の譲渡がなされていないことを確認したか。
 - ④第16条（県の監督等）県が監督すべき事項について適切に監督されていたか。
 - ⑤第18条（利用状況報告書等）利用状況報告書等は毎年度所定の期限までに提出されているか。
 - ⑥第19条（死亡又は解散等の届け出）借主の死亡のとき、法人が強制執行等を受けたとき、法人が破産手続等を実施したときに、遅滞なくその旨が届け出されていたか。
 - ⑦第20条（担保又は連帯保証人の異議）担保又は連帯保証人に変動があった場合に所定の手続が実施されているか。

イ 所管課からの回答

所管課からの債務者ごとの回答は、次のとおりである。

なお、監査人質問事項5の公正証書については、全債務者の写しの提供を受けている。

【債務者 A】

貸付先	未収債権額 (円)	代表者 (連帯保証人①)		左記相続人	
番号 1	1,322,500 (元金)	評価	理由等	評価	理由等
債務者 A	倒産後に受け入れた配当金額 (円)	×	死亡	—	詳細不明
(S49倒産)	—	連帯保証人②		左記相続人	
	H30~直近の分納額 (円)	評価	理由等	評価	理由等
	50,000	×	死亡	—	詳細不明
	予定される償還年度・年数	担保提供者		左記相続人	
	令和70年度	評価	理由等	評価	理由等
	約67.5年	×	死亡(R2.6まで分納)	×	相続放棄
		抵当権対象物件		抵当権実行の有無	
		種目	面積等	評価	状況
		家屋	96.12㎡	無	

今後の方針	茨城県中小企業設備近代化資金貸付規則の遵守状況
担保提供者による分納 (20,000円/年) が行われていたが当該者はR2年度に死亡。相続人も全員放棄している。今後は、連帯保証人①、②の相続人の状況を調査し、相続の有無等を確認する。 また、抵当権実行の手続きを検討する。	①繰上償還実施の記録なし。 ②規則第14条の規定に基づき計算している。※元金未完済のため違約金額は未確定 ③現存する資料から、借主が知事の承認を得ずに譲渡等を行った記録はない。 ④現存する資料からは、(借主に対し必要があると認め、)貸付対象施設等の設置及び運用の状況について検査若しくは調査をし、又は指示をした記録なし。 ⑤利用状況報告書等について、現存する資料なし。 ⑥該当なし ⑦該当なし

(問題点)

本債権は、倒産から約 47 年が経過している。本来の債権回収手続きに基づいて処理されていたならば、現時点においては存在する可能性が極めて低い債権である。

現状での回収を継続した場合に予測される償還年度は令和 70 年度、償還期間は約 67.5 年と超長期になっている。また、年間 20,000 円の分納をしていた担保提供者は、令和 2 年度に死亡し、その相続人も全員相続放棄をしている。

【指 摘】

「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていないならばならない状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。

【債務者 B】

貸付先	未収債権額 (円)	代表者 (連帯保証人①)		左記相続人	
番号 2	1,912,500 (元金)	評価	理由等	評価	理由等
債務者 B	倒産後に受け入れた配当金額 (円)	△	分納中 (5,000円/月)	-	-
(S47倒産)	-	連帯保証人②		左記相続人	
	H30~直近の分納額 (円)	評価	理由等	評価	理由等
	245,000	×	所在不明	-	-
	予定される償還年度・年数	抵当権対象物件		抵当権実行の有無	
	令和26年度	種目	面積等	評価	状況
	約23年	工場	868㎡	有	競売済

今後の方針	茨城県中小企業設備近代化資金貸付規則の遵守状況
連帯保証人①から分割納付を受けているところであるが、少額かつ本人が病気高齢のため、連帯保証人①の相続人の状況を調査し、相続の有無等を確認する。	①昭和50年11月30日、繰上償還実施 (1,081,000円) ②規則第14条の規定に基づき計算している。※元金未済のため違約金額は未確定 ③現存する資料から、借主が知事の承認を得ずに譲渡等を行った記録はない。 ④昭和47年5月2日設置完了確認検査実施。昭和48年再検査実施 (現物不存在のため) ⑤利用状況報告書等について、現存する資料なし。 ⑥該当なし ⑦該当なし

(問題点)

本債権は、倒産から約 49 年が経過している。本来の債権回収手続に基づいて処理されていたならば、現時点においては存在する可能性が極めて低い債権である。

現状での回収を継続した場合に予測される償還年度は令和 26 年度、償還期間は約 23 年と長期になっている。連帯保証人②は所在不明であり、分納している連帯保証人①も病気高齢である。

【指 摘】

「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていない状態にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。

【債務者C】

貸付先	未収債権額 (円)	代表者 (連帯保証人①)		左記相続人	
番号3	9,267,000 (元金)	評価	理由等	評価	理由等
債務者 C	倒産後に受け入れた配当金額 (円)	×	死亡	△	分納 (90,000円/年)
	県への配当なし	連帯保証人②		左記相続人	
	H30~直近の分納額 (円)	評価	理由等	評価	理由等
	455,000	×	所在不明	-	-
	予定される償還年度・年数	抵当権対象物件		抵当権実行の有無	
	令和80年度	種目	面積等	評価	状況
	約77年	工場	366.9㎡	有	競売済

今後の方針	茨城県中小企業設備近代化資金貸付規則の遵守状況
現代表 (事業継続中) の分納が不定期のため、定期的な接触を図り返済を促す。	①平成5年11月15日、繰上償還実施 (18,816千円) ②規則第14条の規定に基づき計算している。※元金未完済のため違約金額は未確定 ③現存する資料から、借主が知事の承認を得ずに譲渡等を行った記録はない。 ④平成5年設置完了確認検査実施 (結果：設備未設置判明。) ⑤利用状況報告書等について、現存する資料なし。 ⑥該当なし ⑦該当なし

(問題点)

本債権は、平成4年4月に貸付を実施し、翌年度において設置完了確認検査を実施した結果、設備未設置が確認された債権である。

現状での回収を継続した場合に予測される償還年度は令和80年度、償還期間は約77年と超長期になっている。連帯保証人①は死亡、連帯保証人②は所在不明となっている。

【指 摘】

「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていなければならない状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。

【指 摘】

連帯保証人死亡時の対応、所在不明の場合の対応など適時的確に実施しなければならない。

【債務者D】

貸付先	未収債権額 (円)	代表者 (連帯保証人①)		左記相続人	
番号 4	15,762,000 (元金)	評価	理由等	評価	理由等
債務者 D	倒産後に受け入れた配当金額 (円)	×	死亡	—	詳細不明
(H7倒産)	—	連帯保証人②		左記相続人	
	H30~直近の分納額 (円)	評価	理由等	評価	理由等
	440,000	△	分納中 (10,000円/月)	—	—
	予定される償還年度・年数	連帯保証人③		左記相続人	
	令和133年度	評価	理由等	評価	理由等
	約131年	×	所在不明	—	—
		抵当権対象物件		抵当権実行の有無	
		種目	面積等	評価	状況
		宅地	1402.83㎡	有	競売済

今後の方針	茨城県中小企業設備近代化資金貸付規則の遵守状況
連帯保証人②から分割納付を受けているところであるが、少額かつ本人が高齢のため、連帯保証人①の相続人の状況を調査し、相続の有無等を確認する。	<p>①平成5年11月15日、繰上償還実施 (17,712千円、事由：営業譲渡)</p> <p>②規則第14条の規定に基づき計算している。※元金未完済のため違約金額は未確定</p> <p>③経営不振により事実上倒産状態にあり、貸付対象の設備を含む営業譲渡契約が結ばれていたことが判明し、全額繰上償還を実施した経緯あり。</p> <p>④平成7年設置完了確認検査実施 (結果：契約金額と支払金額の不一致あり。)</p> <p>⑤利用状況報告書等について、現存する資料なし。</p> <p>⑥該当なし</p> <p>⑦該当なし</p>

(問題点)

本債権は、倒産から約16年が経過している債権である。平成7年に設置完了確認検査により、契約金額と支払金額の不一致が判明している。また、貸付対象設備を含む営業譲渡契約を締結していたことが判明し、繰上償還17,712千円が実施されている。

現状での回収を継続した場合に予測される償還年度は令和133年度、償還期間は約131年と超長期になっている。連帯保証人①は死亡、③は所在不明であり、分納している連帯保証人②も高齢である。

【指 摘】

「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていない状態にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。

【債務者 E】

貸付先	未収債権額 (円)	代表者 (連帯保証人①)		左記相続人	
番号 5	7,670,000 (元金)	評価	理由等	評価	理由等
債務者 E	倒産後に受け入れた配当金額 (円)	×	死亡	-	詳細不明
(H17破産)	566,483	連帯保証人②		左記相続人	
	H30~直近の分納額 (円)	評価	理由等	評価	理由等
	340,000	△	分納中 (10,000円/月)	-	-
	予定される償還年度・年数	抵当権対象物件		抵当権実行の有無	
	令和65年度	種目	面積等	評価	状況
	約62年	宅地	948.45㎡	有	任意売却済

今後の方針	茨城県中小企業設備近代化資金貸付規則の遵守状況
連帯保証人②から分割納付を受けているところであるが、少額かつ本人が高齢のため、連帯保証人①の相続人の状況を調査し、相続の有無等を確認する。	①平成18年2月8日、繰上償還実施 (10,343千円) ②規則第14条の規定に基づき計算している。※元金未済のため違約金額は未確定 ③現存する資料から、借主が知事の承認を得ずに譲渡等を行った記録はない。 ④平成8年設置完了確認検査実施 (結果：支払条件違反判明。) ⑤平成12年3月23日、利用状況報告書徴取。 ⑥現存する届出等の資料なし ⑦該当なし

(問題点)

本債権は、破産から約16年が経過している債権である。平成8年に設置完了確認検査により、支払条件違反が判明している。平成18年2月に担保物件譲渡により10,343千円の繰上償還が実施されている。

現状での回収を継続した場合に予測される償還年度は令和65年度、償還期間は約62年と長期になっている。連帯保証人①は死亡、分納している連帯保証人②も高齢である。

【指 摘】

「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていない状態にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。

【債務者 a】

貸付先	未収債権額 (円)	代表者 (連帯保証人①)		左記相続人	
番号 6	399,466 (違約金)	評価	理由等	評価	理由等
債務者 a	倒産後に受け入れた配当金額 (円)	×	死亡	-	詳細不明
(S52倒産)	-	連帯保証人②		左記相続人	
	H30~直近の分納額 (円)	評価	理由等	評価	理由等
	120,000	×	死亡	-	詳細不明
	予定される償還年度・年数	連帯保証人③		左記相続人	
	令和13年度	評価	理由等	評価	理由等
	約10年	△	分納中 (40,000円/年)	-	-
		抵当権対象物件		抵当権実行の有無	
		種目	面積等	評価	状況
		-	※無担保	-	-

今後の方針	茨城県中小企業設備近代化資金貸付規則の遵守状況
<p>連帯保証人③からの分割納付を継続していく。</p> <p>併せて、連帯保証人①、②の相続人の状況を調査し、相続の有無等を確認する。</p>	<p>①実施なし。</p> <p>②規則第14条の規定に基づき計算している。(違約金確定額：984,466円)</p> <p>③現存する資料から、借主が知事の承認を得ずに譲渡等を行った記録はない。</p> <p>④現存する資料からは、(借主に対し必要があると認め、)貸付対象施設等の設置及び運用の状況について検査若しくは調査をし、又は指示をした記録なし。</p> <p>⑤利用状況報告書等について、現存する資料なし。</p> <p>⑥該当なし</p> <p>⑦該当なし</p>

(問題点)

連帯保証人①及び②の両名は死亡しているが、相続人の詳細不明となっている。

【指 摘】

連帯保証人が死亡した場合に適時的確に連帯保証人の引継ぎを実施すべきである。

【債務者 F】

貸付先	未収債権額 (円)	代表者 (連帯保証人①)		代表者の妻	
番号 7	4,330,411 (違約金)	評価	理由等	評価	理由等
債務者 F	倒産後に受け入れた配当金額 (円)	×	行方不明	△	分納中 (2,500円/月)
(S57倒産)	—	連帯保証人②		左記相続人	
	H30~直近の分納額 (円)	評価	理由等	評価	理由等
	90,000	×	死亡	—	詳細不明
	予定される償還年度・年数	抵当権対象物件		抵当権実行の有無	
	令和147年度	種目	面積等	評価	状況
	約144年	宅地	1789.68㎡	有	競売済

今後の方針	茨城県中小企業設備近代化資金貸付規則の遵守状況
代表者の妻から分割納付を受けているところであるが、少額かつ本人が高齢のため、連帯保証人①～②の相続人の状況を調査し、相続の有無等を確認する。	①実施なし。 ②規則第14条の規定に基づき計算している。(違約金確定額：7,089,819円) ③現存する資料から、借主が知事の承認を得ずに譲渡等を行った記録はない。 ④現存する資料からは、(借主に対し必要があると認め、)貸付対象施設等の設置及び運用の状況について検査若しくは調査をし、又は指示をした記録なし。 ⑤利用状況報告書等について、現存する資料なし。 ⑥該当なし ⑦該当なし

(問題点)

本債権は、倒産から約 39 年が経過している。元本の償還は済んでおり、違約金が分納されている。

現状での回収を継続した場合に予測される償還年度は令和 147 年度、償還期間は約 144 年と超長期になっている。また、年間 30,000 円の分納をしていたる連帯保証人①の配偶者も高齢となっている。

【指 摘】

「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていなければならない状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。

◆個別債務者に共通する事項

(問題点)

茨城県中小企業近代化資金貸付規則における違約金に関する規定は、次のとおりである。

(違約金)

第14条 借主は、支払期日までに貸付金を償還せず、又は前2条の規定により知事が償還を請求した金額を支払わなかつたときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ延滞した額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、借主は、前条第1号又は第2号に該当する場合において、同条の規定により知事が償還を請求したときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から支払の日までの日数に応じ、貸付金の金額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を支払わなければならない。

3 前2項に係る違約金の額が500円未満であるとき又はやむを得ない事由により貸付金の償還が遅延したと知事が認めるときは違約金を徴収しない。

第14条第1項により「支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じて」となっていることから、所管課においては元金の返済がない限り違約金は発生しないとしている。

また、同第3項において「やむを得ない事由により貸付金の償還が遅延したと知事が認めるときは違約金を徴収しない。」となっており、違約金の不徴収もあることから違約金に対する認識は薄いものとなっている。

※元金の回収がない未収債権に対する令和3年3月31日時点の違約金未調定額は、次のとおりである。

(単位：円)

番号	氏名	違約金未調定額
1	A	2,326,365
2	B	7,865,035
3	C	4,283,693
4	D	3,396,391
5	E	1,624,795
6	a	984,466
7	F	7,089,819
合計		27,570,564

【意見】

違約金の調定ができない場合であっても、債務者に対しては元金返済の調定時における違約金未調定額を明示し、元金の返済が遅延すれば同時に違約金が発生していることを認識させるべきである。また、所管課においては、違約金未調定額を認識して債権管理を実施すべきである。

なお、支払期日までに支払われなかった場合には、支払期日の翌日から延滞金は発生しているため、時効の起算点の管理には注意すべきである。

②債権管理の外部委託

所管課は、県の出資団体である公益財団法人中小企業グローバル推進機構に債権管理を委託している。

1 委託実績額及び滞納整理の実績状況

(1) 委託契約額及び実績額 (単位：千円)

摘要	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度
委託契約額	333,000	333,000	333,000	347,000	343,485
委託実績額	57,649	93,884	26,723	83,608	118,253

(2) 滞納整理状況 (単位：件)

摘要	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度
納付書送付	32	31	35	66	27
催告書送付	3	0	0	0	0
電話催告	2	4	2	3	6
訪問調査・面談	9	19	13	4	6
住所照会等調査	1	1	4	0	0
計	47	55	54	73	39

(3) 未収債権（元金）の回収状況等 (単位：千円)

年度	年度内回収額	新規未収発生額	不納欠損額	当該年度末未収額
H28	357	0	22,248	87,129
H29	372	0	0	86,757
H30	6,569	0	8,208	71,980
H31	554	0	0	71,426
R2	320	0	35,173	35,934

2 委託による事務負担の軽減効果及び機構に委託を行う意義

当該機構への委託を実施せず、当課で債権管理業務を行うこととした場合、債務者の状況調査、訪問及び納付交渉等を行うために、金融機関経験等のある会計年度

任用職員を雇用する等の対応が想定される。それと比較すると、当該機構へ委託を行う方が費用負担の軽減を図ることができたと判断している。

また、当該機構は設備近代化資金貸付金の後継制度である小規模企業者等設備導入資金貸付金に係る債権管理を実施していることから、設備近代化資金貸付金の債権管理も当該機構が一体的に対応することが最も効率的・効果的であるとして、委託を実施してきた。

3 委託事業内容の評価

平成12年度以降、当該機構担当者が納付者との関係性を構築しながら適切な債権管理業務を行ってきたと評価している。しかし、債務者の高齢・病気療養・死亡等により納入額は毎年減少傾向にあったことは事実である。

今年度以降は機構への委託を終了し、令和2年度に当課で新たに創設した「中小企業事業継続応援貸付金」の債権管理業務と一括して、設備近代化資金貸付金の債権管理を行うこととする。

(問題点)

委託額は、少額ではあるものの債権回収、所管課の事務負担軽減への寄与度は限定なものである。

【意見】

所管課においては、県の出資団体である公益財団法人中小企業いばらきグローバル推進機構への委託の見直しを検討すべきである。所管課において「中小企業事業継続応援貸付金」の債権管理業務と一括して、設備近代化資金貸付金の債権管理を行うこととするとしていることから、確実かつ適切に実施されたい。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	36,343,814	6	
平成23年度	0	0	
平成24年度	0	0	
平成25年度	0	0	
平成26年度	0	0	
平成27年度	0	0	
平成28年度	0	0	
平成29年度	0	0	
平成30年度	0	0	
令和元年度	0	0	
令和2年度	4,330,411	1	
合計	40,674,225		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

ア 元金

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
1件	8,208,000円	・時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準等に該当のため、権利の放棄を実施

イ 違約金

該当なし

②令和元年度

ア 元金

該当なし

イ 違約金

該当なし

③令和2年度

ア 元 金

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
10 件	35,172,130 円	・時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準等に該当のため、権利の放棄を実施

イ 違約金

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠
26 件	30,472,714 円	・時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準（1）に該当のため、権利の放棄を実施 ・主債務者の消滅時効援用により債権が消滅

不納欠損処理に至った事案の内、平成に入ってからからの貸付けの事案は2件のみで、それ以外については、昭和30年代から昭和60年代の間に貸付けが行われたものである。

（問題点）

貸付けの翌年には事実上倒産している案件も複数見られるほか、貸付けから短期間で倒産している事案も多かった。さらに、抵当物件の強制競売まで至っても、抵当権者が多く、また、抵当物件に価値がないために、競売によって十分な回収が図れていない事案も多数あった。

【意 見】

貸付時に、経営状況や担保物件の価値についての調査が不足していた可能性がある。もっとも、貸付時期が50年以上前など、かなり古い案件が多いため、当時の調査の詳細については把握できない。本制度に基づく貸付は終了しているが、将来の同類の貸付金についての適切な調査を担保するため、資料の一元化など、債権管理を適切にすべきである。

（問題点）

違約金については、元金完済後に調定を行っているため、既に元金の完済によって全ての債務を弁済したと思っていた債務者が、後日請求された延滞金の弁済を拒むなどして不良債権化している事案が多数あった。

【意 見】

債務者としては、元金の完済で全て終了したと考えていたのにも関わらず、多額の違約金がある後に示されれば弁済意欲が削がれることは十分予想されるところである。

すでに指摘しているところではあるが、違約金の調定ができない場合であっても、債務者に対しては元金返済の調定時における違約金未調定額を明示し、元金の返済が遅延すれば同時に違約金が発生していることを認識させるべきである。また、所管課においては、違約金未調定額を認識して債権管理を実施すべきである。

(問題点)

主債務者が事実上倒産したり、また、弁済が困難となって、かなり期間が経過してから連帯保証人に催告している事案が多くあった。

【指 摘】

連帯保証人は、主債務者に催告をしなかったとしても、また、主債務者に支払能力があったとしても、請求を拒めない立場にあるから（民法第 452 条乃至第 454 条）、少なくとも、主債務者の支払いが滞った際には、連帯保証人への請求を早急に検討すべきである。連帯保証人への請求が遅れたために、連帯保証人が高齢となり、支払い能力が低下したり、死亡したりして、回収できなかつたとみられる事案も複数あった。

(問題点)

抵当物件の競売などの法的措置を行っている事案はあるものの、その他の時効中断のための法的措置を一切行わないまま時効期間を経過している事案が多数あった。

【指 摘】

本債権は、1 件の債権額も比較的大きいため、県の重要な財産である以上、可能な限り回収を試みるべきである。そのためには、時効管理を適切に行い、時効中断すべき事案については法的措置を行うべきである。

(問題点)

連帯保証人への催告を行っているものの、主債務者には催告していない事案も複数見られた。

【意 見】

時効期間満了日は、主債務者と連帯保証人それぞれにおける時効中断事由の有無によって異なることはあり得ることである。もっとも、連帯保証人は主債務者の時効を援用することができるため（大審院昭和 8 年 10 月 13 日判決）、連帯保証人の時効満了日を延長させたとしても、主債務自体の時効中断を行わなければ、時効による消滅の可能性が残る。したがって、債権管理としては、主債務の時効管理に特に目を向けるべきである。

(問題点)

数十年も前に消滅時効期間が経過したまま放置され、令和 2 年度に不納欠損処理を一括して行っていた。

【意 見】

適切な債権管理をするほど時間や手間がかかるのであるから、権利を放棄すべき事案については、適切な時期に権利の放棄を行い、不納欠損処理をすべきである。

		<p>を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未収債権管理システムにより、未収債権及び債務者との交渉記録を管理している。
9	延滞に係る違約金	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業事業継続応援貸付金要項第14条及び金銭消費貸借契約証書第6条の規定により違約金年10.75%が発生する。

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	5,509,000	3,980,000	0	1,529,000	
		債務者数	18	13	0		
	過年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	小計	金額	5,509,000	3,980,000	0	1,529,000	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	小計	金額	0	0	0	0	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	小計	金額	0	0	0	0	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名 法人名	当初債権額	当初債権発生時期	償還期限が到来した債権			期限未到来 債権額
				債権額	償還済額	未収債権額	
1	a	500,000	令和2年5月	60,000	0	60,000	440,000
2	b	2,000,000	令和2年7月	69,000	0	69,000	1,931,000
3	A	2,000,000	令和2年9月	400,000	0	400,000	1,600,000
4	B	2,000,000	令和2年9月	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000
合計						1,529,000	4,971,000

(債権の概要)

- a：1回目の返済(30,000円)から不履行。違約金の発生あり。
- b：返済期日到来前に返済額を200,000円から69,000円に変更する金銭消費貸借変更契約締結するも、1回目の返済(69,000円)から不履行。
- A：平成31年設立。1回目の返済(200,000円)から不履行。
- B：平成27年設立。1回目の返済(1,000,000円)から不履行。

(問題点)

茨城県においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上が急減する中で、公的融資制度や民間金融機関から融資を受けられなかった中小企業者、小規模事業者の方々に対して、県と市町村が協調して、事業継続に必要な資金を無利子・無担保で貸付を実施している。

特徴は、金融機関(①日本政策金融公庫又は商工中金及び②民間金融機関)による融資を受けられなかったことを条件にしている点である。

日本政策金融公庫及び商工中金は、新型コロナウイルス感染症関係の各種特別貸付を実施しており、また、政府系金融機関であることから民間金融機関では対応が困難な事業者であっても可能な範囲で融資を実行している。

中小企業事業継続応援貸付金は、日本政策金融公庫及び商工中金が平時よりも緩やかな判断基準でも融資が困難と判断した事業者を対象としており、不良債権化する危険性が極めて高くなる可能性を有している。

【意見】

中小企業事業継続応援貸付金は、不良債権化する危険性が高い債権であることを認識し、債務者との連絡を定期的かつ短い間隔で実施し、経営状況、資金繰り状況、財務状況等の報告を求めるとともに、市町村の協力を得て関係書類の提出指導、臨戸指導等を実施する必要がある。併せて、債権者ごとに可能な対応策(償還期限の延長、償還期間及び償還方法の変更など)の指導など、より緻密な債権管理を実施することが重要である。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度	1,529,000	4	
合計	1,529,000		

(5) 不納欠損処理

①令和2年度

該当なし

(問題点)

令和2年度から始まった貸付金であり、不納欠損処理の該当はない。

もっとも、中小企業事業継続応援貸付金は、日本政策金融公庫及び商工中金が平時よりも緩やかな判断基準でも融資が困難と判断した事業者を対象としており、後日不納欠損処理が必要となるような不良債権となる危険性が極めて高い債権である。

【意見】

不納欠損処理事案の発生を防止するためには、より細やかな債権管理が求められる債権であることに留意され、慎重に対応されたい。

2 中小企業課	
1	地域商業の振興に関すること。
2	小売商業調整特別措置法(昭和 34 年法律第 155 号)の施行に関すること。
3	大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)の施行に関すること。
4	流通対策に関すること(産業戦略部の所管に係るものに限る。)
5	商工会, 商工会議所その他の商工団体に関すること。
6	中小企業の組織化に関すること。
7	中小企業の経営革新に関すること。
8	中小企業の事業承継及び再生支援に関すること。
9	中小企業高度化事業に関すること。
10	農商工連携の推進に関すること(産業戦略部の所管に係るものに限る。)

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
4-2-1	中小企業事業資金 《特別会計》	
	中小企業高度化資金貸付金 (元金)	3,496,307 千円
	中小企業高度化資金貸付金 (利子)	587,898 千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「意見」																						
4-2-1	<p>【意見】</p> <p>延滞債権となっている中小企業高度化資金貸付金については、事業計画はバブル期の中で作成され、施設の施工、あるいは完成がバブル期の終焉前後となった案件が主体となっている。</p> <p>「(3)債権明細②個々の債権の状況」の「今後の対応」で記載したとおり、延滞債権の回収は極めて難しい状況となっている。</p> <p>所管課の説明するように、貸付実績は、総額約561億円(467件)規模で実施され、現在の貸付残高は約57億円(22件)となっており、中小企業の高度化に貢献したことは事実である。</p> <table border="1" data-bbox="450 779 1348 1115"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">貸付実績 S36~H14 年度</th> <th rowspan="2">貸付残高 R3.3.31 現在</th> <th colspan="2">左の内訳</th> </tr> <tr> <th>正常先等</th> <th>延滞先 (未収金)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付先数</td> <td>270組合等</td> <td>15組合等</td> <td>8組合等</td> <td>7組合</td> </tr> <tr> <td>貸付件数</td> <td>467件</td> <td>22件</td> <td>9件</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>貸付総額</td> <td>約561 億円</td> <td>約57 億円</td> <td>約22 億円</td> <td>約35 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>しかしながら、中小企業高度化資金貸付金は、税外延滞債権額の約67.5%を占めているのも事実であり、また、分割納付を認めることにより正常先に分類されている8組合等に対する債権が約22億円あり、この中には時間の経過により延滞債権化する可能性がある債権が含まれている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、債務者の経営環境はさらに厳しくなっているが、事業継続の意思を有し、分割納付を継続している債務者に対しては、経営面、財務面からも指導・助言を行う重要性が増していると考えます。</p> <p>所管課にあつては、中小企業高度化資金貸付金については、茨城県における税外延滞債権の約67.5%を占めていること、正常債権の中に延滞債権化する可能性がある債務者が存在することを認識し、会計検査院の平成16年度決算結果報告に対する検討結果などを参考に、より適切な債権管理を図られたい。</p>	項目	貸付実績 S36~H14 年度	貸付残高 R3.3.31 現在	左の内訳		正常先等	延滞先 (未収金)	貸付先数	270組合等	15組合等	8組合等	7組合	貸付件数	467件	22件	9件	13件	貸付総額	約561 億円	約57 億円	約22 億円	約35 億円
項目	貸付実績 S36~H14 年度				貸付残高 R3.3.31 現在	左の内訳																	
		正常先等	延滞先 (未収金)																				
貸付先数	270組合等	15組合等	8組合等	7組合																			
貸付件数	467件	22件	9件	13件																			
貸付総額	約561 億円	約57 億円	約22 億円	約35 億円																			

4-2-1 中小企業高度化資金貸付金（元金・利子）

(1) 債権の概要

1	所 管 課 名	産業戦略部 中小企業課		
2	債 権 の 名 称	中小企業高度化資金貸付金（元金・利子）		
3	債 権 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> 公債権（強制徴収） <input type="checkbox"/> 公債権（非強制徴収） <input type="checkbox"/> （ ）		
4	債権の内容・発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者（事業協同組合等）が行う工場・店舗の集団化や事業の共同化などに必要となる資金の一部を、（独）中小企業基盤整備機構と県が財源を出し合い、貸付する制度（昭和36年度から）。 ・対象施設：建物、構築物、土地、設備 ・貸付額：貸付対象事業費の80%以内（中小機構：80分の64） ・利 率：0.35%（R2年度から） ・期 間：20年以内（据置3年以内を含む） ・その他 ・担保として、貸付時に融資対象物件に抵当権設定するとともに、組合役員等から2名以上の連帯保証人を徴収 		
5	根 拠 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・（独）中小機構「都道府県に対する資金の貸付に関する準則・細則」等 ・茨城県中小企業高度化資金貸付規則 等 		
6	債 務 者 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 個人（※連帯保証人） <input checked="" type="checkbox"/> 法人（※主債務者）		
7	消 滅 時 効	公 債 権	年	
		私 債 権	民法改正前	5年 ※商事債権
			民法改正後	5年 ※同上
8	債権発生・債権管理の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付から回収及び管理まで、中小企業課において実施。 ・未収債権については、担保物件の保全と時効管理を徹底するとともに、毎年度、分割償還協議を行い、経営状況を踏まえた最大限支払い可能な金額を、当該年度の納付額として回収。 ・破綻等組合に対しては、担保物件の処分を進めるとともに連帯保証人に債務の履行を求めてきたが、完済は困難であるため、調停や和解などの法的措置の活用による債権整理を検討中。 		
9	延滞に係る違約金	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県中小企業高度化資金貸付規則第12条の規定により年10.75%の割合で計算した違約金が発生する。 		

①貸付対象事業

貸付対象事業は、次のものが該当する。

- ・中小企業者が行う集団化、集積整備・再開発、共同化、事業統合のための施設等の設置等（事例：ショッピングセンター、工業団地の整備）
- ・第三セクター等が行う経営基盤強化支援、商店街整備等支援のための施設の設置等（事例：ショッピングセンター、商店街アーケード整備）

②貸付資金の流れ

貸付資金については、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が負担する 64/80 に、県負担の 16/80 を追加して事業協同組合等へ交付される。

中小企業基盤整備機構 ⇒ 県（財源追加） ⇒ 事業協同組合等

③貸付実績（S36年度～H14年度）及び貸付残高（元金/R3年3月31日現在）

貸付実績は、総額約 561 億円（467 件）規模で実施されており、貸付残高は約 57 億円（22 件）となっている。正常先等に区分されている貸付先についても、課題がある債権となっているため監査の対象に含めるものである。

項目	貸付実績 S36～H14 年度	貸付残高 R3.3.31 現在	左の内訳	
			正常先等	延滞先(未収金)
貸付先数	270 組合等	15 組合等	8 組合等	7 組合
貸付件数	467 件	22 件	9 件	13 件
貸付総額	約 561 億円	約 57 億円	約 22 億円	約 35 億円

④正常先等への対応

所管課において正常先等と区分している債務者であるが、種々の課題があり、所管課においても指導を継続して実施している。主な対応は、次のとおりである。

- ・金融機関OBの会計年度任用職員による巡回指導を随時実施して経営状況を把握するとともに、毎年度専門家を派遣し、経営改善に向けたアドバイスを実施。
- ・必要に応じて、中小企業基盤整備機構と協議し、返済計画の見直しなどの貸付条件を変更（令和2年度は新型コロナ特例準則による条件変更を実施(1貸付先は償還猶予)。

⑤延滞先への対応

不良債権化している延滞先については、通常の債権管理に加えて、法的措置の実施など踏

み込んだ対応をとっている。主な債権回収等の状況は、次のとおりである。

- ・担保の設定などの債権保全と債権の時効管理を徹底するとともに、毎年度、分割償還額について協議を行い、経営状況を踏まえた最大限支払い可能な金額を、当該年度の納付額として回収。
- ・破綻等組合に対しては、担保物件の処分を進めるとともに連帯保証人に債務の履行を求めたが、完済は困難であるため、裁判所が関与する調停や和解などの法的措置の活用による債権整理を検討中（A、B、GについてはR2年度分の連帯保証人の分納償還は中断。Cについては競売配当により回収）。

⑥会計検査院の平成16年度決算検査報告

会計検査院は、平成16年度決算検査報告の中で中小機構について、「中小企業高度化事業における不良債権が多額に上っていて、その解消を図るため、より一層の債権管理態勢を整備することが必要な事態について」として取り上げている。

検査対象は、茨城県そのものではなく中小機構であるが、その貸付先には茨城県が含まれていること、現在の未収債権額が全て含まれていることから、その抜粋をあえて取り上げるものである。

1 事業の概要

=====

2 検査の結果

（検査の着眼点）

前記のとおり、高度化事業に対する新規の貸付実績は減少する傾向にあり、その一方で、延滞債権や条件変更債権は増加する傾向となっており、貸付金残高に占めるこれら不良債権の割合は急激に増加してきている。一方、これまでこの融資事業を実施してきた旧中小企業総合事業団は機構として統合再編され、機構では、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき策定した中期計画（16年7月～21年3月。以下同じ。）や年度計画（16事業年度。以下同じ。）において、「延滞等により回収が困難な状況にある利用者からの回収を促進するため、専門家の派遣や債権管理に関する研究会を開催するなど、都道府県の債権管理業務を支援する」などの措置を講じるとして、債権管理業務の充実に注力することとしている。

このような状況を踏まえ、不良債権の実態を把握するとともに、これを管理する機構及び都道府県が、個々の貸付先の実態に応じた管理・回収を適時適切に行っているか、それを可能とする態勢が整備されているか、また、機構と都道府県との連携が図られているかなどに着眼して検査した。

（検査の対象）

北海道ほか17都府県（注1）（以下「対象県」という。）が中小企業者等に対して貸し付けた1,448先2,018件16年度末貸付金残高3,661億6,805万余円（うち機構貸付分

2,564億8,709万余円)のうち、延滞債権(3箇月以上償還が滞っている債権。以下同じ。)195先339件貸付金残高710億1,350万余円(うち機構貸付分460億1,116万余円)及び16年度中に条件変更を行った債権160先234件貸付金残高1,172億3,178万余円(うち機構貸付分826億1,739万余円)、計355先573件貸付金残高1,882億4,528万余円(うち機構貸付分1,286億2,855万余円)を対象に検査した(表3参照)。

※17都府県の中には茨城県が含まれている。〔監査人が記載〕

=====
(検査の結果)

(1) 高度化事業における不良債権の実態

ア 延滞債権の状況

(ア) 貸付先の営業状況

上記の不良債権となっている355先のうち、延滞している貸付先(以下「延滞先」という。)195先の16年度末現在の営業状況についてみると、表4のとおり、営業を継続しているものは113先あったが、休業しているものが10先、廃業しているものが72先あった。休業中の貸付先のうち9先は、休業後1年以上経過しており事業再開の目途が立たずに事実上廃業状態となっていて、廃業した72先と合わせて81先が廃業又はそれに準ずる状態となっている。

また、廃業した貸付先のうち貸付対象施設が競売や任意処分等によって処分されているものは46先あった。

=====
(イ) 延滞発生までの期間及びその後の管理期間

延滞先195先について、貸付けから延滞発生までの期間をみると、表5のとおり、77先は5年以内であり、貸付後早期に延滞となっていた。中には、事業を休廃止してほとんど事業を行わなかったり、計画どおりの事業が行えなかったりしたことから、元金償還の措置期間中に繰上償還指示を受けるなどして、初回の元金償還日以前から延滞となっていたものが43先あった。

そして、延滞発生から16年度末までの管理期間についてみると、表6のとおり、1年以内のものは14先にすぎず、多くは5年を超える長期となっており、この中には当初の最終約定償還期限を超えているものが102先あった。

また、廃業又はそれに準ずる状態となっている前記の81先についてみると、廃業又は休業した後も長期間にわたり管理が継続されているものが多く、32先はその期間が10年を超えており、この中には、対象県により回収不能と判断され、機構に対して償却のために報告されたものも含まれていた。

=====
(ウ) 債権の保全状況

延滞先 195 先について、物的担保による債権の保全状況を見ると、償還が滞り債権残額が減少しないにもかかわらずバブル崩壊後の地価下落の影響等により担保評価額が低下していることから、表 7 のとおり大半の延滞先において保全が十分ではなく、また、対象県が貸付後に保全強化を図るため追加して担保を徴求している例も少ない。なお、物的担保による保全が不十分な延滞先 145 先の中には 16 年度に全く償還がないものが 44 先あった。

=====

上記のように地価下落等に伴い担保評価額が低下していることから、保証人による保全の重要性が相対的に増してきている。

そこで、人的担保による債権の保全状況についてみると、大半の対象県では、貸付先の代表者や役員等を連帯保証人に立てさせることとしている。そして、対象県が貸付後に保全強化を図るため保証人を追加して立てさせている例は少ない。

また、高度化事業は、事業の共同化等をその目的の一つとしているため、中小企業者を構成員とする事業協同組合等が貸付先となるケースが多く、対象県の延滞先 195 先のうち 87 先はこのような組合に対する貸付け（以下「組合貸し」という。）であり、その貸付金残高は 16 年度末現在 3,844 億 1,085 万余円（うち機構貸付分 257 億 6,965 万余円）に上っている。そして、ほとんどの組合貸しでは、組合員である企業又はその経営者等が連帯保証人となっており、それぞれが組合の借入総額に対して保証債務を負っている。このような多額の保証債務を負うことが、組合員にとっては、信用低下を招き資金調達に支障を来すなど事業活動の障害となる場合がある。

=====

イ 条件変更債権の状況

条件変更の大半は当年度の約定償還額の一部又は全部の償還を猶予し、猶予額を次回以降の約定償還額に均等に上乗せする方法によっているが、貸付先にとっては後年の償還がより厳しいものとなる。対象県で 16 年度に条件変更を行った貸付先（以下「条件変更先」という。）160 先についてみると、表 8 のとおり、毎年度条件変更を繰り返しているものが多数あり、中には償還がほとんどできずに条件変更を繰り返していて事実上の延滞となっているものもあった。

=====

前記のように、貸付金の償還猶予を行う際には、都道府県が診断等を実施し償還猶予を妥当と認めたものについて、機構が都道府県から提出された資料等を基に審査して条件変更の承認を行うこととしている。このため、条件変更の妥当性を判断するために必要となる貸付先の状況把握は、専ら都道府県の調査に委ねられている。

大半の貸付先は金融機関から事業に必要な運転資金を日常的に調達しているが、当該金融機関への償還が少しでも滞ると、その後の貸付けが受けられず運転資金の調達に支障を来すこととなる。一方、条件変更を行うことは、貸付先にとっては金融機関から運転資金を調達することと同様の効果があることから、対象県の多くは、経営不振の貸付先に対す

る支援措置として、貸付先が金融機関等に対する償還を優先する場合であっても、条件変更を認める傾向がある。

また、前年度に条件変更を行った貸付先の中には翌年度に償還が正常化するものがあるものの、その多くは償還が停滞している。現に、対象県で15年度に条件変更を行った貸付先のうち、16年度に償還が正常化したものは全体の9%となっている。そして、債権の保全状況についても、前記の延滞債権と同様に十分でないものが多くなっている(表9参照)。したがって、条件変更債権、特に条件変更を繰り返しているものは、後年、延滞債権となり、債権の早期回収が困難となる可能性が高い。

=====

上記ア及びイのとおり、対象県における高度化事業に係る延滞債権の管理期間は長期化していて、その保全も十分とはいえない状況となっており、加えて、後年、延滞債権となる可能性が高い条件変更債権も増加傾向にある。このため、中小企業者等に対する貸付金の管理・回収を直接行っている都道府県及びその支援を行う機構が、それぞれの立場において、これら不良債権を適正に管理し、その解消を図るためにより有効な措置を講じることのできる態勢を整備することが喫緊の課題である。

=====

(2) 対象県における債権管理の状況

ア 対象県の業務体制及び貸付先の状況把握

(ア) 債権管理に係る業務の体制

対象県における延滞先数と当年度に条件変更を行った貸付先数を合わせた不良債権先数は、平均すると10年前(7年度)において1県当たり9.2先であったものが毎年増加し、16年度は19.7先となっており、これに伴い債権管理に係る業務量が増加している。

業務の体制についてみると、対象県のうち、不良債権が著しく多い1県では債権管理専門の担当部門を設けていたが、ほとんどは貸付担当部門で管理・回収業務を併せて行っている。債権管理に携わる職員(他の業務と兼務する者を含む。以下「担当職員」という。)は、非常勤及び嘱託職員を含めて平均すると7年度に6.0人であったものが、16年度では5.6人になっていて、人数はほぼ同じであるが、業務量の増加に比べると手薄になっている。そして、16年度末における担当職員の当該事務従事年数は平均2年であり、金融機関等で債権回収を経験したり、税の徴収事務を経験したりした職員を担当職員に充てているところは12県あったが、当該県におけるこれらの経験を有する担当職員数は平均1.6人となっていた。また、債権の管理・回収業務の一部を外部に委託しているところは3県あった。

このように、対象県の多くにおいては、経験や専門性が求められる債権回収等の業務について、十分な経験や知識を有する職員が充てられておらず、しかも少人数で増加する一方の業務を処理している状況である。

(イ) 貸付先の状況把握

都道府県では、それぞれ債権管理のため、貸付先に対し定期的に貸付対象施設の利用状

況や経営状況等についての報告を求めたり、必要に応じて貸付先を訪問したりして、その状況把握を行うこととしている。そして、機構に対しても「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」（平成16年規程16第30号。以下「貸付準則」という。）の規定等により、延滞先については毎年1回、また、条件変更を行うものについては条件変更申請を行う際に、貸付先の状況等を報告している。その報告に当たっては、所定の様式の調査表等に貸付先の状況のほか担保物件の評価額や保証人の収入、資産等について直近の状況を記載することとされている。なかでも保証人の状況把握は、貸付先の現況を的確に知る上で重要な手掛かりとなることから、対象県の延滞先及び条件変更先に係る保証人調査表の記載状況をみたところ、表10のとおり、調査表に記載された計数の調査時点が提出日から1年以上前であったものや、報告すべき事項の記載がないものなどがあった。

このように保証人調査表の記載が十分でないため、貸付先ごとに同調査表に記載すべき事項の確認方法についてみたところ、表11のとおり、多くは貸付先からの報告で把握できた範囲で保証人調査表を作成しており、中には前年度以前の記載内容をそのまま当該年度分とするなどして貸付先に確認しないまま機構に報告している例もあった。また、組合貸しにおいて、保証人が組合から脱退した企業又はその経営者等である場合は、当該保証人に関する情報を十分に把握しているものはほとんどなく、中には脱退した者の状況について全く調査を行っていない例もあった。

近年は個人情報の保護を理由に、都道府県の公用であっても、所得証明や固定資産の評価証明等を入手することについては市区町村等関係機関の協力が得られない場合が多く、貸付先や保証人に関する情報の把握は従前に比べ困難になってきている。このため、貸付先の状況を的確に把握し、適切な債権管理を行うためには、各種調査表等に記載すべき事項に関して貸付先等からの報告に不備がある場合、実地調査や保証人との面談を行うなどして、その内容を確認することの重要性が増している。特に廃業後、管理が長期間に及んでいる延滞先については十分な調査を行い、貸付先や保証人等の状況把握に努める必要がある。しかし、前記のとおり限られた人員でこれを行うことには限界があり、結果的に、対象県の多くでは貸付先の償還能力の検討が必ずしも十分に行われていない状況である。

また、貸付金債権については、権利行使を行わないまま一定期間（貸付先が、事業協同組合の場合は貸付金元本が10年、利息が5年。株式会社等の場合は元本についても5年。）が経過すると時効となり、債務者がこれを援用すると債権の回収ができなくなる。このため、貸付先からの償還が滞った場合には、時効期限が到来する前に債務承認書を徴したり一部弁済を受けたりすることにより時効を中断する必要がある。しかし、対象県の延滞先のうち10先、貸付金残高14億1,114万余円（うち機構貸付分7億4,894万余円）については、県において、貸付先や保証人が無資力であると判断したり、貸付先等の状況を的確に把握していなかったりしていたことなどから、時効中断の措置が執られないまま時効期限が到来していた。そして、これらの債務者が時効を援用した場合は債権の回収が不可

能となる状況にあり、中には、実際に債務者から時効の援用が申し立てられ債権の回収が不可能となっている例もあった。

=====

イ 債権管理アドバイザー制度の利用

機構では、債権回収の専門知識を持つ民間の専門家（弁護士、債権回収会社の社員）を債権管理アドバイザーとして登録し、法律上の問題のみならず日常の管理から貸付先との交渉方法等に至るまで高度化事業に係る債権管理に関する都道府県からの様々な相談に対し、これら専門家が回答や助言を行う制度を13年6月から設けている。債権の管理・回収、特に、貸付先の経営破綻後の債権回収等については法律上の専門性や債務者との交渉力が求められることから、金融業務のノウハウの蓄積の少ない都道府県にとってこの制度は有効なものである。しかし、16年度における制度の利用状況についてみたところ、対象県のうち実際に電話又は文書によりアドバイザーに相談を行っていたのは4県（相談件数11件）であり、アドバイザーによる出張相談を利用していたところはなく、対象県が有する不良債権の件数等にかんがみると低調な実績となっていた。

これは、対象県の多くが主として法律上の問題については、必要に応じて独自に弁護士などに相談しているほか、上記のような制度の趣旨が十分に認識されていないことなどによる。

ウ 債権管理に関する規程等の整備

都道府県では、高度化事業に係る資金の貸付規則を制定し、これに基づき、中小企業者等に対する貸付けや債権の管理を行っている。しかし、都道府県は金融機関のように貸付先との日常の取引がないために、経営動向等を常時把握することには限界がある。また、貸付先の経営破綻時の対応やその後の債権回収については法律上の専門性が求められる。このため、都道府県の事務の実情に応じて債権管理に関する規程や債権管理マニュアルを作成し、管理・回収の方法、処理の基準を定めておくことは、特に担当職員が人事異動によって頻繁に交代するような場合には有効な方策である。

対象県のうち、債権管理規程や債権管理マニュアル等を整備しているところは13県あったが、5県では整備されていなかった。また、上記13県のうち、7県では効率的な債権回収を行うために回収難易度別の債権分類を行って管理方針を決定していたが、6県ではこれが行われていなかった。

エ 抵当権の実行及び強制執行等による回収

都道府県は、中小企業者等への資金の貸付けに際し、通常、公正証書により金銭消費貸借契約を締結する。そして、前記のとおり、原則として貸付対象施設について、都道府県を第1順位とする抵当権を設定させ、貸付先の役員又は組合員等を連帯保証人に立てさせ、これにより債権の保全を図っている。貸付先からの償還が滞った場合、都道府県は上記契約に基づき抵当権の実行及び保証人への強制執行等を行うことにより債権を回収することになる。また、機構では、貸付準則において、延滞債権の回収に関して貸付先の営業状況や担保、保証人の状況などに応じた債務者への対応の基準（以下「対応基準」という。）

を定め、都道府県に対し、これに基づき対応することを求めている。対応基準では、営業中であっても返済への誠意がない先や廃業していて保証人からの代位弁済等による回収の可能性がない先に対しては、担保物件について抵当権を実行したり、保証人への強制執行を行ったりすることなどとされている。

対象県のうち、過去5年間に延滞債権の回収のために、担保物件について競売を申し立て抵当権を実行していたところは9県（26貸付先）あったが、保証人等の資産について強制執行を行っていたところは3県（9貸付先）にすぎなかった。これらの県における抵当権実行及び強制執行の実績は、表12のとおりである。

=====

そして、対象県において廃業又はそれに準ずる状態となっている延滞先81先の状況を見ると、このうち20先については、保証人等が担保物件を使用していることなどを理由に抵当権実行や任意処分等が行われていなかった。また、61先については、担保物件に対する抵当権実行や任意処分等が行われていたが、これにより債権の一部を回収したものの、保証人等の資産に対する強制執行を行っていないものは47先あった。その他の14先については、保証人等の資産に対する強制執行を行っていたものもあるが、多くは競売等の手続中の状態となっていた。

上記の抵当権実行等を行っていない20先と強制執行等を行っていない47先を合わせた67先の中には、対象県が保証人からの代位弁済等による回収の可能性があると判断し当該措置を執っていないものもある。しかし、このような判断ができないのに、抵当権の実行や強制執行等の措置を執っていなかったり、その検討を十分に行っていなかったりした例も多く、対象県によっては、廃業している延滞先に対し対応基準に則った債権回収措置やその検討が十分に行われていない状況であった。

（3）機構における債権管理の状況

ア 機構の業務体制及び都道府県との連携

機構では、延滞債権については、前記のとおり貸付準則の規定により各都道府県から毎年度末の延滞先の状況に関する報告書の提出を受け、これに基づき、毎年1回、本部において都道府県の担当職員から、延滞先数等に応じてそれぞれ1時間から4時間かけて聴取り調査を行っている。このほか、条件変更の申請があった場合や貸付先が倒産したり、債権管理に関する事故等が発生したりした場合などには、随時、都道府県から報告を受け、その状況を把握するとともに、必要に応じ助言を行うこととしている。

機構の高度化事業に係る16年度の債権管理の体制は、不良債権の増加に伴い業務量が増加しているにもかかわらず、これに携わる職員は、非常勤及び嘱託職員を含めて10年前（7年度）の11人から変わっていない。

高度化事業に係る債権管理に関しては、旧中小企業総合事業団が地方支部等を有していなかったことなどもあり、本部において延滞先の状況に関する報告書の確認、調査及び債権管理に関する相談、助言等を行っている。そして、上記のとおり、本部では増加する業務量に比べ少人数でこの業務を処理している。その結果、機構が都道府県とともに延滞先

等の実態把握のため現地に赴くことがほとんどないなど、必ずしも都道府県との連携が十分に図られておらず、地域の実情や債務者の実態を的確に把握し、効果的、機動的な支援や助言を行うことが十分にできない状況である。

一方、機構では、独立行政法人化に伴う組織再編により全国に9箇所の支部（注2）を設置し、年度計画においても「支部等の業務運営にあたっては、経済産業局が構築する地域におけるネットワークの中で都道府県、商工団体等との連携をさらに強化する」こととし、更に人員を重点的に配置するなどして支部の体制強化を図ることとしているが、支部においては高度化事業に係る債権管理に関する業務は行われていない。

また、機構では、都道府県の担当職員を対象として債権管理に関する研究会を定期的に開催（16年度実績年3回）するほか、債権管理アドバイザー制度を設けている。しかし、前記（2）イのとおり、この制度について対象県の利用は少なく、全国的にみても、制度が設けられ都道府県に周知された13年度からの相談実績は年間平均37件（16年度実績14県26件）に留まっており、また、アドバイザーが都道府県に赴いて相談を受けた実績はなかった。

=====

イ 債権管理に関する準則とその運用等

（ア）対応基準の運用

前記のとおり、機構は、貸付準則により、都道府県に対し、個別の延滞先の状況に応じて対応基準に基づく対応を求めている。しかし、前記（2）エのとおり、**対象県によっては、延滞先への対応が対応基準に則って行われていないものがあり、抵当権の実行、保証人への強制執行等を検討すべき延滞先に対してこれを行っていない事例が見受けられた。**

これは、対応基準の内容やその運用に関し、都道府県に対する周知徹底が十分でないことなどによる。

（イ）連帯保証制度の運用

機構では、近年貸付けが減少してきた中小企業高度化資金の貸付制度をより利用しやすいものとするため、16年11月から連帯保証人の保証について「限度額保証制」を設けている。これは、連帯保証人それぞれが組合等の借入総額に対して保証債務を負うこれまでの連帯保証制度とは異なり、担保物件の評価額が債権額を上回っている場合など一定の条件の下で、連帯保証人それぞれの債務履行の額に限度額を設定するものである。

前記（1）ア（ウ）のとおり、高度化事業、とりわけ組合貸しの場合において、各連帯保証人は多額の保証債務を有しており、これが連帯保証人の事業活動の障害となる場合がある。このような障害を解消するためには、この制度は有意義なものであるが、その適用の対象は新規の貸付け又は既に貸し付けられたもののうち物的担保等により債権保全が確実に図られていると認められる貸付けに限られている。

連帯保証制度は債権保全上、必要不可欠なものであり、**都道府県では、連帯保証人が死亡したり、交代したりする場合を除いて、原則として連帯保証の解除を認めていないなど厳格な運用を行っている。しかし、実際の債権回収に当たっては、連帯保証制度について**

も延滞先の状況に応じた運用を行う必要がある。

廃業している延滞先について、担保物件を処分しても貸付金全額の回収ができなかったり、それが見込めなかったりする場合には、保証人から回収するほかに方法はない。その際、連帯保証人からの要請に応じ、他の連帯保証人全員の同意を得た上で連帯保証を解除して保証債務の分割を認めることが、債権の全額を直ちに回収できないまでも回収手段として有効な場合がある。これは、分割を認めることが、各連帯保証人の保証債務を減少させ、その結果、信用力を高め金融機関からの資金調達を容易にし、償還能力を向上させることがあるからである。このように少しでも確実に債権を回収するという観点から、連帯保証制度についても延滞先の状況に応じた運用が求められる。

3 本院の所見

中小企業高度化資金の貸付けは、制度発足以来、長年にわたり中小企業の経営基盤の強化等に寄与してきている。しかし、経済の長期低迷等により中小企業者を取り巻く経済環境は依然厳しい状態が続き、近年、高度化事業における延滞債権の残高が増加する傾向にあり、その管理は長期化している。また、後年、延滞債権となる可能性が高い条件変更債権も増加する傾向にあり、今後も同様に推移することが懸念される。これに伴い、機構では、前記のとおり、中期計画及び年度計画において債権管理業務の充実を図ることとしている。一方、高度化事業に係る債権管理については、中小企業者等に対する貸付金の管理・回収を直接行っている都道府県の裁量に委ねられている部分が多く、中期計画等をより実効が上がるものとするためには、機構自らの努力のほか都道府県の理解と協力が不可欠である。今後、債権管理の業務量も増加していくと予想されることから、都道府県との連携を強化し、個々の貸付先の実態把握と適切な対応を行うことができる態勢を整備するとともに、償却の要件緩和を契機として、都道府県が債権回収に努めてもなお回収が不可能と見込まれる債権については償却を適時に行うことが必要である。

したがって、機構においては、次のような方策を講じるなどして、より一層債権管理態勢を整備するとともに、不良債権について適切な管理・回収を行い、その解消を図っていくことが必要である。

ア 16年7月の独立行政法人化に伴い地方にも支部を有することになったことから、各支部においても可能な範囲で、都道府県に対しよりきめ細かな支援や助言を行うことができるようにし、また、債権管理アドバイザー制度の趣旨の一層の周知を行うこと

イ 対応基準の内容やその運用についてより一層の周知徹底を図り、また、廃業している延滞先に対する都道府県の債権回収手段として、延滞先の状況に応じた連帯保証制度の運用について検討すること

ウ 債権管理に関する研究会等の機会を増やし、都道府県に対し業務の外部委託や債権の状況に応じた具体的な対応策を定めた債権管理マニュアルの作成方法等についての助言を行ったり、都道府県とともに貸付先や保証人等に関する調査方法や時効管理等についての事例研究を行ったりして、都道府県の管理態勢の充実のため一層の支援を行うこと

また、都道府県においても、貸付先や保証人等に関する必要な情報を十分に把握したり、時効管理を適切に行ったり、対応基準に則った回収措置を講じたりするとともに、債権管理に関する研究会や債権管理アドバイザー制度の利用等を通じて機構の支援や助言を受けるなどして、業務体制や債権管理マニュアル等の整備に努め、適切な債権の管理・回収を行うことのできる態勢の充実に努めることが肝要である。

※朱書き部分は、監査人の判断によるものである。

また、一般財団法人地方自治研究機構によると債権の管理や放棄等を定めた条例が制定されているのは、指定都市（大阪市、広島市を除く 18 市）と 13 都道府県となっている。なお、近隣では、埼玉県、東京都及び神奈川県で制定されているが、茨城県では制定されていない。

⑦監査人としての所見

ア 中小企業高度化資金貸付金の延滞債権に占める割合

中小企業高度化資金貸付金は、全延滞債権額の約 67.5%を占めている。また、分割納付を認めることにより、監査時点においては延滞債権となっていないが、時間の経過により延滞債権化する可能性がある債権が別途管理されている。

イ「⑥会計検査院の平成 16 年度決算検査報告」との対比

会計検査院の検査対象は、中小機構であるが、中小企業高度化資金貸付金については、同機構と都道府県との連携のもとで運用されていることから、会計検査院の指摘は、所管課において債権管理を実施する上でも参考になると考える。

〔項番 1〕延滞債権の状況

大半の延滞先において保全が十分ではなく、また、対象県が貸付後に保全強化を図るため追加して担保を徴求している例も少ない。

物的担保に関して、延滞債権、正常債権ともに、追加担保が徴求された債権は少ない。

- ・保証人による保全の重要性が相対的に増してきている。
- ・貸付後に保全強化を図るため保証人を追加して立てさせている例は少ない。
- ・ほとんどの組合貸しでは、組合員である企業又はその経営者等が連帯保証人となっており、それぞれが組合の借入総額に対して保証債務を負っている。このような多額の保証債務を負うことが、組合員にとっては、信用低下を招き資金調達に支障を来すなど事業活動の障害となる場合がある。

県においても保証人の重要性を認識して対応しているが、追加の保証人を立てた事例はない。

〔項番2〕条件変更債権の状況

- ・条件変更の大半は当年度の約定償還額の一部又は全部の償還を猶予し、猶予額を次回以降の約定償還額に均等に上乗せする方法によっている。
- ・毎年度条件変更を繰り返しているものが多数あり、中には償還がほとんどできずに条件変更を繰り返していて事実上の延滞となっているものもあった。
- ・貸付金の償還猶予を行う際には、都道府県が診断等を実施し償還猶予を妥当と認めたものについて、機構が都道府県から提出された資料等を基に審査して条件変更の承認を行うこととしている。
- ・条件変更の妥当性を判断するために必要となる貸付先の状況把握は、専ら都道府県の調査に委ねられている。
- ・対象県の多くは、経営不振の貸付先に対する支援措置として、貸付先が金融機関等に対する償還を優先する場合であっても、条件変更を認める傾向がある。
- ・前年度に条件変更を行った貸付先の中には翌年度に償還が正常化するものがあるものの、その多くは償還が停滞している。
- ・条件変更債権、特に条件変更を繰り返しているものは、後年、延滞債権となり、債権の早期回収が困難となる可能性が高い。

中小機構との連携を図って条件変更を実施している点については、問題はない。しかしながら、上記の内容は、個々の債権に該当する事項であり、改善が図られているとは言えない。

〔項番3〕高度化事業における不良債権の実態の総括

- ・対象県における高度化事業に係る延滞債権の管理期間は長期化していて、その保全も十分とはいえない状況となっている。
- ・中小企業者等に対する貸付金の管理・回収を直接行っている都道府県及びその支援を行う機構が、それぞれの立場において、これら不良債権を適正に管理し、その解消を図るためにより有効な措置を講じることのできる態勢を整備することが喫緊の課題である。

延滞債権、正常債権ともに管理期間は長期化しており、その保全も十分とは言えないものが多い状況になっている。

未収債権対策チームができて一定の成果を上げているが、債権管理は所管課において実施されている。中小企業高度化資金貸付金以外の延滞債権に全般について言えることではあるが、所管課における態勢整備は必ずしも十分ではない。

〔項番 4〕 対象県の業務体制及び貸付先の状況把握

- ・業務量の増加に比べると手薄となっている。
- ・担当職員の当該事務従事年数は平均 2 年であり、金融機関等で債権回収を経験したり、税の徴収事務を経験したりした職員を担当職員に充てているところは 12 県あったが、当該県におけるこれらの経験を有する担当職員数は平均 1.6 人となっていた。また、債権の管理・回収業務の一部を外部に委託しているところは 3 県あった。
- ・経験や専門性が求められる債権回収等の業務について、十分な経験や知識を有する職員が充てられておらず、しかも少人数で増加する一方の業務を処理している状況である。

所管課における現状も大きく変わるものではなく、職員の人事異動もあり、債権管理のベテランを養成する環境にはなっていない。個々の職員レベルでは、誠意をもって執務に従事している。

〔項番 5〕 貸付金の状況把握

- ・都道府県では、それぞれ債権管理のため、貸付先に対し定期的に貸付対象施設の利用状況や経営状況等についての報告を求めたり、必要に応じて貸付先を訪問したりして、その状況把握を行うこととしている。
- ・規定等により、延滞先については毎年 1 回、また、条件変更を行うものについては条件変更申請を行う際に、貸付先の状況等を報告している。
- ・調査表に記載された計数の調査時点が提出日から 1 年以上前であったものや、報告すべき事項の記載がないものなどがあった。
- ・多くは貸付先からの報告で把握できた範囲で保証人調査表を作成しており、中には前年度以前の記載内容をそのまま当該年度分とするなどして貸付先に確認しないまま機構に報告している例もあった。
- ・組合貸しにおいて、保証人が組合から脱退した企業又はその経営者等である場合は、当該保証人に関する情報を十分に把握しているものはほとんどなく、中には脱退した者の状況について全く調査を行っていない例もあった。
- ・廃業後、管理が長期間に及んでいる延滞先については十分な調査を行い、貸付先や保証人等の状況把握に努める必要がある。
- ・対象県の多くでは貸付先の償還能力の検討が必ずしも十分に行われていない状況である。
- ・県において、貸付先や保証人が無資力であると判断したり、貸付先等の状況を的確に把握していなかったりしていたことなどから、時効中断の措置が執られないまま時効期限が到来していた。

債権の管理期間が長期間なため、全ての債権の状況把握を検討することはしていないが、書面で確認した範囲では、適切な状況把握が実施されている。

特に条件変更に必要な書類の整備状況は適切であった。

保証人調査を実施しているが、死亡等があった場合にタイムラグが生じた事案が確認され

た。

正常債権に該当している貸付先に対しては、完済が著しく困難と判断している貸付先から優先し、順次、保証人調査を実施しているが、死亡等があった場合にタイムラグが生じた事案が確認された。

延滞債権に該当している貸付先に対しては、調査を実施して保証人等の状況把握を行っている。

条件変更を行うことによって貸付先の償還能力の把握を難しくしていることはあるが、民間であれば償還能力なしと判断し、保証人からの回収を図る債権が大部分である。

なお、正常債権に区分される貸付先については、償還可能性がある貸付先が含まれている。個人情報保護の観点から貸付先や保証人の財産状況を把握することが、年々難しさを増している。時効の管理は実施されている。

〔項番6〕 債権管理アドバイザー制度の利用

- ・機構では、債権回収の専門知識を持つ民間の専門家（弁護士、債権回収会社の社員）を債権管理アドバイザーとして登録し、法律上の問題のみならず日常の管理から貸付先との交渉方法等に至るまで高度化事業に係る債権管理に関する都道府県からの様々な相談に対し、これら専門家が回答や助言を行う制度を13年6月から設けている。
- ・アドバイザーによる出張相談を利用していたところはなく、対象県が有する不良債権の件数等に鑑みると低調な実績となっていた。
- ・対象県の多くが主として法律上の問題については、必要に応じて独自に弁護士などに相談している。

アドバイザーを利用している事案は確認している。また、必要に応じて弁護士との相談を実施している。

〔項番7〕 債権管理に関する規程等の整備

- ・都道府県では、高度化事業に係る資金の貸付規則を制定し、これに基づき、中小企業者等に対する貸付けや債権の管理を行っている。
- ・経営動向等を常時把握することには限界がある。
- ・都道府県の事務の実情に応じて債権管理に関する規程や債権管理マニュアルを作成し、管理・回収の方法、処理の基準を定めておくことは、特に担当職員が人事異動によって頻繁に交代するような場合には有効な方策である。

中小機構の規程、県の諸規程等に基づいて債権管理を実施している。

所管課として債権管理マニュアルを作成するとともに、中小機構と連携して、貸付先を完済見通しに基づき分類し、分類に応じた管理方針のもと、債権管理を実施している。

〔項番8〕 抵当権の実行及び強制執行等による回収

- ・貸付先からの償還が滞った場合、都道府県は上記契約に基づき抵当権の実行及び保証人への強制執行等を行うことにより債権を回収することになる。
- ・対応基準では、営業中であっても返済への誠意がない先や廃業して保証人からの代位弁済等による回収の可能性がない先に対しては、担保物件について抵当権を実行したり、保証人への強制執行を行ったりすることなどとされている。
- ・保証人等が担保物件を使用していることなどを理由に抵当権実行や任意処分等が行われていなかった。
- ・担保物件に対する抵当権実行や任意処分等が行われていたが、これにより債権の一部を回収したものの、保証人等の資産に対する強制執行を行っていない。
- ・保証人等の資産に対する強制執行を行っていたものもあるが、多くは競売等の手続中の状態となっていた。
- ・対象県が保証人からの代位弁済等による回収の可能性があると判断し当該措置を執っていないものもある。しかし、このような判断ができないのに、抵当権の実行や強制執行等の措置を執っていなかったり、その検討を十分に行っていなかったりした例も多く、対象県によっては、廃業している延滞先に対し対応基準に則った債権回収措置やその検討が十分に行われていない状況であった。
- ・連帯保証人が死亡したり、交代したりする場合を除いて、原則として連帯保証の解除を認めていないなど厳格な運用を行っている。しかし、実際の債権回収に当たっては、連帯保証制度についても延滞先の状況に応じた運用を行う必要がある。

抵当権の実行及び強制執行等による回収は、本来であれば、より早い段階での実施も可能と思われるが、破産等組合を優先して実施されている。

保証人からの回収が可能と思われる事案であっても、保証人の事業継続や生計維持に配慮していると思われる。

個別の事情を斟酌する結果、適時的確な法的措置の実施に至っていない事例があり、問題がある。

延滞先への対応で、抵当権の実行、保証人への強制執行等を検討すべき延滞先に対してこれを行っていない事例が見受けられる。

会計検査院においては、「連帯保証人からの要請に応じ、他の連帯保証人全員の同意を得た上で連帯保証を解除して保証債務の分割を認めることが、債権の全額を直ちに回収できないまでも回収手段として有効な場合がある。これは、分割を認めることが、各連帯保証人の保証債務を減少させ、その結果、信用力を高め金融機関からの資金調達を容易にし、償還能力を向上させることがあるからである。このように少しでも確実に債権を回収するという観点から、連帯保証制度についても延滞先の状況に応じた運用が求められる。」としており、今後の保証人に対する対応として参考になると考える。

〔項番 9〕 会計検査院の所見

- ・経済の長期低迷等により中小企業者を取り巻く経済環境は依然厳しい状態が続き、近年、高度化事業における延滞債権の残高が増加する傾向にあり、その管理は長期化している。また、後年、延滞債権となる可能性が高い条件変更債権も増加する傾向にある。
- ・延滞債権となる可能性が高い条件変更債権も増加する傾向にある。
- ・機構自らの努力のほか都道府県の理解と協力が不可欠である。
- ・償却の要件緩和を契機として、都道府県が債権回収に努めてもなお回収が不可能と見込まれる債権については償却を適時に行うことが必要である。
- ・債権管理アドバイザー制度の趣旨の一層の周知。
- ・廃業している延滞先に対する都道府県の債権回収手段として、延滞先の状況に応じた連帯保証制度の運用について検討。
- ・債権管理に関する研究会等の機会を増やす。
- ・業務の外部委託や債権の状況に応じた具体的な対応策を定めた債権管理マニュアルの作成方法等についての助言。
- ・都道府県においても、貸付先や保証人等に関する必要な情報を十分に把握したり、時効管理を適切に行ったり、対応基準に則った回収措置を講じたりするとともに、債権管理に関する研究会や債権管理アドバイザー制度の利用等を通じて機構の支援や助言を受けるなどして、業務体制や債権管理マニュアル等の整備に努め、適切な債権の管理・回収を行うことのできる態勢の充実を図ることが肝要。

〔項番 1〕から〔項番 8〕までにおいて、会計検査院の指摘に対する茨城県の状況を記載した。〔項番 9〕の会計検査院の所見が発出されてから令和 3 年までの時間の経過はあるが、監査人の令和 3 年度の中小企業高度化資金貸付金に対する包括外部監査の所見とほぼ変わらないものである。

すなわち、中小企業高度化資金貸付金については、会計検査院が実施した平成 16 年度決算検査報告時点で、ほぼ延滞債権として固定化されており、追加担保、追加保証人による債権保全もできず、貸付先自体が破産等の法的措置をとることを待つ、最大の延長期限までの条件変更を行うなどしか対応策がなかったことを表している。

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	34,761,000	34,761,000	0	0	
		債務者数	9	9	0		
	過年度分	金額	4,149,839,071	65,633,329	0	4,084,205,742	
		債務者数	8	8	0		
	小計	金額	4,184,600,071	100,394,329	0	4,084,205,742	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	77,604,555	77,591,000	0	13,555	
		債務者数	9	9	0		
	過年度分	金額	4,218,139,668	68,314,152	0	4,149,825,516	
		債務者数	7	7	0		
	小計	金額	4,295,744,223	145,905,152	0	4,149,839,071	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	595,618,578	101,691,000	0	493,927,578	
		債務者数	16	15	0		
	過年度分	金額	3,832,660,233	108,448,143	0	3,724,212,090	
		債務者数	6	6	0		
	小計	金額	4,428,278,811	210,139,143	0	4,218,139,668	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	430,721,000	S62.1.21	123,121,993
2	B	730,150,000	H2.4.25	297,269,370
3	C	1,086,407,000	H3.4.19	476,387,804
4	D-①	538,050,000	H4.9.30	305,362,090
5	D-②	1,026,720,000	H5.12.27	725,759,140
6	E-①	1,798,900,000	H6.10.6	656,053,024
7	E-②	256,000,000	H6.10.6	125,389,000
8	F-①	410,340,000	H6.10.12	245,275,541
9	F-②	142,210,000	H6.10.12	60,851,000
10	F-③	253,370,000	H6.11.8	169,005,440
11	E-③	1,307,140,000	H7.11.10	665,014,194
12	E-④	166,970,000	H7.11.10	89,265,000
13	G	332,000,000	H8.5.24	145,452,146
合計				4,084,205,742

①債務者別回収率

(単位：円)

氏名	当初債権額	未収債権額	回収率
A	430,721,000	123,121,993	71.41%
B	730,150,000	297,269,370	59.29%
C	1,086,407,000	476,387,804	56.15%
D	1,564,770,000	1,031,121,230	34.10%
E	3,529,010,000	1,535,721,218	56.48%
F	805,920,000	475,131,981	41.04%
G	332,000,000	145,452,146	56.19%
合計	8,478,978,000	4,084,205,742	51.83%

いずれの債権も、その発生時期、回収率から判断し、法的措置を実施する債権、又は今後対象となる延滞債権である。

債務者A、B及びGについては、特定調停条項に基づく保証人からの一定金額の回収が完了の後、回収できなかった債権残高について不納欠損処理が行われる予定となっている。

②個々の債権の状況

個々の債権の状況は、次のとおりである。

摘要	A	B	C	D-①、②	E-①、②、③、④	F-①、②、③	G
区 分	商業系	商業系	商業系	工業系	工業系	工業系	商業系
種 類	小売商業等店舗共同化（構改・特定）事業	小売商業等店舗共同化（構改・特定）事業	小売商業等店舗共同化（構改・特定）事業	①小規模企業集団化事業 ②小規模企業集団化事業	①小規模企業集団化事業 ②小規模企業集団化事業（地域環境保全施設等設置）事業 ③小規模企業集団化（共同公害防止等）事業 ④小規模企業集団化（共同公害防止等）事業	①工場等集団化事業 ②工場等集団化（共同公害防止等）事業 ③工場等集団化事業	共同施設事業（構改・一般）事業
契約日（貸付日）	S62.1.21	H2.4.25	H3.4.19	①H4. 9.30 ②H5.12.27	①H6.10.6 ②H6.10.6 ③H7.11.10 ④H7.11.10	①H6.10.12 ②H6.10.12 ③H6.11.8	H8.5.24
施設オープン日又は供用開始日	S61.10	H2.4	H2.11	同上の時期	同上の時期	同上の時期	同上の時期
延滞始期	H13.10.12	H18.9.27	H30.9.30	H12.4.30	H19.4.30	H11.10.1	H29.9.30
組合の現状	共同店舗はH16に閉店。 組合は実質解散状態。	共同店舗はH18に閉店。 組合は実質解散状態。	H30.11.16破産手続開始。 R3.1.29破産手続廃止の決定確定。	事業継続中。	事業継続中。	事業継続中。	H29.12.20破産手続開始。 R1.7.11破産手続廃止の決定確定。
連帯保証人の対応状況	連帯保証人は13名。 相続調査・資産調査を実施のうえ、連帯保証人から徴求。	連帯保証人は8名。 相続調査・資産調査を実施のうえ、連帯保証人から徴求。	連帯保証人は9名。 相続調査・資産調査を実施している。	連帯保証人は10名。 随時、相続調査・資産調査を実施している。	連帯保証人は8名。 随時、相続調査・資産調査を実施している。	連帯保証人は5名。 随時、相続調査により相続人の特定をしている。	連帯保証人は4名。 相続調査・資産調査を実施のうえ、連帯保証人から徴求。
今後の対応	相手方と特定調停により一部債務免除。（※県議会（R3.3定）において議決済） 調定条項履行後、不納欠損予定。 ※一部債権放棄済。	相手方と特定調停により一部債務免除。（※県議会（R3.3定）において議決済） 調定条項履行後、不納欠損予定。 ※一部債権放棄済。	最大限回収のうえ、債権放棄を含め、債権整理を検討する。	組合が償還財源を確保できるよう支援を行う。 撤退企業跡地については、担保処分を進める。 破綻等の事業廃止となった時点で、中小機構と調整のうえ、債権整理を進める。	組合が償還財源を確保できるよう支援を行う。 撤退企業跡地については、担保処分を進める。 破綻等の事業廃止となった時点で、中小機構と調整のうえ、債権整理を進める。	組合が償還財源を確保できるよう支援を行う。 撤退企業跡地については、担保処分を進める。 破綻等の事業廃止となった時点で、中小機構と調整のうえ、債権整理を進める。	相手方と特定調停により一部債務免除。（※県議会（R3.3定）において議決済） 調定条項履行後、不納欠損予定。 ※一部債権放棄済。

③令和3年第3回茨城県議会定例会における特定調停議案上程について

令和3年第3回定例会（令和3年9月30日開会）において、上記7件の債権のうち3件

(主債務者A、主債務者B、主債務者G)について特定調停についての議案が上程された。

ア 主債務者Aに対する特定調停内容

第134号議案

特定調停について

水戸簡易裁判所令和3年(特ノ)第7号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第8号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第10号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第12号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第13号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第14号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第15号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第18号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第20号特定調停事件及び同裁判所同年(特ノ)第21号特定調停事件について、県は、次のとおり調停を成立させる。

1 申立人等の住所氏名等

(1) 申立人

ア 主債務者 A

イ 連帯保証人

(ア) a

(イ) b

(ウ) c

(エ) d

(オ) e

(カ) f

(キ) g

(ク) h

(ケ) i

(2) 相手方 茨城県

2 調停成立の方針

(1) 主債務者Aは、県に対し、県の主債務者に対する昭和62年1月21日付け中小企業高度化資金貸付金として、元金123,121,993円及びこれに対する平成13年10月1日から支払済みまで年10.75パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。

なお、連帯保証人は、県に対し、県の主債務者に対する昭和62年1月21日付け中小企業高度化資金貸付金の連帯保証債務として、元金123,121,993円及びこれに対する平成13年10月1日から支払済みまで年10.75パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。

(2) 連帯保証人aは、(1)の金員のうち180,000円を、同bは、(1)の金員のうち360,000円を、同cは、(1)の金員のうち2,920,000円を、同dは、(1)の金員のうち840,000円を、同eは、(1)の金員のうち1,440,000円を、同fは、(1)の金員のうち360,000円を、同g

は、(1)の金員のうち 360,000 円を、同 h は、(1)の金員のうち 211,000 円を、同 i は、(1)の金員のうち 180,000 円を、県に対し、令和 4 年 3 月 31 日までに支払う。

(3) 連帯保証人が(2)の支払を怠ったときは、その連帯保証人は、県に対し、(1)の金員から既払金を控除した残金を支払う。

(4) 連帯保証人が遅滞することなく(2)の金員を支払ったときは、県は、連帯保証人に対し、(1)のその余の金員の支払義務を免除する。

なお、連帯保証人ら全員がそれぞれ遅滞することなく(2)の金員を支払ったときは、県は、主債務者に対し、(1)のその余の金員の支払義務を免除する。ただし、県が申立人である連帯保証人ら以外の連帯保証人である申立外亡 j 及び同亡 k の各相続財産から弁済を受けられる場合には、その弁済を受ける範囲で前記の支払義務の免除の意思表示はなかったものとし、債務免除の効果は失効する。

(5) 申立人及び県は、申立人と県との間には、本件に関し、この調停条項に定めるもののほか債権債務がないことを相互に確認する。

(6) 調停費用は各自の負担とする。

イ 主債務者 B に対する特定調停内容

第 132 号議案

特定調停について

水戸簡易裁判所令和 3 年（特ノ）第 5 号特定調停事件、同裁判所同年（特ノ）第 9 号特定調停事件、同裁判所同年（特ノ）第 11 号特定調停事件、同裁判所同年（特ノ）第 16 号特定調停事件、同裁判所同年（特ノ）第 17 号特定調停事件及び同裁判所同年（特ノ）第 19 号特定調停事件について、県は、次のとおり調停を成立させる。

1 申立人等の住所氏名等

(1) 申立人

ア 主債務者 B

イ 連帯保証人

(ア) a

(イ) b

(ウ) c

(エ) d

(オ) e

(2) 相手方 茨城県

2 調停成立の方針

(1) 主債務者は、県に対し、県の主債務者に対する平成 2 年 4 月 25 日付け中小企業高度化資金貸付金として、元金 297,269,370 円及びこれに対する平成 18 年 9 月 28 日から支払済みまで年 10.75 パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認め

る。

なお、連帯保証人は、県に対し、県の主債務者に対する平成2年4月25日付け中小企業高度化資金貸付金の連帯保証債務として、元金297,269,370円及びこれに対する平成18年9月28日から支払済みまで年10.75パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。

- (2) 連帯保証人 a は、(1)の金員のうち3,000,000円を、同 c は、(1)の金員のうち360,000円を、同 d は、(1)の金員のうち360,000円を、同 e は、(1)の金員のうち2,196,000円を、県に対し、令和4年3月31日までに支払う。

なお、連帯保証人 b は、(1)の金員のうち30,075,000円を、県に対し、分割して令和6年9月30日までに支払う。

- (3) 連帯保証人 a、同 c、同 d 及び同 e が(2)の支払を怠ったときは、その連帯保証人は、県に対し、(1)の金員から既払金を控除した残金を支払う。

なお、連帯保証人 b が(2)の分割金の支払を2回以上怠ったときは、当然に(2)の期限の利益を失い、県に対し、(1)の金員から既払金を控除した残金を支払う。

- (4) 連帯保証人が遅滞することなく(2)の金員を支払ったときは、県は、連帯保証人に対し、(1)のその余の金員の支払義務を免除する。

なお、連帯保証人ら全員がそれぞれ遅滞することなく(2)の金員を支払ったときは、県は、主債務者に対し、(1)のその余の金員の支払義務を免除する。

- (5) 申立人及び県は、申立人と県との間には、本件に関し、この調停条項に定めるもののほか債権債務がないことを相互に確認する。

- (6) 調停費用は各自の負担とする。

ウ 主債務者Gの連帯債務者に対する特定調停内容

第133号議案

特定調停について

水戸簡易裁判所令和3年(特ノ)第6号特定調停事件について、県は、次のとおり調停を成立させる。

1 申立人等の住所氏名

- (1) 申立人 a
(2) 相手方 茨城県

2 調停成立の方針

- (1) 申立人は、県に対し、県の申立外 G に対する平成8年5月24日付け中小企業高度化資金貸付金の連帯保証債務として、元金141,167,165円並びにこれに対する利息4,284,981円及び平成29年10月1日から支払済みまで年10.75パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。

- (2) 申立人は、(1)の元金のうち2,967,000円を、県に対し、令和4年3月31日までに支

払う。

(3) 申立人が(2)の支払を怠ったときは、申立人は、県に対し、(1)の金員から既払金を控除した残金を支払う。

(4) 申立人が遅滞することなく(2)の金員を支払ったときは、県は、申立人に対し、(1)のその余の金員の支払義務を免除する。

(5) 申立人及び県は、申立人と県との間には、本件に関し、この調停条項に定めるもののほか債権債務がないことを相互に確認する。

(6) 調停費用は各自の負担とする。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	1,981,018,247	5	
平成23年度	391,660,782	3	
平成24年度	383,123,714	3	
平成25年度	341,037,430	3	
平成26年度	269,628,753	2	
平成27年度	95,896,866	1	
平成28年度	0	0	
平成29年度	145,452,146	1	
平成30年度	476,387,804	1	
令和元年度	0	0	
令和2年度	0	0	
合計	4,084,205,742		

(5) 不納欠損処理

①平成 30 年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和 2 年度

該当なし

※令和 3 年第 3 回茨城県議会定例会における権利の放棄議案上程について

令和 3 年第 3 回定例会において、上記 7 件の債権のうち 3 件（主債務者 A、主債務者 B、主債務者 G）について権利の放棄についての議案が上程された。

区分	年度又は期別	金額	債務者住所氏名	権利放棄の理由
中小企業高度化 資金貸付金 A	昭和 61 年度	123,121,993 円 及びその違約金 に係る連帯保証 債務	3 名	回収不能のため、権利を放棄 するもの
中小企業高度化 資金貸付金 B	平成 2 年度	297,269,370 円 及びその違約金 に係る連帯保証 債務	3 名	回収不能のため、権利を放棄 するもの
中小企業高度化 資金貸付金 G	平成 8 年度	145,452,146 円 及びその違約金 に係る連帯保証 債務	2 名	回収不能のため、権利を放棄 するもの

(6) 全体として

【意見】

延滞債権となっている中小企業高度化資金貸付金については、事業計画はバブル期の中で作成され、施設の施工、あるいは完成がバブル期の終焉前後となった案件が主体となっている。

「(3)債権明細 ②個々の債権の状況」の「今後の対応」で記載したとおり、延滞債権の回収は極めて難しい状況となっている。

所管課の説明するように、貸付実績は、総額約 561 億円 (467 件) 規模で実施され、現在の貸付残高は約 57 億円 (22 件) となっており、中小企業の高度化に貢献したことは事実である。

項目	貸付実績 S36～H14 年度	貸付残高 R3.3.31 現在	左の内訳	
			正常先等	延滞先(未収金)
貸付先数	270 組合等	15 組合等	8 組合等	7 組合
貸付件数	467 件	22 件	9 件	13 件
貸付総額	約 561 億円	約 57 億円	約 22 億円	約 35 億円

しかしながら、中小企業高度化資金貸付金は、税外延滞債権額の約 67.5%を占めているのも事実であり、また、分割納付を認めることにより正常先に分類されている 8 組合等に対する債権が約 22 億円あり、この中には時間の経過により延滞債権化する可能性がある債権が含まれている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、債務者の経営環境はさらに厳しくなっているが、事業継続の意思を有し、分割納付を継続している債務者に対しては、経営面、財務面からも指導・助言を行う重要性が増していると考えます。

所管課にあっては、中小企業高度化資金貸付金については、茨城県における税外延滞債権の約 67.5%を占めていること、正常債権の中に延滞債権化する可能性がある債務者が存在することを認識し、会計検査院の平成 16 年度決算結果報告に対する検討結果などを参考に、より適切な債権管理を図られたい。

第6 農林水産部

監査対象課の主な業務内容は、次のとおりである。

1 農業経営課	
1	農業協同組合等に関する事(農業政策課の所管に係るものを除く。11及び12において同じ。)
2	農業共済組合等に関する事。
3	農業金融に関する事。
4	土地改良事業に係る融資に関する事。
5	農業改良資金特別会計に関する事。
6	農住組合に関する事。
7	農林振興公社の指導に関する事。
8	農業経営基盤の強化(農業技術課の所管に係るものを除く。)に関する事。
9	農地中間管理機構に関する事。
10	耕作放棄地対策に関する事。
11	農地法(昭和27年法律第229号)の施行に関する事。
12	農業委員会等に関する事。
13	農事調停に関する事。

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
5-1-1	農業改良資金 《特別会計》 農業改良資金貸付金(元金)	116,079千円
	違約金	40,270千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
5-1-1	【意 見】 県が貸付の適否を決定する際は、需給予測、設備投資の規模、農業者の経営能力など事業計画の実行可能性について、県の各機関で、より慎重に検討すべきであった。
	【指 摘】 今後、同様の貸付事業を実施する場合、履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び茨城県財務規則に基づき、債務者及び保証人に対して速やかに督促手続を行うとともに、督促手続等の関係文書について、未収金の回収事務が終了するまで保存しなければならない。

	<p>【意見】</p> <p>現在、県では貸付事業を実施していないが、今後、同様の貸付事業を実施する場合は、経営支援、技術支援、金融支援、財務支援など農業経営に必要な各種支援、情報提供、指導などにより、延滞債権の発生を未然防止が図られるよう、当該案件から得た教訓を共有化し、今後の再発防止に資する必要がある。</p>
	<p>【意見】</p> <p>返済意思や返済能力についての審査を慎重に実施すべきであったと考える。</p>
	<p>【意見】</p> <p>元金の回収ができたにもかかわらず、違約金 9,743,504 円については不納欠損処理となったものである。このような状況は、債務者に対して元金の返済を実施すれば、違約金については不納欠損処理の対象になるとの誤った情報提供になりかねないことから、違約金についても、引き続き、元金と同水準での回収に努めるべきである。</p>
	<p>【意見】</p> <p>連帯保証人が元金を返済する能力があったことを考えると、早期に法的措置を行えば多額の違約金も発生せず、不納欠損処理を行わなくてよい方向に向かった可能性が高い。催告しても返済がない事案については、法的措置を早期に検討すべきである。</p>

5-1-1 農業改良資金貸付金（元金・違約金）

(1) 債権の概要

1	所 管 課 名	農林水産部 農業経営課		
2	債 権 の 名 称	農業改良資金貸付金（元金・違約金）		
3	債 権 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> 公債権（強制徴収） <input type="checkbox"/> 公債権（非強制徴収） <input type="checkbox"/> （ ）		
4	債権の内容・発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業改良措置を行うため、施設・機械の改良・造成・取得、永年性植物の植栽・育成、家畜の購入・育成等を実施する農業者等に必要な資金を無利子で貸し付け（県の直接貸付は昭和31年～平成14年） ・ 貸付上限 農業改良資金制度運用基本要綱で定める標準資金需要額の80%（畜産は90%） ・ 償還期間 12年以内（据置3年以内） ・ 貸付手続の概要 <ul style="list-style-type: none"> ①借受申請者は申請書正副2通を農協等に提出 ②農協等は正本1部に貸付に関する意見を添え、地域農業改良普及センターに送付 ③地域農業改良普及センターは、正本1部に普及活動上の意見を添えて知事に送付 ④知事は②③の意見を参酌して、経営を改善する見込み等を審査し、貸付の適否を決定 		
5	根 拠 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業改良資金助成法（現農業改良資金融通法） ・ 農業改良資金助成法施行令及び農業改良資金助成法施行規則 ・ 農業改良資金制度運用基本要綱 ・ 茨城県農業改良資金貸付規程 ほか 		
6	債 務 者 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人		
7	消 滅 時 効	公 債 権	年	
		私 債 権	民法改正前	10年
			民法改正後	5年
8	債権発生・債権管理の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延滞が発生した場合、財務規則に従って督促を行う。その後、年2回督促状を送付する。 ・ 併せて、借受者、連帯保証人、貸付金融機関、市町村及び県担当者等による打合せを行い、農業技術に係る助言、返済スケジュールの変更及び借換等、経営改善に係る相談等を実施。 ・ 債務者に対し戸別訪問・臨戸徴収を実施 		

		<ul style="list-style-type: none"> ・H30 からサービサーに回収委託（5～7件／年：督促状の送付・電話督促等） ・債権管理は農業経営課で実施 ・債権管理はエクセルで独自プログラムを作成し管理している。
9	延滞に係る違約金	<ul style="list-style-type: none"> ・農業改良資金助成法（現農業改良資金融通法）第11条の規定により年12.25%の違約金が発生する。

【補足説明】

①事業の概要

- ・農業改良資金貸付事業は、「農業改良措置」を実施する農業者等に必要な資金を、農業改良資金融通法に基づき無利子で貸し付ける制度で、昭和31年から実施。
- ・平成14年度までは、県から農業者へ直接貸し付ける「直貸方式」で実施していたが、制度改正により、平成15年度から平成22年9月までは、県から農協等の融資機関へ貸し付けた原資を元に、融資機関が農業者に貸し付ける「転貸方式」（茨城県農業信用基金協会による債務保証あり）となり、平成22年10月からは日本政策金融公庫による貸付となっている。
- ・現在の県の事務は、貸付資格の認定及び県直貸分の未収債権の回収・管理である。

②正常債権の状況

- ・なし（県の貸付事業は平成22年度で終了しているため。）
- ・現在ある債権は、全て延滞債権。

③未収債権の状況

- ・令和2年度末現在の未収債権額は、156,349千円（元本116,079千円、違約金40,270千円）。
- ・平成14年度まで県は農業者に直接貸付をしたが、借受者が当初の計画どおりの価格での販売や販路の確保ができずに、資金繰りの悪化や経営の破綻等の結果、延滞となっている。
- ・令和2年度は、年度中の元金返済に係る違約金（年率12.25%）の調定額が多額になったことなどから未済額が増加している。

・農業改良資金（県直貸分）の延滞状況

（単位：件、千円）

年度	延滞件数		過年度分		現年度分 未済額 b	年度未収入 未済額 a+b
	元金	違約金 のみ	収入額	未済額 a		
H23	24	20	7,940	151,282	5,465	156,747
H24	23	19	8,279	148,468	600	149,068
H25	22	18	7,362	141,706	530	142,236
H26	22	18	3,132	139,104		139,104
H27	19	16	5,057	134,047		134,047
H28	17	12	3,627	130,420		130,420
H29	17	11	3,079	127,340		127,340
H30	17	10	2,415	124,925		124,925
R01	15	11	6,305	118,620		118,620
R02	14	9	2,541	116,079	40,270	156,349

④令和2年度の不納欠損処理の状況

- ・時効の到来により、違約金1件、9,744千円を不納欠損処理

⑤令和3年度の処理方針

- ・借受者や連帯債務者への督促状送付、臨戸訪問、サービサーを活用した債権回収等の実施により、未収債権の回収を図る。
- ・長期に返済がないなど悪質な案件（5件）について、県未収対策チームが委託する弁護士法人に委託しており、今後、交渉状況に応じて法的措置を講ずることで、未収債権の回収を図っていく。

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	52,667,275	2,653,718	9,743,504	40,270,053	
		債務者数	8	4	1		
	過年度分	金額	118,619,873	2,540,455	0	116,079,418	
		債務者数	14	8	0		
	小計	金額	171,287,148	5,194,173	9,743,504	156,349,471	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	3,493,663	3,493,663	0	0	
		債務者数	2	2	0		
	過年度分	金額	124,925,367	6,305,494	0	118,619,873	
		債務者数	15	10	0		
	小計	金額	128,419,030	9,799,157	0	118,619,873	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	940,000	940,000	0	0	
		債務者数	2	2	0		
	過年度分	金額	127,340,367	2,415,000	0	124,925,367	
		債務者数	15	9	0		
	小計	金額	128,280,367	3,355,000	0	124,925,367	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	a	9,000,000	平成5年8月27日	2,530,000
2	b	12,000,000	平成6年8月26日	11,292,928
3	c	18,000,000	平成7年3月24日	2,050,000
4	d	17,500,000	平成7年10月20日	2,230,000
5	e	23,288,000	平成8年1月26日	19,159,946
6	f	13,000,000	平成8年7月23日	6,848,000
7	g	14,700,000	平成10年10月29日	13,427,549
8	h	11,000,000	平成11年3月19日	3,572,275
9	i	28,000,000	平成11年10月28日	24,085,540
10	j	20,657,000	平成12年1月31日	8,869,882
11	k	28,000,000	平成12年6月16日	17,485,000
12	l	4,950,000	平成13年11月28日	2,458,000
13	m	23,000,000	平成14年1月31日	7,925,000
14	n	750,219	平成12年3月10日	445,829
15	o	464,566	平成22年11月22日	83,705
16	p	3,620,097	平成27年12月14日	2,285,508
17	q	740,587	平成28年3月23日	730,587
18	r	8,977,684	平成29年1月31日	5,157,684
19	s	25,817,143	令和3年2月26日	25,712,038
合計		263,465,296		156,349,471

(所管課に対する質問及び回答)

未収債権額1,000万円以上の債権については①これまでの経緯の概略及び②今後の対応方針、1,000万円未満の債権については今後の対応方針について所管課に質問した回答は、次のとおりである。

◆未収債権額1,000万円以上の債権

債務者名	これまでの経緯	今後の対応方針
番号 2 b	<ul style="list-style-type: none"> ・花き栽培施設設置のため、平成6年8月に1200万円を借受け。 ・平成10年1月から延滞。その後、一部返済があったものの、平成19年5月以降返済無し。 ・平成21年5月、関係者と償還会議開催。同日、借受者から債務確認書兼支払計画書提出されるが返済無し。 ・平成23年度以降、借受人及び連帯保証人(1名)に 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士委託案件であり、今年度中に進展がない場合、訴訟等の法的措置に移行する。

	<p>年2回督促状を送付するとともに、平成24から29年度まで断続的に借受者宅を訪問し返済を督促。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年1月に連帯債務者である父から債務確認書提出されるが返済無し。 ・対応強化のため、平成30年4月からサービサーに委託。 ・更なる対応強化のため、令和3年4月から弁護士に委託。 ・連帯保証人に対し、平成23年8月及び平成25年10月に自宅を訪問し督促。 	
番号 5 e	<ul style="list-style-type: none"> ・トマトの水耕栽培施設設置のため、平成8年1月に2,328.8万円(案件1:528.8万円+案件2:1,800万円)を借受け。 ・平成11年10月から延滞 ・平成20年頃、ともに農業をしていた父の死去を機に離農し、その後はアルバイトで生計を立てている。 ・平成12年度から15年度まで年100万円程度の返済があったが、その後、平成23年9月までほとんど返済が無く、同年10月から概ね6,000円/月の返済を再開。断続的に自宅訪問等を行っており、現在まで分納は続いている。 ・平成23年度以降、借受人及び連帯保証人(2名)に年2回督促状を送付し、令和2年3月に連帯保証人の1名から案件1の元金未済全額247.3万円を納付される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当面、現在の分納(6千円/月)を継続するとともに、本人から所得証明資料を提出させ、納付額の限界を把握する。 ・連帯保証人に対し引き続き年2回督促状を送付するなど督促を行っていく。
番号 7 g	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用肥育牛育成のため、平成10年10月に900万円、平成12年2月に900万円、計1,800万円借入れ。 ・平成14年10月から延滞 ・平成16年度頃から、年に5~10万円程度納付。近年は借受者宅を月1回訪問し1万円徴収。 ・平成23年度以降、借受者及び連帯保証人(3名)に年2回督促状を送付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当面、現在の分納(1万円/月)を継続するが、本人から所得証明資料を提出させ、増額の余地の有無を確認する。 ・連帯保証人に対しても、所得証明資料を提出させて納付能力を確認するなど督促を強化していく。

<p>番号 9 i</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ i 氏の夫が水耕施設設置のため、平成 11 年 10 月に 2,800 万円を借受け。 ・ i 氏の夫が平成 12 年と平成 14 年に事故入院し、2 回支払い猶予措置を受ける。 ・ 平成 15 年 1 月延滞発生 ・ 平成 19 年 5 月に i 氏の夫が死去し、同年 11 月に i 氏が債務継承届提出。i 氏は契約社員で生計を立てている。 ・ 平成 23 年度以降、借受者及び連帯保証人(3 名)に年 2 回督促状を送付。 ・ 平成 24 年度に借受者及び連帯保証人を訪問し、3.3 万円回収。 ・ 平成 29 年度に連帯保証人 1 名が自己破産し、配当金 35.7 万円が納付される。 ・ 平成 30 年度にサービサーに未収債権回収委託。借受者から 3 万円回収。 ・ 令和 3 年度から弁護士に未収債権回収委託。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士委託案件であり、今年度中に進展がない場合、訴訟等の法的措置に移行する。
<p>番号 11 k</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水耕栽培施設設置のため、平成 12 年 6 月に 2,800 万円を借受け。 ・ 平成 15 年 12 月延滞発生 ・ 平成 14 年から塾講師と兼業。平成 20 年 2 月に離農し塾講師に専念。 ・ 平成 20 年度から平成 25 年度まで月 8 万円納付していたが、平成 26 年度以降、塾生の減少等により返済が途絶えがちになる。 ・ 平成 23 年度以降、借受者及び連帯保証人(3 名)に年 2 回督促状を送付。 ・ 令和 2 年度からサービサーに未収債権回収委託したところ、月 1 万円納付されるようになり、現在まで継続中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、サービサー等を活用し、現在(1 万円/月)以上の納付を求めていくとともに、借受者及び連帯保証人に年 2 回督促状を送付するなど督促を行っていく。
<p>番号 19 s</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ s 氏の父が肉用肥育牛育成のため、平成 5 年 10 月に 1,030 万円、平成 7 年 2 月に 1,030 万円、計 2,060 万円借入れ。 ・ 平成 9 年 9 月延滞発生 ・ 平成 13 年 4 月に s 氏の父が死亡。 ・ 同年 6 月に妻と長男 s 氏が相続放棄したが、連帯保証人に迷惑をかけないため、s 氏が分納で返済する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面は、現在の分納を継続するが、現在の事業の経営状況を注視しつつ、増額を求めていく。 ・ 引き続き、借受者及び連帯保証人に年 2 回

	<p>こととなり、同年9月から月7万円の分納を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度以降、連帯保証人(3名)に年2回督促状を送付。 ・令和3年2月に元金完済。 ・同年3月に違約金納付書を送付。 ・令和3年4月に違約金の返済方針について同氏と面談。その結果、令和3年4月15日付けでs氏から確約書と支払計画書(新型コロナウイルス感染症の影響のため経営が厳しいことから、当面は月1万円)が提出され、現在、分納継続中。 	<p>督促状を送付するなど督促を行っていく。</p>
--	---	----------------------------

※朱書きは、延滞発生時期等を強調するために監査人が行ったものである。

◆未収債権額 1,000 万円未満の債権

借受者名	対 応 方 針
番号1 a	<ul style="list-style-type: none"> ・当面、現在の分納(1.5万円/月)を継続するが、本人から所得証明資料を提出させ、増額の余地の有無を確認する。 ・引き続き、借受人及び連帯保証人に対して年2回督促状を送付するなど督促を行っていく。
番号3 c	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、現在の分納(5万円/月)を継続する。 ・借受人及び連帯保証人に対して年2回督促状を送付するなど督促を行っていく。
番号4 d	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の分納(数カ月ごとに10万円程度)を継続する。 ・借受者及び連帯保証人に年2回督促状を送付するなど督促を行っていく。
番号6 f	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年6月に約束した分納計画(半年ごとに100万円)に従った納付を求めていく。 ・引き続き、借受者及び連帯保証人に年2回督促状を送付するなど督促を行っていく。
番号8 h	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の分納(年5~20万円)を継続する。 ・引き続き、借受者及び連帯保証人に年2回督促状を送付するなど督促を行っていく。
番号10 j	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士委託案件であるが今年度中に進展がない場合、訴訟等の法的措置に移行する。 ・引き続き、借受者及び連帯保証人に年2回督促状を送付するなど督促を行っていく。
番号12 l	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月に提出された違約金支払計画書に従った納付を求めていく。 ・引き続き、借受者及び連帯保証人に年2回督促状を送付するなど督促を行っていく。

番号 13 m	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の分納（5～30万円／月）を継続する。 ・引き続き、借受者及び連帯保証人に年2回督促状を送付するなど督促を行っていく。
番号 14 n	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、サービサー等を活用し、納付を求めるとともに、借受者及び連帯保証人に年2回督促状を送付するなど督促を行っていく。
番号 15 o	<ul style="list-style-type: none"> ・未済額は8万円程度と少額であり、臨戸等で早期の完納を求める。 ・引き続き、借受者及び連帯保証人に年2回督促状を送付するなど督促を行っていく。
番号 16 p	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の分納（隔月で5～10万円）を継続する。 ・引き続き、借受者及び連帯保証人に年2回督促状を送付するなど督促を行っていく。
番号 17 q	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、サービサー等を活用し、納付を求めるとともに、借受者及び連帯保証人に年2回督促状を送付するなど督促を行っていく。
番号 18 r	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の納付（7万円／月）を継続する。 ・引き続き、借受者及び連帯保証人に年2回督促状を送付するなど督促を行っていく。

（問題点）

未収債権については、融資実行の数年後に早くも延滞が発生している。延滞が発生した原因は、融資後の社会経済状況の変化というよりは、需要の見誤り、過大な設備投資、本人の経営能力の欠如などによるものと思われる。

また、視点を変えると、融資実行前の審査体制にあるとも考えられる。事業計画に実行可能性が担保されていたのか、融資を受けるために甘い需給予測を立てていたのではないかなど、結果論ではあるが適切に審査が実施されたのかも疑問である。

【意見】

県が貸付の適否を決定する際は、需給予測、設備投資の規模、農業者の経営能力など事業計画の実行可能性について、県の各機関で、より慎重に検討すべきであった。

(問題点)

債務者及び保証人に対する督促の手續が適切に実施されたことを示す文書が一部保存されておらず、適切な手續の実施が確認できない事例がある。

私法上の債権については、地方自治法施行令第 171 条に基づき督促を行うことになるが、債権の履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない。

茨城県財務規則第 57 条では、督促日から起算して 15 日以内の期限を指定した督促状によって督促しなければならないとされている。また、保証人の保証がある債権について督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して履行を請求しなければならないとされている（地方自治法施行令第 171 条の 2 第 1 号）。

したがって、現時点においては、督促の手續が、債務者及び連帯保証人に対して適切に実施されていたかは判然としない。

【指 摘】

今後、同様の貸付事業を実施する場合、履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び茨城県財務規則に基づき、債務者及び保証人に対して速やかに督促手續を行うとともに、督促手續等の関係文書について、未収金の回収事務が終了するまで保存しなければならない。

(違約金の通知状況)

返済が遅延した場合、年 12.25% の延滞金が発生することについては、農業改良資金助成法（現農業改良資金融通法）第 11 条に規定されている。

延滞が発生した際に送付される督促状について、債務者や連帯保証人に対し、年 2 回送付しており、その文面に、違約金の利率、その時点での違約金額及び延滞が長期化すると違約金額が多額になる旨の注意喚起が記載されている。

(問題点)

農業改良資金貸付の際、貸付後の経営支援や農業生産等に関する技術面での審査や指導は実施されているとのことであるが、経営や財務面での指導や支援が十分ではないと思料される。

資金貸付の時点、返済の遅延が発生し始めた時点など、重要な局面においてより適切な対応がなされていれば、一部の債権については未収債権発生防止や早期回収の可能性があったと考える。

【意見】

現在、県では貸付事業を実施していないが、今後、同様の貸付事業を実施する場合は、経営支援、技術支援、金融支援、財務支援など農業経営に必要な各種支援、情報提供、指導などにより、延滞債権の発生を未然防止が図られるよう、当該案件から得た教訓を共有化し、今後の再発防止に資する必要がある。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	110,132,418	13	
平成23年度	5,428,000	3	
平成24年度	519,000	1	
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度	40,270,053	7	
合計	156,349,471		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1	t	9,743,504	9,743,504	権利の放棄の基準(1)該当のため、権利の放棄を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・H21.2.27に連帯保証人により元金が完済されたが、違約金9,743,504円が発生 ・借受人及び連帯保証人(2名)に対し、督促状を年2回発送(H21.4月~R2.9月)するも返済なし ・H31.2.27時効到来 ・R1.11.11に連帯保証人1名が時効援用通知書提出 ・令和3年第1回県議会に権利の放棄を提案し議決。その後不納欠損処分
合計			9,743,504		

(問題点)

貸付けの数年後には延滞しており、債務者所有の土地には多数の抵当権がついていることが後日判明している。

【意見】

返済意思や返済能力についての審査を慎重に実施すべきであったと考える。

(問題点)

不納欠損処理された債権は違約金であり、連帯保証人が元金を返済するまでに長期間経過することによって多額の違約金が生じたものである。

【意見】

元金の回収ができたにもかかわらず、違約金9,743,504円については不納欠損処理となったものである。このような状況は、債務者に対して元金の返済を実施すれば、違約金については不納欠損処理の対象になるとの誤った情報提供になりかねないことから、違約金についても、引き続き、元金と同水準での回収に努めるべきである。

(問題点)

年2回の催告を行ってはいるが、長期間に渡って法的措置を一切行わないまま時効期間が経過している。

【意見】

連帯保証人が元金を返済する能力があったことを考えると、早期に法的措置を行えば多額の違約金も発生せず、不納欠損処理を行わなくてよい方向に向かった可能性が高い。催告しても返済がない事案については、法的措置を早期に検討すべきである。

2 林政課	
1	森林計画に関すること。
2	民有林の開発行為の許可に関すること。
3	自然観察施設に関すること(環境政策課の所管に係るものを除く。)
4	林業技術の普及に関すること。
5	林産物に関すること。
6	森林組合の検査及び指導に関すること。
7	林業金融に関すること。
8	林業・木材産業改善資金特別会計に関すること。
9	林業及び木材産業の構造改善に関すること。
10	入会林野等に関すること。
11	森林土木工事に係る検査及び指導に関すること。
12	森林土木工事の歩掛り及び設計単価の調整に関すること。
13	林業技術センターに関すること。
(森づくり推進室)	
1	森林湖沼環境基金を活用した森林の保全・整備事業に関すること(環境政策課及び林業課の所管に係るものを除く。)
2	「木づかい運動」に関すること。
3	緑化に関すること(環境政策課及び都市整備課の所管に係るものを除く。)
4	林業の労働力対策に関すること。
5	全国育樹祭の開催に係る計画、調整及び推進に関すること。

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
5-2-1	林業・木材産業改善資金 《特別会計》	
	林業・木材産業改善資金貸付金(元金)	39,678 千円
	林業・木材産業改善資金貸付金(違約金)	23,310 千円
5-2-2	森林整備加速化等基金返還金	1,320 千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
5-2-1	<p>【意 見】</p> <p>県庁内において、十分に情報の共有化を図っていれば、このような事案は未然に防げたはずである。</p>

	<p>【意見】 新規貸し付けを実行するに際し、既存の資金貸付に返済遅延が発生している場合には、オーバーローンとなる可能性もあり、より慎重に実施しなければならない。</p> <p>【指摘】 連帯保証人の死亡が判明した場合、連帯保証人の相続調査を実施し、現状把握をしなければならない。</p> <p>【指摘】 債務者の支払いが滞った場合には、連帯保証人に対する請求を実施しなければならない。</p> <p>【指摘】 「林業・木材産業改善資金貸付金債権管理事務手続」に従い、連帯保証人への催告手続を適正に行うべきであった。その際、連帯保証人に対しては催告状により通知すべきである。</p> <p>【指摘】 「林業・木材産業改善資金貸付金債権管理事務手続」に従い、速やかに第3段階から第8段階への処理手続（第3段階「連帯保証人に対する催告」・第4段階「滞納状況に応じて取るべき措置」・第5段階「支払命令の予告」・第6段階「支払命令」・第7段階「仮執行宣言付支払命令～債務名義の取得」・第8段階「差押、取立」）を検討し実行すべきであり、漫然と時効期間経過に至ったことは不適切である。</p> <p>【指摘】 「林業・木材産業改善資金貸付金債権管理事務手続」が適用される平成14年以前でも、債権管理として速やかに連帯保証人に対する催告や実態調査を行い、徴収停止等の処置か、法的手続へ移行すべきことは基本であると言えるが、これをせず、漫然と時効期間が経過してしまったと言わざるを得ない。</p>
5-2-2	<p>【指摘】 補助財産の減価償却年数は5年であり、減価償却終了年月日は平成27年4月30日となっている。事業者における使用期間は2年5カ月であるが、補助財産を一時期取り戻した事実は認められるが、包括外部監査実施時点においても未回収となっている。この間も事業を継続しているが、県に対する支払いは全くしていない。 県は、「債権管理の基本について」に基づいて、債権回収手続を実施しなければならない。</p> <p>【意見】 補助事業者によっては、補助金の交付要項等を十分理解していない(読</p>

	<p>んでいない) 場合もあり得ることから、具体的な注意事例など補助金制度の利用上の注意点に対する資料や説明を工夫し、補助金利用者の理解度向上を図られたい。</p>
	<p>【意見】</p> <p>補助対象財産を利用する事業が計画どおりに進まない状況下で利用可能な対策もあることから、林業事業体が、林業指導所に配置した林業普及指導員により気楽に相談できる取組について検討されたい。</p>

7	消滅時効	公債権	年	
		私債権	民法改正前	10年 (債務者が法人の場合：5年)
			民法改正後	5年
8	債権発生・債権管理の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 指定された償還期限までに償還がない場合、財務規則に従って督促を行い、その後、定期的な催告活動（文書、訪問）などを実施。 督促等を行っても納付がない者に対しては法的措置を実施。 債権管理は主に本庁で実施しており、現地確認を要する場合等、必要に応じて出先機関でも実施している。 債権管理に当たっては債権管理システム及び未収債権管理状況確認表により管理している。 一部の債務者については、未収債権対策チームを通し弁護士法人へ債権回収委託をしている。 		
9	延滞に係る違約金	<ul style="list-style-type: none"> 林業・木材産業改善資金助成法第11条の規定により年12.25%の違約金が発生する。 		

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	4,394,158	0	0	4,394,158	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	65,265,604	1,688,959	4,982,750	58,593,895	
		債務者数	12	1	4		
	小計	金額	69,659,762	1,688,959	4,982,750	62,988,053	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	5,336,284	0	0	5,336,284	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	73,891,668	1,755,845	12,206,503	59,929,320	
		債務者数	14	1	1		
	小計	金額	79,227,952	1,755,845	12,206,503	65,265,604	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	4,354,780	0	0	4,354,780	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	71,422,888	1,886,000	0	69,536,888	
		債務者数	14	0	0		
	小計	金額	75,777,668	1,886,000	0	73,891,668	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	9,961,244	H7.9.1	3,651,244
2	a	11,472,705	H12.1.11	8,722,705
3	B	22,000,000	H16.11.2	21,827,699
4	C	31,575,985	H19.11.28	12,975,985
5	b	13,473,705	H7.1.6	6,278,705
6	c	6,094,150	H6.11.1	1,995,183
7	d	15,536,532	H9.9.3	7,536,532
合計		110,114,321		62,988,053

(債務者の状況)

【債務者 A】

- ・材価の低迷による経営不振で納入が困難となり、第3回目の償還（平成10年9月）より未納となり、その後一部償還があったものの、少額分納が続いている。
- ・平成24年6月1日に廃業し、代表者はその後（平成27年7月）に死亡している。
- ・連帯保証人に対する請求は、代表者死亡後に代表者の子に請求、他の連帯保証人に対する接触の記載なし。

【債務者 a】

- ・初回の償還から滞納。平成13年3月に40,000円、平成14年1月に50,000円が償還されたが、残額は滞納していた。
- ・平成24年度から年に数回50,000円の返済があり、今後も返済していく意思は見られるとのこと。
- ・連帯保証人に対しての架電は平成20年2月に1回だけとった記録あり。

【債務者 B】

- ・木材乾燥機2台の購入及びその乾燥機を設置する施設を建設するための資金貸付である。
- ・乾燥機について譲渡担保を設定する予定であったが、施設は工事中断し、乾燥機は取得に至らないまま第1回目の償還期日を迎える。
- ・担保設定ができないため連帯保証人を付けるよう求めるも拒否され、第1回目の償還予定額も全額未納。
- ・その後、第2回目から第10回目の償還額の19,800,000円の期限前償還を求める。分割納付することで話し合いを行ったが、ほとんど償還されないまま現在に至っている。
- ・代表者は、業務上横領で逮捕され、令和2年3月に収監される。
- ・代表者が変更され、新しい代表取締役に電話や文書で接触を図るも連絡がない。

【債務者 C】

- ・平成26年1月に事務委託機関（県木連）が訪問指導を行ったところ、経営不振のため、

定期償還が難しいとの話があり、元金 3,600,000 円の回収のみ。違約金 1,575,985 円が発生している。

- ・平成 26 年 9 月以降は貸挽きを請け負っている。
- ・令和元年 11 月に連帯保証人の戸籍調査をしたとの記録はあるが、連帯保証人に対する請求の記載はない。

【債務者 b】

- ・今回の資金貸付前にも平成 2 年に改善資金を借り受けており、その返済も遅滞していたが分割償還を続け、平成 12 年に完済。平成 13 年に違約金を完済。
- ・本債権については、平成 13 年になってから返済を始め、平成 25 年 4 月に元金が全て完済され、違約金 6,278,705 円が確定した。現在は月 10,000 円の返済。
- ・平成 8 年 7 月に保証人に訪問指導したとの記載はあるが、連帯保証人に対する請求の記載なし。

【債務者 c】

- ・平成 4 年にも資金の貸し付けを受けているが、その償還期間中に、本件貸付金を借り受けた。
- ・第 3 回目の償還から経営不振を理由に遅延となり、少額分納が続いている。すでに廃業しており現在は年金生活。
- ・連帯保証人 2 名は平成 16 年及び平成 21 年に死亡している。
- ・連帯保証人死亡後の対応がなされていない。また、生前の連帯保証人に対して請求したとの記載なし。

【債務者 d】

- ・平成 10 年に第 1 回の償還を実施し、同年同日に一部期限前返還、第 2 回の償還は期日どおり実行。
- ・平成 12 年以降支払分については滞納が発生しており、納入金額も一定していない。
- ・令和 2 年 10 月に連帯保証人 4 名（内 2 名は既に死亡）の調査を実施。

「林業・木材産業改善資金貸付金債権管理事務手続（茨城県農林水産部林政課）」において債権管理処理手続が定められている。

1 債権管理処理手続

- ①納入の通知
- ②督促
- ③連帯保証人に対する催告
- ④償還遅延状況に応じてとるべき措置
- ⑤催告 → 支払督促の予告
- ⑥支払督促等
- ⑦仮執行宣言付支払督促 → 債務者名義の取得
- ⑧差押命令申立て

(問題点)

番号3Bについては、平成14年に設立された法人であり、事業歴が極めて浅い時期での資金申込であった。その後の法人の対応を見ると、本当に目的である事業を実施する意思があったとは考え難い。また、同社は平成23年7月に社名を変更し、経営革新計画承認（平成25年12月、輻射熱乾燥による建築用木材の生産歩留まり向上と高付加価値化）を受けている。なお、経営革新計画の承認については、中小企業課の所管である。

すなわち、番号3Bは、商号を変更することにより、平成16年11月に林政課から不正に借受けた事業内容とほぼ同一の内容で計画の承認を受けているのである。このことは、県庁内における情報の共有が不十分なことに起因するものである。

【意見】

県庁内において、十分に情報の共有化を図っていれば、このような事案は未然に防げたはずである。

(問題点)

すでに実行した林業・木材産業改善資金貸付金において返済遅延がある債務者に対し、新たな資金貸付を実施し、返済遅延となった債権がある。

【意見】

新規貸し付けを実行するに際し、既存の資金貸付に返済遅延が発生している場合には、オーバーローンとなる可能性もあり、より慎重に実施しなければならない。

(問題点)

連帯保証人が死亡した場合には、その相続人が連帯保証人を引き継ぐことになる。特に、延滞債権の場合には、その連帯保証人の現状を正しく把握することがより重要である。

【指 摘】

連帯保証人の死亡が判明した場合、連帯保証人の相続調査を実施し、現状把握をしなければならない。

(問題点)

債務者がその債務を支払わない場合には、その連帯保証人に支払い義務が発生することになる。しかしながら、債務者に支払遅延が発生しているにもかかわらず、連帯保証人への請求が実施されていない。また、連帯保証人に対する接触もほとんど実施されていない。

【指 摘】

債務者の支払いが滞った場合には、連帯保証人に対する請求を実施しなければならない。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	34,445,889	6	
平成23年度	0	0	
平成24年度	0	0	
平成25年度	1,755,417	0	
平成26年度	2,400,000	1	
平成27年度	3,000,000	0	
平成28年度	3,000,000	0	
平成29年度	4,301,525	0	
平成30年度	4,354,780	0	
令和元年度	5,336,284	0	
令和2年度	4,394,158	0	
合計	62,988,053		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1	D	16,500,000	12,206,503	主債務者の消滅時効援用により債権が消滅	平成14年1月を最後に償還が途絶え、督促を行うも償還されず、平成24年に時効完成、平成30年に時効援用の申出があり、その後不納欠損処理を実施した。
合計			12,206,503		

③令和2年度

(単位：円)

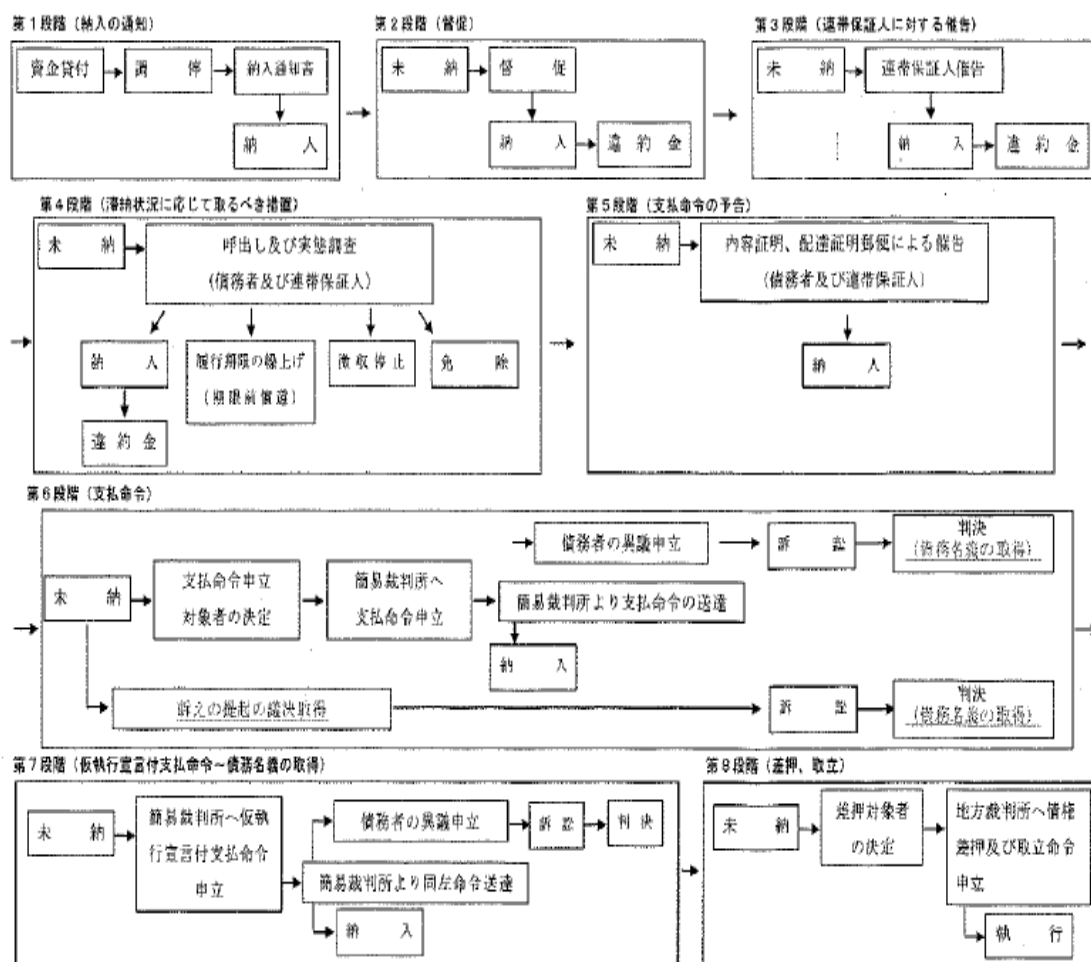
番号	氏名	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1	E	3,500,000	2,100,000	権利の放棄の基準(1)該当のため、権利の放棄を実施	主債務者(代表取締役)との交渉が進まず、平成14年に時効が完成した。連帯保証人2名のうち、1名は死亡(家族も相続放棄済)、1名は時効援用の申出済。
2	e	3,000,000	184,252	権利の放棄の基準(1)該当のため、権利の放棄を実施	主債務者が平成19年に死亡、家族は相続放棄をしている。連帯保証人全員が自身で貸付金を借り受けており、本件償還が難しく、平成23年に時効が完成した。
3	F	4,000,000	1,400,288	権利の放棄の基準(1)該当のため、権利の放棄を実施	平成18年に解散、平成19年に清算終了登記。平成23年には元代表取締役が死亡、連帯保証人に催告するも全額償還には至らず、平成24年に時効が完成した。
4	f	2,790,000	1,298,210	権利の放棄の基準(1)該当のため、権利の放棄を実施	主債務者が行方不明となり、連帯保証人に催告した結果、元金の償還はされたものの、違約金の償還には至らず、平成30年に時効が完成した。
合計			4,982,750		

(問題点)

林業・木材産業改善資金貸付金に対する債権管理については、「林業・木材産業改善資金貸付金債権管理事務手続」に処理手順が定められており、平成14年1月22日より適用されている。

「林業・木材産業改善資金貸付金債権管理事務手続」によれば、債権管理手続は、次の債権管理事務処理系統図のとおり、第1段階から第8段階の順に処理されることとなっている。

債権管理事務処理系統図



なお、「林業・木材産業改善資金貸付金債権管理事務手続」の第3段階の規定は、次のとおりである。

(3) 連帯保証人に対する催告 (第3段階)

林政課は、第2段階の主たる債務者に対する督促をもって完納されない場合、債務者から理由書を提出させる。

償還遅延理由がやむを得ない場合は、再度支払計画書 (債務確認書) (様式4) を提出させる。なお、成立の真正を確保するためには手書きとするか、電子媒体である場合その取得経緯を十分に整理しておく必要がある。

なお、債務者の償還遅延理由が妥当でない場合、または遅延理由書等が提出されなかった場合、連帯保証人に対して催告状 (様式3) により通知するものとする。

また、連帯保証人は民法第454条の規定により、同法第452条 (催告の抗弁)、同法第453条 (検索の抗弁) の権利を有せず、かつ分別の利益が無い*ことから、「(先に) 主債務者に対して催促や差押えをしろ」「連帯保証人の人数で除した金額しか払う義務はない」と

主張されることが想定されるが、全額請求することが可能である。

ただし、連帯保証人に対する時効中断は、改正前民法に基づく債権かつ請求以外の場合は主債務に対する時効更新の効果を有しないため、引き続き主債務者に対しても償還指導を行う必要がある。

* 債務を保証人の人数で等しい割合で保有するのが分別の利益（民法第 427 条及び第 456 条）。連帯保証は分別の利益が無く、各々が債務全体を保有している状態であり、各々の連帯保証人に対して債務の全額を請求することが出来る。

ア 令和元年度不納欠損について

令和元年度の不納欠損処理案件は、平成 9 年に県が貸付を行い、平成 18 年頃から順次消滅時効期間が経過し、平成 24 年 12 月頃にはすべての償還分が商法第 522 条の規定による 5 年間の商事消滅時効期間が経過した。そして、平成 30 年 11 月に債務者代理人弁護士から時効援用通知書が提出され債権消滅したものである。

しかし、その間、「林業・木材産業改善資金貸付金債権管理事務手続」の第 1 段階「納入の通知」及び第 2 段階「督促」は行われているものの、第 3 段階の「連帯保証人に対する催告」は平成 14 年 8 月頃に 4 名いた連帯保証人の 1 名に対し電話で催告したのみであり、第 4 段階から第 8 段階までの処理は一切行われていなかった。

イ 令和 2 年度 E に対する不納欠損処理について

平成 7 年から平成 9 年にかけて、未納が発生するも、主債務者に対する督促はなされているものの、連帯保証人に対する催告については、平成 10 年に通知を行ったとの経過記録の記載しか確認できなかった。

時効期間満了する日は、平成 13 年 9 月・平成 14 年 9 月であったが、その間、事務委託機関（茨城県森林組合連合会）から不定期（年 3 回～12 回程度）に代表取締役宛てに連絡を試みたがほとんどが不通であったようである。

そうであれば、速やかに連帯保証人に対する催告、債務者及び連帯保証の実態調査を行い、徴収停止等の処置か、法的手続へ移行すべきであったが、これをせず、漫然と時効期間が経過してしまっただけと言わざるを得ない。

その結果、平成 31 年になって、債権回収を業者委託し連帯保証人 2 名あて督促したが、そのうちの 1 名からは時効援用通知の送付があり、主債務者及び残りの連帯保証人に対しても、令和 2 年度からの権利放棄基準「消滅時効が完成し、債務者とその援用をする見込」に該当するとして、権利放棄となった。

ウ 令和2年度 eに対する不納欠損処理について

平成12年に発生したとする違約金であり、平成23年1月が時効期間満了日と設定されている。平成16年から平成18年まで事務委託機関（茨城県森林組合連合会）から不定期（月1回程度）に債務者宛に連絡及び訪問を行っていたが、ほとんどが不在であったようである。平成19年に主債務者が死亡。相続人も相続放棄済み。

連帯保証人は2名いるが、うち1名は平成27年7月に死亡し、相続人も相続放棄している。平成28年3月にもう一人の連帯保証人を訪問したが、支払拒否されたとのことである。それ以前に連帯保証人に催告をした経過記録は見当たらなかった。

結果、時効が経過しており、令和2年度からの権利放棄基準「消滅時効が完成し、債務者とその援用をする見込」に該当するとして、権利放棄となった。

本件も、「林業・木材産業改善資金貸付金債権管理事務手続」の連帯保証人に対する催告（第3段階）が早期になされていない点で問題がある事案といえる。

エ 令和2年度 Fに対する不納欠損処理について

平成19年に発生したとする違約金であり、平成24年7月が時効期間満了日と設定されている。平成24年に連帯保証人3名から合計5,000円の償還を受けているが、主債務の時効中断にならず、その後、主債務の時効期間が満了して、法的措置も困難となった事案である。

この事案でも、滞納が発生して早期に「林業・木材産業改善資金貸付金債権管理事務手続」に従い、第3段階から第8段階への処理手続を行ったとは言い難い。

オ 令和2年度 fに対する不納欠損処理について

平成10年から平成14年にかけて滞納が発生したが、平成16年1月頃より主債務者が行方不明となり追跡不能となっていた。本件では2名の連帯保証人が存在したが、連帯保証人への連絡は、平成19年12月の訪問になってからのようである。

平成20年2月に連帯保証人2名から元金の償還を受けたが、違約金が発生していた。その際、連帯保証人からは、「県が滞納を始めた時点で連帯保証人に何も言わず、10年近く経過してから今更違約金を払えと言われても納得できない。本人と連絡が取れなくなった時点ですぐに我々に請求すれば違約金は少なくて済んだ。県の落ち度であり、違約金を支払う意思はない」旨の主張があった。

県は、平成20年5月に、連帯保証人に対し、違約金の通知書面を送付したが、上記連帯保証人からの主張及びこれについての法務相談の際に「連帯保証人に対し違約金を請求するのは適当とは言えない」との指摘があったこともあって、督促等は行ってこなかった。

平成31年になって、債権回収会社に委託し連帯保証人に通知したが、連帯保証人2名か

ら抗議があり、令和2年度からの権利放棄基準「消滅時効が完成し、債務者がその援用をする見込」に該当するとして、権利放棄となった。

この事案も、「林業・木材産業改善資金貸付金債権管理事務手続」に従い、速やかに第3段階の「連帯保証人に対する催告」をしていなかったことが問題となっている。

特に本件では、「連帯保証人に対する催告」を早期に実行していれば、速やかな債権回収が実現でき、その後の無用な債権管理をせずに済んだ可能性が高い事案であった。

【指 摘】

「林業・木材産業改善資金貸付金債権管理事務手続」に従い、連帯保証人への催告手続を適正に行うべきであった。その際、連帯保証人に対しては催告状により通知すべきである。

【指 摘】

「林業・木材産業改善資金貸付金債権管理事務手続」に従い、速やかに第3段階から第8段階への処理手続（第3段階「連帯保証人に対する催告」・第4段階「滞納状況に応じて取るべき措置」・第5段階「支払命令の予告」・第6段階「支払命令」・第7段階「仮執行宣言付支払命令～債務名義の取得」・第8段階「差押、取立」）を検討し実行すべきであり、漫然と時効期間経過に至ったことは不適切である。

【指 摘】

「林業・木材産業改善資金貸付金債権管理事務手続」が適用される平成14年以前でも、債権管理として速やかに連帯保証人に対する催告や実態調査を行い、徴収停止等の処置か、法的手続へ移行すべきことは基本であると言えるが、これをせず、漫然と時効期間が経過してしまったと言わざるを得ない。

		交付要項		
6	債務者区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 法人		
7	消滅時効	公債権	年	
		私債権	民法改正前	10年
			民法改正後	10年
8	債権発生・債権管理の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金返還命令の発出後、5回にわたる返還金の督促通知の発出や訪問による返還指導、電話による返還指導を実施 ・令和3年3月23日、訪問による返還指導の結果、債務者が令和3年12月31日までに元金及び加算金の全額を返還する旨の誓約書を作成 ・誓約書の期限までに納付がない場合、法的措置を実施 ・債権管理は主に林政課で実施している。(補助金交付要項による補助金交付決定者) 		
9	延滞に係る違約金	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県補助金等交付規則第18条第1項の規定により、請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた補助金の額100円につき1日3銭の加算金が発生する。 ・同条第4項の規定により、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額100円につき1日3銭の延滞金が発生する。 		

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	1,320,000	0	0	1,320,000	
		債務者数	1	0	0		
	小計	金額	1,320,000	0	0	1,320,000	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額			0	0	
		債務者数			0		
	過年度分	金額	1,320,000	0	0	1,320,000	
		債務者数	1	0	0		
	小計	金額	1,320,000	0	0	1,320,000	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	1,320,000	0	0	1,320,000	
		債務者数	1	0	0		
	小計	金額	1,320,000	0	0	1,320,000	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	1,320,000	平成29年3月	1,320,000
合計				1,320,000

(債権の経緯)

当該債権は、補助事業者が「補助事業により取得した効用の増加した財産について、処分制限期間内に、知事の承認を得ないで譲渡した」ことが、補助事業の条件違反として認定され、確定した補助金についての「一部取り消した補助金の返還金」に係る債権である。

補助財産を譲渡するに至った経緯は、取引先不渡りによる代金回収不能で資金繰りが悪化し、資金繰りのために調達した借入先への借入返済に窮し、補助財産を借入先に没収されてしまったことによる。

本件の経緯は、次のとおりである。

年月日	内容	補助財産の状況
平成22年5月1日	補助事業完了年月日	補助財産の事業への利用開始
平成24年7月27日	借金貸付者に名義変更	補助財産の名義変更 (補助事業者から借金貸付者へ)
平成25年1月30日	内金を入れ、借金貸付者から返還	補助財産の名義変更 (再び補助事業者名義へ)
平成25年3月27日	返済が滞り、再び借金貸付者へ名義変更	補助財産の名義変更 (補助事業者から借金貸付者へ)
平成25年8月29日	借金貸付者から中古販売事業者へ売却	第三者へ譲渡

上記の経緯は、平成27年12月の会計検査の資料作成時に判明した。

事業者側では、補助財産の「譲渡」については、借入先に「勝手にもっていかれた」という主張をしているが、所管課の調査によれば補助財産は既に借入先から第三者へ処分されてしまっているとのことである。

直近の所管課の対応状況は、次のとおりである。

- ・債務者から、令和3年3月23日付 誓約書を徴取。
- ・誓約書での期限：令和3年12月31日（までに指定口座に振り込む。）

なお、令和3年3月23日に作成された返還金等の試算では、返還金・加算金・延滞金の額は、次のとおりである。

返還金：1,320,000円

加算金：970,596円（補助金支払日 H22.7.15 から R3.3.31 で計算）

延滞金：578,556円（納付期限 H29.3.31 から R3.3.31 で計算）

合計：2,869,152円

実際の納付日が、令和 3 年 12 月 31 日になれば、加算金・延滞金はさらに増える。すでに補助金の交付額 2,400,000 円を上回る金額となっている。

所管課では、誓約書の期限までの納付がなければ法的措置を実施するとしていたが、誓約書の期限までに納付はなく、債権回収手続を開始したとのことである。

【指 摘】

補助財産の減価償却年数は 5 年であり、減価償却終了年月日は平成 27 年 4 月 30 日となっている。事業者における使用期間は 2 年 5 カ月であるが、補助財産を一時期取り戻した事実は認められるが、包括外部監査実施時点においても未回収となっている。この間も事業を継続しているが、県に対する支払いは全くしていない。

県は、「債権管理の基本について」に基づいて、債権回収手続を実施しなければならない。

(問題点)

補助事業者が、補助財産の処分に関する承認申請の手続を十分に理解していたのであれば、承認申請による承認を受けることなく、補助対象財産の処分を行えば手続違反とみなされること、また、その場合、補助金の返還請求がなされることにも納得が得られると思われる。

補助事業者が、財産処分の制限について理解していたかについての所管課の考えは、次のとおりである。

財産処分の制限については、県補助金等交付規則第 20 条において、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号の 1 に該当するものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額(加算金又は延滞金を納付しなければならない場合には、それらの額を含む。)を県に納付した場合又は知事が補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過した場合その他知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。」と規定している。

また、平成 21 年度県森林整備加速化・林業再生基金事業補助金交付要項第 12 条において、「規則第 20 条ただし書きに規定する財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。」と規定し、県森林整備加速化・林業再生基金事業推進協議会を通じて、各事業体に周知している。

このような背景の下、平成 21 年度県森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金交付決定通知書に、補助条件として、「県森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金交付要項を遵守すること」、「補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らねばならない。」、「補助事業により取得し又

は効用の増加した財産について、処分制限期間内においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。」「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合には、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならない」と記載し、各事業実施主体に説明の上手交している。

加えて、補助金交付決定後も、同要項の規定に基づき、概算払い申請、実績報告等を行っていることから、補助事業者は、同要項の内容を把握し、補助対象財産の処分に当たっての手続きが必要であることも理解していたものと推測できる。

一方、補助金交付決定に当たっては、県森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の規定に基づき、県森林整備加速化・林業再生基金事業推進協議会への事業主体計画の提出、知事による事業主体計画の承認及び補助金交付申請の審査等を行い、補助事業主体の経営状況や事業内容等について把握した上で実行しており、補助対象財産の処分に係る承認申請手続きが、事前に実行できる状況にあったと確認できたものと考えている。

【意見】

補助事業者によっては、補助金の交付要項等を十分理解していない（読んでいない）場合もあり得ることから、具体的な注意事例など補助金制度の利用上の注意点に対する資料や説明を工夫し、補助金利用者の理解度向上を図られたい。

（問題点）

本件のように借入金の返済を何とかしなければ事業が継続できなくなるかもしれないという厳しい状況下において、補助金の返還や加算金・延滞金の請求が行われた場合には、制度が十分に理解できていなければ、少なからず反撥があることが予想される。

制度を理解せずに利用したほうに落ち度があることは事実であるが、支払意思が損なわれた状況で債権回収を行うことは、より多大な労力を要することとなる。

支払意思を損なわないよう事前に対策を工夫できる余地があるのであれば、債権管理としても効率的また効果的な対策になると思われる。

また、補助対象財産を利用する事業が計画どおりに進まない状況があった場合には、早めに相談してもらい、といった取組も有効と思われる。

本件の補助対象財産である「機械及び装置」については適用できないと思われるが、「利用困難財産」に該当すれば、処分制限期間が通常よりも短くなるため、処分の承認申請を早めに行うことができる。

利用困難財産の場合には、耐用年数を元に設定されている処分制限期間が5分の1の期間に短縮されている。事業が不採算となっている場合に、早めに利用困難財産の処分ができれば、資金の流出拡大を防ぐことにもつながる。債権管理上も、利用困難財産に該当するか

どうかを早期に相談してもらうことにより、回収困難な債権の発生を抑制できることにつながれば、有効な対策になると思われる。

〔補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について〕より抜粋)

(利用困難財産に係る承認申請等)

第6条 補助対象財産の所有者が、地域活性化等を図るため、次項に掲げる利用困難財産について財産処分(別表4に掲げる財産処分に限る。)しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、補助事業者等は、利用困難財産処分承認申請書(別紙様式第6号)により、農林水産大臣に申請し、その承認を求めることができる。ただし、当該財産処分があわせて第4条又は第5条の要件に該当する場合には、第4条又は第5条の手続によるものとする。

2 前項の利用困難財産とは、別表5に掲げる補助事業等により取得し、又は効用の増加した補助対象財産のうち、社会経済情勢の変化等に伴い、当初の補助目的に従った利用が困難となっている建物等(建物と一体的に整備された建物附属施設、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置並びに建物及び建物附属施設に係る用地を含む。以下同じ。)であって、当該建物等を取得し、又は効用の増加した時から、処分制限期間のそれぞれ5分の1に相当する期間(当該5分の1に相当する期間に、1年未満の端数があるときはその端数は切り捨て、5年に満たない場合は5年とする。以下同じ。)を経過しているものをいう。ただし、当該期間の経過前であっても、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、前項の規定の適用を受けることができる。

一 補助事業等の開始時には想定し得なかった農林水産物の生産又は需要等の急激な減退により、その利用が著しく減少し、かつ回復の見込みがない程度まで遊休化しているもの

二 農林水産業団体等の統合若しくは合理化又は農業経営の法人化の推進を図るために、早急な財産処分が必要不可欠となっているもの

3 農林水産大臣は、第1項の承認をするときは、当初の補助目的に従った利用が困難となっていること及び前項の要件に該当することについて、利用困難財産処分承認申請書の記載内容により確認し、別表4の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

【意見】

補助対象財産を利用する事業が計画どおりに進まない状況下で利用可能な対策もあることから、林業事業者が、林業指導所に配置した林業普及指導員により気楽に相談できる取組について検討されたい。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	0	0	
平成23年度	0	0	
平成24年度	0	0	
平成25年度	0	0	
平成26年度	0	0	
平成27年度	0	0	
平成28年度	1,320,000	1	
平成29年度	0	0	
平成30年度	0	0	
令和元年度	0	0	
令和2年度	0	0	
合計	1,320,000	1	

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

該当なし

3 農地局農地整備課

- 1 土地改良法に基づく換地等に関する事。
- 2 国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)に基づく地籍調査及び土地分類調査に関する事。
- 3 かんがい排水事業に関する事。
- 4 畑地帯総合整備事業に関する事。
- 5 ほ場整備事業に関する事。
- 6 土地改良総合整備事業に関する事。
- 7 農地開発事業に関する事。
- 8 基盤整備促進事業に関する事。
- 9 農村総合整備事業に関する事。
- 10 農業集落排水事業に関する事。
- 11 農道整備事業に関する事。
- 12 農業農村整備事業に係る農地集積に関する事。
- 13 農業農村整備事業の技術管理及び積算に関する事。
- 14 国営土地改良事業の推進及び調整に関する事。

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
5-3-1	談合賠償金	38,624 千円
	遅延利息	77 千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
5-3-1	<p>【意 見】</p> <p>債務者ごとに回収割合に差異が生じている理由は、債務者に対して分割納付を認めており、分納計画に従って回収しているためである。</p> <p>現状、支払遅延は生じていないが、回収割合が低い債務者の財務状況には厳しいものがあるのも事実であることから、引き続き慎重な債権管理を実施されたい。</p>

5-3-1 談合賠償金及び遅延利息

(1) 債権の概要

①談合賠償金

1	所 管 課 名	農林水産部 農地局農地整備課（本庁） 県西農林事務所境土地改良事務所（出先機関）		
2	債 権 の 名 称	談合賠償金		
3	債 権 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> 公債権（強制徴収） <input type="checkbox"/> 公債権（非強制徴収） <input type="checkbox"/> （ ）		
4	債権の内容・発生原因	<p>・談合等不正行為を行った工事の受注者に対する賠償金である。</p> <p>・賠償金の額は、請負代金額の100分の15に相当する額である。</p> <p>分納期間は令和4年12月まで。</p> <p>(請求までの流れ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H23. 8. 4 公正取引委員会が、談合を行った事業者に対して課徴金納付命令及び排除措置命令 ・ H24. 3. 6 賠償金の請求（納期限 H24. 3. 26） 		
5	根 拠 法 令 等	・ 建設工事請負契約書		
6	債 務 者 区 分	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 法人		
7	消 滅 時 効	公 債 権	年	
		私 債 権	民法改正前	3年
			民法改正後	年
8	債権発生・債権管理の特徴	<p>・賠償金の一括納付が困難な業者に対しては、履行延期（分割納付）を承認。</p> <p>・債権管理は、主に出先機関が行っている（財務規則による委任による）。</p> <p>・債権管理に当たっては、債権管理台帳により行っている。（予算は農村計画課で計上）</p>		
9	延滞に係る違約金	・ 建設工事請負契約書の規定に基づき、年3.3～3.7%の延滞金が発生する。		

(追加説明)

当該談合等不正行為については、平成 24 年 2 月 9 日 茨城県入札談合等関与行為調査委員会から「入札談合等関与行為に関する調査報告書」の中でも公表されている。

第 1 経緯

- 1 検討の経緯
- 2 公正取引委員会による改善措置要求等

第 2 調査結果

- 1 事実関係の調査結果
 - (1) 調査の概要
 - (2) ○○土地改良事務所
 - (3) ○○工事事務所
 - (4) ○○農林事務所土地改良部門
 - (5) 他の県機関における建設工事の発注について
- 2 損害の有無等
 - (1) 損害の有無等
 - (2) 職員等の賠償責任の有無
 - (3) 賠償請求を行う額
 - (4) 職員の懲戒事由

第 3 改善措置

- 1 職員の法令遵守意識の徹底
- 2 入札・契約システムの見直し
- 3 職員の管理・監督の強化
- 4 建設業界への要請

当該調査委員会は、平成 23 年 8 月 4 日、茨城県が公正取引委員会から改善措置要求等を受けたことに伴い、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第 3 条第 4 項の規定に基づく必要な調査を行うため、平成 23 年 8 月 30 日に設置されたものである。

また、調査に当たる職員として、茨城県は、入札談合等関与行為防止法第 6 条第 1 項の規定に基づき、上月副知事を指定した。

調査委員会は、入札談合等関与行為の調査及び必要な改善措置の検討並びに県の損害の有無、職員の賠償責任の有無、県に対する賠償額及び職員に係る懲戒処分の可否に係る調査を所掌事務として、平成 23 年 8 月 30 日から平成 24 年 2 月 8 日にかけて調査等を行い、今般、入札談合等関与行為に関する調査結果及び改善措置等について取りまとめられたものである。

また、公正取引委員会事務総局から平成 26 年 10 月版「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」において、官製談合事件として取り上げられている。

茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事の入札参加業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について

平成 23 年 8 月 4 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、茨城県が発注する土木一式工事又は舗装工事の入札参加業者らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、後記第 1 のとおり、同法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第 7

条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

また、前記違反行為に関し、後記第2のとおり、茨城県の職員による入札談合等関与行為が認められたため、本日、茨城県知事に対し、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、改善措置要求を行った。

さらに、後記第3のとおり、本日、茨城県に対し、同県の発注業務に関わる職員に、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底することなどを要請した。

第1 排除措置命令及び課徴金納付命令について

1 違反行為者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額（対象事業者名、各事業者の課徴金額等については各別表のとおり。）

	違反行為者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
〇〇土地改良事務所発注の特定土木一式工事（注1） （別表1）	66名	57名	42名	1億4886万円
〇〇工事事務所発注の特定舗装工事（注2） （別表2）	20名	18社	14社	2594万円
〇〇工事事務所発注の特定土木一式工事（注3） （別表3）	39名	34社	33社	1億1747万円
合計	延べ125名 （実数72名）	延べ109名 （実数63名）	延べ89名 （実数50名）	2億9227万円

（注1）「〇〇土地改良事務所発注の特定土木一式工事」とは、茨城県が〇〇土地改良事務所（注4）において一般競争入札又は指名競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事であって、①土木S等級業者及び土木A等級業者のみ、②土木A等級業者のみ、③土木A等級業者及び土木B等級業者のみ又は④土木B等級業者のみを入札参加者とするものをいう（注5）。

（注2）「〇〇工事事務所発注の特定舗装工事」とは、茨城県が〇〇工事事務所（注4）において指名競争入札の方法により発注する工事であって、①舗装工事として発注する工事であって舗装A等級業者のみを入札の参加者とするもの又は②土木一式工事として「路面再生工事」、「街路舗装工事」、「道路舗装工事」若しくは「道路舗装新設工事」のいずれかの工事名で発注する工事であって舗装A等級業者かつ土木A等級業者であるもののみを入札の参加者とするものをいう（注5）。

（注3）「〇〇工事事務所発注の特定土木一式工事」とは、茨城県が〇〇工事事務所（注4）において一般競争入札又は指名競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事（「路面再生工事」、「街路舗装工事」、「道路舗装工事」又は「道路舗装新設工事」の工事名で発注するものを除く。）であって、①土木S等級業者及び土木

A等級事業者のみ又は②土木A等級業者のみ(いずれも茨城県の区域に本店又は主たる事務所を置く者に限る。)を入札の参加者とするものをいう(注5)。

(注4)「〇〇土地改良事務所」とは、茨城県〇〇農林事務所〇〇土地改良事務所(平成21年3月31日以前にあっては茨城県〇〇土地改良事務所)をいい、「〇〇工事事務所」とは、茨城県〇〇工事事務所(同日以前にあっては茨城県〇〇土木事務所)をいう。

(注5)「土木S等級業者」,「土木A等級業者」又は「土木B等級業者」とは、それぞれ、茨城県から土木一式工事についてSの等級に決定された事業者, Aの等級に決定された事業者又はBの等級に決定された事業者をいい,「舗装A等級業者」とは、茨城県から舗装工事についてAの等級に決定された事業者をいう。

2 違反行為の概要

(1) 〇〇土地改良事務所発注の特定土木一式工事

別表1記載の66名は、遅くとも平成19年6月1日以降(注6), 共同して、〇〇土地改良事務所発注の特定土木一式工事について、〇〇土地改良事務所の職員が各工事の落札を予定する者(以下「落札予定者」という。)として決定した者であって、〇〇支部(注7)の支部長等から受注すべき旨の伝達を受けた者を受注すべき者(以下「受注予定者」という。)と決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、〇〇土地改良事務所発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(2) 〇〇工事事務所発注の特定舗装工事

別表2記載の20名は、遅くとも平成19年6月1日以降(注8), 共同して、〇〇工事事務所発注の特定舗装工事について、受注機会の均等化を図るため、原則としてあらかじめ定められた順番により受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、〇〇工事事務所発注の特定舗装工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(3) 〇〇工事事務所発注の特定土木一式工事

別表3記載の39名は、遅くとも平成19年6月1日以降(注9), 共同して、〇〇工事事務所発注の特定土木一式工事について、受注価格の低落防止を図るため、受注を希望する者の間の話し合いなどにより受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、〇〇工事事務所発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注6) 別表1記載の番号15, 40及び53の事業者にあつては遅くとも平成19年9月27日以降, 番号56の事業者にあつては遅くとも平成19年11月14日以降, 番号44の事業者にあつては遅くとも平成20年9月26日以降, 番号49の事業者にあつては遅くとも平成21年7月24日以降, 番号54の事業者にあつては遅くとも平成21年9月1日以降, 番号45の事業者にあつては遅くとも平成21年9月16日以降の行為である。

(注7)「〇〇支部」とは、社団法人茨城県〇〇業協会〇〇支部をいう。

なお、違反行為者は、(1)から(3)までの各工事について、自らが入札に参加しようとする旨を、〇〇支部に連絡していた。

(注8) 別表2記載の番号14の事業者にあつては遅くとも平成19年8月23日以降, 番号17及び18の事業者にあつては遅くとも平成21年6月22日以降, 番号16の事業者にあつては遅くとも平成21年6月23日以降の行為である。

(注9) 別表3記載の番号11及び24の事業者にあつては遅くとも平成19年8月2日以降, 番号26の事業者にあつては遅くとも平成19年8月22日以降, 番号33の事業者にあつては遅くとも平成21年3月25日以降, 番号31の事業者にあつては

遅くとも平成 21 年 8 月 20 日以降、番号 22 の事業者にあつては遅くとも平成 21 年 9 月 16 日以降、番号 14、23 及び 30 の事業者にあつては遅くとも平成 21 年 9 月 17 日以降、番号 29 の事業者にあつては遅くとも平成 21 年 9 月 25 日以降の行為である。

3 排除措置命令の概要

前記 2 の違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

- (1) 排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会等において決議しなければならない。
 - ア 前記 2 の行為を取りやめている旨を確認すること
 - イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記 2 の工事について、受注予定者を決定せず、各自がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨
 - ウ 今後、前記 2 の工事について、自らが入札に参加しようとする旨を、〇〇支部に連絡しない旨
- (2) 名宛人は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自らを除く名宛人及び茨城県に通知し、かつ、自らの従業員等に周知徹底しなければならない。
- (3) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記 2 の工事について、受注予定者を決定してはならない。
- (4) 名宛人は、今後、それぞれ、前記 2 の工事について、自らが入札に参加しようとする旨を、〇〇支部に連絡してはならない。

4 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成 23 年 11 月 7 日までに、それぞれ別表 1、別表 2 又は別表 3 の「課徴金額」欄記載の額（総額 2 億 9227 万円）を支払わなければならない。

第 2 茨城県知事に対する改善措置要求等について

1 入札談合等関与行為の概要

- (1) 前記第 1 の 2 (1) の行為に関し、〇〇土地改良事務所の工務課長（注 10）は、遅くとも平成 19 年 4 月以降、〇〇土地改良事務所発注の特定土木一式工事の全てについて、同事務所の所長の承認の下、各工事の落札予定者を決定し、当該工事の入札前に、落札予定者についての意向を、〇〇支部の支部長に伝達していた（注 11）。
- (2) 前記第 1 の 2 (2) の行為に関し、〇〇工事事務所の所長は、特定の事業者からの要望を受け、〇〇工事事務所発注の特定舗装工事のうち遅くとも平成 19 年 6 月 1 日以降に入札が行われたものについて、当該工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため、発注工事及び指名業者の選定に係る業務を担当する同事務所の道路管理課長及び道路整備課長（注 12）に指示して、当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。

（注 10）平成 21 年 3 月 31 日以前にあつては工務第一課長。

（注 11）〇〇支部の支部長は、自ら又は〇〇支部の役員を通じて、当該工事の落札予定者として決定された者に対して、当該工事を受注すべき旨を伝達していた。

（注 12）平成 21 年 3 月 31 日以前にあつては道路維持課長及び道路河川整備第一課長。

2 関係法条及び改善措置要求等

茨城県の職員による前記 1 (1) の行為は、入札談合等関与行為防止法第 2 条第 5 項第 1 号（事業者に入札談合を行わせること）及び第 2 号（受注者に関する意向の教示）に該当し、また、前記 1 (2) の行為は、同項第 4 号（入札談合の帮助）に該当し、いずれも、同法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって、公正取引委員会は、茨城県知事に対し、入札談合等関与行為防止法第 3 条第 2 項の規定に基づき、今後、前記 1 の行為と同様の行為が生じないように、〇〇土地改良

事務所発注の特定土木一式工事及び〇〇工事事務所発注の特定舗装工事について、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。また、茨城県知事に対し、この求めに応じて同条第4項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について、同条第6項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求めた。

さらに、会計検査院に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から、茨城県知事に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通知を行った。

第3 茨城県に対する要請について

本件審査の過程において、前記第2の入札談合等関与行為以外に、茨城県が茨城県〇〇農林事務所において競争入札の方法により発注する建設工事について、同事務所の土地改良部門の職員が、落札予定者を決定し、当該入札の前に、落札予定者についての意向を、社団法人茨城県〇〇業協会〇〇支部及び〇〇支部の各支部に所属する特定の事業者者に伝達していた疑いが認められた。当該行為は、競争入札の方法により発注する建設工事について同県の職員が落札予定者として決定した事業者に当該建設工事を受注させる行為が存在したことを疑わせるものであり、入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあるものと認められる。

よって、公正取引委員会は、茨城県に対し、同県の建設工事の発注業務に関わる職員に、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底するとともに、同県の建設工事の発注業務の実態について調査し、入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがある行為が認められた場合には、同県の職員が当該行為と同様の行為を行うことがないようにするために必要な措置を講ずるよう要請した。

当該債権は、談合等不正行為により発生したものであり、賠償金の一括納付が原則である。しかし、一括納付が困難な業者に対しては、履行延期（分割納付）を承認し、その分納期間は令和4年12月までとなっている。

(2) 債権推移表

① 談合賠償金

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	45,743,707	7,120,024	0	38,623,683	
		債務者数	11	10	0		
	小計	金額	45,743,707	7,120,024	0	38,623,683	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	53,259,325	7,515,618	0	45,743,707	
		債務者数	11	10	0		
	小計	金額	53,259,325	7,515,618	0	45,743,707	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額			0	0	
		債務者数			0		
	過年度分	金額	69,610,931	16,351,606	0	53,259,325	
		債務者数	12	11	0		
	小計	金額	69,610,931	16,351,606	0	53,259,325	
		債務者数					

② 遅延利息

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	77,127	0	0	77,127	
		債務者数	1	0	0		
	小計	金額	77,127	0	0	77,127	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	77,127	0	0	77,127	
		債務者数	1	0	0		
	小計	金額	77,127	0	0	77,127	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	2,442,500	2,442,500	0	0	
		債務者数	1	1	0		
	過年度分	金額	604,727	527,600	0	77,127	
		債務者数	2	1	0		
	小計	金額	3,047,227	2,970,100	0	77,127	
		債務者数					

※平成 30 年度について

(現年度分)

- ・②遅延利息は X の遅延利息 (完済) である。

(過年度分)

- ・①談合賠償金には X の元金 (完済) を含み、②遅延利息には前年度に調定した Y の遅延利息 (完済) を含む。

(3) 債権明細

①談合賠償金

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	23,199,750	平成24年3月6日	5,177,964
2	B	4,567,500	平成24年3月6日	1,340,380
3	C	5,254,200	平成24年3月6日	295,038
4	D	5,685,750	平成24年3月6日	318,970
5	E	7,715,925	平成24年3月6日	433,415
6	F	5,342,400	平成24年3月6日	1,059,958
7	G	30,873,150	平成24年3月6日	17,842,079
8	H	4,265,100	平成24年3月6日	1,561,317
9	I	5,578,650	平成24年3月6日	313,441
10	J	4,272,502	平成24年3月6日	241,262
11	K	19,285,875	平成24年3月6日	10,039,859
合計				38,623,683

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	未収債権額	回収割合(%)
1	A	23,199,750	5,177,964	77.68
2	B	4,567,500	1,340,380	70.65
3	C	5,254,200	295,038	94.38
4	D	5,685,750	318,970	94.39
5	E	7,715,925	433,415	94.38
6	F	5,342,400	1,059,958	80.16
7	G	30,873,150	17,842,079	42.21
8	H	4,265,100	1,561,317	63.39
9	I	5,578,650	313,441	94.38
10	J	4,272,502	241,262	94.35
11	K	19,285,875	10,039,859	47.94
合計		116,040,802	38,623,683	66.72

【意見】

債務者ごとに回収割合に差異が生じている理由は、債務者に対して分割納付を認めており、分納計画に従って回収しているためである。

現状、支払遅延は生じていないが、回収割合が低い債務者の財務状況には厳しいものがあるのも事実であることから、引き続き慎重な債権管理を実施されたい。

②遅延利息

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	L	84,300	平成28年2月9日	77,127
合計				77,127

(4) 発生年度別収入未済額**①談合賠償金**

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前			
平成23年度	38,623,683	11	
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	38,623,683		

②遅延利息

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度	77,127	1	
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	77,127		

(5)不納欠損処理

①談合賠償金

ア 平成30年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和2年度

該当なし

②遅延利息

ア 平成30年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和2年度

該当なし

4 水産振興課	
1	栽培漁業の振興に関する事。
2	水産資源の管理に関する事。
3	水産動植物の増養殖に関する事。
4	漁場整備に関する事。
5	水産物の流通加工施設に関する事。
6	漁港に関する事(工事にすることを除く。)
7	漁港区域内の海岸に関する事(工事にすることを除く。)
8	漁港区域内の公有水面の埋立てに関する事。

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
5-4-1	漁港指定施設使用料	0 千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
5-4-1	「指摘」・「意見」なし

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	6,259,270	6,259,270		0	
		債務者数	91	91			
	過年度分	金額	13,104	13,104		0	
		債務者数	1	1			
	小計	金額	6,272,374	6,272,374	0	0	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	6,033,790	6,033,790		0	
		債務者数	90	90			
	過年度分	金額	77,804		64,700	13,104	
		債務者数	3		2		
	小計	金額	6,111,594	6,033,790	64,700	13,104	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	6,391,770	6,391,770		0	
		債務者数	84				
	過年度分	金額	90,908	13,104		77,804	
		債務者数	3	1			
	小計	金額	6,482,678	6,404,874	0	77,804	
		債務者数					

※県は、平成16年3月に茨城県漁港管理条例を改正し、漁港内へのプレジャーボートの係留について許可制を導入し、同年11月1日から施行している。

(3) 債権明細

該当なし

(4) 発生年度別収入未済額

該当なし

(5) 不納欠損処理

①平成 30 年度

該当なし

②令和元年度

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1	a	27,300	27,300	消滅時効成立(平成22年3月22日)	納付期限(H16.12.3)までに使用料の納付がなかったため、督促状を送付(H17.3.10)した。 その後、催告活動、所在調査を行っていたが、消滅時効期間を経過したため、令和2年3月に不納欠損処理を行った。
2	b	37,400	37,400	消滅時効成立(平成22年3月22日)	納付期限(H16.12.3)までに使用料の納付がなかったため、督促状を送付(H17.3.10)した。 その後、催告活動、所在調査を行っていたが、消滅時効期間を経過したため、令和2年3月に不納欠損処理を行った。
合計			64,700		

不納欠損処理に至った2件の事案は、いずれも平成16年に履行期限を迎え、平成22年には時効期間が経過していたものである。履行期限後に、電話や文書による催告を行っていたが、所在不明となったまま、時効期間経過後に所在調査や財産調査を行っていた。

当債権は強制徴収公債権であり、期限を指定して督促を行わなければならない(地方自治法第231条の3)、期限内に履行しなければ滞納処分が予定されるものであるから、所在不明となった場合には速やかに所在調査、財産調査を行うべきであった。

令和元年度の不納欠損処理は、平成22年に時効期間が経過して所在不明のまま、不納欠損処理されずにいたが、令和元年度の包括外部監査における意見により、不納欠損処理に至ったものである。また、当該意見により、水産振興課においては、適切な債権管理のために「茨城県漁港管理条例に基づく漁港指定施設使用料に係る債権管理マニュアル」を策定しており、現在は未収債権も存在していない。

③令和2年度

該当なし

第7 土木部

監査対象課の主な業務内容は、次のとおりである。

1 監理課
1 建設業に関すること(検査指導課の所管に係るものを除く。)
2 建設統計に関すること。
3 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく浄化槽工事業に関すること。
4 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)の施行に関すること(建設業者に係るものに限る。)
5 土木事務所、工事事務所、港湾事務所及び下水道事務所に関すること。

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
6-1-1	談合賠償金	30,011 千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
6-1-1	<p>【意 見】</p> <p>債務者ごとに回収割合に差異が生じている理由は、債務者に対して分割納付を認めており、分納計画に従って回収しているためである。</p> <p>現状、支払遅延は生じていないが、回収割合が低い債務者の財務状況には厳しいものがあるのも事実であることから、引き続き慎重な債権管理を実施されたい。</p> <p>※当該債権については、「5-3-1 談合賠償金及び遅延利息」(以下「5-3-1」という。)と同じ談合事件に起因して発生した談合賠償金である。</p> <p>談合事件の詳細については、「5-3-1」に記載しているので、そちらを参照されたい。</p>

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度未残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	33,621,301	3,610,482		30,010,819	
		債務者数	4	4			
	小計	金額	33,621,301	3,610,482	0	30,010,819	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	38,190,016	4,568,715		33,621,301	
		債務者数	4	4			
	小計	金額	38,190,016	4,568,715	0	33,621,301	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	74,233,978	36,043,962		38,190,016	
		債務者数	5	5			
	小計	金額	74,233,978	36,043,962	0	38,190,016	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	43,060,500	平成24年3月	4,170,328
2	B	74,047,050	平成24年3月	25,137,369
3	C	12,548,025	平成24年3月	357,852
4	D	9,748,777	平成24年3月	345,270
合計				30,010,819

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	未収債権額	回収割合 (%)
1	A	43,060,500	4,170,328	90.32
2	B	74,047,050	25,137,369	66.05
3	C	12,548,025	357,852	97.15
4	D	9,748,777	345,270	96.46
合計		139,404,352	30,010,819	78.47

上記債務者4名については、「5-3-1」においても債務を負っていることから、債務者の経営状況等に留意し、債権の回収を図っていくことが必要である。

【意見】

債務者ごとに回収割合に差異が生じている理由は、債務者に対して分割納付を認めており、分納計画に従って回収しているためである。

現状、支払遅延は生じていないが、回収割合が低い債務者の財務状況には厳しいものがあるのも事実であることから、引き続き慎重な債権管理を実施されたい。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前			
平成23年度	30,010,819	4	
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	30,010,819		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

該当なし

2 河川課

- 1 河川に関すること。
 - 2 海岸に関すること(港湾区域及び漁港区域に係るものを除く。)
 - 3 運河に関すること。
 - 4 公有水面の埋立てに関すること(港湾区域及び漁港区域に係るものを除く。)
 - 5 水利使用に関すること。
 - 6 砂利採取法の施行に関すること(河川管理者に係るものに限る。)
 - 7 雨水調整池に関すること(建築指導課の所管に係るものを除く。)
 - 8 河川総合開発事業に関すること(独立行政法人水資源機構が行う事業にあつては、治水負担金に係るものに限る。)
 - 9 那珂川・久慈川緊急治水対策プロジェクトの推進に関すること。
 - 10 その他那珂川・久慈川流域の緊急的な治水対策に関すること。
- (水防災・砂防対策室)
- 1 水防に関すること。
 - 2 砂防に関すること。
 - 3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関すること。
 - 4 地すべり等の防止に関すること(国土交通省所管に係るものに限る。)
 - 5 ダムの管理に関すること。
 - 6 緒川ダム関連対策事業の推進及び調整に関すること。
 - 7 国土交通省所管の公共土木施設災害復旧事業の総括及び工事(道路及び下水道の工事を除く。)の執行に関すること。

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
6-2-1	土地使用料(河川敷使用料)	511千円
～	生産物売払収入(砂利採取料)	2,031千円
6-2-8	契約解除に伴う違約金利息等	568千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
6-2-1	「指摘」・「意見」なし
6-2-2	「指摘」・「意見」なし
6-2-3	「指摘」・「意見」なし
6-2-4	「指摘」・「意見」なし

6-2-5	<p>【指 摘】 債務者から長期間納入がない場合には、速やかに滞納処分又は徴収停止の処分を検討すべきであった。</p>
	<p>【指 摘】 時効による徴収権が消滅等した場合には、直ちに不納欠損処理すべきであった。</p>
6-2-6	<p>【指 摘】 債務者から長期間納入がない場合には、速やかに滞納処分又は徴収停止の処分を検討すべきであった。</p>
	<p>【指 摘】 時効による徴収権が消滅等した場合には、直ちに不納欠損処理すべきであった。</p>
6-2-7	<p>【指 摘】 時効による徴収権が消滅等した場合には、直ちに不納欠損処理すべきであった。</p>
6-2-8	<p>「指摘」・「意見」なし</p>

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度未残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	5,472,625	5,472,625	0	0	
		債務者数	185	185	0		
	過年度分	金額	19,851	0	19,851	0	
		債務者数	1	0	1		
	小計	金額	5,492,476	5,472,625	19,851	0	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	5,556,652	5,556,652	0	0	
		債務者数	176	176	0		
	過年度分	金額	115,411	95,560	0	19,851	
		債務者数	3	2	0		
	小計	金額	5,672,063	5,652,212	0	19,851	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	5,645,620	5,645,620	0	0	
		債務者数	178	178	0		
	過年度分	金額	115,411	0	0	115,411	
		債務者数	3	0	0		
	小計	金額	5,761,031	5,645,620	0	115,411	
		債務者数					

(3) 債権明細

該当なし

(4) 発生年度別収入未済額

該当なし

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③平成2年度

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1	A	26,370	19,851	土木部長通知による不納欠損処分通知	平成26年度分の納付がなかったため、平成26年6月10日付督促状を送付。納付がなかったため、平成26年7月31日付催告書を送付。平成26年8月18日付で債務者より破産手続きを申し立てる旨の通知があった。平成26年11月14日付水戸地方裁判所より破産手続開始通知書が送付された。破産管財人から平成28年2月9日付で各債権者へ案分弁済を実施する旨の通知があり、債権の一部である6,519円を弁済。その後平成28年2月26日付で破産手続廃止が決定し債務者の法人格が消滅し、今後債権回収が見込まれないため不納欠損処理を行った。
合計			19,851		

※提出を受けた不納欠損資料の範囲内においては、債務者法人の破産によるものであり、特に問題点は見られなかった。

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度未残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	2,028,682	2,028,682	0	0	
		債務者数	64	64	0		
	過年度分	金額	2,863	0	2,863	0	令和3年1月14日 不納欠損処理
		債務者数	1	0	1		
	小計	金額	2,031,545	2,028,682	2,863	0	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	2,030,495	2,030,495	0	0	
		債務者数	63	63	0		
	過年度分	金額	3,783	920	0	2,863	部分納付：調定額3,783円のうち920円 納入
		債務者数	1	1	0		
	小計	金額	2,034,278	2,031,415	0	2,863	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	2,115,350	2,111,567	0	3,783	部分納付：調定額6,210円のうち2,427円 納入
		債務者数	67	67	0		
	過年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	小計	金額	2,115,350	2,111,567	0	3,783	
		債務者数					

(3) 債権明細

該当なし

(4) 発生年度別収入未済額

該当なし

(5) 不納欠損処理

①平成 30 年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和 2 年度

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1	A	6,210	2,863	権利の放棄の基準 (4) 該当し、債務者が 当該債権につきその責任 を免れたため。	水戸地方裁判所において、平成29年12月20日破産手 続きが開始され、令和元年6月12日をもって破産手続廃 止が決定し、令和元年7月11日に費用不足による破産手 続廃止が決定確定して手続きが終了した。 破産手続の終結により、今後、債権回収が見込まれな いことから、不納欠損処分を実施した。
合計			2,863		

※提出を受けた不納欠損資料の範囲内においては、債務者法人の破産によるものであり、特に問題点は見られなかった。

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c
令和2年度	現年度分	金額	3,031,000	1,000,000	0	2,031,000
		債務者数				
	過年度分	金額	0	0	0	0
		債務者数				
	小計	金額	3,031,000	1,000,000	0	2,031,000
		債務者数				
令和元年度	現年度分	金額	0	0	0	0
		債務者数				
	過年度分	金額	0	0	0	0
		債務者数				
	小計	金額	0	0	0	0
		債務者数				
平成30年度	現年度分	金額	0	0	0	0
		債務者数				
	過年度分	金額	0	0	0	0
		債務者数				
	小計	金額	0	0	0	0
		債務者数				

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	3,031,000	令和3年1月18日	2,031,000
合計				2,031,000

※納入日 令和3年7月26日 1,000,000円

令和3年9月24日 1,031,000円

全額回収済となっている。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	0		
平成23年度	0		
平成24年度	0		
平成25年度	0		
平成26年度	0		
平成27年度	0		
平成28年度	0		
平成29年度	0		
平成30年度	0		
令和元年度	0		
令和2年度	2,031,000	1	分納中
合計	2,031,000		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

該当なし

8	債権発生・債権管理の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理は主に関係の出先機関で実施している（財務規則第3条による委任による）。 ・令和3年7月に徴収停止決定（道路建設課起案、河川課等合議） ・債権管理にあたっては土浦土木事務所が管理している。
9	延滞に係る違約金	—

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額	568,148	0	0	568,148	
		債務者数					
	小計	金額	568,148	0	0	568,148	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	568,148	0	0	568,148	
		債務者数	1				
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	568,148	0	0	568,148	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額				0	
		債務者数					
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	0	0	0	0	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	568,148	令和元年9月	568,148
合計				568,148

【補足説明】

①契約解除から徴収停止までの経緯

- ・ 県は、平成31年3月28日にAと建設工事請負契約（全4工事）を締結（一般競争入札総合評価方式）、同年3月29日に工期延長のための変更契約を締結した。
- ・ 令和元年6月10日にAは履行不能の申立書を提出し、同年6月11日に契約解除が成立。
- ・ 同年6月13日に4工事の出来高検査を実施し、前払金と出来高の差額返還（清算金）に係る納入通知を発送したが、Aは納付不能の申立書を提出。令和元年8月13日までに、東日本建設業保証㈱から違約金、清算金の収納完了。
- ・ 令和元年10月8日にAの代表者死亡、令和2年1月9日に県総務課法制担当と相談し、平役員に支払いを強制できないことを確認し、任意弁済を求めることとなった。
- ・ 令和3年3月4日に平役員3名に対して催告状を送付。
- ・ 令和3年6月17日に事業再開予定はない旨の申立書を受領。
- ・ 令和3年7月19日に違約金利息及び前払金利息の徴収停止を決定。

②対応方針等

- ・ 当該債権は、関係する所管課は、道路建設課、河川課、下水道課及び宅地整備販売課の4課となっており、総額では1,393,177円である。
- ・ 直接、間接に関係する所管課を集めて、今後の対応方針に関する協議を実施していることを確認した。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度	568,148	1	
令和2年度			
合計	568,148		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

該当なし

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度未残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数					
	過年度分	金額	5,500	0	5,500	0	
		債務者数	1		1		
	小計	金額	5,500	0	5,500	0	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数					
	過年度分	金額	5,500	0	0	5,500	
		債務者数	1				
	小計	金額	5,500	0	0	5,500	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数					
	過年度分	金額	5,500	0	0	5,500	
		債務者数	1				
	小計	金額	5,500	0	0	5,500	
		債務者数					

(3) 債権明細

該当なし

(4) 発生年度別収入未済額

該当なし

(5) 不納欠損処理

①平成 30 年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和 2 年度

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1	a	5,500	5,500	地方自治法第236条第1項に規定する消滅時効の成立。	平成21年度分の占用料について不納であったため、電話連絡や訪問するなどしたが連絡が取れなかった。平成26年に消滅時効成立。令和3年1月13日付け河第599号で不能欠損処理決定通知。
合計			5,500		

(問題点)

本件は、債務者からの長期間納入がないにもかかわらず、催告活動しか実施されていなかった。

【指 摘】

債務者から長期間納入がない場合には、速やかに滞納処分又は徴収停止の処分を検討すべきであった。

(問題点)

河川法に基づく土地使用料（河川敷占有料）は、強制徴収公債権であることから、時効の援用を必要とせず、時効期間の満了により債権が消滅することになる。

したがって、本件は、平成 26 年に時効期間が満了していることから、すでに債権は消滅していたことになる。

【指 摘】

時効による徴収権が消滅等した場合には、直ちに不納欠損処理すべきであった。

6-2-6 土地使用料（河川敷使用料）

(1) 債権の概要

1	所 管 課 名	土木部 河川課 銚田工事事務所		
2	債 権 の 名 称	土地使用料（河川敷使用料）		
3	債 権 の 種 類	<input type="checkbox"/> 私債権 <input checked="" type="checkbox"/> 公債権（強制徴収） <input type="checkbox"/> 公債権（非強制徴収） <input type="checkbox"/> （ ）		
4	債権の内容・発生原因	<p>・河川区域の流水、土地の占用に係る使用料である。</p> <p>（未収債権の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・池中養殖場水施設による河川敷の占用 ・占用期間：平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで ・占用料：51,000 円 ・分納期間：3 年間（1 年毎 25,500 円） ・占用の許可：国土交通省関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 ・占用料の徴収：茨城県銚田工事事務所 <p>（不納欠損の理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な催告活動（訪問・電話）を実施したが納付がなく、時効消滅となったため不納欠損処理を行った。 ・ b 99,480 円 平成 22 年 9 月 30 日時効消滅 ・ c 98,712 円 平成 21 年 12 月 17 日時効消滅 ・ d 29,400 円 平成 22 年 9 月 30 日時効消滅 		
5	根 拠 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法 ・茨城県河川流水占用料等徴収条例 ・茨城県財務規則 		
6	債 務 者 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人		
7	消 滅 時 効	公 債 権	5 年	
		私 債 権	民法改正前	年
	民法改正後		年	
8	債権発生・債権管理の特徴	<p>・指定された納期限までに納付がない場合、財務規則に従って督促を行い、その後、定期的な催告活動（訪問）を実施。</p>		

9	延滞に係る違約金	・河川法第74条第5項の規定により、年14.5%の割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。
---	----------	---

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度未残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	1,780,825	1,755,325	0	25,500	
		債務者数	80	79	0		
	過年度分	金額	253,092	0	227,592	25,500	
		債務者数	11	0	10		
	小計	金額	2,033,917	1,755,325	227,592	51,000	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	2,166,474	2,140,974	0	25,500	
		債務者数	103	102	0		
	過年度分	金額	302,360	74,768	0	227,592	
		債務者数	12	2	0		
	小計	金額	2,468,834	2,215,742	0	253,092	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	2,001,552	2,001,552	0	0	
		債務者数	102	102	0		
	過年度分	金額	327,140	24,780	0	302,360	
		債務者数	14	2	0		
	小計	金額	2,328,692	2,026,332	0	302,360	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	a	25,500	令和2年3月	25,500
2	a	25,500	令和2年4月	25,500
合計				51,000

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度	25,500	1	
令和2年度	25,500	1	
合計	51,000		

(5) 不納欠損処理

①平成 30 年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和 2 年度

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1	b	19,896	19,896	消滅時効による債権の消滅	定期的な催告活動（訪問）を実施したが納付がなく、時効消滅となったため不納欠損処理を行った。
2	b	19,896	19,896	消滅時効による債権の消滅	定期的な催告活動（訪問）を実施したが納付がなく、時効消滅となったため不納欠損処理を行った。
3	b	19,896	19,896	消滅時効による債権の消滅	定期的な催告活動（訪問）を実施したが納付がなく、時効消滅となったため不納欠損処理を行った。
4	b	19,896	19,896	消滅時効による債権の消滅	定期的な催告活動（訪問）を実施したが納付がなく、時効消滅となったため不納欠損処理を行った。
5	b	19,896	19,896	消滅時効による債権の消滅	定期的な催告活動（訪問）を実施したが納付がなく、時効消滅となったため不納欠損処理を行った。
6	c	32,904	32,904	消滅時効による債権の消滅	定期的な催告活動（訪問）を実施したが納付がなく、時効消滅となったため不納欠損処理を行った。
7	c	32,904	32,904	消滅時効による債権の消滅	定期的な催告活動（訪問）を実施したが納付がなく、時効消滅となったため不納欠損処理を行った。
8	c	32,904	32,904	消滅時効による債権の消滅	定期的な催告活動（訪問）を実施したが納付がなく、時効消滅となったため不納欠損処理を行った。
9	d	14,700	14,700	消滅時効による債権の消滅	定期的な催告活動（訪問）を実施したが納付がなく、時効消滅となったため不納欠損処理を行った。
10	d	14,700	14,700	消滅時効による債権の消滅	定期的な催告活動（訪問）を実施したが納付がなく、時効消滅となったため不納欠損処理を行った。
合計			227,592		

①個人bについて

- ・平成23年1月30日に月々3,000円の分納誓約書を徴取。
- ・平成23年3月から平成28年11月までの間に総額13万8420円（平成18年度分から平成23年度分）の納付を受けたが、以降、時効のため未催告。
- ・平成13年度分から平成17年度分を令和2年度に消滅時効による不納欠損処理。

②個人cについて

- ・平成22年8月23日の訪問催告以降、未催告。
- ・平成13年度分から平成15年度分を令和2年度に消滅時効による不納欠損処理。

③個人dについて

- ・平成22年9月2日の訪問催告以降、未催告。
- ・平成16年度及び平成17年度分を令和2年度に消滅時効による不納欠損処理。

(問題点)

本件は、債務者からの長期間納入がないにもかかわらず、催告活動しか実施されていなかった。

【指 摘】

債務者から長期間納入がない場合には、速やかに滞納処分又は徴収停止の処分を検討すべきであった。

(問題点)

河川法に基づく土地使用料（河川敷占有料）は、強制徴収公債権であることから、時効の援用を必要とせず、時効期間の満了により債権が消滅することになる。

したがって、本件は、平成26年に時効期間が満了していることから、すでに債権は消滅していたことになる。

【指 摘】

時効による徴収権が消滅等した場合には、直ちに不納欠損処理すべきであった。

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	49,608	49,608	0	0	
		債務者数	1	1	0		
	過年度分	金額	133,952	0	133,952	0	
		債務者数	2	0	2		
	小計	金額	183,560	49,608	133,952	0	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	94,136	94,136	0	0	
		債務者数	5	5	0		
	過年度分	金額	150,928	16,976	0	133,952	
		債務者数	3	1	0		
	小計	金額	245,064	111,112	0	133,952	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	91,986	91,986	0	0	
		債務者数	5	5	0		
	過年度分	金額	150,928	0	0	150,928	
		債務者数	3	0	0		
	小計	金額	242,914	91,986	0	150,928	
		債務者数					

(3) 債権明細

該当なし

(4) 発生年度別収入未済額

該当なし

(5) 不納欠損処理

①平成 30 年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和 2 年度

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1	a	66,976	66,976	消滅時効による債権の消滅	定期的な催告活動（訪問）を実施したが納付がなく、時効消滅となったため不納欠損処理を行った。
2	a	66,976	66,976	消滅時効による債権の消滅	定期的な催告活動（訪問）を実施したが納付がなく、時効消滅となったため不納欠損処理を行った。
合計			133,952		

(問題点)

対象債権は、平成 23 年度及び平成 25 年度分の海岸占用料である。

時効期間を経過した場合、公債権については時効の援用は不要であり、直ちに消滅するが、不納欠損処理が必要である。しかし、本件は、令和 2 年度まで不納欠損処理もされることはなかった。

【指 摘】

時効による徴収権が消滅等した場合には、直ちに不納欠損処理すべきであった。

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度未残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	80,112,515	79,918,931	0	193,584	
		債務者数	385	383	0		
	過年度分	金額	1,169,256	24,132	878,880	266,244	
		債務者数	8	2	4		
	小計	金額	81,281,771	79,943,063	878,880	459,828	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	63,162,920	62,969,336	0	193,584	
		債務者数	372	370	0		
	過年度分	金額	1,091,826	116,154	0	975,672	
		債務者数	9	5	0		
	小計	金額	64,254,746	63,085,490	0	1,169,256	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	77,969,267	77,136,803	0	832,464	
		債務者数	381	377	0		
	過年度分	金額	469,884	210,522	0	259,362	
		債務者数	7	4	0		
	小計	金額	78,439,151	77,347,325	0	1,091,826	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	96,000	H30.4.1	32,000
2	A	56,924	H30.9.9	40,660
3	A	96,000	H31.4.1	96,000
4	A	97,584	H31.4.1	97,584
5	A	96,000	R2.4.1	96,000
6	A	97,584	R2.4.1	97,584
合計				459,828

(債権の説明)

- ・許可関係 国 平成 30 年 8 月 24 日 県 平成 30 年 4 月 1 日
- ・納入通知 平成 30 年 4 月 1 日
平成 30 年 9 月 9 日
平成 31 年 4 月 1 日
令和 2 年 4 月 1 日
- ・滞納分について各年度ごとに分割納付誓約書を徴取、分割納付中。
- ・占有料自体は高額ではないが、資金調達が滞り、納付が滞ったもの。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成 22 年度 以前	0		
平成 23 年度	0		
平成 24 年度	0		
平成 25 年度	0		
平成 26 年度	0		
平成 27 年度	0		
平成 28 年度	0		
平成 29 年度	0		
平成 30 年度	72,660	2	令和3年度完納予定
令和 元 年度	193,584	2	分納中
令和 2 年度	193,584	2	
合計	459,828		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1	B	638,880	638,880	地方税法第15条の7第1項第1号(無財産)、同条第5項(即時欠損)	平成30年11月28日、代表者の体調不良により経営継続が困難となり、占用廃止届を提出。 平成31年2月1日法人解散、3月11日清算結了。財産調査の結果、滞納処分できる財産がなく、事業再開も見込めないため、執行停止のうえ即時欠損として処理を行った。(平成30年度調定債権)
2	C	240,000	240,000	地方税法第15条の7第1項第1号(無財産)、同条第5項(即時欠損)	平成30年8月7日破産手続開始、8月24日交付要求、令和元年11月29日異時廃止(交付要求解除)。 財産調査の結果、滞納処分できる財産がないため、執行停止のうえ即時欠損として処理を行った。(平成29年度調定債権3件)
合計			878,880		

※提出を受けた不納欠損資料の範囲内においては、債務者法人の破産又は解散・清算結了によるものであり、特に問題点は見られなかった。

3 都市局住宅課	
1	住宅に関すること。
2	住宅金融に関すること。
3	県営住宅の管理に関すること。
4	住環境の整備に関すること。
5	木造住宅等の振興に関すること。
6	優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成 10 年法律第 41 号)の施行に関すること。
7	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関すること(特定行政庁の権限に係るものを除く。)
8	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)の施行に関すること。
9	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関すること(監理課及び建築指導課の所管に係るものを除く。)
10	高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関すること(サービス付き高齢者向け住宅事業の登録及び終身建物賃貸借の事業の認可に係るものに限る。)
11	旧住宅供給公社に関すること。

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
6-3-1	県営住宅使用料	302,627 千円
	県営住宅割増賃料	3,190 千円
	特別県営住宅使用料	2,865 千円
	県営住宅駐車場使用料	2,660 千円
	県営住宅弁償金	48,240 千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
6-3-1	<p>【指 摘】</p> <p>住宅管理システムと財務システムの残高について、月次で整合性を確認すべきである。整合性の確認に当たっては、財務システムと金額を照合しやすい出力帳票を住宅管理システムが提供できるよう、住宅管理システムの機能を見直すことも併せて検討すべきである。</p>

	<p>【指 摘】</p> <p>差額が発生した場合には、原因の特定を徹底し、速やかに適切な修正処理を実行すべきである。</p>
	<p>【指 摘】</p> <p>差額の要因のうち、出納整理期間最終日に現金受領した分については、財務システム側で回収済みの処理をすべきである。</p>
	<p>【指 摘】</p> <p>住宅管理システムの債権残高の信頼性がなければ、滞納者に対する催促活動にも影響しかねない。催促時に、滞納額に信頼性がなければ、催促活動に支障が生じる懸念もあることから、月次で残高ベースの整合性確認を行うことを徹底すべきである。</p>
	<p>【指 摘】</p> <p>調定額や収入済額の修正を行う場合には、その修正の根拠について記録・保存を徹底し、差額の原因分析と適切な修正処理を可能とする運用を徹底すべきである。</p>
	<p>【意 見】</p> <p>入居者別に家賃等や駐車場使用料の情報をまとめて把握できるような、いわゆる「名寄せ」情報を活用できるように、住宅管理システムの機能について見直しを図ることが望まれる。</p>
	<p>【意 見】</p> <p>他の自治体で取り組まれている先行事例・成功例を研究し、効果が見込まれる手法については積極的に採用を検討されたい。</p>
	<p>【意 見】</p> <p>新たな県営住宅に係る債権管理の基盤づくりとして、名寄せ情報の提供等、システム機能の見直しについて検討されたい。</p>
	<p>【意 見】</p> <p>時効援用希望者に対して一律に時効援用通知書を送付するのではなく、債権の種類・期間・金額が明示された時効援用通知書書式を送付するか否か、個別案件ごとに慎重に検討し、その結果を記録に残す必要がある。</p>
	<p>【指 摘】</p> <p>直系親族からの援用通知を名義人（主債務者）及び保証人からの時効援用とみなし不納欠損したことは不適切である。</p>
	<p>【意 見】</p> <p>未収債権対策チームの疑義・指摘及びその対応過程は、今後の債権管理上も有益な情報であるから、手書きの赤字加除修正だけでなく、疑義・指摘事項に対する調査結果・対応結果・修正内容等をデータ上に管理することが望ましい。</p>

	<p>【意見】 速やかに時効管理に適した債権管理システムに改修すべきである。</p>
	<p>【指摘】 令和2年度以降、権利の放棄基準が緩和されたからといって、主たる債務者の時効期間経過したことだけをもって安易に権利放棄とすることがないようにしなければならない。</p>
	<p>【指摘】 債務者が死亡した場合、相続放棄等の手続をしていない限り原則として相続人が債務者となるのであるから、債権管理を適切に行うためには、債務者や保証人が死亡したことが判明した場合には速やかに相続人調査を行うことが必要である。このため、現時点で債務者や保証人が死亡していることが判明している案件については、速やかに相続人調査を行い、適切に請求を行うべきである。</p>
	<p>【指摘】 債務者が所在不明であると判断するためには、住民票の調査だけでなく、戸籍の附票の調査、戸籍の附票に記載されている最新住所地への郵便物の送付、現地確認等の住所地調査を適切に行う必要がある。</p>
	<p>【指摘】 令和2年度以前の権利の放棄の基準では、時効期間が経過した債権であって、債務者の所在が不明である債権や債務者が死亡し、相続人がない又はその有無が明らかでない債権については、権利の放棄に該当する場合には、不要な事務コストの発生を回避し行政の効率化を推進するためにも、令和2年度以前から、消滅時効期間が経過し所在不明か、債務者が死亡し、相続人がない又はその有無が明らかでないことに該当する債権については、迅速に不納欠損処理をすべきであった。</p>
	<p>【意見】 令和2年度から権利の放棄基準が緩和され、民間債権回収会社への委託から返却された債権については、電話や面談による積極的な納付の督促をせず、定期報告を繰り返すだけで、消滅時効期間の経過を待つという後ろ向きな債権管理になりがちである。 委託先から返却された債権についても、県営住宅家賃滞納整理要領や県策定の「債権管理の基本について」に基づいて適切に督促・催告・交渉を行うべきである。</p>

③県営住宅の特別県営住宅使用料

1	所 管 課 名	土木部 都市局住宅課		
2	債 権 の 名 称	県営住宅の特別県営住宅使用料		
3	債 権 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> 公債権（強制徴収） <input type="checkbox"/> 公債権（非強制徴収） <input type="checkbox"/> （ ）		
4	債権の内容・発生原因	・住宅に困窮する中堅所得者への住戸提供に伴う家賃		
5	根 拠 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法、施行令、施行規則 ・茨城県県営住宅条例、施行規則 ・県営住宅入退去事務処理要領 ・県営住宅家賃滞納整理要領 		
6	債 務 者 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人		
7	消 滅 時 効	公 債 権	年	
		私 債 権	民法改正前	5年（和解後10年）
			民法改正後	5年（和解後10年）
8	債権発生・債権管理の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納月数3ヶ月以上を経過した場合、県営住宅家賃滞納整理要領に沿って督促を行い、その後月1回の催促活動（文書、電話、訪問）などを実施 ・一年以上納付がなく現地徴収員の話を受けない場合は個別面談を前提として法的措置を実施 ・債権は、主に指定管理者が管理し、県営住宅総合管理システムにより実施している。 		
9	延滞に係る違約金	なし		

(2) 債権推移表

① 県営住宅の家賃

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	2,504,900,242	2,455,837,286		49,062,956	
		債務者数					
	過年度分	金額	328,077,909	48,139,838	26,374,470	253,563,601	死亡・行方不明等の認定退去に伴う調定減額によるもの
		債務者数					
	小計	金額	2,832,978,151	2,503,977,124	26,374,470	302,626,557	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	2,560,150,760	2,498,109,284		62,041,476	
		債務者数					
	過年度分	金額	316,947,541	43,452,895	3,658,649	269,835,997	死亡・行方不明等の認定退去に伴う調定減額によるもの
		債務者数					
	小計	金額	2,877,098,301	2,541,562,179	3,658,649	331,877,473	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	2,615,505,043	2,557,236,230	0	58,268,813	
		債務者数					
	過年度分	金額	327,600,576	50,618,733	9,348,966	267,632,877	
		債務者数					
	小計	金額	2,943,105,619	2,607,854,963	9,348,966	325,901,690	
		債務者数					

② 県営住宅の割増賃料

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	0	0		0	
		債務者数					
	過年度分	金額	3,263,620	0	73,560	3,190,060	
		債務者数					
	小計	金額	3,263,620	0	73,560	3,190,060	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数					
	過年度分	金額	3,263,620	0	0	3,263,620	
		債務者数					
	小計	金額	3,263,620	0	0	3,263,620	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数					
	過年度分	金額	3,263,620	0	0	3,263,620	
		債務者数					
	小計	金額	3,263,620	0	0	3,263,620	
		債務者数					

③県営住宅の特別県営住宅

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	3,841,296	3,762,696		78,600	
		債務者数					
	過年度分	金額	2,786,662	0		2,786,662	
		債務者数					
	小計	金額	6,627,958	3,762,696	0	2,865,262	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	5,385,600	5,385,600	0	0	
		債務者数					
	過年度分	金額	2,786,662	0	0	2,786,662	
		債務者数					
	小計	金額	8,172,262	5,385,600	0	2,786,662	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	5,385,600	5,385,600		0	
		債務者数					
	過年度分	金額	2,786,662	0	0	2,786,662	
		債務者数					
	小計	金額	8,172,262	5,385,600	0	2,786,662	
		債務者数					

④県営住宅の駐車場使用料

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	264,358,712	263,043,263	0	1,315,449	
		債務者数					
	過年度分	金額	2,879,719	1,346,922	188,001	1,344,796	死亡・不明等の認定退去に伴う調定減額によるもの
		債務者数					
	小計	金額	267,238,431	264,390,185	188,001	2,660,245	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	270,798,054	269,376,349		1,421,705	
		債務者数					
	過年度分	金額	3,020,133	1,485,118	69,401	1,465,614	死亡・不明等の認定退去に伴う調定減額によるもの
		債務者数					
	小計	金額	273,818,187	270,861,467	69,401	2,887,319	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	279,490,499	278,217,421	0	1,273,078	
		債務者数					
	過年度分	金額	3,243,846	1,397,034	26,256	1,820,556	
		債務者数					
	小計	金額	282,734,345	279,614,455	26,256	3,093,634	
		債務者数					

⑤県営住宅の弁償金

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	318,602	0	0	318,602	
		債務者数					
	過年度分	金額	57,944,035	51,818	9,970,761	47,921,456	
		債務者数					
	小計	金額	58,262,637	51,818	9,970,761	48,240,058	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数					
	過年度分	金額	57,974,035	30,000	0	57,944,035	
		債務者数					
	小計	金額	57,974,035	30,000	0	57,944,035	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	319,012	0	0	319,012	
		債務者数					
	過年度分	金額	61,596,240	237,596	3,703,621	57,655,023	
		債務者数					
	小計	金額	61,915,252	237,596	3,703,621	57,974,035	
		債務者数					

(問題点)

次のとおり、「県営住宅総合管理オンラインシステム(以下「住宅管理システム」という。)
と財務システムの間で、債権残高について不整合が生じている。

(単位：円)

債権の種類	令和2年度	住宅管理システム A	財務システム B	差額 C=A-B
家賃	現年度分	49,251,136	49,062,956	188,180
	過年度分	251,463,235	253,563,601	△2,100,366
	合計	300,714,371	302,626,557	△1,912,186
割増賃料	現年度分	0	0	0
	過年度分	3,189,960	3,190,060	△100
	合計	3,189,960	3,190,060	△100
特別県営住宅 使用料	現年度分	78,600	78,600	0
	過年度分	2,786,662	2,786,662	0
	合計	2,865,262	2,865,262	0

駐車場使用料	現年度分	1,326,213	1,315,449	10,764
	過年度分	1,931,599	1,344,796	586,803
	合計	3,257,812	2,660,245	597,567
弁償金	現年度分	318,602	318,602	0
	過年度分	47,921,456	47,921,456	0
	合計	48,240,058	48,240,058	0

差額の発生要因としては、次の要因が挙げられている。ただし、過年度分の不整合が累積している状況と推定され、差額内容を完全には分析しきれていない。

なお、差額要因と推定されている内容は、次のとおりである。

・「出納整理期間最終日に現金受領した金額」

財務システム側では預金口座に入金された段階で、回収済みの処理を行っている。出納整理期間最終日に、現金受領した分については、預金口座へ入金後に財務システムへ反映されることとなるが、入金日付が翌日になってしまうケースがある。出納整理期間最終日の翌日に処理される分は、次年度の処理となるため、当年度においては、住宅管理システムでは回収済みとして処理する一方、財務システム上は未回収として処理されてしまっている。

・「住宅管理システム側での収納消込未了部分」

預金口座に収受した金額については、財務システム側では収入済として処理されるが、住宅管理システム側では、どの債務者の分が入金されたかを確定させなければ収入済として処理しない。いわゆる「収納消込未了分」が存在するケースがある。請求額と異なる金額で入金された場合（過誤納の発生した場合）等、収納消込に時間を要するケースがある。

・調定額の修正

調定額については、まず、月初時点での入居者分について1ヵ月入居していることを前提とした金額で入力する。月の途中で退去、強制執行や、新たな入居があれば、調定額の修正入力を行うこととなる。

これらの処理は、住宅管理システムと財務システム側でそれぞれ行う必要がある。仮に、両システムが完全に連動していれば不整合は生じないが、それぞれのシステムで入力処理を行うため、一方での処理漏れや入力金額誤り等があれば不整合の原因となる。

県営住宅に関する債権については、管理対象の件数が非常に多い。管理戸数は、令和2年度時点で約13,000戸、また、「家賃」を例にとると、債権残高は約3億円（現年度分・過年度分の合計）、債務者数は2,545人（現年度分・過年度分の合計、延べ人数）となっている。

このように管理対象の債権の件数が多くなる場合には、システム間の整合性確認は、少なくとも月次で実施すべきである。しかし、現状では、調定額、収入済額について、それぞれで月次に整合性を確認しているものの、残高については整合性の確認をしていない。

【指 摘】

住宅管理システムと財務システムの残高について、月次で整合性を確認すべきである。整合性の確認に当たっては、財務システムと金額を照合しやすい出力帳票を住宅管理システムが提供できるよう、住宅管理システムの機能を見直すことも併せて検討すべきである。

【指 摘】

差額が発生した場合には、原因の特定を徹底し、速やかに適切な修正処理を実行すべきである。

【指 摘】

差額の要因のうち、出納整理期間最終日に現金受領した分については、財務システム側で回収済みの処理をすべきである。

【指 摘】

住宅管理システムの債権残高の信頼性がなければ、滞納者に対する催促活動にも影響しかねない。催促時に、滞納額に信頼性がなければ、催促活動に支障が生じる懸念もあることから、月次で残高ベースの整合性確認を行うことを徹底すべきである。

(問題点)

現在の取扱いでは、残高の整合性を確認するタイミングが、決算時のみとなっている。確認のタイミングが1年間に1度では、仮に差額が発生していた場合、分析対象の件数が多くなりすぎてしまい、結果として原因究明が不可能になってしまうおそれがある。

【指 摘】

調定額や収入済額の修正を行う場合には、その修正の根拠について記録・保存を徹底し、差額の原因分析と適切な修正処理を可能とする運用を徹底すべきである。

(問題点)

現行の住宅管理システムでは、入居者別に家賃等の滞納額と駐車場使用料の滞納額を一覧で把握することができない。

また、次のとおり、債権の種類に応じて管理のルールが設定されており、督促（催告）状の発行・送付も家賃等と駐車場使用料でそれぞれ行われている。

債権の種類	家賃	割増家賃	特別 県営住宅	駐車場使用料	弁償金
法令	公営住宅法、施行令、施行規則				
条例	茨城県県営住宅条例、施行規則				
要領等	県営住宅入退去事務処理要領 県営住宅家賃滞納整理要領			県営住宅駐車場使用料 設定基本方針 県営住宅駐車場等管理 要領 県営住宅駐車場使用料 滞納整理要領	県営住宅退去者に 係る弁償金の算定 方法

【意見】

入居者別に家賃等や駐車場使用料の情報をまとめて把握できるような、いわゆる「名寄せ」情報を活用できるように、住宅管理システムの機能について見直しを図ることが望まれる。

(問題点)

現在の県営住宅の家賃収納率については、他県と比較して高いとは言えない。令和2年度の収納率 88.39%は、全国 38 位（前年度 37 位）となっている。

入居世帯の世帯構成の変化も要因のひとつと考えられる。例えば、平成 15 年度においては、「一般：70.3%」、「高齢者：4.3%」であった世帯構成が、令和 2 年度では、「一般：34.2%」、「高齢者：19.2%」と大きく変化しており、全体として入居者の支払能力が弱まってしまっている状況が見受けられる。

さらに住宅のセーフティーネットの機能強化する政策が推進されており、「茨城県賃貸住宅供給促進計画（令和元年 8 月）」では、「住宅確保要配慮者」の範囲を広くする対応が行われている。

また、「公営住宅の滞納家賃の徴収における留意事項等について（国住備第 135 号平成 26 年 11 月 5 日）」では、次のような対応が求められている。

- ・やむを得ず家賃を支払えない状況にある者に対しては、その収入等の状況や事情を十分に把握したうえで、適切な措置をとること
- ・関係する行政の各部局及び公営住宅の存する市町村と緊密な連携を図りつつ、生活保護をはじめとする居住安定のための支援策の情報提供や助言等を行う等、特段の配慮を行うこと

このように、県営住宅に関わる環境変化やセーフティーネットの機能強化への対応など、債権管理の現場ではやらねばならないこと、配慮せねばならないことも増えている。収納率の向上も目指しながら、こうしたセーフティーネットへの対応も図らなければならないということは、現場の業務負荷増大への配慮も必要と思われる。現場の頑張りに過度に依存する

ことなく、業務を遂行しやすい仕組みの整備を図ることが重要である。

なお、他の自治体では、「一元徴収」や「共同徴収」といった取組も行われている。次の参考資料によれば、債権毎に設定されている事務取扱要領について、回収一元化のために見直しする方法も示されている。

＜参考資料＞

一元徴収：「地方自治体の債権管理～組織のマネジメントと職員の意識改革」

（船橋市税務部参事 債権管理課長 永嶋正裕）

共同徴収：「自治体債権の共同徴収の類型化とその実態」

（キャノングローバル戦略研究所 主任研究員 税理士 柏木恵）

また、「一元徴収」「共同徴収」といった工夫だけでなく、近県で見受けられるような債権の区分の見直しにより、私債権から公債権として扱うことで、滞納処分処理をやすくすること、債権管理条例の設定により、督促や催促活動を円滑に行えるような環境整備をする例も見受けられる。

特に「一元徴収」の取組については、家賃、割増家賃、駐車場、弁償金等と所管する債権の種類が複数ある公営住宅に関する債権では効果が見込めるように思われる。

【意見】

他の自治体で取り組まれている先行事例・成功例を研究し、効果が見込まれる手法については積極的に採用を検討されたい。

【意見】

新たな県営住宅に係る債権管理の基盤づくりとして、名寄せ情報の提供等、システム機能の見直しについて検討されたい。

(3) 債権明細

① 県営住宅の家賃

件数	金額
2,545 件	300,714,371 円

② 県営住宅の割増賃料

件数	金額
5 件	3,189,960 円

③ 県営住宅の特別県営住宅

件数	金額
1 件	2,865,262 円

④ 県営住宅の駐車場使用料

件数	金額
755 件	3,257,812 円

⑤ 県営住宅の弁償金

件数	金額
111 件	48,240,058 円

(4)発生年度別収入未済額

①県営住宅の家賃

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	84,608,161	632	
平成23年度	14,538,350	88	
平成24年度	12,658,475	97	
平成25年度	10,342,458	102	
平成26年度	9,013,222	106	
平成27年度	13,170,926	118	
平成28年度	16,133,353	154	
平成29年度	24,956,218	193	
平成30年度	28,068,419	223	
令和元年度	37,973,653	268	
令和2年度	49,251,136	564	
合計	300,714,371	2,545	

④県営住宅の割増賃料

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	3,189,960	5	
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
合計	3,189,960	5	

③県営住宅の特別県営住宅使用料

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	2,786,662	0	県財務入力ミスのため
平成23年度	0	0	発生原因を調査中
平成24年度	0	0	
平成25年度	0	0	
平成26年度	0	0	
平成27年度	0	0	
平成28年度	0	0	
平成29年度	0	0	
平成30年度	0	0	
令和元年度	0	0	
令和2年度	78,600	1	
合計	2,865,262	1	

④県営住宅の駐車場使用料

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	702,591	138	
平成23年度	57,454	12	
平成24年度	125,941	16	
平成25年度	117,104	26	
平成26年度	91,079	20	
平成27年度	116,387	19	
平成28年度	125,917	28	
平成29年度	160,419	30	
平成30年度	217,546	44	
令和元年度	217,161	54	
令和2年度	1,326,213	368	
合計	3,257,812	755	

⑤県営住宅の弁償金

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	39,202,739	81	
平成23年度	0	0	
平成24年度	707,496	6	
平成25年度	388,354	4	
平成26年度	1,016,336	9	
平成27年度	89,798	1	
平成28年度	1,983,754	3	
平成29年度	4,213,967	2	
平成30年度	319,012	4	
令和元年度	0	0	
令和2年度	318,602	1	
合計	48,240,058	111	

(5)不納欠損処理

①県営住宅の家賃

ア 平成30年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
25件	9,348,966円	県営住宅家賃等不納欠損処分基準第2の1に該当	●督促状を送付してきたが支払われず、消滅時効援用通知書が提出され、平成31年3月に不納欠損処理を行った。25件

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
10件	3,658,649円	県営住宅家賃等不納欠損処分基準第2の1に該当	●督促状を送付してきたが支払われず、消滅時効援用通知書が提出され、令和2年3月に不納欠損処理を行った。8件 ●督促状を送付してきたが支払われず、地方裁判所から本人の自己破産決定通知が提出され、令和2年3月に不納欠損処理を行った。2件

ウ 令和2年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
77件	26,374,470円	県営住宅家賃等不納欠損処分基準第2の1に該当	●督促状を送付してきたが支払われず、所在調査により本人死亡が確認され、消滅時効期間を経過したため、令和2年12月に知事専決処分により権利の放棄を実施し、不納欠損処理を行った。25件 ●督促状を送付してきたが支払われず、所在調査により行方不明が分かり、消滅時効期間を経過したため、令和2年12月に知事専決処分により権利の放棄を実施し、不納欠損処理を行った。50件

			●督促状を送付してきたが支払われず、本人の弁護士から消滅時効援用通知書が提出されたため、令和3年2月に不納欠損処理を行った。2件
--	--	--	--

②県営住宅の割増賃料

ア 平成30年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和2年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1件	73,560円	権利の放棄の基準2(1)に該当のため、権利の放棄を実施	●督促状を送付してきたが支払われず、所在調査により本人死亡が確認され、消滅時効期間を経過したため、令和2年12月に知事専決処分により権利の放棄を実施し、不納欠損処理を行った。1件

③県営住宅の特別県営住宅

ア 平成30年度

該当なし

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和2年度

該当なし

④県営住宅の駐車場使用料

ア 平成 30 年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
7 件	26,256 円	県営住宅家賃等不納欠損処分基準第 2 の 1 に該当	●督促状を送付してきたが支払われず、本人から消滅時効援用通知書が提出され、平成 31 年 3 月に不納欠損処理を行った。7 件

イ 令和元年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
3 件	69,401 円	県営住宅家賃等不納欠損処分基準第 2 の 1 に該当	●督促状を送付してきたが支払われず、消滅時効援用通知書が提出され、令和 2 年 3 月に不納欠損処理を行った。3 件

ウ 令和 2 年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
18 件	188,001 円	県営住宅家賃等不納欠損処分基準第 2 の 1 に該当	●督促状を送付してきたが支払われず、所在調査により本人死亡が確認され、消滅時効期間を経過したため、令和 2 年 12 月に知事専決処分により権利の放棄を実施し、不納欠損処理を行った。8 件 ●督促状を送付してきたが支払われず、所在調査により行方不明が分かり、消滅時効期間を経過したため、令和 2 年 12 月に知事専決処分により権利の放棄を実施し、不納欠損処理を行った。10 件

⑤県営住宅の弁償金

ア 平成30年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
5件	3,703,621円	県営住宅家賃等不納欠損処分基準第2の1に該当	●本人から消滅時効援用通知書が提出され、平成31年3月に不納欠損処理を行った。5件

イ 令和元年度

該当なし

ウ 令和2年度

件数	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
20件	9,970,761円	県営住宅家賃等不納欠損処分基準第2の1に該当	●所在調査により本人死亡が確認され、消滅時効期間を経過したため、令和2年12月に知事専決処分により権利の放棄を実施し、不納欠損処理を行った。7件 ●所在調査を実施したが行方不明であり、消滅時効期間を経過したため、令和2年12月に知事専決処分により権利の放棄を実施し、不納欠損処理を行った。13件

【不納欠損処理について】

(問題点)

平成30年度・令和元年度の不納欠損処理対象債権は、債務者からの消滅時効援用通知書の提出による時効消滅又は自己破産である。

これに対応するすべての消滅時効援用通知書を閲覧し、確認したところ、同じ書式の時効援用通知書（援用文言／債務者ごとに債権の種類・期間・金額が記載）が散見された。

これについて、次のとおり住宅課へヒアリングし、回答を得た。

質問1 当該時効援用通知書書式は、どこが作成したものか。

(回答)

県住宅課で作成

質問2 当該時効援用通知書書式は、どのような経緯で作成するに至ったのか。

(回答)

援用は口頭でも成立することから、証拠書を残す意味で書面を作成している。

質問3 どのような方法で当該時効援用通知書を債務者に渡していたのか。その際、どのように説明していたのか。

(回答)

質問2の理由を事前説明し了解してもらったうえで、郵送若しくは訪問により提出している。

質問4 時効援用希望者以外の滞納者にも当該時効援用通知書を送付していたのではありませんか。

(回答)

時効援用希望者以外はない。

自治体職員は、債権を保全し、取立てに関し必要な措置をとる義務がある（地方自治法第240条第2項）。したがって、債権の喪失につながる可能性がある消滅時効援用の方法教示は、これを行う義務はない。

一方、地方自治の基本は、自治体住民の福祉の増進（地方自治法第1条の2第1項）であることや、公務員が債務者の無知に乗じて債務を取り立てることは品位に欠けることに鑑みると、消滅時効援用の方法教示をしたことが直ちに違法とはならないものと思料する。また、時効の援用には、口頭でも成立するが、担当職員がその旨記録しただけで不納欠損の決裁を通すことに抵抗があることも理解できる。

本件では、時効援用希望者のみに、証拠書を残す趣旨で時効援用通知書書式（援用文言／債務者ごとに債権の種類・期間・金額が記載）を債務者に送付していたとのことであり、消滅時効期間が経過した債務者全員に一律に書式を送付したものではないから、不適切とまでは言えない。ただし、公平な負担・受益者負担の意義の観点から、例えば、現在入居している者に対しては他の近隣入居者への影響も考えて教示しない、財産調査の結果支払能力が認められる案件については教示しないなど、時効援用希望者に対して一律に時効援用通知書を送付するのではなく、債権の種類・期間・金額が明示された時効援用通知書書式を送付するか否か、個別案件ごとに慎重に検討し、その結果を記録に残す必要はあるものとする。

【意見】

時効援用希望者に対して一律に時効援用通知書を送付するのではなく、債権の種類・期間・金額が明示された時効援用通知書書式を送付するか否か、個別案件ごとに慎重に検討し、その結果を記録に残す必要がある。

(問題点)

令和元年度に消滅時効援用による不納欠損がされた事案のうち、連帯保証人の相続人からの時効援用通知書は確認できたが、主債務者本人の時効援用通知書は確認できなかったものが1件あった。

ヒアリングによれば、名義人（主債務者）に請求してきたが、保証人の相続人から援用通知書が提出され、その文末に親族でも名義人が行方不明で警察に捜索願を提出予定であることも考慮し、直系親族からの援用通知を名義人（主債務者）及び保証人からの時効援用とみなし不納欠損したとのことであった。

保証人は主債務者の消滅時効を援用できるが、援用しても、その効果は主債務者に及ばない（相対効）。ただし、保証人との関係では主債務が消滅し、付従性により保証債務は消滅する。

また、本件では、主債務者は行方不明という事情があるだけで、直系親族からの援用通知を名義人（主債務者）及び保証人からの時効援用とみなすことは法律上できない。

したがって、本件では、名義人（主債務者）の債務が時効援用により消滅したものとは言えないうえ、名義人の相続確認を行った形跡がないなど、不適切であったと考える。ただし、令和2年度からの私債権に係る権利の放棄基準の見直し（新基準の策定）の放棄基準には該当するものと思料する。

【指 摘】

直系親族からの援用通知を名義人（主債務者）及び保証人からの時効援用とみなし不納欠損したことは不適切である。

(問題点)

令和2年度からは、未収債権対策チームが設置され、当チームは担当課より放棄案件に係る経緯説明書の提出を受け、当チームで放棄基準への該当の有無について審査し、経緯について疑義や指摘があれば担当課へ質問を行うことになっている。

これについて、住宅課の令和2年度権利放棄対象債権の一覧表備考欄を閲覧したところ、未収債権対策チームから、かなり細かい疑義や指摘があった。

これに対する住宅課の対応過程が不明であったため、ヒアリングしたところ、疑義事項は、未収債権対策チームの了解が得られるまでやり取りし、最終的に未収債権対策チームの判定結果を元に不納欠損手続を進めており、疑義事項に赤字加除修正し提出していたとのことであった。

【意 見】

未収債権対策チームの疑義・指摘及びその対応過程は、今後の債権管理上も有益な情報であるから、手書きの赤字加除修正だけでなく、疑義・指摘事項に対する調査結果・対応結果・修正内容等をデータ上に管理することが望ましい。

(問題点)

債権管理については、住宅管理システムで債権者ごとに管理している。ただし、ヒアリングによれば、令和2年度の権利放棄新基準策定までは、時効関係なく請求するという立場だったこともあり、現行システムには時効管理という概念がなかったとのことである。現在は必要に応じシステム出力の債務者リストに、名義取得情報を確認しながら手作業で債権の時効管理しており、今年度中にシステム改修する予定とのことである。

【意見】

速やかに時効管理に適した債権管理システムに改修すべきである。

(問題点)

住宅課へのヒアリングによれば、令和2年度以降の権利の放棄は、1債務者の全ての債権が時効経過したものを援用される見込みとして処理しているとのことである。

他方、未収債権対策チームへのヒアリングによれば、令和2年度以降の権利放棄の基準の解釈については、国の基準に準拠しているとのことである。具体的には、令和2年度以降の権利放棄の基準で追加された「当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用する見込みがあること」に関する「援用する見込み」の解釈基準については、次のとおりであり、令和2年10月の連絡会議において各課へ説明済みとのことである。

- ・一般通常人の合理的意思を基準として判断
- ・債務者の時効の援用の意思の有無を確認することができない債権であっても、履行が遅滞している債権の大部分の債務者は時効を援用するものと推認される。
- ・推認を覆すような特段の事情（敢えて債務の履行を選択しようという事情）がないか、債務者の弁済意欲、従前の弁済状況、債務者の資力状況等を総合的に評価して判断する。

解釈基準によれば、1債務者の全ての債権が時効経過すれば援用される見込みがあると一律に解することは相当ではなく、時効援用の推認を覆すような特段の事情（敢えて債務の履行を選択しようという事情）がないか、債務者の弁済意欲、従前の弁済状況、債務者の資力状況等を総合的に評価して判断する必要がある。

また、令和2年度の権利の放棄基準でも、主たる債務者及びその保証人又は連帯保証人等すべての債務者について、当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあること（ただし、主たる債務について消滅時効が完成した場合、保証債務又は連帯保証債務等について消滅時効が完成していないときであっても、保証人又は連帯保証人等全ての債務者が主債務の消滅時効を援用する見込みがあれば該当する）が必要である。

【指 摘】

令和2年度以降、権利の放棄基準が緩和されたからといって、主たる債務者の時効期間経過したことだけをもって安易に権利放棄とすることがないようにしなければならない。

(問題点)

令和2年度に権利放棄を行った案件のうち当初の債務者が死亡している案件について、債務者の死亡が判明した後の相続人調査の実施状況についてヒアリングしたところ、相続人調査を行っていない案件があることが判明した。

【指 摘】

債務者が死亡した場合、相続放棄等の手続をしていない限り原則として相続人が債務者となるのであるから、債権管理を適切に行うためには、債務者や保証人が死亡したことが判明した場合には速やかに相続人調査を行うことが必要である。このため、現時点で債務者や保証人が死亡していることが判明している案件については、速やかに相続人調査を行い、適切に請求を行うべきである。

(問題点)

令和2年度に権利放棄を行った案件のうち、債務者が行方不明となっている案件について記録を閲覧したところ、住民票のみを市町村に請求し、住民票該当なしのみを確認して、住民票の除票や戸籍附票を取得していない案件があることが判明した。

未収債権対策チーム作成資料によれば、債務者の現在の所在地が把握できない場合、次の手続により特定するとされている。

- ・債務者の本籍地が把握できていない場合、把握している直近の住所地がある市町村から債務者の本籍地入りの住民票又は住民票の除票を入手し、本籍地を把握する。
- ・債務者の本籍地がある市町村に対し、戸籍の附票を公用請求し、転居の履歴を確認する。これにより最新の住所地を把握する。
- ・戸籍の附票に記載がある住所地に郵便物を送付し、「宛てどころ不明」で返送され、かつ現地確認を行っても所在が明らかにならない場合は、所在不明と取り扱って差し支えない。

以上のとおり、債務者が所在不明であると判断するためには、住民票の調査だけでなく、戸籍の附票の調査や、戸籍の附票記載最新住所地への郵送物送付、現地確認を行い、所在が明らかとならないことを証明する必要がある。

【指 摘】

債務者が所在不明であると判断するためには、住民票の調査だけでなく、戸籍の附票の調査、戸籍の附票に記載されている最新住所地への郵便物の送付、現地確認等の住所地調査を適切に行う必要がある。

(問題点)

令和2年度における不納欠損処理案件は、所在調査により本人死亡が確認又は行方不明が判明し、消滅時効期間を経過したことを理由に権利の放棄を実施し、不納欠損処理を行ったものがほとんどである。

【指 摘】

令和2年度以前の権利の放棄の基準では、時効期間が経過した債権であって、債務者の所在が不明である債権や債務者が死亡し、相続人がない又はその有無が明らかでない債権については、権利の放棄に該当する場合には、不要な事務コストの発生を回避し行政の効率化を推進するためにも、令和2年度以前から、消滅時効期間が経過し所在不明か、債務者が死亡し、相続人がない又はその有無が明らかでないことに該当する債権については、迅速に不納欠損処理をすべきであった。

(問題点)

権利の放棄がされた案件の催告・納付交渉状況等を調査したところ、1年間入金がないため委託中止とした債権が散見された。

これについて、ヒアリングしたところ、「平成20年度から国が推奨する民間債権回収会社に完全成功報酬制で債権回収を委託しており、委託先では完全成功報酬制なので入金がなければ、債権回収に必要な経費が委託先会社負担となるため、委託債権が返却される仕組みとなっている。委託先から返却された債権は、通常の債権と同様に指定管理者（県住宅管理センター）において督促している。」との回答であった。

【意 見】

令和2年度から権利の放棄基準が緩和され、民間債権回収会社への委託から返却された債権については、電話や面談による積極的な納付の督促をせず、定期報告を繰り返すだけで、消滅時効期間の経過を待つという後ろ向きな債権管理になりがちである。

委託先から返却された債権についても、県営住宅家賃滞納整理要領や県策定の「債権管理の基本について」に基づいて適切に督促・催告・交渉を行うべきである。

第8 企業局

監査対象課の主な業務内容は、次のとおりである。

1 総務課	
1	公営企業の設置に関すること。
2	組織及び権限に関すること。
3	職員の定数に関すること。
4	職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
5	職員の勤務成績の評定に関すること。
6	職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。
7	各種手当に関すること。
8	条例、規則、規程等の制定改廃に関すること。
9	労働協約その他労働関係に関すること。
10	職員の教養、保健その他福利厚生に関すること。
11	職員の公務災害補償及び通勤災害補償に関すること。
12	監査及び検査の総括に関すること。
13	職員に係る損害賠償の調整に関すること。
14	予算の原案等に関すること。
15	予算の執行に関すること。(他課の分掌に係る予算の執行を除く。)
16	業務状況の公表に関すること。
17	公印に関すること。
18	文書の審査、收受及び発送に関すること。
19	災害対策(企画経営室及び施設課の分掌に係る災害対策を除く。)に関すること。
20	開発公社(水道事業)に関すること(他課の所管に属する業務の委託等に関することを除く。)
21	水道事務所(支所を含む。)及び水質管理センターに関すること。
22	局内の総括に関すること。
23	資金の運用計画に関すること。
24	金銭及び有価証券の保管に関すること。
25	収入及び支出書類の審査に関すること。
26	支出負担行為の確認に関すること。
27	決算に関すること。
28	会計事務の指導及び調整に関すること。
29	例月現金出納検査に関すること。
30	出納取扱金融機関等の検査に関すること。
31	固定資産の取得、減価償却及び再評価に関すること。
32	建設仮勘定の精算に関すること。
33	庁舎及び公舎等の保守管理に関すること。

- 34 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- 35 監察に関すること。
- 36 その他他課の分掌に属さない事項に関すること。

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
7-1-1	工業用水道事業会計未収金 《企業会計》	2,485 千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
7-1-1	「指摘」・「意見」なし

(補足説明)

企業局においては、その所有する水道管を故意又は過失によりき損した者に対する損害賠償請求の方法等に関して必要な事項を次のように定めている。

本債権は、電柱き損に伴い発生した債権であるが、損害賠償金の算定にあたっては、「水道管き損事故に伴う損害賠償請求に関する事務取扱要領」を準用している。

水道管き損事故に伴う損害賠償請求に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、民法第709条の規定に基づき、茨城県企業局（以下「局」という。）の所有する水道管を故意又は過失によりき損した者（以下「加害者」という。）に対する損害賠償請求の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(原形復旧行為)

第2条 原形復旧行為は、局において行うものとする。

(賠償額)

第3条 賠償額は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1)職員費
- (2)車両費
- (3)漏水費
- (4)営業損失費
- (5)工事費等
- (6)その他の費用

(賠償費の算出方法)

第4条 前条に掲げる費用は、次により算出するものとする。

(1)職員費は給料及び旅費とし、以下により算出するものとする。

ア 給料は、原形復旧工事の立会、監督、検査あるいは停水等のための弁操作、その他断水等の広報、給水車運転、連絡等の業務に従事した職員が当該業務に従事した延時間に、当該年度の4月1日における企業局職員の1時間当たりの平均給与額を乗じて得た額とする。

イ 上記アに定める1時間当たりの給与額は、職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)第19条の規定に準じて算出するものとする。なお、正規の勤務時間外に業務に従事した場合は、同条例第16条の規定に準じて取り扱うものとする。

ウ 上記アに定める従事時間は、事務所出発から帰所まで（事務所に待機する職員にあっては、事故を確認したときから通常の給水が開始されたときまで）とする。なお、1時間未満の時間については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として計算するものとする。

エ 旅費は、企業職員の旅費に関する規程（昭和42年茨城県企業管理規程第8号）に基づいて算出するものとする。

(2) 車両費は、上記アに定める業務のために局の車両を走行させた場合の燃料費及び各種損料とし、使用車両に応じて企業局積算基準により算出した額とする。(運転労務費を除く。)

(3) 漏水費は、漏水量に以下の額を乗じて得た額とする。なお、漏水量は、浄水場送り出し水量と配水先水量との収支による確認ができる場合又は直接漏水量が確認できる場合はその量とし、確認ができない場合は、別途水理計算を実施し現地状況を勘案して算出するものとする。

ア 水道にあっては、茨城県水道条例（昭和 57 年茨城県条例第 17 号。以下「水道条例」という。）に定める基本料金の料率に 12 月を乗じ 365 日で除して算出した 1 日 1 立方メートル当たりの金額に水道条例で定める使用料金の料率を加えた額

イ 工業用水道にあっては、茨城県工業用水道条例（昭和 41 年茨城県条例 10 号。以下「エ水条例」という。）に定める基本料金の料率

(4) 営業損失費は、水道にあっては水道条例、工業用水道にあってはエ水条例の規定に基づき、き損事故に伴う減免を行った場合に生じた損失相当額とする。

(5) 工事費等とは、原形復旧費、応急復旧費及び自動車借上料等であって、その額は実費とする。

(6) その他の費用とは、前条第 1 号から第 5 号の規定による費用以外で、き損事故による損害として認められる費用とする。

(7) 前各号の規定により算出した額又はその合計額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(確約書)

第 5 条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、き損事故発生後すみやかに、加害者からの確約書（別記様式）を、所管の水道事務所長を経由して徴しなければならない。

(徴収時期及び方法)

第 6 条 管理者は、前条の確約書を徴した後すみやかに、第 4 条の規定に基づき算出した賠償費を納入通知書により徴収しなければならない。

(収入科目)

第 7 条 賠償費の収入科目は、次のとおりとする。

(1) 予算科目

〇〇〇事業収益・営業外収益・雑収益・その他雑収益

(2) 勘定科目

〇〇〇事業収益・営業外収益・雑収益・その他雑収益

(減額)

第 8 条 管理者は、水道管のき損が加害者の責のみによらないとき、その他特別な事情があると認めるときは、第 5 条の規定に基づき算出した賠償費を減額することができる。

付 則

この要領は、昭和 52 年 4 月 1 日から実施する。

付則（平成 16 年 1 月 30 日）
この要領は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

付則
この要領は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

付則（平成 26 年 2 月 7 日）
この要領は、改正の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付則（平成 30 年 3 月 19 日）
この要領は、改正の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	2,650,466	165,654	0	2,484,812	(分納中)
		債務者数	1	1	0		
	過年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	小計	金額	2,650,466	165,654	0	2,484,812	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	小計	金額	0	0	0	0	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	過年度分	金額	0	0	0	0	
		債務者数	0	0	0		
	小計	金額	0	0	0	0	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	a	2,650,466	R2.12.22	2,484,812
合計				2,484,812

※当初債権発生時期欄には、分割納付に係る覚書締結日（遅延損害金の起算日）を記載している。

(債権の内容)

- ・武井専用線電柱き損事故に伴う損害賠償金に関する覚書を締結しており、令和3年1月より55,218円の元金返済を実施している。
- ・遅延損害金については、支払計画書により、毎月の元金支払後に確定する。
- ・元金全額支払後、債務者は納入通知書に基づき遅延損害金を支払う。
- ・電柱であるが、水道管き損事故に伴う損害賠償請求に関する事務取扱要領を根拠としている。

(現状及び今後の対応)

- ・令和4年1月末現在、支払計画書のとおり元金を適切に回収しているが、今後、債務者から債権回収ができない事態となった場合には、連帯保証人から確実に回収するよう努める。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度	2,484,812	1	
合計	2,484,812		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

該当なし

2 業務課	
1	水道事業及び工業用水道事業の経営及び水需給計画に関すること。
2	業務課の分掌に係る予算の執行に関すること。
3	需給契約等に関すること。
4	料金の設定に関すること。
5	事業計画に関すること。
6	企業債に関すること。
7	水道事業及び工業用水道事業の営業に関すること。
8	固定資産の取得（総務課の分掌に係るものを除く。）に関すること。

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
7-1-2	《企業会計》 工業用水道事業会計未収金（損失補償金）	3,211 千円
7-1-3	工業用水道事業会計未収金（工業用水道契約解除に係る清算金）	0 千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
7-1-2	【意見】 所管課は、相手方代理人(弁護士)からのAの未納金に対する免除依頼を2度拒絶しており、令和3年8月17日に水戸地方裁判所に訴状を提出し現在係属中であるが、最終納入日から訴状の提出までの期間が1年以上経過しており、速やかに法的措置へ移行するべきであった。
7-1-3	【意見】 「工業用水道需給契約水量の変更に関する事務処理基準」では、清算金の分割納付をするためには、①正当な事由があること、②納入されることが確実であることの条件を満たし、利息を付して分割納入を認めるとしている。したがって、今後、分割納入を認める際には、「納入されることが確実である」であるか否かにつき慎重に判断すべきである。

②損失補償金

1	所 管 課 名	企業局 業務課 水道事務所（出先機関）		
2	債 権 の 名 称	工業用水道事業会計未収金（工業用水道契約解除に係る清算金）		
3	債 権 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> 公債権（強制徴収） <input type="checkbox"/> 公債権（非強制徴収） <input type="checkbox"/> （ ）		
4	債権の内容・発生原因	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水道需給等に関する契約（以下、「需給契約」）に規定する需給契約水量を企業局が供給できる場合で、受水企業が一部又は全量を受水しない場合、需給契約の規定により受水企業は契約水量全量分の料金相当額（一部受水の場合基本料金を控除）について支払うこととなる。 		
5	根 拠 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水道需給等に関する契約 （需給契約書に工業用水の料金は茨城県工業用水道条例の定めるところによると規定） 		
6	債 務 者 区 分	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 法人		
7	消 滅 時 効	公 債 権	年	
		私 債 権	民法改正前	2年
			民法改正後	5年
8	債権発生・債権管理の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 調定決議については水道事務所で実施している。 需給契約に基づき年2回（上半期分及び下半期分）徴収する。 指定された納期限までに損失補償金が支払われない場合、工業用水道料金等督促事務手続要領に従い、督促状を発する。 その後、定期的な催告活動（電話連絡、文書等）を実施 		
9	延滞に係る違約金	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県工業用水道条例第25条の規定により、茨城県税外収入金の延滞金徴収条例の定めるところによるとされている。 茨城県税外収入金の延滞金徴収条例第3条及び付則第4項の規定により、納期限の翌日から督促状に指定した期限以前の期間については年2.5%、督促状の指定した期限の翌日以降については年8.75%の延滞金が発生する。 <p>※上記利率は令和3年分</p>		

(2) 債権推移表 (工業用水道料金及び損失補償金)

(単位:円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	12,255,236,725	12,255,236,725	0	0	
		債務者数	293	293			重複する債務者を除く
	過年度分	金額	3,211,150	0	0	3,211,150	
		債務者数	1				
	小計	金額	12,258,447,875	12,255,236,725	0	3,211,150	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	12,129,748,648	12,129,748,648	0	0	
		債務者数	310	310			重複する債務者を除く
	過年度分	金額	6,211,150	3,000,000	0	3,211,150	
		債務者数	1	1			
	小計	金額	12,135,959,798	12,132,748,648	0	3,211,150	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	12,064,599,728	12,062,592,828		2,006,900	
		債務者数	293	292			重複する債務者を除く
	過年度分	金額	6,004,250	1,800,000		4,204,250	
		債務者数	1	1			
	小計	金額	12,070,603,978	12,064,392,828	0	6,211,150	
		債務者数					

(補足説明)

企業局においては、工業用水道料金等の督促事務手続について、次のように要領を制定している。

工業用水道料金等督促事務手続要領

(趣旨)

第1条 茨城県工業用水道条例（昭和41年茨城県条例第10号。以下「条例」という。）

第25条に基づく工事費、料金又は手数料（以下「料金等」という。）に係る延滞金の徴収については、この要領の定めるところによる。

(督促)

第2条 水道事務所長は、料金等を納期限までに納めない者に対しては、督促状（様式第1号）を発しなければならない。

2 督促状に指定すべき期限は督促状発付の日から15日以内とする。

(延滞金)

第3条 水道事務所長は、納期限までに料金等を納めない者に対しては、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.5パーセント（督促状を発する前の期間の日数又は督促

状に指定した期限以前の期間の日数については、年 7.25 パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金が 100 円未満であるときは、この限りではない。

(延滞金の減免)

第 4 条 水道事務所長は、料金等の滞納についてやむを得ない事由があると認めた場合においては、延滞金を減免することができる。

(分割納付)

第 5 条 水道事務所長は、未納者が未納金を一度に納付することができないと認められる場合については、分割納付を認めることができるものとする。

2 水道事務所長は、前項により分割納付を認めた場合は、分納誓約書(様式第 2 号)を徴するものとする。

(未納者の状況把握等)

第 6 条 水道事務所長は、第 2 条に定める督促を行なったときは、未納者の未納原因を調査する等、状況把握を行うものとする。

2 水道事務所長は、前項により把握した事項について、未納者ごとに滞納整理個標(様式第 3 号)に記録し整理するものとする。

(悪質未納者に対する措置)

第 7 条 水道事務所長は、第 2 条による督促を行っても未納料金等を納付しない者又は第 5 条に基づく分割納付を履行しない者については、催告状(様式第 4 号)を発するものとする。

(必要な措置)

第 8 条 水道事務所長は、前条の措置を講じても料金等が納入されない場合には、予め管理者に連絡のうえ、給水停止等必要な措置を講ずるものとする。

付則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付則

1 この要領は、平成 26 年 8 月 18 日から施行する。

2 この要領による延滞金のうち平成 26 年 8 月 18 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3 当分の間、第 3 条に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.25 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.5 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.25 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.25 パーセントを超える場合には、7.25 パーセントの割合)とする。

(3) 債権明細 (損失補償金)

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	3,010,350	平成29年 9 月	0
2	A	2,993,900	平成30年 3 月	1,204,250
3	A	2,006,900	平成30年 9 月	2,006,900
合計				3,211,150

(経緯)

- ・ A と平成 27 年に契約を締結し、当初債権額 (合計 8,011,150 円) について滞納していたが、平成 30 年 9 月に A から分割納付依頼書の提出があり、分割納付を承認した。(計 27 回 分割金額 月 300,000 円 最終 211,150 円)
- ・ その後、これまで 16 回 (4,800,000 円) 支払われたが、17 回目の支払いから不履行となっている (最終収納年月日令和 2 年 3 月 2 日・平成 29 年度下半期分 300,000 円支払)。

(法的措置実施するまでの経緯)

- ・ R2.8.31 未納金額 (3,211,150 円) に係る督促状送付
- ・ R3.1.12 未納金の納入依頼及び分割納入依頼書の提出を求める旨文書送付
※法的措置を見据え、これまでの請求等の経緯について明示するとともに、分納を認める条件について提出期限を区切り提出するよう記載
※期限までに対応しなかった場合、法的措置に移行する旨を明示
- ・ R3.1.28 相手方代理人 (弁護士) から未納金の免除を求めるよう回答あり
- ・ R3.2.15 相手方代理人に対し未納金の免除はできない旨回答
- ・ R3.2.24 相手方代理人から再度未納金の免除を求めるよう回答あり

(滞納原因)

- ・ A は、他の事業者 (B 社) と SPC (特定目的会社) を設立し、発電事業の実施を目的として、工業団地の土地を B 社が取得し、工業用水の申込みを A が行い、需給契約を締結した。その後、SPC の設立を予定していた B 社が事業への参画を取りやめ、土地も転売した。
- ・ 給水開始時には事業中止状態であり、資金繰りも悪化したため、A は損失補償金について滞納していた。分割納付承認後、A の経営悪化により再び滞納が生じた。

(連帯保証人)

- ・ 需給契約等に連帯保証人の設定はない。

(問題点)

A の最終支払日は、平成 29 年度下期分 300,000 円の分割納付による令和 2 年 3 月 2 日となっている。

A の顧問弁護士からは、A の未納金に対する免除依頼が 2 度提出 (令和 3 年 1 月 28 日及び令和 3 年 2 月 24 日) されており、所管課はこれを拒絶している。

所管課は、令和3年2月15日企業第164号で、「①工業用水道損失補償金については、免除いたしかねますので納入願います。一括での納入が難しく、分割納入を希望する場合は、貸借対照表を添付の上、分割納入承認依頼書を提出願います。②貸借対照表の提出を願います。③経営破綻が懸念されることから、対応の検討のため今後の事業計画を回答願います。」と回答及び質問を行っている。

また、「弁護士からの回答がなく、分割納付承認依頼書の提出もない場合、未納額の請求について法的措置を求める予定ですのでご承知おきください。」としている。

法的措置を実施するまでの経緯として、最終納入日が令和2年3月2日で、最終納入日以降の送付文書である督促状の送付が令和2年8月31日となっている。

令和3年1月に企業第140号「未納となっている工業用水道損失補償金の納入について（依頼）」を発出し、未納額について一括での納入が困難で分割納入を希望する場合、変更後の支払計画書と併せて①令和元(2019)事業年度の損益計算書、②令和元(2019)事業年度の貸借対照表、③①、②のほか、業績状況がわかる資料の提出を依頼している。

令和3年2月4日に相手方代理人(弁護士)より①令和元(2019)事業年度の損益計算書の提出があり、決算において経常損失を確認している。さらに令和3年1月28日に相手方代理人(弁護士)より「ご連絡とお願い」の提出があり、令和2年10月・11月・12月の収入及び支出の状況が支出超過の状態であることを確認している。

【意見】

所管課は、相手方代理人(弁護士)からのAの未納金に対する免除依頼を2度拒絶しており、令和3年8月17日に水戸地方裁判所に訴状を提出し現在係属中であるが、最終納入日から訴状の提出までの期間が1年以上経過しており、速やかに法的措置へ移行するべきであった。

(4) 発生年度別収入未済額 (損失補償金)

(単位:円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度	1,204,250	1	
平成30年度	2,006,900	1	
令和元年度			
令和2年度			
合計	3,211,150		

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

該当なし

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

該当なし

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	93,041,055	93,041,055	0	0	
		債務者数	2	2			
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	93,041,055	93,041,055	0	0	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	149,526,630	149,526,630	0	0	
		債務者数	2	2			
	過年度分	金額				0	
		債務者数					
	小計	金額	149,526,630	149,526,630	0	0	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	61,945,743	61,945,743	0	0	
		債務者数	3	3			
	過年度分	金額	6,115,625	50,000	6,065,625	0	
		債務者数	1	1	1		
	小計	金額	68,061,368	61,995,743	6,065,625	0	
		債務者数					

(補足説明)

- ・清算金は、契約を解除する契約の締結に伴い、受水企業が支払う清算金のことであり、水道料金の未払いではない。
- ・契約書には清算金についての記載はなく、重要事項説明書の需給契約の解除において、清算金についての記載がある。

※重要事項説明書【工業用水道事業の需給契約等について】

- 1 事業の性格
- 2 事業の独立採算と原価主義
- 3 責任水量制
- 4 需給契約の解除

(3) 債権明細

該当なし

(4) 発生年度別収入未済額

該当なし

(5) 不納欠損処理

①平成30年度

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1	A	22,589,378	6,065,625	地方自治法施行令第171条の5第1号	法人が株主総会で解散決議を行い、今後事業を行う見込みがないこと、法的手続による清算手続を行った場合、他の債権者が優先債権と認定され企業局への配当の見込みはないと想定された。 そのため、平成31年第1回定例会で権利の放棄について議決を経たうえ、不納欠損処理を行い、清算人から各債権者に提示された清算案（配当額）に同意し、任意整理に応じた。
合計			6,065,625		

②令和元年度

該当なし

③令和2年度

該当なし

工業用水道事業は、企業の申し込み水量をもとに施設を建設し、特定少数の企業が給水対象であるため、使用水量により収入が大幅に変動すると事業の安定経営が困難となることから、受水者は、需給契約水量を責任をもって引き受ける責任水量制を前提としている。そのため、原則として、他の企業に承継する場合を除いて契約解除は想定していない。受水企業の都合により、受水企業が撤退等をした場合、無条件で需給契約解除を認めると、総括原価で料金を設定していることから、その減収分を補填するものではなく、他の受水企業へ負担(料金値上げ)を求める結果となる。

したがって、需給契約の解除を例外的に認める場合は、負担の公平の原則に基づき、撤退する受水企業から、撤退に係る清算金の支払いを受けることになる。清算金は、解約時の清算方法により企業局が事務処理基準に従って決定する。

工業用水道契約解除に係る清算金における、最近3年間での不納欠損処理は1件のみである。

(問題点)

清算金の納入方法については、「工業用水道需給契約水量の変更に関する事務処理基準」において、次のとおり規定されている。

「工業用水道需給契約水量の変更に関する事務処理基準」

4 清算金の納入方法

清算金は、原則として一括納入とする。ただし、正当な事由があり、かつ納入されることが確実である場合は、利息を付して分割納入とすることができる。

本件では、元金21,845,250円を平成25年11月から利息を付して分割納入(総額22,589,378円)するものであるが、平成28年11月分以降の債権について解散決議により回収不能となっている。

今回、最終的には不納欠損処理事案となったものの、契約を解除する契約書を締結した時点で、相手方から一括納入されるのは難しかったと判断され、また、結果的に元金及び利息のうち7割以上回収しており、分割納付を認める判断が完全に誤っているとは言えない。

しかしながら、「納入されることが確実である場合」という規定自体は存在し、本件でも結果として、全額の回収には至っていないことは事実である。

【意見】

「工業用水道需給契約水量の変更に関する事務処理基準」では、清算金の分割納付をするためには、①正当な事由があること、②納入されることが確実であることの条件を満たし、利息を付して分割納入を認めるとしている。したがって、今後、分割納入を認める際には、「納入されることが確実である」であるか否かにつき慎重に判断すべきである。

第9 病院局

監査対象課の主な業務内容は、次のとおりである。

1 経営管理課	
1	病院事業の設置及び県立病院の管理運営・整備に関すること。
2	組織及び権限に関すること。
3	職員の定数に関すること。
4	職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
5	職員の人事評価に関すること。
6	職員の給与、各種手当、勤務時間その他勤務条件に関すること。
7	条例、規則、規程等の制定改廃に関すること。
8	労働協約その他労働関係に関すること。
9	職員の保健その他福利厚生に関すること。
10	職員の公務災害補償及び通勤災害補償に関すること。
11	職員に係る損害賠償の調整に関すること。
12	予算の原案作成、執行及び決算に関すること。
13	業務状況の公表に関すること。
14	文書の審査、收受、発送及び浄書に関すること。
15	災害対策に関すること。
16	資金運用計画に関すること。
17	金銭及び有価証券の保管に関すること。
18	収入及び支出書類の審査に関すること。
19	支出負担行為の確認に関すること。
20	会計事務の管理、指導及び調整に関すること。
21	監査及び出納検査に関すること。
22	固定資産の取得、減価償却及び再評価に関すること。
23	庁舎及び公舎等の保守管理に関すること。
24	企業債の借入れに関すること。
25	「県立病院」の情報化の推進に関すること。

(監査対象債権)

報告書債権No.	債 権 名	金 額
8-1-1	病院事業会計(個人医業未収金)《企業会計》	261,920 千円

(指摘・意見一覧)

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
8-1-1	《県立中央病院》
	【意見】 滞納整理事項は未収金に関する経緯についての情報源となる。現在は、医事システムを中心にシステム内で電子的に記録をする等、折衝状況の記載の徹底が図られており、関係書類の保管についての管理体制も構築されているが、担当者を変更した場合や債務者から問い合わせ確認がある場合等も考慮し、債権情報や折衝状況について適時に更新することが望ましい。
	【意見】 100件以上という債権は現状では想定されず極めて例外的なケースであり、1件の債権に対してシステム改修等を実施することは費用対効果の面から困難であると思料するが、ベンダー等と協議をする際に、定期的に現状に対応するシステムの再確認をすることが望ましい。
	【意見】 患者の経済状況等による入院保証金の減額又は免除のほか、診療費が高額になる場合、50,000円の入院保証金では未収債権発生防止の機能を十分に果たせないおそれも想定されるので、医師に診療費の日安を確認した上で入院保証金を50,000円以上に引き上げることができるなどの事務取扱要項の見直しを検討することが望ましい。
	【意見】 極度額(限度額)を大幅に増額する際には、診療費が高額になることを想定しているため、その場合の対応について、医事課で決定した事項を病院局経営管理課に報告し情報を共有することが望ましい。また、公平性の観点からも、金額決定のプロセスについて担当者の裁量や恣意性の介入の余地がない体制構築をすべきである。
	【意見】 特に年末年始や長期休暇前後等、時期により入院・退院患者数が変動するため上限額の設定が難しいという背景がある。例えば年末に退院が多い場合は現金をプールする必要があり、年始に入院が多い場合はその逆の対応が必要となる。現状、1日の入院数は概ね250件前後であり、新型コロナウイルスの影響で減少傾向といえる。極力、事務手続が煩雑にならないように、現状に合った柔軟な金額設定を検討することが望ましい。

	<p>【意見】</p> <p>分割納付誓約は、履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではないため、債務者の資力等の状況を客観的に精査して分割納付選択の妥当性が担保されなければならない。退院後に外来で通院して分納を実施しているケースに対して、過去の債権を積極的に放棄することは、外来診療費の未収の可能性を高めるという懸念があることや診療費を納付している患者との公平性の観点から適当ではなく、費用対効果等の回収コストを考慮した効率的で杓子定規な対応を単純に実施すべきではないと思料するが、履行まで数十年以上必要な分割計画等については慎重な判断が求められる。</p>
	<p>【意見】</p> <p>文書管理規程の遵守を前提として、例えば、1,000,000円以上の債権については高額案件として書面データを残すことも検討されたい。</p>
	<p>【指摘】</p> <p>納期限経過後、適時、速やかに分割納付（延納）誓約書を締結する必要がある。</p>
	<p>【指摘】</p> <p>主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要があった。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要があるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。</p>
	<p>【意見】</p> <p>外国人に対する面談時には、翻訳機能を活用した対応を実施している。外国人に対する督促状等の文書作成については、患者の国籍等も多様なため全ての言語に対応することが現実的に困難であり、事務負担の観点からも容易ではないと思料するが、多様化する社会を見据えた滞納対策の選択肢のひとつとして、日本語以外の言語での対応について検討することが望ましい。</p>
	<p>【意見】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響や費用対効果の検証、債務者の諸事情等の状況にもよるが、債権管理の方針決定の一環として臨戸訪問の実施が必要なケースもある。臨戸訪問実施の判断について、より具体的に客観的な一貫性のある基準等を再検討することが望ましい。</p>
<p>《県立こころの医療センター》</p>	
	<p>【意見】</p> <p>滞納整理事項は未収金に関する経緯についての情報源となる。現在は、医事システムを中心にシステム内で電子的に記録をする等、折衝状</p>

	<p>況の記載の徹底が図られており、関係書類の保管についての管理体制も構築されているが、担当者を変更した場合や債務者から問い合わせ確認がある場合等も考慮し、債権情報や折衝状況について適時に更新することが望ましい。</p>
	<p>【意見】 詳細なコメント入力ができない期間もメモ入力等を活用して電子的な記録を時系列も含めて記載しているが、管理が煩雑となりかねないことから、システム移行の際は慎重な運用が求められる。</p>
	<p>【意見】 分割納付誓約は、履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではないため、債務者の資力等の状況を客観的に精査して分割納付選択の妥当性が担保されなければならない。退院後に外来で通院して分納を実施しているケースに対して、過去の債権を積極的に放棄することは、外来診療費の未収の可能性を高めるという懸念があることや診療費を納付している患者との公平性の観点から適当ではなく、費用対効果等の回収コストを考慮した効率的で杓子定規な対応を単純に実施すべきではないと思料するが、履行まで数十年以上必要な分割計画等については慎重な判断が求められる。</p>
	<p>【指摘】 納期限経過後、適時、速やかに分割誓約書締結・督促状等を作成する必要がある。</p>
	<p>【指摘】 主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要があった。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要はあるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。</p>
	<p>【意見】 外国人に対する面談時には、翻訳機能を活用した対応を実施している。外国人に対する督促状等の文書作成については、患者の国籍等も多様なため全ての言語に対応することが現実的に困難であり、事務負担の観点からも容易ではないと思料するが、多様化する社会を見据えた滞納対策の選択肢のひとつとして、日本語以外の言語での対応について検討することが望ましい。</p>

	<p>【意見】</p> <p>納入通知書等で支払いを受けた場合、実際の支払者までは確認がとれず親族等により支払われているケースもあるものと推測される。債務者以外と診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書を締結することはトラブル防止の観点から慎重な判断が必要であるが、第三者と把握している状況においては適時状況の確認を継続的に実施することが望ましい。</p>
	<p>【意見】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響や費用対効果の検証、債務者の諸事情等の状況にもよるが、債権管理の方針決定の一環として臨戸訪問の実施が必要なケースもある。臨戸訪問実施の判断について、より具体的に客観的な一貫性のある基準等を再検討することが望ましい。</p>
<p>《県立こども病院》</p>	
	<p>【意見】</p> <p>滞納整理事項は未収金に関する経緯についての情報源となる。現在は、医事システムを中心にシステム内で電子的に記録をする等、折衝状況の記載の徹底が図られており、関係書類の保管についての管理体制も構築されているが、担当者を変更した場合や債務者から問い合わせ確認がある場合等も考慮し、債権情報や折衝状況について適時に更新することが望ましい。</p>
	<p>【意見】</p> <p>分割納付誓約は、履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではないため、債務者の資力等の状況を客観的に精査して分割納付選択の妥当性が担保されなければならない。退院後に外来で通院して分納を実施しているケースに対して、過去の債権を積極的に放棄することは、外来診療費の未収の可能性を高めるという懸念があることや診療費を納付している患者との公平性の観点から適当ではなく、費用対効果等の回収コストを考慮した効率的で杓子定規な対応を単純に実施すべきではないと思料するが、履行まで数十年以上必要な分割計画等については慎重な判断が求められる。</p>
	<p>【意見】</p> <p>現状は、未収金管理マニュアルに基づき管理の徹底が図られているが、当初債権発生時期が古い債権について、医業未収金回収マニュアルに準じて、納付期限経過後は適時、速やかに催告状を送付する必要がある。</p>

	<p>【指 摘】</p> <p>主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要があった。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要はあるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。</p>
	<p>【意 見】</p> <p>外国人に対する面談時には、翻訳機能を活用した対応を実施している。外国人に対する督促状等の文書作成については、患者の国籍等多様なため全ての言語に対応することが現実的に困難であり、事務負担の観点からも容易ではないと思料するが、多様化する社会を見据えた滞納対策の選択肢のひとつとして、日本語以外の言語での対応について検討することが望ましい。</p>
	<p>【意 見】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響や費用対効果の検証、債務者の諸事情等の状況にもよるが、債権管理の方針決定の一環として臨戸訪問の実施が必要なケースもある。臨戸訪問実施の判断について、より具体的で客観的な一貫性のある基準等を再検討することが望ましい。</p>
<p>《3 病院共通》</p>	
	<p>【意 見】</p> <p>債務者死亡については、関係者の話だけで判断するのではなく、相続人調査や相続放棄の照会等の裏付け調査をすべきであった。</p>
	<p>【意 見】</p> <p>時効期間経過前の高額かつ不誠実な債務者に対しては、財産の状況や収入の状況を現地確認や相手方からの聞き取りだけで判断するのではなく、法的措置を実施することによるメリット（時効の更新、法的な実行力を伴う財産調査が可能、悪質な滞納者に対する断固たる回収措置によるほかの滞納者への波及効果等）も十分検討の上、法的措置を実施するか否か検討すべきである。</p>

病院局で設置している病院は、県立中央病院、県立こころの医療センター及び県立こども病院の3病院である。

したがって、「債権の概要」は、3病院に共通するものである。本報告書において、3病院ごとに「債権推移表」、「債権明細」及び「発生年度別収入未済額」までを記載している。

なお、「不納欠損処理」については、個々の不納欠損処理事案を検討した結果、問題点が共通することから3病院共通の「指摘」・「意見」として記載している。

また、病院局に対しては平成23年度包括外部監査において「病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について」の監査が実施されている。債権管理に関する主な「指摘」・「意見」の抜粋は、次のとおりである。

①県立中央病院

ア 医業未収金の回収不能見込額について

平成23年3月31日現在の過年度個人医業未収金残高162,068千円（下表1）のうち時効期間経過分や住所不明等で事実上債権回収が不能であると想定される債権が多数・多額含まれている。

※冒頭での記述箇所から抜粋

イ 個人未収金の高額滞納者の回収管理関係

【指摘】

過年度個人医業未収金残高に占める高額未収者合計額の割合は約31.5%、未収者の平均年齢は約53歳と、ともに高水準であり、また高額未収者全般が生活困窮状況であることを勘案すると通常の分割返済では事実上未収金総額の回収は不可能であると考えられる。これらの中には時効経過分と時効未経過分がある。時効未経過分については、債権保全の手続きを徹底するとともに、早期回収あるいは、債務者の実態に応じた処理を進めるべきである。

ウ 入院保証金・誓約書・保証書関係

【指摘】

ア. 平成23年3月31日入院者に占める保証金受領割合は約21.9%、誓約書・保証書受領割合は約46.9%であり受領が徹底されているとはいえない（表4参照）。幸いサンプル対象者の中には未収が発生している患者はいないが保証金及び保証書の入手は未収金保全の重要な手段であるため受領を徹底する必要がある。

イ. 誓約書・保証書を受領した15名の入院患者のうち誓約書日付欄の記載不備が2件、保証書日付欄の記載不備が5件発見された。誓約書・保証書の正確な記載を徹底する必要がある。

②県立こころの医療センター

ア 医業未収金の回収不能見込額について

平成 23 年 3 月 31 日現在の過年度個人医業未収金残高 47,663 千円（下表 1）のうち時効期間経過分や住所不明等で事実上債権回収が不能であると想定される債権が多数・多額含まれている。

※冒頭での記述箇所から抜粋

イ 個人未収金の高額滞納者の回収管理関係

【指摘】

過年度個人医業未収金残高に占める 100 万円以上高額未収者合計額の割合は約 63.7% 未収者の平均年齢は 47.7 歳とともに高水準である（表 3 参照）。また、高額未収者全般が生活困窮状況であることを勘案すると通常の分割返済では事実上未収金総額の回収は不可能であると考えられる。これらには時効経過分と時効未経過分があるが、時効未経過分については債権保全の手続きを徹底するとともに、早期回収あるいは、債務者の実態に応じた処理を進めるべきである。

③県立こども病院

ア 医業未収金の回収不能見込額について

平成 23 年 3 月 31 日現在の過年度個人医業未収金残高 11,105 千円（下表 1）のうち時効期間経過分や住所不明等で事実上債権回収が不能であると想定される債権が多数・多額含まれている。

※冒頭での記述箇所から抜粋

イ 個人未収金の高額滞納者の回収管理関係

【指摘】

過年度個人医業未収金残高に占める 100 万円以上高額未収者合計額の割合は約 52.3% と高水準であり（表 3 参照）、高額未収者全般が生活困窮状況であることを勘案すると通常の分割返済では事実上未収金総額の回収は不可能であると考えられる。これらには時効経過分と時効未経過分があるが、時効未経過分については債権保全の手続きを徹底するとともに、早期回収あるいは、債務者の実態に応じた処理を進めるべきである。

《県立中央病院》

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	1,659,379,084	1,595,805,397	0	63,573,687	
		債務者数	272,553	268,443	0		
	過年度分	金額	236,781,670	79,721,424	23,926,865	133,133,381	
		債務者数	4,522	2,836	131		
	小計	金額	1,896,160,754	1,675,526,821	23,926,865	196,707,068	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	2,057,857,008	1,988,360,277	0	69,496,731	
		債務者数	315,390	312,585	0		
	過年度分	金額	261,302,673	84,238,679	9,779,055	167,284,939	
		債務者数	4,347	2,573	57		
	小計	金額	2,319,159,681	2,072,598,956	9,779,055	236,781,670	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	2,037,440,795	1,955,939,614	0	81,501,181	
		債務者数	317,855	31,530	0		
	過年度分	金額	248,010,334	57,330,238	10,878,604	179,801,492	
		債務者数	4,061	2,224	37		
	小計	金額	2,285,451,129	2,013,269,852	10,878,604	261,302,673	
		債務者数					

◆病院の概要（ホームページ「病院の概要」より）

①診療科目

標榜診療科（36科）

院内表示診療科（36科）

②病床数

500床（一般475床、結核25床）

③一日平均患者数(R元年度実績)

入院患者数 395人

外来患者数 1006人（人間ドックを除く）

④常勤職員現員数

891名（定員数971名）

主な職種別 医師133名、初期研修医26名、歯科医師3名、看護師516名

(3) 債権明細 (抽出分)

(単位:円)

番号	氏名	当初債権額	当初発生債権額	未収債権額
1	a	28,266,637	H11.5.10	25,911,607
2	b	1,045,212	H13.3.31	1,045,212
3	c	8,620,219	H15.4.4	7,438,498
4	d	3,244,116	H24.6.22	3,021,426
5	e	1,962,745	H25.10.28	1,962,745
6	f	2,615,040	H26.5.27	2,211,982
7	g	8,204,740	H28.10.31	8,204,740
8	h	2,764,330	H29.7.28	2,417,529
9	i	3,635,636	H30.10.22	2,215,636
10	j	1,034,816	R3.1.31	1,004,816
11	k	1,139,235	R3.2.28	1,139,235
12	l	1,183,435	R3.3.27	1,183,435
合計				57,756,861

※上記は、監査対象として抽出した債権であり、未収債権総額とは一致しない。

① 債権の概要

番号	氏名	国籍	入院外来等区分	状況
1	a	外国	外来	分納
2	b	外国	入院・外来	死亡・委託
3	c	日本	入院・外来	死亡・委託
4	d	外国	外来	分納
5	e	日本	入院・外来	委託
6	f	日本	入院・外来	分納・死亡
7	g	日本	入院・文書料	事故協議中
8	h	日本	入院・外来	分納・死亡
9	i	日本	入院・外来	分納
10	j	外国	入院・外来	分納
11	k	日本	入院	保険・完納(R3. 4月)
12	l	日本	入院	労災・完納(R3. 4月)

(個別の債権の状況)

a：不履行。

分割納付(延納)誓約書締結なし。

3か月ごとに外来通院あり。

臨戸訪問を実施。

現状、未収債権が極端に増加することは避けられているが、限度額認定証がなくなることによる未収債権の増加を懸念している。

弁護士には相談しているが委託はしていない。

すべての未収債権を回収することは困難な状況である。

時系列は書面ではなく記録データによる確認である。

債権数が100件以上の場合、POSレジ画面がフリーズしてしまい債権一覧が表示されない状態で、古い債権から充当していくことができないため、入金時、新しい債権から充当しており手書きの領収証書にて対応している状況である。

b：不履行。

退院日。(平成13年4月24日)

死亡。(平成14年4月16日)

弁護士委託。(平成23年11月12日)

簡易書留により納入通知書等送付・応答なし。(平成26年12月2日)

住民票照会。(令和2年8月14日)

住所が県外なこともあり、新型コロナウイルスの影響等を考慮し臨戸訪問の実施なし。

時系列を確認すると、記録のない期間が長い状態である。

c：不履行。

死亡。(平成22年7月8日)

平成30年4月に弁護士委託を実施したところ相続放棄していることが判明した。

平成28年10月31日まで親族が分割納入していたが、死亡後の入金について臨戸訪問するまで支払者不明となっていた。

d：不履行。

分割納付(延納)誓約書締結。

日本人の場合は難病認定となる制度があるが、無保険等により未収債権が増加する傾向にある。また、予約日時以外に外来通院することもあり管理が困難な状況と言える。

生活保護受給の検討をしているが、前例として関係機関からは難しい旨の対応もあり、現状ではすべての未収債権を回収することは困難な状況である。

e：不履行。

支払意思欠如のため、面談・臨戸訪問はできていない。

弁護士委託。

弁護士委託までの期間が現在より長い、未収債権対策強化前は同様の傾向がある。

f：不履行。

分割納付(延納)誓約書締結。

死亡。(平成31年4月21日)

親族による分割納入について意識が希薄であったが、催告状送付により来院あり。

催告状は書面保存なしのため記録データによる確認である。

面談時に分納額を 20,000 円から 5,000 円として再誓約を実施。

g：事故協議中。

交通事故の被害者である。

双方の保険会社で裁判をしており進捗状況を注視している。

病院としては時効についての確認が必要なため弁護士等と協議している。

病院は債務承認書の提示を求めているが確認できていない。

督促状送付あり。

h：不履行。

分割納付（延納）誓約書締結。

死亡。（平成 30 年 4 月 1 日）

死亡後面談。（相続放棄）

i：不履行。

分割納付（延納）誓約書締結。

交通事故の加害者である。

国民健康保険の使用不可。

親族により 2 回に分けて 1,300,000 円の現金受領があったが、債務者本人による分割納付誓約書再契約の申し出あり。

j：不履行。

分割納付（延納）誓約書締結。

退院後、外来予定がない。

外国人 2 名が保証人となっている。

k：保険。

交通事故の被害者である。

保険会社から医療費一括支払の連絡あり。

完納。（令和 3 年 4 月 9 日）

l：労災。

労災認定の交通事故である。

茨城労働局へ順次、医療費請求開始。

完納。（令和 3 年 4 月 14 日）

(問題点)

債務者との折衝状況を記録する過年度高額未収金状況調書を確認した。未収金発生後の状況についての記載はあるが、当初債権発生時期が古い債権については、電話・督促・催告に対する実施状況についての書面等の整備が不完全な状態でその経緯を確認することが難しい傾向にある。

【意見】

滞納整理事項は未収金に関する経緯についての情報源となる。現在は、医事システムを中心にシステム内で電子的に記録をする等、折衝状況の記載の徹底が図られており、関係書類の保管についての管理体制も構築されているが、担当者を変更した場合や債務者から問い合わせ確認がある場合等も考慮し、債権情報や折衝状況について適時に更新することが望ましい。

② 債権管理について

未収金管理マニュアルにより管理している。

ア 個人医業未収金回収・管理マニュアル(県立中央病院・平成24年5月31日)

イ 個人医業未収金回収・管理マニュアル(県立中央病院・令和3年3月1日)

③ システムの不具合について

(問題点)

aについて、債権数が100件以上の場合、POSレジの表示画面がフリーズしてしまい債権一覧が表示されない状態で、古い債権から充当していくことができないため、入金時、新しい債権から充当しており手書きの領収証書にて対応している状況である。

【意見】

100件以上という債権は現状では想定されず極めて例外的なケースであり、1件の債権に対してシステム改修等を実施することは費用対効果の面から困難であると思料するが、ベンダー等と協議をする際に、定期的に現状に対応するシステムの再確認をすることが望ましい。

④ システム連動について

電子カルテから医事システムへ連動する仕組みとなっている。

種別	ベンダー名	システム名	稼働日
医事システム	富士通	HOPE/W-Win	平成22年3月15日
	(株)ナイス	ML-A	平成29年10月1日
	(株)ナイス	ML-A(未収金管理システム)	令和2年2月28日
電子カルテシステム	富士通	EGMAIN-GX	平成22年3月15日
	日本IBM	CIS	平成29年10月1日

⑤ 誓約書と保証書の整合性について

「誓約書及び保証書」については、全ての入院患者に対して書面の提出を求めているが、令和3年1月24日から令和3年1月30日までの退院患者リストより死亡退院を除く176名についてサンプル抽出による突合を実施した。

その結果、3名の書面が確認できなかったが、3名のうち1名は令和2年12月8日から令和2年12月10日の術前入院時に既に提出されていたものであり、複数回の入院であっても短期間かつ一連の入院の場合は書面の提出を1回に省略しているとのことであった。また、残り2名は脳梗塞による意識不明、脳出血による麻痺でいずれも書面の記入ができない状態のまま転院したものであり、死亡退院以外で患者の状況によって書面を受領できないケースであった。

⑥ 入院保証金について

入院保証金制度を採用している。

(問題点)

jについて、入院保証金預り証(控)の確認を実施した。入院保証金の金額について、債務者の状況により任意に金額設定がなされているケースがある。

○茨城県立中央病院入院保証金事務取扱要項(抜粋)

(入院保証金)

第2条 企業出納員は、患者から5万円を入院保証金として預かるものとする。ただし、患者の経済状況等により、入院保証金の減額又は免除をすることができるものとする。

金額の記載は予め50,000円の印字済であるが、二重線で20,000円と記載がある。茨城県立中央病院入院保証金事務取扱要項によると、減額又は免除をすることはできる。jのケースでは、1,000,000円程度の金額を入院保証金として預かりたい意向であったが資力の都合で20,000円になったという経緯がある。

【意見】

患者の経済状況等による入院保証金の減額又は免除のほか、診療費が高額になる場合、50,000 円の入院保証金では未収債権発生防止の機能を十分に果たせないおそれも想定されるので、医師に診療費の日安を確認した上で入院保証金を 50,000 円以上に引き上げることができるなどの事務取扱要項の見直しを検討することが望ましい。

(問題点)

j について、保証書には「極度額(限度額)は、200,000 円とします」と記載があり、200,000 円という金額は会議で決定している。保証人が 2 名おり、1 名分の保証書には「極度額(限度額)は、1,200,000 円とします」と記載があり、特別に金額を変更して作成している。

【意見】

極度額(限度額)を大幅に増額する際には、診療費が高額になることを想定しているため、その場合の対応について、医事課で決定した事項を病院局経営管理課に報告し情報を共有することが望ましい。また、公平性の観点からも、金額決定のプロセスについて担当者の裁量や恣意性の介入の余地がない体制構築をすべきである。

(問題点)

入院保証金台帳について、サンプル抽出による確認を実施した。預り日・返戻日・担当確認押印等について適正に処理されている。入院保証金出納帳についてもサンプル抽出による確認を実施したが、保管現金が上限の 400 万円程度を超える日が頻繁に発生している。

○茨城県立中央病院入院保証金事務取扱要項(抜粋)

(経理)

第 4 条 企業出納員は、入院保証金の出納を行う場合、入院保証金台帳 (様式 2) 及び入院保証金出納帳 (様式 3) で管理することとする。

2 入院保証金の預り及び返戻の処理は、振替伝票で行うこととする。

3 現金は、医事課内の金庫で保管管理することとし、保管現金の上限は 400 万円程度とする。

4 保管現金が上限を超える場合は、振替伝票で現金を預金に振り替える。ただし、返戻する保管現金の不足が見込まれる場合は、必要額について預金を現金化できるものとする。

【意見】

特に年末年始や長期休暇前後等、時期により入院・退院患者数が変動するため上限額の設定が難しいという背景がある。例えば年末に退院が多い場合は現金をプールする必要があり、年始に入院が多い場合はその逆の対応が必要となる。現状、1 日の入院数は概ね 250 件前後

であり、新型コロナウイルス感染症の影響で減少傾向と言える。極力、事務手続が煩雑にならないように、現状に合った柔軟な金額設定を検討することが望ましい。

⑦ 内部牽制の検討について

入院保証金出納帳に「経理課確認」欄があり、抑止力として抜き打ちにより確認を実施しており、月2回経理課担当者の押印がある。サンプル抽出による確認を実施したところ、適正に処理されている。

○茨城県立中央病院入院保証金事務取扱要項(抜粋)

(取扱事務及び現金の保管管理)

第5条 入院保証金の取扱事務及び現金の保管管理は、医事課が行うこととする。

2 入院保証金取扱事務の適正な執行を図るため、毎月2回、経理課が現金を確認することとする。

⑧ 債権回収の実施状況

平成29年度以前の古い未収債権については、未収債権に対する基準が現在と異なり、複数回の催告状送付、臨戸訪問等を経て約半年以上経過した後に弁護士事務所に債権回収を委託していた。

しかし、弁護士事務所より、滞納後、半年程度までが回収率が高いと言われ、平成30年度に催告状や臨戸訪問等の基準を見直し、現在は迅速に弁護士事務所に回収を委託している。

その結果、平成29年度以前の回収率(病院局)は23.6%だったのに対し、平成30年度以降は32.1%となっており、迅速に弁護士事務所に回収を委託することにより回収率が向上していることが確認できた。

また、現在は収入未済額をそのまま放置しておくことが最大の問題という認識のもと、弁護士事務所委託後に回収不能という債権については、会議等により分割納付・徴収停止・法的措置等の検討を実施している。

病院の個人医業未収金という性質上、悪質な滞納というよりは資力等の問題があり未収という場合が多く、杓子定規に進めることも躊躇してしまう背景がある。

面談は基本的に2名以上で対応しており医事課担当者が実施している。以前は面談記録をWordで作成していたが担当者によって保管管理方法が異なるケースがあり、情報共有がうまくできていない状況であった。現在、面談記録は書面保存ではなく電子カルテに入力しており情報共有を図っている。

相談室については、患者が相談に来やすいようにガラス窓に変更した経緯があり、相談室内には外から見えない個室スペースも完備されており、プライバシー管理への配慮がなされている。

(問題点)

未収債権の中には、督促や滞納処分等の回収事務において、極めて長期間の分割納付契約を締結する等で、結果的に全額を回収することが困難な状況になっている債権が散見されている。

【意見】

分割納付誓約は、履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではないため、債務者の資力等の状況を客観的に精査して分割納付選択の妥当性が担保されなければならない。

退院後に外来で通院して分納を実施しているケースに対して、過去の債権を積極的に放棄することは、外来診療費の未収の可能性を高めるという懸念があることや診療費を納付している患者との公平性の観点から適当ではなく、費用対効果等の回収コストを考慮した効率的で杓子定規な対応を単純に実施すべきではないと思料するが、履行まで数十年以上必要な分割計画等については慎重な判断が求められる。

⑨ 催告活動等について

(問題点)

督促状・催告状については文書管理規程に従い5年間の保存を実施している。保存年数を経過した場合については医事システム等により記録を残しており、過去の確認を実施している。起案時に送付リストを作成しており督促状等の再現性についても問題はない状況であるが、1,000,000円以上の債権であるfについても分納催告状を作成した旨の記録はあるが、その書面自体の確認はできなかった。

【意見】

文書管理規程の遵守を前提として、例えば、1,000,000円以上の債権については高額案件として書面データを残すことも検討されたい。

(問題点)

aについて、分割納付（延納）誓約書の確認ができなかった。

【指 摘】

納期限経過後、適時、速やかに分割納付（延納）誓約書を締結する必要がある。

(問題点)

保証人に対する履行の請求が行われていなかった経緯がある。主債務者より継続的に少額の分割納付が実施されている場合や主債務者が保証人に対する請求を拒んでいる場合等が想定され、当初は身元保証人としての位置付けになっていた。

【指 摘】

主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要があった。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要はあるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。

(問題点)

外国人に対する面談や督促状等の文書作成について、日本語の理解が不十分な債務者も想定されるため、本来解消されるべき債権を滞納してしまう可能性も否めない。

【意 見】

外国人に対する面談時には、翻訳機能を活用した対応を実施している。外国人に対する督促状等の文書作成については、患者の国籍等も多様なため全ての言語に対応することが現実的に困難であり、事務負担の観点からも容易ではないと思料するが、多様化する社会を見据えた滞納対策の選択肢のひとつとして、日本語以外の言語での対応について検討することが望ましい。

⑩ 財産・資力調査について

資力調査は臨戸訪問時等に確認する程度であり、未収債権額が高額な場合は実施を検討している。臨戸訪問ではないが、費用対効果の問題がない場合等に、未収債権回収で訪問するケースもある。令和2年より権利の放棄の基準が変わったこと及び新型コロナウイルス感染症の影響もあり現状訪問実績は減少傾向である。

(問題点)

支払能力の把握や法的措置等実施要件の検討という観点からも、債務者の資力調査についての手段として臨戸訪問を実施するケースについて、臨戸訪問を実施しているケースと実施していないケースの判断基準に一貫性がない状況である。

【意 見】

新型コロナウイルス感染症の影響や費用対効果の検証、債務者の諸事情等の状況にもよるが、債権管理の方針決定の一環として臨戸訪問の実施が必要なケースもある。臨戸訪問実施の判断について、より具体的で客観的な一貫性のある基準等を再検討することが望ましい。

⑪ 延滞に係る違約金について

未収となる患者の多くは、資力に余裕がない状態であることから、茨城県病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により徴収していない。

茨城県病院事業の設置等に関する条例(抜粋)

(診療料等の減免)

第6条 病院事業管理者は、診療料等の納付義務者に納付する資力がないと認めるとき、又は特別な事情があると認めるときは、診療料等を減額し、又は免除することができる。

⑫ 法的措置の実施

法的措置として、支払督促を実施している。gは弁護士委託なしの民事調停を実施している。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	55,088,637	1,003	
平成23年度	3,675,768	75	
平成24年度	6,905,294	56	
平成25年度	9,357,480	70	
平成26年度	7,125,442	69	
平成27年度	7,877,116	89	
平成28年度	15,928,783	122	
平成29年度	11,297,349	118	
平成30年度	9,384,752	112	
令和元年度	6,492,760	120	
令和2年度	63,573,687	1,716	クレジットカード払いは1債務者として集約
合計	196,707,068		

《県立こころの医療センター》

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	144,817,014	125,585,307	0	19,231,707	
		債務者数	7,635	6,740	0		
	過年度分	金額	58,993,752	18,664,777	5,081,010	35,247,965	
		債務者数	1,209	623	67		
	小計	金額	203,810,766	144,250,084	5,081,010	54,479,672	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	132,159,410	111,647,973	0	20,511,437	
		債務者数	5,218	4,576	0		
	過年度分	金額	60,658,769	20,289,625	1,886,829	38,482,315	
		債務者数	1,229	625	37		
	小計	金額	192,818,179	131,937,598	1,886,829	58,993,752	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	163,235,217	142,809,494	0	20,425,723	
		債務者数	6,443	5,856	0		
	過年度分	金額	64,376,534	21,348,814	2,794,674	40,233,046	
		債務者数	1,309	627	40		
	小計	金額	227,611,751	164,158,308	2,794,674	60,658,769	
		債務者数					

◆病院の概要（ホームページ「病院概況」より）

①診療科目

精神科 児童精神科 心療内科 神経内科

②病床数

許可 525 床 運用 276 床

③一日平均患者数(R2年度実績)

入院患者数 215.5 人

外来患者数 272.1 人

④常勤職員現員数

272 名（定員数 270 名）

主な職種別 医師 26 名、看護師・准看護師 180 名

(3) 債権明細 (抽出分)

(単位：円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	a	15,823,830	H15.6.30	15,626,400
2	b	1,443,980	H17.9.30	1,338,500
3	c	1,366,600	H17.9.30	1,314,130
4	d	745,680	H18.3.31	628,750
5	e	790,470	H19.8.31	700,000
6	f	4,539,800	H20.4.30	4,300,538
7	g	1,066,136	H24.7.31	1,028,136
8	h	653,080	H25.1.31	615,000
9	i	514,630	H26.6.30	498,000
10	j	730,050	H27.2.5	640,480
11	k	1,513,516	H27.9.30	1,493,276
12	l	791,330	H30.8.31	575,639
13	m	1,735,290	R1.5.31	1,732,170
14	n	1,276,360	R1.8.31	1,005,580
15	o	683,150	R1.12.18	616,230
16	p	286,984	R1.12.31	286,984
17	q	529,210	R2.11.30	498,000
18	r	587,108	R3.2.28	587,108
合計				33,484,921

※上記は、監査対象として抽出した債権であり、未収債権総額とは一致しない。

① 債権の概要

番号	氏名	国籍	入院外来等区分	状況
1	a	日本	入院	分納
2	b	日本	入院	分納・死亡
3	c	日本	入院	分納
4	d	日本	入院	分納
5	e	日本	入院	分納・委託
6	f	日本	入院	分納
7	g	日本	入院	分納
8	h	日本	入院	分納
9	i	日本	入院	分納
10	j	日本	入院	分納
11	k	日本	入院	分納・委託・死亡
12	l	日本	入院	分納
13	m	日本	入院	分納
14	n	日本	入院	分納
15	o	日本	入院	分納
16	p	日本	入院	分納・委託
17	q	日本	入院	分納
18	r	日本	入院	分納・完納(R3. 4月)

(個別の債権の状況)

a：不履行。

診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書締結。

入退院を繰り返しており入院すると入院使用料等が毎月の分納額を超過してしまう状況。

毎月1回は電話しているが本人は認知症で未収の認識なし。

不定期に分割納入あり。

分納中のため弁護士委託はしていない。

生活困窮のため生活保護を申請準備中。

臨戸訪問・資力調査ではないが現地確認を実施。

b：不履行。

診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書締結。

死亡。(平成22年6月1日)

定期的に分割納入あり。

親族より残高確認の電話があるため、病院から催告等の電話はしていない。

c：不履行。

診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書締結。

母と診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書を締結。

母からの支払いはなく、第三者が定期的に分割納入している。

第三者との間に分割納付誓約書の締結はない。

入金があるため時効は消滅していない認識である。

d：不履行。

診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書締結なし。

未成年の時期に発生した債権。

親族の協力がなく債務者が対応。

不定期に分割納入あり。

e：不履行。

診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書締結。

不定期に分割納入あり。

弁護士委託。

f：不履行。

診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書締結。

外来通院時に分割納入あり。

g：不履行。

診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書締結なし。

生活保護受給者で3ヶ月に一度外来通院。

外来通院時に分割納入あり。

- h：不履行。
診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書締結。
分納納付・延納・誓約書締結。
定期的に分割納入あり。
- i：不履行。
診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書締結。
外来通院時に分割納入あり。
生活保護受給者に該当。
- j：不履行。
診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書締結。
入院すると入院使用料等が毎月の分納額を超過してしまう状況。
外来通院時に分割納入あり。
- k：不履行。
診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書締結なし。
弁護士委託により回収不能(受任日令和元年8月13日・終了日令和2年3月26日)
死亡。(令和元年10月18日)
親族は相続放棄。
弁護士委託。
- l：不履行。
診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書締結。
定期的に分割納入あり。
- m：不履行。
診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書締結。
外来通院時に分割納入あり。
生活保護受給者に該当。
- n：不履行。
分納納付・延納・誓約書締結。
不定期に分割納入あり。
生活保護受給者に該当。
電話・督促状の送付が確認できない。
- o：不履行。
分割納付誓約書締結なし。
定期的に分割納入あり。
入院中に債務者より分納相談があったため、分割誓約書締結・督促状等の作成なし。
- p：不履行。
診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書締結。

当初は来院時に面談を実施。

弁護士委託。

q：不履行

診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書締結。

定期的に分割納入あり。

生活困窮で短期被保険者証を使用。

r：退院時に一括清算(令和3年4月7日)

(問題点)

債務者との折衝状況を記録する経緯書を確認した。未収金発生後の状況についての記載はあるが、当初債権発生時期が古い債権については、電話・督促・催告に対する実施状況についての書面等の整備が不完全な状態でその経緯を確認することが難しい傾向にある。

【意見】

滞納整理事項は未収金に関する経緯についての情報源となる。現在は、医事システムを中心にシステム内で電子的に記録をする等、折衝状況の記載の徹底が図られており、関係書類の保管についての管理体制も構築されているが、担当者を変更した場合や債務者から問い合わせ確認がある場合等も考慮し、債権情報や折衝状況について適時に更新することが望ましい。

② 債権管理（未収金管理マニュアル）について

未収金管理マニュアルにより管理している。

ア 未収金回収マニュアル(県立こころの医療センター・平成24年7月)

イ 未収金管理マニュアル(県立こころの医療センター・令和2年4月)

③ 債権管理（システムの連動）について

電子カルテから医事システムへ連動する仕組みとなっている。

区分	ベンダー名	システム名	稼働日
医事システム	富士通	HOPE/SX-J	平成23年10月1日
	(株)ナイス	ML-A	平成29年10月1日
	(株)ナイス	ML-A(未収金管理システム)	令和2年2月28日
電子カルテシステム	富士通	EGMAIN-GX	平成23年10月1日
	亀田医療情報システム	プシュケ	平成29年10月1日

(問題点)

システム移行の実施により、詳細なコメント入力できない期間がある。

ア 平成29年10月から新システム(医事システム)を導入

- イ 令和元年後半から未収金管理機能追加(医事システム)
- ウ 平成 29 年 10 月からの医事システムにも未収金管理〔財務管理〕はある
- エ 〔財務管理〕は詳細なコメント入力ができない
- オ 〔財務管理〕をバージョンアップして令和元年後半に機能追加〔未収金・督促管理〕
- カ 平成 29 年 10 月から令和元年後半は詳細なコメント入力ができない期間
- キ 詳細なコメント入力ができない期間についてメモ入力の実施をしている
- ク メモ入力とは〔財務管理〕にある特記事項・督促状況が該当
- ケ 特記事項は文書入力可能
- コ 督促状況は定型を選択して表示なので発行日の確認は可能
- サ 〔未収金・督促管理〕は手入力可能等、詳細に管理ができる

【意見】

詳細なコメント入力ができない期間もメモ入力等を活用して電子的な記録を時系列も含めて記載しているが、管理が煩雑となりかねないことから、システム移行の際は慎重な運用が求められる。

④ 債権管理（提出書類）について

「入院申込書」「入院誓約書」「その他精神保健福祉法の規定に定める書類」について、令和 3 年 1 月 24 日から令和 3 年 1 月 30 日までの退院患者リストより 25 名についてサンプル抽出による突合を実施した。適切な管理状況である。

⑤ 債権管理（入院保証金）について

入院保証金制度は採用していない。

⑥ 債権回収の実施状況

平成 29 年度以前の古い未収債権については、未収債権に対する基準が現在と異なり、複数回の催告状送付、臨戸訪問等を経て約半年以上経過した後に弁護士事務所に債権回収を委託していた。

しかし、弁護士事務所より、滞納後、半年程度までが回収率が高いと言われ、平成 30 年度に催告状や臨戸訪問等の基準を見直し、現在は迅速に弁護士事務所に回収を委託している。

その結果、平成 29 年度以前の回収率(病院局)は 23.6%だったのに対し、平成 30 年度以降は 32.1%となっており、迅速に弁護士事務所に回収を委託することにより回収率が向上していることが確認できた。

また、現在は収入未済額をそのまま放置しておくことが最大の問題という認識のもと、弁

護士事務所委託後に回収不能という債権については、会議等により分割納付・徴収停止・法的措置等の検討を実施している。

病院の個人医業未収金という性質上、悪質な滞納というよりは資力等に問題があって未収という場合が多く、杓子定規に進めることも躊躇してしまう背景がある。

(問題点)

未収債権の中には、督促や滞納処分等の回収事務において、極めて長期間の分割納付契約を締結する等で、結果的に全額を回収することが困難な状況になっている債権が散見されている。

【意見】

分割納付誓約は、履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではないため、債務者の資力等の状況を客観的に精査して分割納付選択の妥当性が担保されなければならない。退院後に外来で通院して分納を実施しているケースに対して、過去の債権を積極的に放棄することは、外来診療費の未収の可能性を高めるという懸念があることや診療費を納付している患者との公平性の観点から適当ではなく、費用対効果等の回収コストを考慮した効率的で杓子定規な対応を単純に実施すべきではないと思料するが、履行まで数十年以上必要な分割計画等については慎重な判断が求められる。

⑦ 催告活動等について

(問題点)

債務者〇について、入院中に債務者より分納相談があったため、分割誓約書締結・督促状等の作成を実施していない。

【指 摘】

納期限経過後、適時、速やかに分割誓約書締結・督促状等を作成する必要がある。

(問題点)

保証人に対する履行の請求が行われていなかった経緯がある。主債務者より継続的に少額の分割納付が実施されている場合や主債務者が保証人に対する請求を拒んでいる場合等が想定され、当初は身元保証人としての位置付けになっていた。

【指 摘】

主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要がある。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要はあるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。

(問題点)

外国人に対する面談や督促状等の文書作成について、日本語の理解が不十分な債務者も想

定されるため、本来解消されるべき債権を滞納してしまう可能性も否めない。

【意見】

外国人に対する面談時には、翻訳機能を活用した対応を実施している。外国人に対する督促等の文書作成については、患者の国籍等も多様なため全ての言語に対応することが現実的に困難であり、事務負担の観点からも容易ではないと思料するが、多様化する社会を見据えた滞納対策の選択肢のひとつとして、日本語以外の言語での対応について検討することが望ましい。

⑧ 消滅時効について

(問題点)

cについて、債務者の母と診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書を締結しているが、母からの支払いはなく、第三者が定期的に分割納入しており、第三者との間に分割納付誓約書の締結はない。入金があるため時効は消滅していない認識である。

【意見】

納入通知書等で支払いを受けた場合、実際の支払者までは確認がとれず親族等により支払われているケースもあるものと推測される。債務者以外と診療費等に係る分割納付承認願兼完済誓約書を締結することはトラブル防止の観点から慎重な判断が必要であるが、第三者と把握している状況においては適時状況の確認を継続的に実施することが望ましい。

⑨ 財産・資力調査について

資力調査については、積極的な実施はしていない。資力調査のための臨戸訪問ではないが、費用対効果の問題がない場合等に未収債権回収で訪問するケースや弁護士委託の際に、病院として援用申出対応等も含めて訪問するケースがある。

(問題点)

支払能力の把握や法的措置等実施要件の検討という観点からも、債務者の資力調査についての手段として臨戸訪問を実施するケースについて、臨戸訪問を実施しているケースと実施していないケースの判断基準に一貫性がない状況である。

【意見】

新型コロナウイルス感染症の影響や費用対効果の検証、債務者の諸事情等の状況にもよるが、債権管理の方針決定の一環として臨戸訪問の実施が必要なケースもある。臨戸訪問実施の判断について、より具体的で客観的な一貫性のある基準等を再検討することが望ましい。

⑩ 延滞に係る違約金について

未収となる患者の多くは、資力に余裕がない状態であることから、茨城県病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により徴収していない。

茨城県病院事業の設置等に関する条例(抜粋)

(診療料等の減免)

第6条 病院事業管理者は、診療料等の納付義務者に納付する資力がないと認めるとき、又は特別な事情があると認めるときは、診療料等を減額し、又は免除することができる。

⑪ 法的措置の実施

記載すべき事項なし

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	15,722,425	161	
平成23年度	1,262,211	21	
平成24年度	1,884,808	27	
平成25年度	1,553,360	21	
平成26年度	1,259,200	27	
平成27年度	1,945,442	32	
平成28年度	1,804,090	41	
平成29年度	1,247,414	63	
平成30年度	3,760,766	46	
令和元年度	4,808,249	80	
令和2年度	19,231,707	895	
合計	54,479,672		

《県立こども病院》

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	2,174,580	1,454,440	0	720,140	
		債務者数	470	379	0		
	過年度分	金額	5,310,621	402,400	3,464,400	1,443,821	
		債務者数	188	54	114		
	小計	金額	7,485,201	1,856,840	3,464,400	2,163,961	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	2,086,550	1,764,210	0	322,340	
		債務者数	512	425	0		
	過年度分	金額	5,412,251	420,370	3,600	4,988,281	
		債務者数	186	44	6		
	小計	金額	7,498,801	2,184,580	3,600	5,310,621	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	1,721,530	1,530,990	0	190,540	
		債務者数	389	362	0		
	過年度分	金額	6,289,396	736,470	331,215	5,221,711	
		債務者数	289	130	13		
	小計	金額	8,010,926	2,267,460	331,215	5,412,251	
		債務者数					

◆病院の概要（ホームページ「病院の概況」より）

①診療科目

小児内科、新生児内科、小児血液腫瘍内科、小児循環器内科、小児神経心療内科、小児内分泌・代謝内科、小児感染症内科、小児腎臓内科、小児アレルギー科、小児救急科、小児外科、新生児外科、小児泌尿器科、小児脳神経外科、心臓血管外科、小児形成外科、麻酔科、放射線科

②病床数

一般病床 115 床（許可病床 115 床）

③一日平均患者数(R2年度実績)

入院患者数 97.04 人

外来患者数 160.1 人

④管理運営

茨城県において病院本館をはじめとする諸施設を整備し、社会福祉法人恩賜財団済生会支部茨城県済生会が管理運営を受託。（指定管理者制度）

(3) 債権明細 (抽出分)

(単位:円)

番号	氏名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	a	3,300	平成16年10月	3,300
2	b	1,670	平成17年12月	1,670
3	c	23,088	平成18年6月	23,088
4	d	1,125,770	平成18年6月	1,125,270
5	e	5,070	平成18年10月	5,070
6	f	1,820	平成18年10月	1,820
7	g	6,210	平成19年3月	6,210
8	h	1,070	平成19年3月	1,070
9	i	600	平成19年11月	600
10	j	1,300	平成20年7月	1,300
11	k	600	平成20年9月	600
12	l	2,310	平成21年2月	2,310
13	m	31,720	平成22年5月	31,120
14	n	3,040	平成21年6月	3,040
15	o	600	平成21年12月	600
16	p	28,926	平成20年10月	28,926
17	q	7,040	平成23年4月	7,040
18	r	540,000	平成26年9月	22,000
19	s	169,560	平成26年12月	149,310
20	t	10,877	平成27年11月	10,877
21	u	13,840	令和元年5月	13,840
22	v	4,760	令和2年2月	4,760
合計				1,443,821

※上記は、監査対象として抽出した債権であり、未収債権総額とは一致しない。

① 債権の概要

番号	氏名	国籍	入院外来等区分	状況
1	a	日本	外来	委託
2	b	日本	外来	委託
3	c	日本	外来	委託
4	d	日本	入院・外来	分納・委託
5	e	日本	外来	委託
6	f	日本	外来	委託
7	g	日本	外来	委託
8	h	日本	外来	委託
9	i	日本	外来	委託
10	j	日本	入院	委託
11	k	日本	外来	委託
12	l	日本	文書料	死亡
13	m	日本	外来	委託
14	n	日本	外来	委託
15	o	日本	外来	委託
16	p	日本	外来	委託
17	q	日本	入院	分納・委託
18	r	外国	入院	分納・完納(R3. 6月)
19	s	日本	入院	分納・委託
20	t	日本	入院	委託
21	u	日本	文書料	分納・委託
22	v	日本	文書料	生活保護

(個々の債権の状況)

a：不履行。

弁護士委託。

当初債権発生時期より1年以上たってから催告状送付。

b：不履行。

滞納整理事項に催告状送付と記載があるが、書面の確認ができなかった。

弁護士委託。

当初債権発生時期より初動としての催告状送付時期不明。

c：不履行。

弁護士委託。

当初債権発生時期より2ヵ月程度たってから電話。

当初債権発生時期より1年以上たってから催告状送付。

- d : 不履行。
分割納付（履行延期）誓約書締結。
分納納付・延納・誓約書締結。
医療費分割納入誓約書締結。
国民健康保険滞納のため公費負担不可。
ソーシャルワーカーが遡っての保険料支払い等提案実施。
臨戸訪問を実施。
未収債権額が 1,000,000 円以上のため本庁と協議を実施。
弁護士委託。
- e : 不履行。
当初債権発生月に電話。
弁護士委託。
当初債権発生時期より 1 年以上たってから催告状送付。
- f : 不履行。
当初債権発生月に電話。
弁護士委託。
当初債権発生時期より 1 年以上たってから催告状送付。
- g : 不履行。
弁護士委託。
当初債権発生時期より半年以上たってから催告状送付。
- h : 不履行。
当初債権発生月に電話。
弁護士委託。
当初債権発生時期より半年以上たってから催告状送付。
- i : 不履行。
弁護士委託。
当初債権発生時期より 2 ヶ月程度たってから電話。
当初債権発生時期より 1 年以上たってから催告状送付。
- j : 不履行。
簡易書留等の措置を実施。
弁護士委託。
当初債権発生時期より半年以上たってから督促状送付。
- k : 不履行。
弁護士委託。
当初債権発生時期より半年程度たってから督促状送付。

- l : 不履行。
手術後死亡。
病院に対して訴訟。
平成 24 年 3 月に判決。最終的に病院側の支払いはなし(控訴なし)。
初動の督促状送付のみで委託等の対応なし。
当初債権発生時期より半年以上たってから督促状送付。
- m : 不履行。
弁護士委託。
当初債権発生時期より 1 年以上たってから催告書送付。
- n : 不履行。
弁護士委託。
当初債権発生時期より 4 ヶ月程度たってから電話。
当初債権発生時期より 1 年以上たってから督促状送付。
- o : 不履行。
弁護士委託。
当初債権発生時期より 2 ヶ月程度たってから電話。
当初債権発生時期より 1 年程度たってから督促状送付。
- p : 不履行。
当初債権発生月に電話催告。
弁護士委託。
当初債権発生時期より初動としての催告状送付時期不明。
- q : 不履行。
分納納付・延納・誓約書締結。
弁護士委託。
臨戸訪問を実施。
当初債権発生時期より半年程度たってから電話催告。
当初債権発生時期より 1 年程度たってから催告状送付。
- r : 分納。
分納納付・延納・誓約書締結。
原則毎月 11,000 円で返済。
完納。(令和 3 年 6 月 29 日)
- s : 不履行。
分納納付・延納・誓約書締結。
弁護士委託。
当初債権発生時期より半年以上たってから警告書送付。

t：不履行。

弁護士委託。

当初債権発生時期より1年以上たってから督促状送付。

u：不履行。

分割納付（履行延期）誓約書締結。

弁護士委託。

当初債権発生時期より初動としての催告状送付時期不明。

v：不履行。

生活保護受給者証を確認。

自己負担分があるという認識が希薄。

病院としては市役所から入金があると認識していたため督促書・催告書の送付なし。

（問題点）

債務者との折衝状況を記録する滞納整理事項を確認した。未収金発生後の状況についての記載はあるが、当初債権発生時期が古い債権については、電話・督促・催告に対する実施状況についての書面等の整備が不完全な状態でその経緯を確認することが難しい傾向にある。

【意見】

滞納整理事項は未収金に関する経緯についての情報源となる。現在は、医事システムを中心にシステム内で電子的に記録をする等、折衝状況の記載の徹底が図られており、関係書類の保管についての管理体制も構築されているが、担当者を変更した場合や債務者から問い合わせ確認がある場合等も考慮し、債権情報や折衝状況について適時に更新することが望ましい。

② 債権管理（未収金管理マニュアル）について

未収金管理マニュアルにより管理している。

ア 医業未収金回収マニュアル(茨城県病院局)

イ 未収金管理マニュアル(こども病院・平成31年4月)

③ 債権管理（システム間の連動）について

電子カルテから医事システムへ連動する仕組みとなっている。

区 分	ベンダー名	システム名	稼働日
医事システム	富士通	HOPE/SX-J	平成23年2月28日
	(株)ナイス	ML-A	平成29年9月2日
	(株)ナイス	ML-A(未収金管理システム)	令和2年2月28日
電子カルテシステム	富士通	EGMAIN-GX	平成23年2月28日
	日本IBM	CIS	平成29年9月2日

④ 債権管理（各種提出書類の管理状況）について

「入院申込書」「身元引受書」「誓約書」「保証書」について、令和3年1月24日から令和3年1月30日までの退院患者リストより35名についてサンプル抽出による突合を実施した。適切な管理状況である。

⑤ 債権管理（入院保証金制度）について

入院保証金制度は採用していない。

⑥ 債権回収の実施状況

平成29年度以前の古い未収債権については、未収債権に対する基準が現在と異なり、複数回の催告状送付、臨戸訪問等を経て約半年以上経過した後に弁護士事務所に債権回収を委託していた。

しかし、弁護士事務所より、滞納後、半年程度までが回収率が高いと言われ、平成30年度に催告状や臨戸訪問等の基準を見直し、現在は迅速に弁護士事務所に回収を委託している。

その結果、平成29年度以前の回収率(病院局)は23.6%だったのに対し、平成30年度以降は32.1%となっており、迅速に弁護士事務所に回収を委託することにより回収率が向上していることが確認できた。

また、現在は収入未済額をそのまま放置しておくことが最大の問題という認識のもと、弁護士事務所委託後に回収不能という債権については、会議等により分割納付・徴収停止・法的措置等の検討を実施している。

病院の個人医業未収金という性質上、悪質な滞納というよりは資力等の問題があり未収という場合が多く、杓子定規に進めることも躊躇してしまう背景がある。

(問題点)

未収債権の中には、督促や滞納処分等の回収事務において、極めて長期間の分割納付契約を締結する等で、結果的に全額を回収することが困難な状況になっている債権が散見されている。

【意見】

分割納付誓約は、履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではないため、債務者の資力等の状況を客観的に精査して分割納付選択の妥当性が担保されなければならない。退院後に外来で通院して分納を実施しているケースに対して、過去の債権を積極的に放棄することは、外来診療費の未収の可能性を高めるという懸念があることや診療費を納付している患者との公平性の観点から適当ではなく、費用対効果等の回収コストを考慮した効率的で杓子定規な対応を単純に実施すべきではないと思料するが、履行まで数十年以上必要な分割計画等については慎重な判断が求められる。

⑦ 催告活動等について

督促状・催告状については文書管理規程に従い5年間の保存を実施している。保存年数を経過した場合については医事システム等により記録を残しており、過去の確認を実施している。

(問題点)

医業未収金回収マニュアルにおける医業未収金回収フローでは催告状の送付は未収金発生より6箇月と記載されているが、債務者 a から債務者 v までの債権の中には、当初債権発生時期より少なくとも半年程度以上経過してから催告状送付を実施しているケースが散見されている。

【意見】

現状は、未収金管理マニュアルに基づき管理の徹底が図られているが、当初債権発生時期が古い債権について、医業未収金回収マニュアルに準じて、納付期限経過後は適時、速やかに催告状を送付する必要がある。

(問題点)

保証人に対する履行の請求が行われていなかった経緯がある。主債務者より継続的に少額の分割納付が実施されている場合や主債務者が保証人に対する請求を拒んでいる場合等が想定され、当初は身元保証人としての位置付けになっていた。

【指 摘】

主債務者からの履行が見込めない場合は、保証人への請求を実施する必要がある。保証人の経済的状況や生活環境を考慮する必要があるが、原則として保証人や主債務者の諸事情に関わらず、一貫した速やかな請求を実施すべきである。

(問題点)

外国人に対する面談や督促状等の文書作成について、日本語の理解が不十分な債務者も想定されるため、本来解消されるべき債権を滞納してしまう可能性も否めない。

【意見】

外国人に対する面談時には、翻訳機能を活用した対応を実施している。外国人に対する督促状等の文書作成については、患者の国籍等も多様なため全ての言語に対応することが現実的に困難であり、事務負担の観点からも容易ではないと思料するが、多様化する社会を見据えた滞納対策の選択肢のひとつとして、日本語以外の言語での対応について検討することが望ましい。

⑧ 財産・資力調査について

資力調査については、臨戸訪問時の状況確認と納税状況の確認程度で積極的な実施はしていない。

(問題点)

支払能力の把握や法的措置等実施要件の検討という観点からも、債務者の資力調査についての手段として臨戸訪問を実施するケースについて、臨戸訪問を実施しているケースと実施していないケースの判断基準に一貫性がない状況である。

【意見】

新型コロナウイルス感染症の影響や費用対効果の検証、債務者の諸事情等の状況にもよるが、債権管理の方針決定の一環として臨戸訪問の実施が必要なケースもある。臨戸訪問実施の判断について、より具体的で客観的な一貫性のある基準等を再検討することが望ましい。

⑨ 延滞に係る違約金について

未収となる患者の多くは、資力に余裕がない状態であることから、茨城県病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により徴収していない。

茨城県病院事業の設置等に関する条例(抜粋)

(診療料等の減免)

第6条 病院事業管理者は、診療料等の納付義務者に納付する資力がないと認めるとき、又は特別な事情があると認めるときは、診療料等を減額し、又は免除することができる。

⑩ 法的措置の実施

記載すべき事項なし

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	1,235,994	16	
平成23年度	7,040	1	
平成24年度	0	0	
平成25年度	0	0	
平成26年度	75,490	2	
平成27年度	106,697	2	
平成28年度	0	0	
平成29年度	0	0	
平成30年度	0	0	
令和元年度	18,600	2	
令和2年度	720,140	111	
合計	2,163,961		

(5) 不納欠損処理

《県立中央病院》

①平成30年度

(単位：円)

人数	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1件	316,408	316,408	権利の放棄の基準(死亡者) 該当のため、権利の放棄を実施	提出書類には個別の経緯説明があるが、内容を勘案し記載を省略している。
13件	4,276,427	2,898,756	権利の放棄の基準(所在不明) 該当のため、権利の放棄を実施	提出書類には個別の経緯説明があるが、内容を勘案し記載を省略している。
7件	2,163,720	1,585,054	権利の放棄の基準(無資力) 該当のため、権利の放棄を実施	提出書類には個別の経緯説明があるが、内容を勘案し記載を省略している。
6件	7,490	7,490	権利の放棄の基準(少額) 該当のため、権利の放棄を実施	提出書類には個別の経緯説明があるが、内容を勘案し記載を省略している。

10件	6,852,556	6,070,896	主債務者の消滅時効援用により債権が消滅（消滅時効援用）	時効の援用の申し出あり。その後、不納欠損処理を実施。
37件	13,616,601	10,878,604		

②令和元年度

(単位：円)

人数	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
4件	2,759,600	1,596,577	権利の放棄の基準(死亡者) 該当のため、権利の放棄を実施	提出書類には個別の経緯説明あるが、内容を勘案し記載を省略している。
26件	3,307,783	3,149,130	権利の放棄の基準(所在不明) 該当のため、権利の放棄を実施	提出書類には個別の経緯説明あるが、内容を勘案し記載を省略している。
15件	2,647,092	1,639,512	権利の放棄の基準(無資力) 該当のため、権利の放棄を実施	提出書類には個別の経緯説明あるが、内容を勘案し記載を省略している。
10件	3,760,096	2,930,946	主債務者の消滅時効援用により債権が消滅（消滅時効援用）	時効の援用の申し出あり。その後、不納欠損処理を実施。
2件	571,952	462,890	主債務者の自己破産により債権が消滅（自己破産）	自己破産決定通知書。その後、不納欠損処理を実施。
57件	13,046,523	9,779,055		

③令和2年度

(単位：円)

人数	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
109件	24,025,871	17,415,117	権利の放棄の基準(1) 該当のため、権利の放棄を実施	提出書類には個別の経緯説明あるが、内容を勘案し記載を省略している。
16件	8,823,153	5,744,122	主債務者の消滅時効援用により債権が消滅（消滅時効援用）	時効の援用の申し出あり。その後、不納欠損処理を実施。

6件	1,017,130	767,626	主債務者の自己破産により債権が消滅（自己破産）	自己破産決定通知書。その後、不納欠損処理を実施。
131件	33,866,154	23,926,865		

《県立こころの医療センター》

①平成30年度

(単位：円)

件数	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1件	609,420	609,420	債権の放棄の基準(死亡者)に該当するため	提出書類には個別の経緯説明あるが、内容を勘案し記載を省略している。
3件	69,216	67,216	債権の放棄の基準(所在不明者)に該当するため	提出書類には個別の経緯説明あるが、内容を勘案し記載を省略している。
7件	30,658	30,658	債権の放棄の基準(少額債権)に該当するため	提出書類には個別の経緯説明あるが、内容を勘案し記載を省略している。
4件	2,113,660	2,053,060	主債務者の消滅時効援用により債権が消滅	時効の援用の申し出。その後、不納欠損処理を実施。
1件	46,320	34,320	主債務者の自己破産により債権が消滅	自己破産決定通知書。その後、不納欠損処理を実施。
16件	2,869,274	2,794,674		

②令和元年度

(単位：円)

件数	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
3件	463,060	463,060	債権の放棄の基準(無資力)に該当するため	提出書類には個別の経緯説明あるが、内容を勘案し記載を省略している。
2件	37,369	37,369	債権の放棄の基準(少額債権)に該当	提出書類には個別の経緯説明あるが、内容を勘案し

			するため	記載を省略している。
3件	1,492,897	1,386,400	主債務者の消滅時効 援用により債権が消滅	時効の援用の申し出。その後、不納欠損処理を実施。
8件	1,993,326	1,886,829		

③令和2年度

(単位：円)

件数	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
8件	1,867,500	1,863,500	権利の放棄の基準 (1)該当のため、権利の放棄を実施	提出書類には個別の経緯説明あるが、内容を勘案し記載を省略している。
8件	3,308,510	3,217,510	主債務者の消滅時効 援用により債権が消滅	時効の援用の申し出。その後、不納欠損処理を実施。
16件	5,176,010	5,081,010		

《県立こども病院》

①平成30年度

(単位：円)

件数	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1件	34,231	34,231	所在不明	提出書類には個別の経緯説明あるが、内容を勘案し記載を省略している。
6件	412,726	293,484	無資力	提出書類には個別の経緯説明あるが、内容を勘案し記載を省略している。
6件	3,500	3,500	少額	提出書類には個別の経緯説明あるが、内容を勘案し記載を省略している。
13件	450,457	331,215		

②令和元年度

(単位：円)

件数	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
6件	3,600	3,600	少額	提出書類には個別の経緯説明あるが、内容を勘案し記載を省略している。
6件	3,600	3,600		

③令和2年度

(単位：円)

件数	当初債権額	不納欠損額	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
114件	3,714,142	3,464,400	権利の放棄の基準 (1) 該当のため、権利の放棄を実施	提出書類には個別の経緯説明あるが、内容を勘案し記載を省略している。
114件	3,714,142	3,464,400		

《3病院共通の「指摘」・「意見」》

令和元年度までは、主として「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準2（1）債務者の所在が不明であること（3）債務者が無資力又はこれに近い状態であること（4）債務者が死亡し、相続人がない又はその有無が明らかでないこと（5）県の債権の金額が少額で取立てに要する費用に満たないものであること」に該当するとして、権利の放棄に伴う不納欠損処理を行ってきた。

令和2年度は、主として同年に策定された県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準2（1）「当該債権につき、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があること」に該当するものとして、権利の放棄に伴う不納欠損処分を行っている。

令和元年度までは、権利放棄の要件が厳格であるため、提出を受けた資料の範囲では不納欠損案件自体には、特に問題は見られなかったが、令和2年度の不納欠損処理では、例えば、次のように、これまでの債権管理過程で問題があったために不納欠損処理に至らなかったと推察される案件についても不納欠損処理がなされている。

(問題点)

県立中央病院で確認された事案であるが、ある時点で、債務者が死亡し、相続人が相続放棄したとの関係者の情報だけで、相続人調査や相続放棄照会を実施せず、また、未収金回収外部業務委託も実施しなかったために、時効期間が経過しても長期間不納欠損処理できていなかったと思われる案件があった。令和2年に住民票照会するも保存期間経過で相続人調査自体も困難となったようである。

なお、現在は、納入通知書等が宛先不明等による返戻があった際などに住民票照会を行っているほか、回収委託を行っている弁護士法人においても住民票照会を行っており、相続人等の調査は随時行っているとのことである。

【意見】

債務者死亡については、関係者の話だけで判断するのではなく、相続人調査や相続放棄の照会等の裏付け調査をすべきであった。

(問題点)

県が平成21年3月策定した「債権管理の基本について」では、次のとおりの規定がある。

「債権管理の基本について」

【財産調査】

・強制徴収・強制執行等の手続に着手するのか徴収停止を行うのか等の判断を行うには、債務者の財産の状況を把握する必要がある。個々の債権の内容や債務者の状況に応じて異なるが、財産調査の時期は、滞納（債務不履行）から6カ月以内を目安に行うこと。

また、地方自治法施行令第171条の2各号によれば、督促後、「相当の期間」を経過してもなお履行がされない場合は、法的措置をとらなければならない。

なお、「相当の期間」は、債権の性質等を考慮して決めるべきものであるが、『逐条地方自治法』によれば「おおむね1年を限度とすべき」とされている。

地方自治法施行令

(強制執行等)

第一百七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第一百七十一条の五の措置をとる場合又は第一百七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

また、県が平成21年3月策定した「債権管理の基本について」では、次のとおりの規定がある。

「債権管理の基本について」

【強制徴収、強制執行等】

- ・徴収停止や履行期限の延長その他特別の事情がある場合を除き、再三の催告にも応じず、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、強制徴収・強制執行等の手続をとること。

【強制執行等】

- ・強制徴収できない債権については、以下の手続を行うこと。
- ・強制執行等の手続を円滑に行うため、対象選定の考え方や弁護士等による支援、執行の手法等について検討を進める。

〈支払督促・訴訟手続〉

- ・担保・保証人のない債権及び強制執行に必要な債務名義（裁判所の確定判決等、債権について強制執行できると国が認めたことを証明する文書）のない債権については、裁判所に対し、支払督促の申立等により債務者への履行を請求するとともに、納付なき場合は債務名義を取得し、強制執行の手続に着手すること。

以上の規定によれば、滞納（債務不履行）から6カ月以内を目安に、所得状況調査や財産調査の実施をすべきであり、その結果、徴収停止や履行期限の延長その他特別の事情がある場合を除き、高額かつ不誠実な債務者に対しては、時効期間経過前に法的措置等の実施をすべきである。

令和2年度の案件では、未収金回収外部業務委託をして、事務督促や電話督促の実施はしているものの、債権額が多額であり、債務者や保証人は再三の督促にも応じていないが、「時効期間を経過した私債権の放棄に係る経緯説明書」の記載上、所得状況調査や財産保有状況調査が未実施とされており、支払督促や訴訟手続も行われなかった案件がある。

これについて、所管課から次の回答があった。

- ・財産の状況や収入の状況は、現地確認や相手方からの聞き取りにより確認している。
- ・経緯説明書の財産調査・財産保有状況調査欄に記載がない理由としては、病院局では、経緯説明書に財産調査を実施として記載することができるのは、税の預金調査のように法的な実行力を伴うものだけと認識していたためである。
- ・臨戸訪問や聞き取りにより資力状況を確認したほか、弁護士法人への回収委託において

も「回収不能」として専門家の回答を得ており、こうした状況から「資力なし」として判断し、法的措置は実施しなかった。

令和2年4月1日より改正民事執行法が施行されたことにより、差押えを容易にする制度が拡充された。改正法では、(1)財産開示手続の見直しとともに、(2)第三者からの情報取得手続(①不動産に関する情報取得手続、②給与債権に関する情報取得手続、③預貯金債権に関する情報取得手続)が新設されており、支払督促や訴訟手続により債務名義を取得することで、法的な実行力を伴う財産調査もより可能となっている。

また、地方自治法施行令第171条の2各号によれば、督促後、「相当の期間」を経過してもなお履行がされない場合は、原則として法的措置をとらなければならない。

【意見】

時効期間経過前の高額かつ不誠実な債務者に対しては、財産の状況や収入の状況を現地確認や相手方からの聞き取りだけで判断するのではなく、法的措置を実施することによるメリット(時効の更新、法的な実行力を伴う財産調査が可能、悪質な滞納者に対する断固たる回収措置によるほかの滞納者への波及効果等)も十分検討の上、法的措置を実施するか否か検討すべきである。

第 10 警察本部

監査対象課の主な業務内容は、次のとおりである。

1 交通指導課
1 道路交通関係法令違反の取締りに関すること。
2 交通反則行為の処理に関すること。
3 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。
4 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の規定による車両の使用者に対する指示、 放置違反金に関する事務及び車両の使用に関すること。
5 暴走族対策に関すること。

（監査対象債権）

報告書債権No.	債 権 名	金 額
9-1-1	過料（現年度納付命令分）	1,656 千円
	過料（滞納繰越分）	1,329 千円

（指摘・意見一覧）

報告書債権No.	「指摘」・「意見」
9-1-1	<p>【意 見】</p> <p>作業の二重化を防止するためにも駐車違反管理システムから、違反者別（標章番号別）の債権の増加額（調定額）・減少額（収入済額、不納欠損額）・残高に関する「明細データ」を出力できるよう機能を見直し、財務システムの「合計額データ」との照合作業に利用できるように改善すべきである。</p>
	<p>【意 見】</p> <p>滞納処分の停止をした滞納者に対しては、滞納処分の執行停止を継続することの適否の調査結果について、資力回復をした者に限らず、全ての者に対して作成すべきである。</p>
	<p>【意 見】</p> <p>即時欠損は、滞納処分の執行停止を前提としていることに留意すべきである。</p>

(2) 債権推移表

(単位：円)

年度	項目		調定済額a	収入額b	不納欠損額c	当年度末残高d =a-b-c	備考
令和2年度	現年度分	金額	56,729,000	55,058,000	15,000	1,656,000	
		債務者数	3,631	3,524	1		
	過年度分	金額	3,018,000	1,008,000	681,000	1,329,000	令和2年度中に調定取消が5件 75,000円発生したため前年度の残高 と不一致
		債務者数	196	65	44		
	小計	金額	59,747,000	56,066,000	696,000	2,985,000	
		債務者数					
令和元年度	現年度分	金額	54,439,000	52,954,000	0	1,485,000	
		債務者数	3,534	3,438	0		
	過年度分	金額	3,665,000	1,523,000	534,000	1,608,000	令和元年度中に調定取消が2件 30,000円発生したため前年度の残高 と不一致
		債務者数	239	100	34		
	小計	金額	58,104,000	54,477,000	534,000	3,093,000	
		債務者数					
平成30年度	現年度分	金額	47,649,000	46,021,000	0	1,628,000	
		債務者数	3,113	3,006	0		
	過年度分	金額	4,283,000	1,847,000	369,000	2,067,000	
		債務者数	278	120	24		
	小計	金額	51,932,000	47,868,000	369,000	3,695,000	
		債務者数					

(3) 債権明細

(単位：円)

年度	件数	当初債権額	未収債権額
平成28年度	6件	90,000	90,000
平成29年度	12件	180,000	180,000
平成30年度	22件	333,000	333,000
令和元年度	47件	726,000	726,000
令和2年度	106件	1,656,000	1,656,000
合計	193件	2,985,000	2,985,000

しかし、調査等の結果、

- ・所在及び財産が判明しない。
- ・差押えできる財産がない。
- ・生活保護受給者等で財産がない。

に該当するような滞納者については、放置違反金の回収が困難となっている。

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	備考
平成22年度以前	0	0	
平成23年度	0	0	
平成24年度	0	0	
平成25年度	0	0	
平成26年度	0	0	
平成27年度	0	0	
平成28年度	90,000	6	
平成29年度	180,000	12	
平成30年度	333,000	22	
令和元年度	726,000	47	
令和2年度	1,656,000	106	
合計	2,985,000	193	

(問題点)

所管課である交通指導課では、駐車車両の放置違反金に関する債権を管理するため、放置駐車違反管理システム（以下「駐車違反管理システム」という。）を利用している。

しかし、駐車違反管理システムには、債権の残高明細データとなる、違反者別（標章番号別）の増加（調定額）・減少（収入済額、不納欠損額）・残高を出力する機能がないため、この明細を作成するために別途 Excel 表への入力作業を行うこととなっている。

債権の残高については、財務システム側が作成する残高データが、年度単位の「合計額データ」であるのに対して、所管課が作成する残高データは、違反者別（標章番号別）の「明細データ」という位置付けとなる。

駐車違反管理システムには、「放置違反データの登録・審査」、「使用者照会」、「弁明通知」、

「仮納付」、「納付命令」、「督促/催告」、「滞納」等、放置車両への対応業務を支援するための機能が備えられている。

しかし、放置違反金に関する債権残高に関しては、違反者別（標章番号別）の明細残高を出力する機能が備えられていない。このため、毎月実施する財務システム側の「合計データ」と所管側の「明細データ」の合計額を照合する作業のために、駐車違反管理システムで処理したデータ等を元データとして、別途 Excel で明細情報（「収入未済一覧表」等）を作成しなければならないとなっている。

システム間の整合性確認を行う場合、そこで把握した差額を放置せず、必ず差額の原因の究明を行い、タイムリーに修正作業を行うことが、システムが保持するデータの信頼性を維持するために重要な作業となる。

差額の原因究明は、管理する債権の件数が多くなればなるほど労力・時間を要する。

駐車車両の放置違反金に関する債権の管理対象件数は、令和2年度を例にとると、調定件数 3,631 件（調定金額 約 56 百万円）、収入件数 3,524 件（収入額 約 55 百万円）、債権残高については、現年度分・過年度分併せて 193 件（残額 約 3 百万円）となっている。

現時点で、差額の原因分析が不徹底という事態が発生しているわけではないが、「明細データ」の作成にかかる時間と労力を節約し、差額の原因究明とその対応に充てることが作業時間の割り当て方として効率的であり、データの信頼性維持に役立つと思われる。

また、債権の管理の中で、正確性確保のために労力・時間を要する作業として、収納した入金額について、誰の債権分なのかを特定して処理する、いわゆる「消込」作業がある。単純計算であるが、毎年約 3,600 件の入金件数があるとすると、毎月 300 件となり、収入データは毎月上旬・中旬・下旬と 3 回に分けて処理されるため、1 回当たりの消込作業件数は、約 100 件程度になると推量される。担当者 1 名で処理する件数として、決して少ない件数ではないと思われる。

このように、駐車違反管理システムへの入力と、Excel への入力という作業が二重化している部分があり、情報システムのデータを活用しきれていないと思われる。

駐車違反管理システムにある債権の増加額（調定額）、減少額（収入済額、不納欠損額）のデータを利用できれば、「二重作業」をなくす、あるいは相当部分を軽減できる可能性があると考ええる。

また、現状では、差額の原因究明のための労力・時間も要しており、事務処理の改善が必要と考ええる。

【意見】

作業の二重化を防止するためにも駐車違反管理システムから、違反者別（標章番号別）の債権の増加額（調定額）・減少額（収入済額、不納欠損額）・残高に関する「明細データ」を出力できるよう機能を見直し、財務システムの「合計額データ」との照合作業に利用できるように改善すべきである。

(5) 不納欠損処理

①平成 30 年度

件数	不納欠損額
24 件	369,000 円

②令和元年度

件数	不納欠損額
34 件	534,000 円

③令和 2 年度

件数	不納欠損額
45 件	696,000 円

令和 2 年度の主な不納欠損処理の根拠及び不納欠損処理に至る経緯の例示

No.	不納欠損処理の根拠	不納欠損処理に至る経緯の概要
1	納付義務の消滅（地税法第 15 条の 7 第 4 項）	平成 27 年 6 月 22 日督促、平成 27 年 7 月 28 日、9 月 1 日催告発出、平成 27 年 10 月 7 日差押予告発出、財産僅少につき平成 29 年 4 月 6 日滞納処分停止（地方税法 15 条の 7）、その後、再調査するも新たな財産の発見に至らず、納付義務の消滅。
2	即時欠損（地税法第 15 条の 7 第 5 項）	令和 2 年 7 月 22 日督促、令和 2 年 8 月 27 日、9 月 28 日催告発出、催告通知するも納付がなく、臨戸による聞き込みから滞納者が死亡した情報を入手する。令和 2 年 11 月 9 日死亡確認(令和 2 年 7 月下旬死亡)、差押えできる財産の発見に至らず。地方税法第 15 条の 7 該当、即時欠損。
3	時効完成 滞納処分停止中（地方自治法第 236 条）	平成 27 年 6 月 22 日督促、7 月 28 日、9 月 1 日催告発出、10 月 7 日差押予告通知書発出、会社は登記されているが、差押えできる財産の発見に至らず、平成 29 年 9 月 12 日滞納処分停止（地方税法 15 条の 7）、その後、再調査するも新たな財産を発見できず、時効完成。

地方税法第 15 条の 7

（滞納処分の停止の要件等）

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、その差し押えを解除しなければならない。
- 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
- 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

地方自治法第 236 条

(金銭債権の消滅時効)

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。

(所管課における管理状況)

放置違反金の徴収については、「放置違反金の徴収に関する事務取扱要領」で、実施要領が体系的かつ合理的に定められており、関連事務の適正化及び能率化が図られている。

また、同様に、滞納処分の執行停止についても「放置違反金等の滞納処分の執行停止に関する事務取扱要領」が定められている。

今回、不納欠損処理事案につき、記録を精査して、「放置違反金の徴収に関する事務取扱要領」及び「放置違反金等の滞納処分の執行停止に関する事務取扱要領」に沿った処理がなされていたか調査した。

滞納整理については、「放置違反金の徴収に関する事務取扱要領」で①放置駐車違反管理システムによる督促対象者の把握及び管理、②督促状、催促状、債権差押通知書を順に送付、③電話催促・臨戸訪問等による納入催促、④放置違反金滞納者調査経過書作成等が求められているが、いずれも適切に実施されていた。

また、滞納処分のための財産調査についても、同要領に沿って、金融機関に関する預貯金照会、所在地確認等が行われていた。

滞納処分執行停止についても、「放置違反金等の滞納処分の執行停止に関する事務取扱要領」に沿って、滞納処分停止調書を作成し、これを滞納処分停止決議書に添付して決裁を受けていた。

(問題点)

滞納処分の停止は、あくまで徴収の一旦停止に過ぎず、停止期間中に滞納者が納税資力を回復することを期待し、資力が回復すれば、滞納処分の停止を取消し、徴収を再開するものであり、待ってから徴収することが本来の目的である。

「放置違反金等の滞納処分の執行停止に関する事務取扱要領」では、滞納処分の停止をした滞納者については、公平な徴収を実現する観点から次のように取り決められている。

(放置違反金等の滞納処分の執行停止に関する事務取扱要領)

第9 資力回復調査

滞納処分の停止をした滞納者については、公平な徴収を実現する観点から、滞納処分の執行停止を継続することの適否の調査を実施するものとする。

1 実施時期

原則として、納付義務消滅予定日前12か月から1か月の間に実施するものとする。

なお、実施に当たっては、年度当初に不納欠損予定者一覧表等により調査対象滞納者を把握して、滞納処分停止確認調査(資力回復)調書「様式第7号」により効率的に調査を実施するものとする。

2 調査方法

(1) 滞納者の所在が判明している場合

財産の状況について調査を行うものとする。

(2) 滞納者の所在及び財産が不明の場合

所在確認に努め、所在が確認できたものについては、財産の状況について調査を行うものとする。

第10 滞納管理

滞納処分の執行停止を行った場合は、滞納処分の停止整理簿総括表「様式第8号」により、納付義務が消滅するまでの間管理するものとする。

閲覧資料によれば、放置違反金滞納者調査経過書において、納付義務消滅予定日前12か

月から1か月の間に所得照会等を実施している状況は確認できるものの、滞納処分停止確認調査（資力回復）調書の作成や滞納処分の停止整理簿総括表による管理は確認できなかったが、これは滞納処分の執行停止をした滞納者については、未納者リスト（Excelデータ）で一元管理しているためであった。

【意見】

滞納処分の停止をした滞納者に対しては、滞納処分の執行停止を継続することの適否の調査結果について、資力回復をした者に限らず、全ての者に対して作成すべきである。

（問題点）

不納欠損事例の中で、督促後、滞納者の死亡が判明し、当該滞納者の財産調査を経て、滞納者の死亡及び差押財産がないことを理由に滞納処分とし、地方税法第15条の7第5項で即時欠損とした事例があった。

滞納処分停止及び即時欠損に関連する規定は、次のとおりである。

地方税法

（滞納処分の停止の要件等）

第十五条の七

5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

（放置違反金等の滞納処分の執行停止に関する事務取扱要領）

第6 即時欠損

交通部長は、滞納処分の執行停止をした場合において、次のいずれかに該当する場合は、直ちに放置違反金等の納付義務を消滅させることができる。

・・・

6 滞納者が死亡したとき

上記のとおり、即時欠損は、あくまで滞納処分の停止をした場合を前提とするから、滞納処分停止前に死亡した者に対して、即時欠損はなし得ないとする。

また、死亡が判明した後、事後的に滞納処分が実施できるかについても、地方税法第15条の7第2項では、地方団体の長は、滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならないとされていることから、死亡した者に対して、事後的に滞納処分停止の通知もなしえないのではないかと考える。

そもそも、滞納者が死亡した場合には、納付の義務は民法に規定する相続人が承継し、相続人が複数いるときは、それぞれの相続人について財産調査等を行った上で当該それぞれの

相続人につき滞納処分の執行又はその執行停止の判断をすることが本筋である。

したがって、本件では、滞納者本人の即時欠損による終結ではなく、相続人の調査・財産調査を経た上で、相続人に対する滞納処分又は滞納処分の停止をすべきである。

なお、滞納者が死亡して、相続人・財産調査の結果、相続人が存在しない、あるいは相続人全員が相続放棄をしていた場合、裁判所に予納金を納付して相続財産管理人を選任する必要があるが、その滞納者に財産がなければ、費用倒れになることは明らかであるから、差押対象財産の処分予定価額が、滞納処分費を超える見込みがなく、「滞納処分をすることができる財産がないとき」に該当し、滞納処分の停止が可能であると考え（下記国税徴収法基本通達 153-2（1）参照）。

国税徴収法基本通達 153-2（1）

（滞納処分の執行）

2 法第 153 条第 1 項第 1 号の「滞納処分の執行」をすることができる財産がないときは、滞納処分の停止をするかどうかを判定する時（以下第 153 条関係において「判定時」という。）において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときにいう。

- (1) 既に差し押さえた財産及び差押えの対象となり得る財産の処分予定価額が、滞納処分費（判定時後のものに限る。）及び法第 2 章第 3 節《国税と被担保債権との調整》の規定等により国税に優先する債権の合計額を超える見込みがない場合

【意見】

即時欠損は、滞納処分の執行停止を前提としていることに留意すべきである。

第 11 教育委員会に対する令和 2 年度包括外部監査の措置状況について

教育委員会については、令和 2 年度において包括外部監査の対象としたところであるが、令和 3 年度の包括外部監査を実施中に「措置状況」が公表されたことから、「措置状況」を監査対象としている。

なお、通常の監査手法ではなく、個々の「措置状況」の妥当性、有効性等の観点から監査を実施した。

(指摘・意見一覧)

「指摘」・「意見」
《茨城県地域改善対策進学奨励資金》 【意見】(不納欠損処理について) 茨城県においても、高知県の例を参考にして、要配慮個人情報に該当する場合は債務者の住所氏名の記載を省略することについて、議会運営委員会において了解を得て債権放棄が可能と思料するものである。
【意見】(延滞利息について) 引き続き、指摘 6 の事項(規定に基づいて元本返還の調定を実施し、その付帯収入である延滞利息の請求を行わなければならない。)につき、対応措置を講ずる必要がある。
《茨城県地域改善対策進学奨励資金以外の奨学資金・奨励資金》 「指摘」・「意見」なし
《授業料》 「指摘」・「意見」なし

1 茨城県地域改善対策進学奨励資金

(1) 措置状況の概要

令和2年度の包括外部監査における「指摘」、「意見」の措置状況（令和3年第2回県議会定例会報告）については、全体的には監査人が想定（期待）する内容となっており評価するが、一部についてはより適切に講ずべき項目がある。

(2) フォローアップ監査

前年度に実施した包括外部監査における指摘事項等に対する措置状況に基づくヒアリングの内容及び結果は、次のとおりである。

【指摘8】

返還台帳への記載は、必要事項を適切に記載しなければならない。

【措置等】

担当者による差異がでないよう、記載すべき事項を確認し、適切に記載する体制を整えた。

<質問>

「担当者による差異がでないよう、記載すべき事項を確認し、適切に記載する体制を整えた」とあるが、「記載すべき事項」「適切に記載する体制」とは具体的にはどのようなことか。

<回答>

「記載すべき事項」

→債権者（保証人）、運動団体とのやり取り、納入通知書・納付書発送の記録、督促の記録、延滞利息（毎年更新）、記載事項に変更があった場合における住所・保証人等

「適切に記載する体制」

→担当を2名から3名に増員した。また、台帳を室の共有フォルダに保存し、対応した担当者全員が即座に記載できる体制にした。（それまでは主担当1名のみが記載していた）

《指摘11・13・17 共通事項》

【指摘11】

適切な回収手続を執ることなく、時効期間を経過した債権の発生を許容したことは不適切である。

【措置等】

今後は、個々の事情を考慮しつつも、令和2年10月に総務部長から発出された「未収債権への対応方針について」に基づき、適切な回収手続を進めていく。

【指摘13】

茨城県地域改善対策進学奨励資金の特殊性はあるにしても、所管課としては他の奨学資金等と同様に規定に基づく回収手続をしなければならず、現在に至るまでの回収手続の実施状

況は不適切である。

【措置等】

今後は、個々の事情を考慮しつつも、令和2年10月に総務部長から発出された「未収債権への対応方針について」に基づき、適切な回収手続を進めていく。

【指摘17】

今後は、「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」に準拠して、債権放棄をした上で不納欠損処理を実施することになるが、時効期間が経過していない債権については、所定の回収手続を実施すべきである。

【措置等】

時効期間が経過した債権については、「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」に基づき、不納欠損処理の実施を検討していく。

時効期間が経過していない債権については、個々の事情を考慮しつつも、令和2年10月に総務部長から発出された「未収債権への対応方針について」に基づき、適切な回収手続を進めていく。

<質問>

「適切な回収手続を進めていく」とあるが、「適切な回収手続」として予定あるいは実施しているものは何か。

<回答>

- ・実施しているもの→電話、文書による督促、各運動団体との連絡調整、区市町部局との連絡調整
- ・予定しているもの→定期的な所在調査、分納による納入相談、法的措置（運動団体との調整が必要）

《指摘12・14・16 共通事項》

【指摘12】

茨城県地域改善対策進学奨励資金の主債務者は、奨学生本人である。当該債権の特殊性はあるにしても、正当に返還を行っている債務者との公平性・平等性を考慮すれば、当然に正規の回収手続を実施しなければならない。

【措置等】

奨学生本人に対して適切な回収手続を行うよう体制を整える。

【指摘14】

保証人である奨学生の親権者に連絡を取るだけでなく、主債務者である奨学生本人に対する催告を行うべきである。

【措置等】

奨学生本人に対して適切な回収手続を行うよう体制を整える。

【指摘16】

主債務者である奨学生本人に対して、所定の事情が発生した場合には催告や時効中断（時効の更新・完成猶予）の措置を実施すべきである。

【措置等】

奨学生本人に対して適切な回収手続を行うよう体制を整える。

<質問>

「奨学生本人に対して適切な回収手続を行うよう体制を整える」とのことであるが、「体制」として予定あるいは実施しているものは何か。

<回答>

- ・実施しているもの→本人に対しての連絡。民間運動団体との連絡調整を通し、保証人である親から奨学生本人への連絡の同意が得られた者に対しては、本人に対して電話や手紙等で連絡を行っている。
- ・予定しているもの→本人と連絡を取ることに付いての保証人への確認。保証人の同意を得られていない者については、本人に直接連絡は行えていないことから、残りの者についても、同意を得られるよう運動団体や保証人との調整を行っていく。

以上、個別の措置状況については、包括外部監査において指摘した趣旨を理解しての内容であった。

(3) 不納欠損処理について

所管課とヒアリングを実施した中で、時効期間が経過した債権について「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」に基づき不納欠損処理を実施するに際し、議会に議案を上程する場合に秘匿性の高い要配慮個人情報である氏名・住所を開示しなければならないことから、取扱いに苦慮し処理が遅れているとのことであった。

当該事案は、茨城県固有の問題ではなく、全国に共通して発生する事案であるが、議会との調整等により、解決できる問題であると思料する。

事実、高知県においては、「※債権放棄は年度末に一括して行い、6月議会に報告すること、またその際、要配慮個人情報に該当する場合は債務者の住所氏名の記載を省略することについて、平成29年10月12日議会運営委員会において説明済」として、債権放棄を実施している。

所管課の参考に供するため、当該事案を掲載するものである。

報告第1号

高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の未収金債権に係る高知県債権管理条例に基づく債権放棄の実施について

高知県債権管理条例第14条の規定に基づき、令和元年度に実施した、高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の未収金債権に係る債権放棄について、別紙のとおりご報告します。

別紙

高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の未収金債権に係る高知県債権管理条例に基づく債権放棄の実施について

令和元年度中に、高知県債権管理条例第14条の規定に基づき、高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の未収金債権の一部を債権放棄しました。

1 制度の変遷

- 【1】 S33年度～S45年度 社会福祉奨学資金 「貸与」「給付」制度
- 【2】 S46年度～S56年度 同和対策奨学資金 「給付」制度
- 【3】 S57年度～S61年度 地域改善対策奨学資金（旧法） 「貸与」「給付」制度
- 【4】 S62年度～H13年度 地域改善対策奨学資金（新法） 「貸与」制度
- 【経過措置】 ～H18年度 H13年度廃止後の経過措置による貸与

2 債権整理に向けた取組

(1) 高知県債権管理条例の制定（平成29年2月議会で議決）（以下「県条例」と言う。）

第11条 知事等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 略

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

第14条 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該非強制徴収債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 第11条に規定する徴収停止の措置をとった日から3年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき(消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。)

(2)、(3) 略

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの(債務者が援用をしていないものに限る。)について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該私債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 強制執行の対象となる財産がないとき。

(2) 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

(3) 債務者の所在が不明であるとき。

※債権放棄は年度末に一括して行い、6月議会に報告すること、またその際、要配慮個人情報に該当する場合は債務者の住所氏名の記載を省略することについて、平成29年10月12日議会運営委員会において説明済

(2)全庁的な取組

平成29年5月17日に開催された「税外未収金対策連絡会議・部会合同会議」において、平成28年度決算時点で時効期間が経過している債権について、全庁的に、29年度、30年度の2年間で集中的に整理に取り組むこととなった。

また、令和元年5月27日に開催された「第1回税外未収金対策幹事会」において、令和元年度の取組方針等が決定され、時効期間が経過している債権について、債権放棄の要件を満たしていることを確認したうえで、令和元年度中に債権放棄を行うこととなった。

3 人権教育・児童生徒課の取組

(1)対象案件の絞り込み

高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の未収金債権の整理に向け、平成28年度決算時点で時効期間が経過している債権の抽出を行った。

《平成28年度決算時点において収入未済である債権の状況》

	件数	人数	金額 (円)
(1) 時効期間経過債権	2,129	529	70,069,240
うち 全件について時効期間が経過しているもの (※1)	503	189	8,530,550
うち 一部時効期間が経過していないもの (※2)	1,626	340	61,538,690
(2) 時効期間未経過債権	8,765	988	428,779,655
(3) 合計	10,894	1,517	498,848,895

○債権放棄の検討を行う債権

全件について時効期間が経過しているもの (※1) のうち、特に平成 25 年度に地方自治法施行令 (第 171 条の 5) に基づき徴収停止を実施した債権 (433 件 (125 人) 4,621,700 円) について、債権放棄の検討を行うこととした。

平成 25 年度に徴収停止を実施した未収金債権の制度別内訳

	徴収停止日	内容	停止の理由
①社会福祉奨学資金貸付金	平成 25 年 6 月 10 日	・貸付未済金 392 件 (84 人) 3,271,250 円 ・戻入未済金 2 件 (2 人) 3,800 円	債権金額が少額 時効期間経過
②同和对策奨学資金戻入未済金	平成 25 年 8 月 7 日	・戻入未済金 38 件 (38 人) 1,249,500 円	
③地域改善対策奨学資金 (旧法)	平成 26 年 3 月 25 日	・貸付未済金 1 件 (1 人) 97,150 円	
合計		433 件 (125 人) 4,621,700 円	

(2)平成 29 年度に行った債権放棄及び不納欠損処理

制度別② 同和对策奨学資金戻入未済金 27 件 (27 人) 1,005,000 円

平成 30 年 3 月 30 日付け 債権放棄 平成 30 年 5 月 2 日付け 不納欠損処理

※戻入未済金

給付型制度であるが、退学等で給付要件に該当しなくなったため、既に給付していた奨学資金のうち退学後に不用となった資金の返還を求めたが、支払いされず、戻入未済となったもの。

(3)平成 30 年度に行った債権放棄及び不納欠損処理

対象の債務者の所在調査の結果、該当者なし、あるいは意向確認調査に対して応答が

なく、連絡がとれない者または支払いの意思のない者で、以後の回収が困難であると判断された者について、高知県税外未収金対策幹事会債権管理推進部会の審査を経て、平成31年3月29日付けで県条例（第14条第1項第1号）に則り債権放棄を行うとともに4月12日付けで不納欠損処理を行った。

○高知県同和对策奨学資金の戻入金に係る債権

- ・制度別②（同和对策奨学資金戻入未済金）に係るもの8件（8人）173,500円

○高知県社会福祉奨学資金貸付金の返還に係る債権

- ・制度別①（社会福祉奨学資金貸付金）に係るもの26件（26人）787,500円

(4)令和元年度に行った債権放棄及び不納欠損処理

対象の債務者の所在調査の結果、該当者なし、あるいは意向確認調査に対して応答がなく、連絡がとれない者または支払いの意思のない者で、以後の回収が困難であると判断された者について、高知県税外未収金対策幹事会債権管理推進部会の審査を経て、令和2年3月31日付けで県条例（第14条第1項第1号）に則り債権放棄を行うとともに、5月26日付けで不納欠損処理を行った。

○高知県社会福祉奨学資金貸付金の返還に係る債権

- ・制度別①（社会福祉奨学資金貸付金）に係るもの69件（14人）613,600円

(5)未収金債権の削減に向けた今後の取組

○奨学資金返還相談員の活動

主に電話により、未納者に対する返還方法等の相談対応や滞納金の納付指導、免除申請の助言などを行う。

○債権回収業務委託

債権回収の強化策として、債権回収業務を弁護士に委託。

【参考】地域改善対策奨学資金（新法）の全体像（令和2年5月27日現在）



※朱書き部分は、監査人によるものである。

(問題点)

時効期間を経過した茨城県地域改善対策進学奨励資金について、要配慮個人情報の開示に苦慮し、債権放棄が遅れている。

【意見】

茨城県においても、高知県の例を参考にして、要配慮個人情報に該当する場合は債務者の住所氏名の記載を省略することについて、議会運営委員会において了解を得て債権放棄が可能と思料するものである。

(4) 延滞利息について

茨城県地域改善対策進学奨励資金の延滞利息についての指摘及び措置等は、次のとおりである。

【指摘6】

延滞利息額は 18,838,175 円と多額の金額となっている。これは、元本返還時期が到来したにもかかわらず、元本返還金についての調定を実施せず、その結果、元本に係る付帯収入である延滞利息の請求ができなかったことによるものである。規定に基づいて元本返還の調定を実施し、その付帯収入である延滞利息の請求を行わなければならない。

【措置等】

返還時期が到来している元本について、調定を行った。

今後は、延滞利息が発生した際は、元本の請求に併せ、適切に延滞利息の請求を行う。

措置等については、令和3年第2回県議会定例会までに措置を講ずることができたもの(「短期〇」)として報告がされている。

しかし、ヒアリングしたところ、同時点では、延滞利息の計算はすべてしているが、まだ債務者には知らせてはおらず、10月に行う督促の際に、延滞金の金額をお知らせする予定とのことであった。

また、延滞利息の請求に関しては、元金納入後に調定予定とのことであった。

(問題点)

元金返還の調定は実施したところであるが、延滞利息については、金額の計算をしたのみで、令和3年第2回県議会定例会までに措置を講ずることができたと評価するには不十分である。

【意見】

引き続き、指摘6の事項(規定に基づいて元本返還の調定を実施し、その付帯収入である延滞利息の請求を行わなければならない。)につき、対応措置を講ずる必要がある。

2 茨城県地域改善対策進学奨励資金以外の奨学資金・奨励資金

(1) 措置状況

令和2年度の包括外部監査における「指摘」、「意見」の措置状況（令和3年第2回県議会定例会報告）については、監査人が期待する内容となっており評価するものである。

(2) フォローアップ監査

前年度に実施した包括外部監査における指摘事項等に対する措置状況を検討し、あわせて指摘事項等に基づく措置等の具体的取組に関する質問を実施した。その質問と回答は、次のとおりである。

【意見3】

同意書の提出については、奨学生が未成年者の場合にも徹底すべきである。

【措置】

令和2年度当初より奨学生が未成年者の場合、法定代理人から同意書を徴収している。引き続き同意書の徴収を徹底する。

【指摘18】

元本返還額についての事前調定を実施しているが、その付帯収入である延滞利息については、元本未済時に一括して請求を行っている。本来であれば、規定に基づいて延滞の事実が発生したときに、債務者に通知し、徴収しなければならない。

【措置】

延滞利息について、元本未収時点でもその時点の額を把握し、債務者への通知、請求を行っていく体制を整える。

【意見4】

新設された未収債権対策チームと連携するとともに、債権管理のための組織体制の充実を図るべきである。

【措置】

令和3年度から奨学資金関係業務の職員を1名増員し、債権管理のための組織体制の充実を図った。

【意見5】

貸付等の審査にあたっては、保証人の所得・資産等を確認する書類の提出を求めるなど、資力の確認を行うべきである。

【措置】

貸付等の審査にあたって、奨学金の返還を保証する保証人を立てる必要があることを周知するとともに、保証人の所得・資産等を確認する書類の提出の検討を行う。

【意見 6】

保証人の確保が困難な者のために、機関保証制度の導入も検討すべきである。

【措置】

保証人の確保が困難な者に対し、機関保証制度の導入の検討を行う。

【指摘 19】

督促を行っても指定した期限までに納入がない場合、税外諸収入滞納処分執行調書の作成を徹底すべきである。

【措置】

財務規則に則り、税外諸収入滞納処分執行調書を作成する。

【指摘 20】

奨学生本人が、支払を遅滞した場合には、奨学生本人へ催告するとともに、連帯保証人に対する請求を徹底すべきである。

【措置】

奨学生本人が、支払を遅滞した場合には、奨学生本人へ催告するとともに、連帯保証人に対する請求を行う体制を整える。

【指摘 21】

時効期間が迫っている債権については、債権回収業者に委託したとしても、所管課においても、督促状況・法的措置の有無などを頻繁に確認するなどして、管理を徹底すべきである。

【措置】

債権回収委託者に委託している債権についても、総務部未収債権対策チームと連携の上、個々の債権の事情に合わせ、法的措置の検討を行い、漫然と時効期間が経過しないようにした。

【指摘 22】

督促に応じない者に対し、財産調査を滞納から6か月以内を目安に行うべきである。

【措置】

総務部未収債権対策チームと連携の上、個々の債権の事情に合わせ、督促に応じない債務者に対して、財産調査の検討を行う。

【意見 7】

本来は、債権額、時効期間の経過までの期間等を考慮し、法的措置への移行に関する明確な基準が必要であるが、基準の明確化がなされていなかったのは遺憾である。しかしながら、令和2年度において未収債権対策チームのもとで「未収債権への対応方針について」が策定されたことから、今後はこの基準に沿った対応を確実に実施されたい。

【措置】

総務部未収債権対策チームと連携の上、「未収債権への対応方針について」に沿って、時効までの期間に応じた取組を行い、権利の放棄・法的措置等の対応を実施した。

<質問>

時効期間経過まで1年未満の債権について

- ①現在、何件あり、債務額はいくらか。
- ②具体的にどのような取組を検討、あるいは実施したか。
- ③上記取組について、障害があるとすれば、どのようなことか。

<回答>

- ①現在、何件あり、債務額はいくらか。(令和3年3月31日現在)
 - ・茨城県奨学資金：3件、737,200円
 - ・茨城県高等学校等奨学資金：6件、316,040円
 - ・茨城県育英奨学資金：1件、72,000円
 - ・茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金：0件
- ②具体的にどのような取組を検討、あるいは実施したか。
 - ・令和3年3月に、茨城県高等学校等奨学資金で2件支払督促申立を実施。併せて、居住実態の確認など、現地調査を実施。
 - ・各資金とも債務者宅を訪問するなど催促を実施するとともに法的措置（訴えの提起、支払督促）を検討。準備出来次第速やかに実施予定。
 - ・茨城県奨学金、茨城県高等学校等奨学資金において、居住実態確認や債務者宅の訪問を粘り強く重ね、返還再開となった案件もある。
- ③上記取組について、障害があるとすれば、どのようなことか。
 - ・住所不明者への対応（住所確認）。
 - ・連絡・催促に反応しない債務者の経済状態確認。
 - ・費用対効果がない少額な債権への対応。
 - ・単純保証人への請求のあり方。

【指摘20について】

<質問>

「奨学生本人が、支払いを遅滞した場合には、奨学生本人へ催告するとともに、連帯保証人に対する請求を行う体制を整える」とのことであるが、具体的にどのような体制を検討しており、進捗具合はどの程度か。

<回答>

- ・本来の納期限から 20 日以内に奨学生本人に督促状を送付するが、その督促状の納期限到来後に連帯保証人へも督促状を送付し、延滞の事実を知らせるとともに請求を行う形を検討している。
- ・個別に督促状を作成するには労力が多大であるため、通知書等を発行する管理システムを改修し、連帯保証人への督促状を作成・発行する機能を追加する予定。
- ・進捗具合としては、令和 3 年 10 月現在システム関係業者と協議している段階である。令和 3 年度中に改修作業を行う見込み。

以上、個別の措置状況については、包括外部監査において指摘した趣旨を理解しての内容であった。

3 授業料

(1) 措置状況

令和2年度の包括外部監査における「指摘」、「意見」の措置状況（令和3年第2回県議会定例会報告）については、監査人が期待する内容となっており評価するものである。

(2) フォローアップ監査

令和2年度に実施した包括外部監査における指摘事項等に対する措置状況を検討し、あわせて指摘事項等に基づく措置等の具体的取組に関する質疑を実施した。その質問と回答は、次のとおりである。

【意見8】

「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」は、地方自治法第236条第2項の規定により時効の援用を要さない債権を除く債権（私債権）を適用対象としていることから、不納欠損処理につき、「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」に基づくべきではなく、授業料徴収事務取扱要項や法的措置取扱要項に基づいた事務処理の後、決定すべきである。

【措置】

未収授業料は徴収事務取扱要項や法的措置取扱要項に基づく事務処理を実施し、時効経過となった債権は速やかに不納欠損処理を実施することとした。

【指摘23】

漫然と時効により債権消滅しないように、後述の茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項3（1）、（2）に従い、原則として、民事訴訟法第382条に基づく支払督促の方法及び民事執行手続をとるべきであり、同要項5の適用除外に該当し、同項の適用除外手続を経た場合に限り、例外的にこれらを実施しないこととすべきである。

【措置】

未収授業料については、法的措置取扱要項に基づく事務処理を県立学校あて周知するとともに、要項を改正し、地方自治法施行令に基づく徴収停止の手続等の方法を明確にすることで、各債権に応じて適切な対応を行うこととした。

【指摘24】（未収授業料がある県立学校共通）

未収授業料がある県立学校においては、授業料滞納者に対して、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項5に則った滞納月数別の督促等の事務を適切に実施しなければならない。

【措置】

未収授業料の徴収は、校長を中心として学校全体で取り組み、学級担任等と協力しながら、滞納者の個別の状況を踏まえ、徴収事務取扱要項に基づく滞納月数に応じた対応をすること

を徹底することとした。

【意見 9】

所管課においても、授業料滞納者に対しては、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項 5 に従った滞納月数別の督促等の事務を実施することを各学校に徹底するよう、助言及び指導を行うべきである。

【措置】

未収授業料の徴収については、滞納者に対して毅然として対応するため、徴収事務取扱要項に基づいた事務処理を徹底するよう通知を発出し、引き続き、各学校に対して助言及び指導を実施することとした。

【指摘 25】（未収授業料がある県立学校共通）

未収授業料がある県立学校においては、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項に則り、授業料の滞納月数が5か月に達した場合には校内委員会を必ず開催しなければならない。

【措置】

未収授業料の徴収は、校長を中心として学校全体で取り組むべきであり、そのための情報共有及び滞納者個別の対応が必要なことから、徴収事務取扱要項に基づく校内委員会の開催を徹底することとした。

【意見 10】

所管課においては、各学校に対し、茨城県立高等学校授業料徴収事務取扱要項に従い、授業料の滞納月数が5か月に達した場合に校内委員会の開催を徹底するよう助言及び指導を行うべきである。

【措置】

未収授業料の徴収は、校長を中心として学校全体で取り組むべきであり、そのための情報共有及び滞納者個別の対応が必要なことから、要項に基づく校内委員会の開催を徹底するよう、通知を発出するとともに、引き続き各学校に対して助言及び指導を実施することとした。

【指摘 26】

督促を行っても指定した期限までになお納入がない場合、税外諸収入滞納処分執行調書を作成すべきである。

【措置】

税外諸収入滞納処分執行調書は財務規則に基づく文書であり、全ての債権に適用されることを周知し、未収授業料についても学校において作成するよう徹底することとした。

【指摘 27】

茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項3(1)に従い、6か月滞納となり、保証人宅訪問の実施が終了した後、なお授業料が未納である場合、原則として、民事訴訟法第382条に基づく「支払督促」の手続をとるべきであり、同要項5の適用除外に該当し、同項の適用除外手続を経た場合に限り、例外的に支払督促を実施しないこととすべきである。

【措置】

未収授業料については、法的措置取扱要項に基づく事務処理を県立学校あて周知するとともに、要項を改正し、地方自治法施行令に基づく徴収停止の手続等の方法を明確にすることで、各債権に応じて適切な対応を実施することとした。

【指摘28】

茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項3(2)に従い、仮執行宣言付支払督促を実施後、確定してからも3か月滞納している場合には、滞納者の銀行預金や勤務先等、差押え可能な財産の把握に努めるべきである。

【措置】

仮執行宣言付支払督促を実施した債権については、個々の現状を把握した上で、法的措置取扱要項に基づく財産調査が可能な債権については、できる限り滞納者の財産の把握に努めることとした。

【指摘29】

茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項3(2)に従い、仮執行宣言付支払督促を実施後、確定してからも3か月滞納し、同項に規定された手続を行った後においても、なお授業料が未納の場合には、原則として、民事執行法第1条に定める民事執行の手続をとるべきであり、同要項5の適用除外に該当し、同項の適用除外手続を経た場合に限り、例外的に民事執行を実施しないこととすべきである。

【措置】

仮執行宣言付支払督促を実施した債権については、個々の現状を把握した上で、法的措置取扱要項に従い、民事執行の実施又は適用除外手続をとることとした。

【指摘23・27等】について

<質問>

指摘を受けて「法的措置取扱要項を改正」とあるが、どのような改正をしたか。また周知状況。

<回答>

- ・「茨城県立高等学校授業料滞納者に対する法的措置取扱要項」の法的措置適用除外に地方自治法施行令に基づく徴収停止の規定を明記し手続きを明確にした(令和3年4月1日か

ら施行)。

- ・要項に基づいた事務処理を徹底するよう、就学支援金との関係で授業料を徴収すべき者が判明した後、各学校あて通知を送ることを予定している。
- ・現在、未収は発生していないので、引き続き要項の周知を主に行っていく。

以上、個別の措置状況については、包括外部監査において指摘した趣旨を理解しての内容であった。

V 監査の結果のまとめ

第1 監査の結果の集計

監査の結果の総括及び個別における「指摘」・「意見」の件数は、次のとおりである。

報告書債権No.	所管課	指摘	意見	計	
総括	共 通	5	14	19	
	小 計	5	14	19	
1-1-1	県民生活環境部	0	5	5	
1-1-2		0	0	0	
	小 計	0	5	5	
2-1-1	保 健 福 祉 部	0	1	1	
2-2-1		0	7	7	
2-2-2		2	2	4	
2-2-3		2	3	5	
2-3-1		0	0	0	
2-3-2		1	1	2	
2-3-3		0	1	1	
2-3-4		0	0	0	
2-4-1		2	4	6	
2-4-2		0	2	2	
2-5-1		0	9	9	
2-5-2		2	4	6	
2-5-3		0	0	0	
2-5-4		0	6	6	
2-6-1		10	6	16	
		小 計	19	46	65
3-1-1		立 地 推 進 部	0	2	2
3-2-1	1		2	3	
3-2-2	0		0	0	
	小 計	1	4	5	
4-1-1	産 業 戦 略 部	11	6	17	
4-1-2		0	2	2	
4-2-1		0	1	1	
	小 計	11	9	20	

報告書債権No.	所管課	指摘	意見	計
5-1-1	農 林 水 産 部	1	5	6
5-2-1		5	2	7
5-2-2		1	2	3
5-3-1		0	1	1
5-4-1		0	0	0
	小 計	7	10	17
6-1-1	土 木 部	0	1	1
6-2-1		0	0	0
6-2-2		0	0	0
6-2-3		0	0	0
6-2-4		0	0	0
6-2-5		2	0	2
6-2-6		2	0	2
6-2-7		1	0	1
6-2-8		0	0	0
6-3-1		10	7	17
	小 計	15	8	23
7-1-1	企 業 局	0	0	0
7-1-2		0	1	1
7-1-3		0	1	1
	小 計	0	2	2
8-1-1	病 院 局	5	22	27
	小 計	5	22	27
9-1-1	警 察 本 部	0	3	3
	小 計	0	3	3
教育委員会	教 育 庁	0	2	2
	小 計	0	2	2
	合 計	63	125	188